

特許庁委託

台湾模倣対策マニュアル

2016年3月

公益財団法人 交流協会

前書き	1
一、台湾における知的財産権の現況	1
(一)台湾における知財出願の動向	1
(二)台湾訴願、裁判、取締の現状	20
1.智慧財産局	20
(1) 専利の無効審判請求	20
(2) 商標の異議、無効審判及び取消審判	22
2.訴願審議委員会	25
(1) 専利	25
(2) 商標	26
3.裁判所	27
(1) 民事訴訟事件（出典：2014年司法統計年報）	27
(2) 刑事訴訟事件（出典：2014年司法統計年報）	31
(3) 行政訴訟事件（出典：2014年司法統計年報）	33
4.取締	34
(1) 刑事警察大隊（旧名：保護知的財産権警察大隊）	34
(2) 税関	35
(三)台湾当局の動向	36
1. 法改正の動向	36
2. 施策方針	38
二、日本と台湾の知財制度の違い	39
一、台湾の法律で保護される知的財産及び保護を受けるための手続き又は要件	43
(一)法制度の紹介	44
1.専利法(特許/実用新案/意匠)	44
(1)保護を受けるための要件	44
(2)手続き	48
(3)権利の維持	83
(4)微生物の寄託について	87

2. 商標法	88
(1)保護を受けるための要件	89
(2)手続き	94
(3)権利の維持	115
3. 著作権法	119
(1)保護を受ける要件	119
(2)著作権、著作隣接権、出版権	121
(3)著作権信託管理	131
4. 公平交易法	133
(1)公平交易法第 22 条について	133
(2)公平交易法第 25 条について	135
5. 営業秘密の保護	137
(1)営業秘密の概念及び要件	137
(2)営業秘密侵害行為の類型	137
(3)営業秘密侵害に対する救済	140
(二)先行登録権利の調査、権利侵害行為の回避	142
1. 情報取得の方法	142
(1)登録・出願情報の公開	142
(2)登録・出願情報取得の方法	143
2.特許/実用新案/意匠に関する調査.....	149
(1)目的	149
(2)調査方法	150
3. 商標の調査	153
(1)目的	153
(2)調査方法	154
4.権利侵害の回避策	155
(1)権利譲渡・ライセンスの交渉	155
(2)権利の無効・取消審判請求	156
二、台湾における知財戦略	184

(一)台湾進出手段	184
1. 合弁企業	184
2. 駐在員(代表人)事務所	184
3. 支社	185
4. 独資会社(子会社)	185
5. その他(販売代理店、技術移転・ライセンス).....	185
(二)進出の際の留意点	185
1.提携対象との間の知的財産問題	185
(1)合弁の形態	186
(2)販売代理店の形態	186
(3)技術移転・ライセンスの形態	187
2. 技術秘密流出対策	191
(1) 法根拠（営業秘密法、公平交易法、刑法）	191
(2) 契約の更新又は終了の留意点	191
(3) 問題発生時の対応	192
三 知的財産権の保護（模倣品対策）	194
(一) 税関による水際措置	196
1.税関の登録制度	198
2.税関の登録制度による侵害疑義物品の輸出入差止め手続き ...	199
3.税関登録による商標権・著作権侵害疑義物品輸出入差止め手続き のフローチャート	202
4.専利権による水際措置	203
(二) 行政機関への告発(公平交易委員会、中央・直轄市・県市の所管 官庁).....	205
1.公平交易委員会	205
(1)告発手続き	205
(2)公平交易法違反の効果	205
(3)公平交易委員会による行政処分に対する不服申立て	206
(4) 公平交易委員会による調査のフローチャート	206

2.その他の機関(中央・直轄市・県市の所管官庁).....	207
(1)商品表示法による救済.....	207
(2)食品衛生管理法による救済.....	208
(3)消費者保護法による救済.....	209
(三) 模倣に対する民事的救済.....	210
1.関連法律.....	210
2.民事訴訟手続の概要.....	211
(1) 訴訟手続のフローチャート.....	211
(2) 法院に提出すべき書類.....	212
(3) 訴訟費用.....	212
3.民事訴訟の対象となる侵害行為.....	212
(1)専利権(特許権・実用新案権・意匠権)の侵害.....	212
(2)商標権の侵害.....	213
(3)不正競争行為の場合.....	214
4.侵害に対する救済の種類及び内容.....	216
(1)侵害の差止請求権.....	216
(2)損害賠償請求権.....	216
(3)不当利得返還請求権.....	216
(4)信用回復請求権.....	216
5.請求権発生の要件.....	216
(1)専利・商標の場合.....	216
(2)不正競争行為の場合.....	217
6.当事者適格.....	218
(1)専利権に基づく場合.....	218
(2)商標権に基づく場合.....	218
(3)不正競争行為の場合.....	219
7.知的財産民事事件の審理.....	219
(1)知的財産民事事件の範囲.....	219
(2)技術審査官の設置.....	220

(3)心証公開	220
(4)営業秘密の保護	221
(5)秘密保持命令	221
(6)権利の有効性の認定	222
(7)証拠保全	222
8.提訴管轄	223
9.主張・立証	224
(1)専利権侵害訴訟等の場合	224
(2)商標権侵害訴訟の場合	227
(3)不正競争行為侵害訴訟等の場合	228
10.判決	228
(1)判決手続	228
(2)判決の効力	228
(3)判決の執行	228
11.上訴	229
(1)上訴裁判所の連絡先及び所在地	229
(2)上訴の要件	229
12.保全処分	230
(1)侵害差止め仮処分	230
(2)仮差押	232
(3)債務者が保全処分に反する行為をした場合	233
13.民事訴訟上の和解	233
14 債務者が任意で返済しない損害賠償債権の確保(強制執行)..	233
(四)模倣に対する刑事的救済	234
1.関連法律	234
2.刑事訴訟手続の概要	235
(1)手続概要	235
(2)刑事手続のフローチャート	236
3.刑事罰の種類及び内容	237

(1)刑事罰の対象	237
(2)非親告罪	237
(3) 各罪に関する説明	237
4.刑事罰に科するための要件.....	239
(1)商標権の場合	239
5.権利者がとり得る手段.....	240
(1)情報の収集	240
(2)情報の収集方法	240
(3)告訴、告発	241
(4)検察・警察機関による捜査	241
(5)検察による事件処理の決定	241
(6)内政部警政署保安警察第二総隊刑事警察大隊について	241
(7)主なお問い合わせ先	242
6.知的財産刑事事件の審理.....	243
(1)知的財産刑事事件の範囲	243
(2)技術審査官の設置	243
(3)判決の基礎	243
(4)秘密保持命令	243
(5)権利の有効性の認定	243
7.上訴、不起訴処分に対する不服.....	244
(1)上訴	244
(2)不起訴処分に対する不服	244
(3)再審	244
(五)警告状の発送	246
1.発送前の準備	246
2.警告状の形式及び発送方法.....	248
3. 警告状の内容	248
四、台湾における知的財産問題.....	249
(一)並行輸入	249

1. 専利製品の並行輸入.....	249
(1) 「権利の消尽」原則	249
(2) 特許権及び実用新案権の保護に関する規定	250
2. 商標権に関する真正品の並行輸入.....	252
(1) 商標権に関する真正品の並行輸入に関する規定	252
(2) 実例：「台湾明治股份有限公司」vs 「三邦貿易有限会社」事 件.....	253
3. 著作物の並行輸入	253
(1) 著作権法上著作物真正品の並行輸入に関する規定	253
(2) 実例	254
(二) 兩岸の知的財産権に関する保護及び協力.....	255
(三) 職務発明・実用新案・意匠及び職務著作物	259
1. 職務発明・実用新案・意匠.....	259
(1) 雇用関係においては完成した発明、実用新案又は意匠	260
(2) 出資して他人を招聘する関係において完成した発明、実用新 案又は意匠.....	261
2. 職務上の著作物(法人著作)	262
(1) 雇用関係において完成した著作物	263
(2) 出資して他人を招聘する関係において完成した著作物	263
(四) 商号(会社名)の保護.....	265
1. 商号(会社名)の登録手続き	265
2. 商号(会社名)に関する紛争	266
(1) 商号が先取り登録された場合	266
(2) 他人により、登録商号を商標若しくは対外的表示として使用 されること	267
3. 救済手段	268
(五) ドメインネームの保護	269
1. ドメインネームの登録手続き	269
2. ドメインネーム紛争に関する紛争.....	269

(1)ドメインネーム紛争の処理	269
(2)ドメインネーム紛争の実例	271
3.救済手段	272
(1)紛争処理機関	272
(2)紛争手続き	272
(六)インターネット上の権利侵害	274
1.よく見られるインターネット上の権利侵害行為.....	274
2. 台湾当局による知的財産権保護の取組み.....	274
(1)智慧財産権の保護を専門とする刑事警察大隊の設立	274
(2)智慧財産法院(知財裁判所)の設立	276
3. 権利侵害に対する救済	278
(1)権利者の民事請求権	278
(2)侵害者の刑事責任	281
(3)侵害者の行政責任	283
五、参考(契約おけるフォーマット等)	286
六、添付資料	299

前書き

本マニュアルは、台湾に駐在する日系企業の担当者や、日本において台湾の知財関連業務に携わる日本企業の知財担当者をはじめ、台湾の知財制度に関心を持っている諸氏のために、台湾の知的財産分野における問題、動向、日本の知的財産制度との違い等を解説するとともに、台湾での知財戦略上必要と考えられる各事項の調査を通して、その結果から台湾の知的財産分野の現状を分析・報告することを目的としている。

台湾への投資に伴い台湾進出の際の知財戦略が重要課題となっており、知財戦略の策定には、台湾における知財の現状や関連法制の把握が不可欠である。以下においては、まず、台湾知財の現状を統計資料を用いて紹介する。

一、台湾における知的財産権の現況

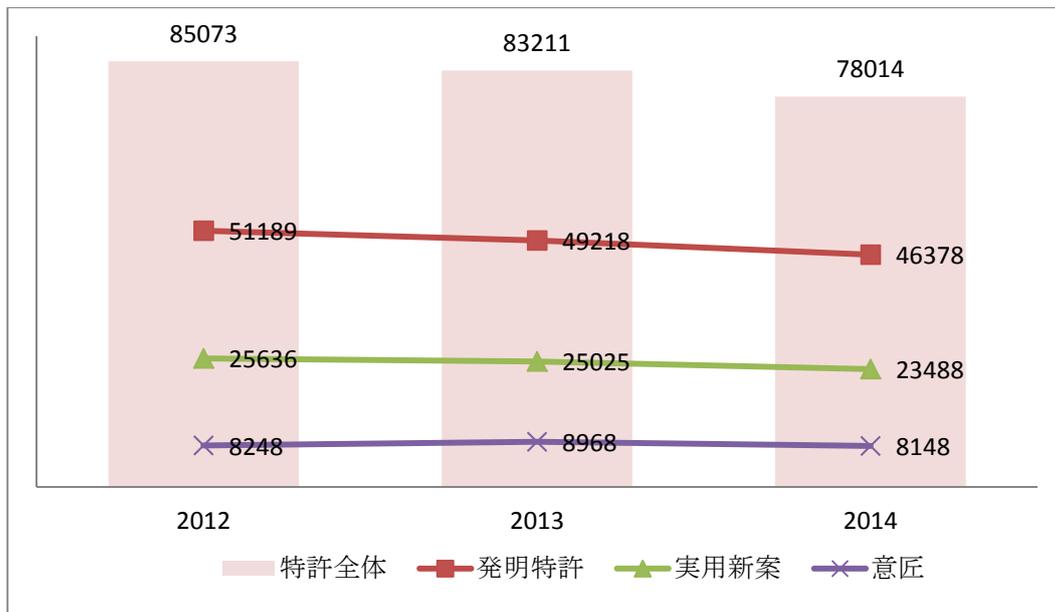
(一)台湾における知財出願の動向

台湾智慧財産局は、毎年3月又は4月に前年度の年次報告書(年報)を発行するほか、**四半期報告書**も発行している。本マニュアルに記載した「**専利**」(特許、実用新案、意匠をカバーしている。特許=発明専利、実用新案=新型専利、意匠=設計専利)出願、商標登録出願の件数など、台湾知的財産権の現状については、智慧財産局が2015年4月に発行した2014年度年報における知的財産権の統計資料に基づいて分析した。

専利出願

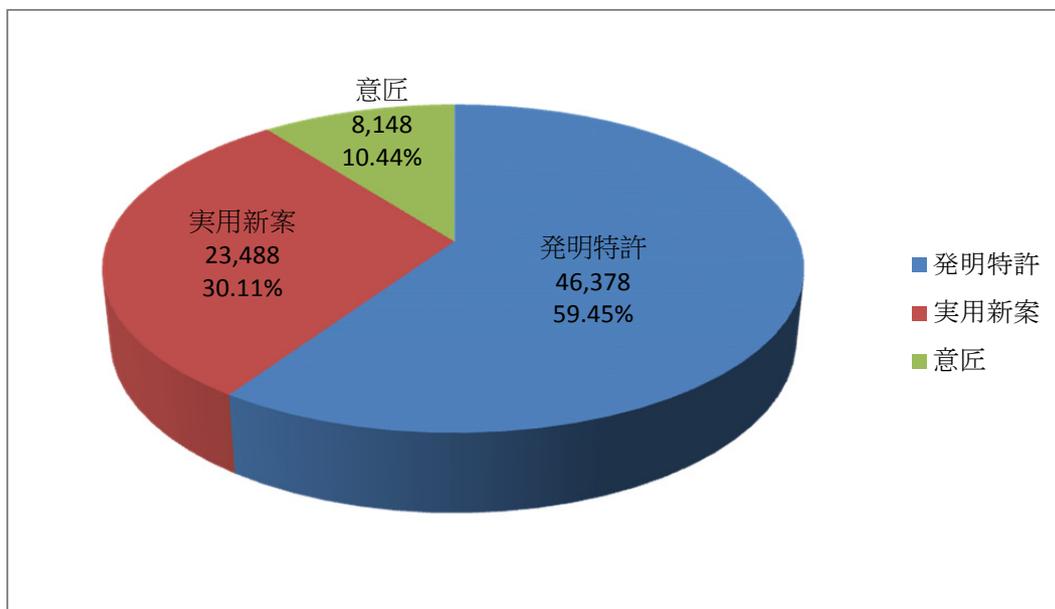
2014年智慧財産局が受理した**専利全体の出願件数**は78,014件(台湾出願人:45,868件、外国出願人:32,146件)で、前年比で6.2%減少した。そのうち、発明特許が46,378件、実用新案が23,488件、意匠が8,148件で、前年比でそれぞれ5.77%、6.14%、9.14%減少した。その中で、発明特許は、減少件数が2840件で、最も多い。また、専利出願の総数に占める発明特許、実用新案及び意匠の割合は、それぞれ59.45%、30.11%及び10.44%となっている。

【特許出願動向】



(2014 年知的財産権統計より)

【2014 年度発明特許、実用新案及び意匠出願の割合】

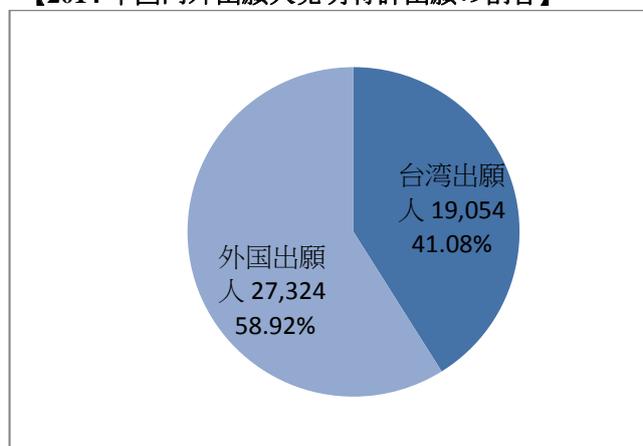


(2014 年の知的財産権統計資料に基づき作成)

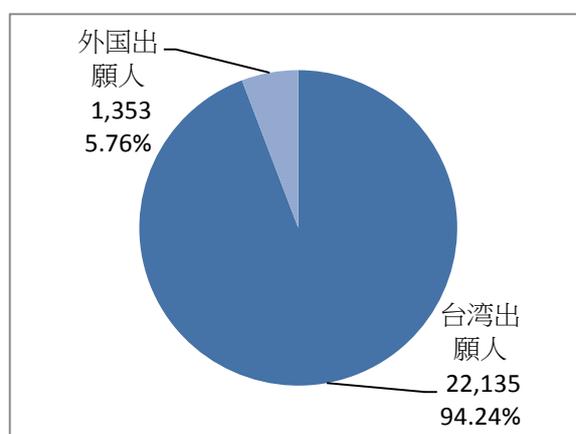
出願人の国籍をみると、**発明特許**出願計 46,378 件のうち、外国出願人の出願件数は 27,324 件、台湾出願人は 19,054 となり、前年比で、それぞれ 164 件、2676 件の減少、率にして、0.6%、12.3%の減少となった。上記のとおり、外国人による出願件数には

大きな変化がなかったが、台湾人出願件数の大幅な減少により出願件数全体の減少幅が広がった。また、全体に占める外国出願人の割合は58.92%となり、前年の55.85%から、3.07%上昇した。これに対し、台湾出願人が占める割合は41.08%で前年の44.15%から3.07%減少し、外国出願人との差が前年の11.70%から17.83%に広がった。台湾人による出願の減少は、三年連続である。また、下記グラフから分かるように、外国人による専利出願は日本、米国に集中している一方で、実用新案及び意匠における登録出願は、台湾出願人のほうが多く、特に、**実用新案登録出願**(23,488件)は、台湾の出願人が22,135件で、全体の94.24%を占めている。この圧倒的な割合から、台湾出願人が無審査かつ短期間で権利を取得できる実用新案権制度をより積極的に活用しようとする傾向が見て取れる。また、意匠は、台湾の出願人が4,679件で、57.43%を占めている。

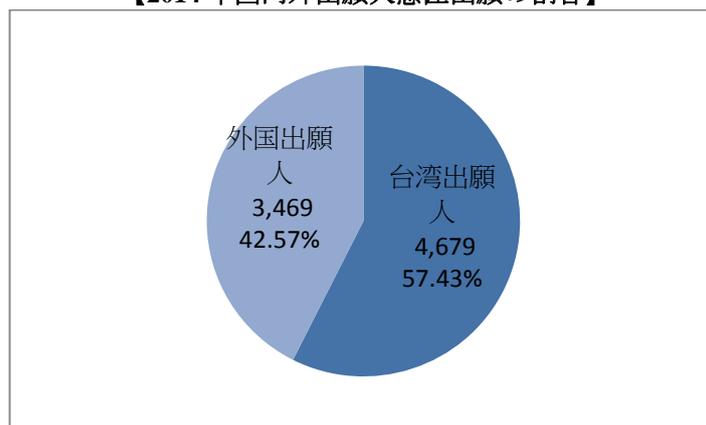
【2014年国内外出願人発明特許出願の割合】



【2014年国内外出願人実用新案の割合】

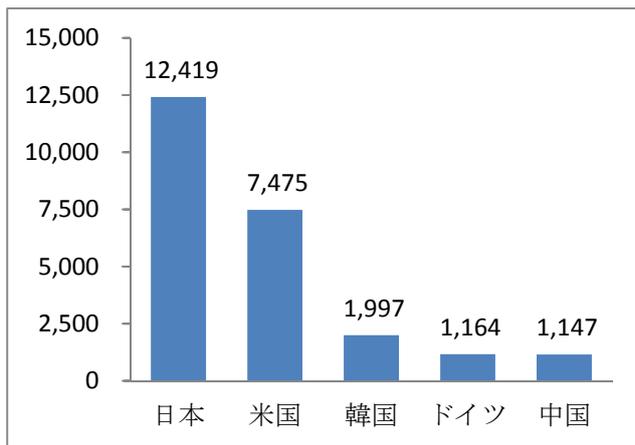


【2014年国内外出願人意匠出願の割合】

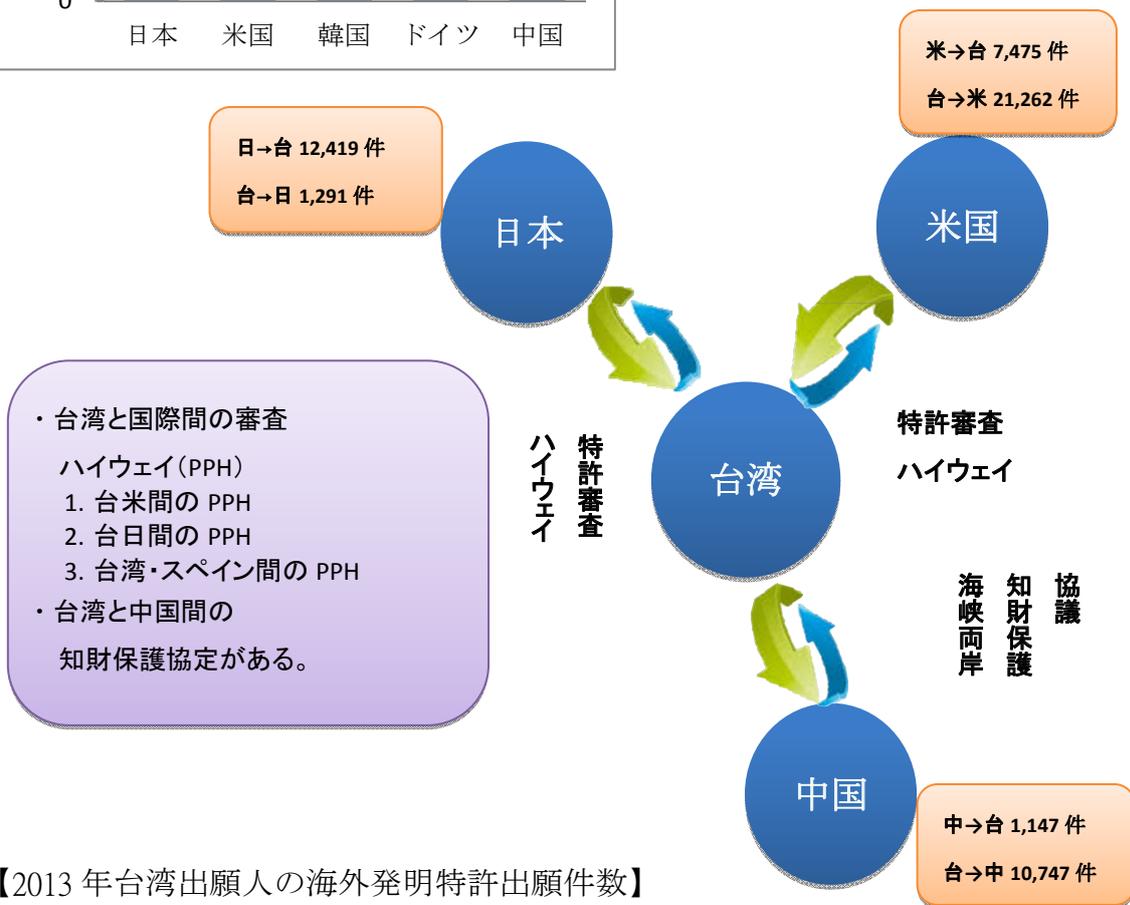


(2014年の知的財産権統計資料に基づいて作成)

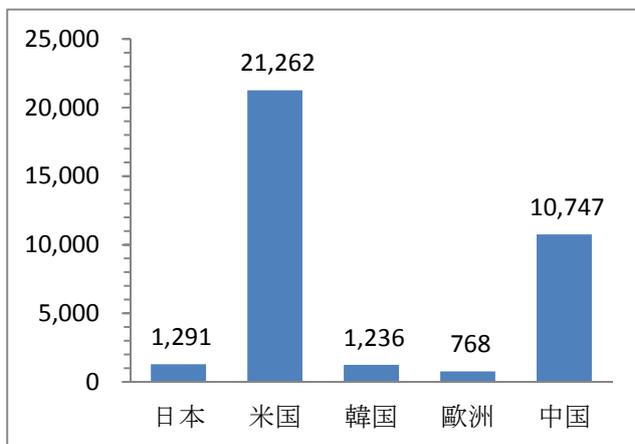
【2013 年外国発明特許出願人上位トップ 5】



外国人による特許出願は日本、米国に集中している。



【2013 年台湾出願人の海外発明特許出願件数】



台湾企業の海外における特許出願は、中国と米国に集中している。

台湾智慧財産権局 HP 2013&2014 のデータに基づいて作成

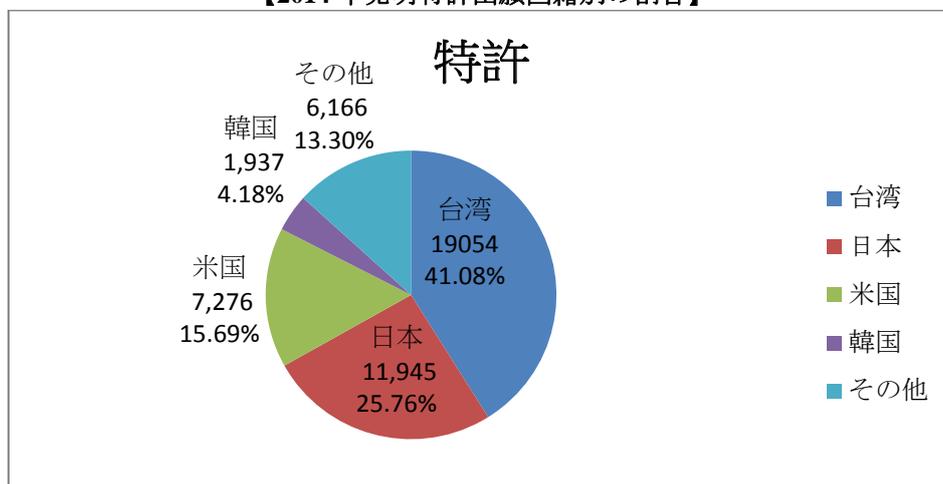
また、外国出願人による専利出願は、前年比で1.1%の小幅減となったが、日本、米国が依然として1位、2位を占めている。日本出願人による専利全体の出願件数は、2014年度で13,288件となり、過去最高を記録した2013年度の14,013件から約5.2%の減少となった。2013年と比較すると、発明特許出願件数（11,945件）は474件(3.8%)の減少、意匠出願件数（1,188件）は240件(16.8%)の減少となったが、依然として、外国人出願の首位を占めている。また、実用新案の出願件数において、日本は155件で、首位の米国（183件）に次ぐ出願件数である。

また、発明特許における外国人出願件数は、首位の日本（11,945件）に次いで、米国（7,276件）、韓国(1,937件)の順となっているが、それぞれ2.7%、3.8%の減少となった。また、意匠出願も首位が日本（1,188件）で、米国（706件）、韓国(171件)が2位と3位を占めたが、それぞれ16.8%、11.2%の減少となった。

ここで注目すべきは、中国の出願件数が3分野でいずれも伸びており、その中でも多数を占める発明特許の出願件数(1,319件)が前年より172件、15%増加したことである。

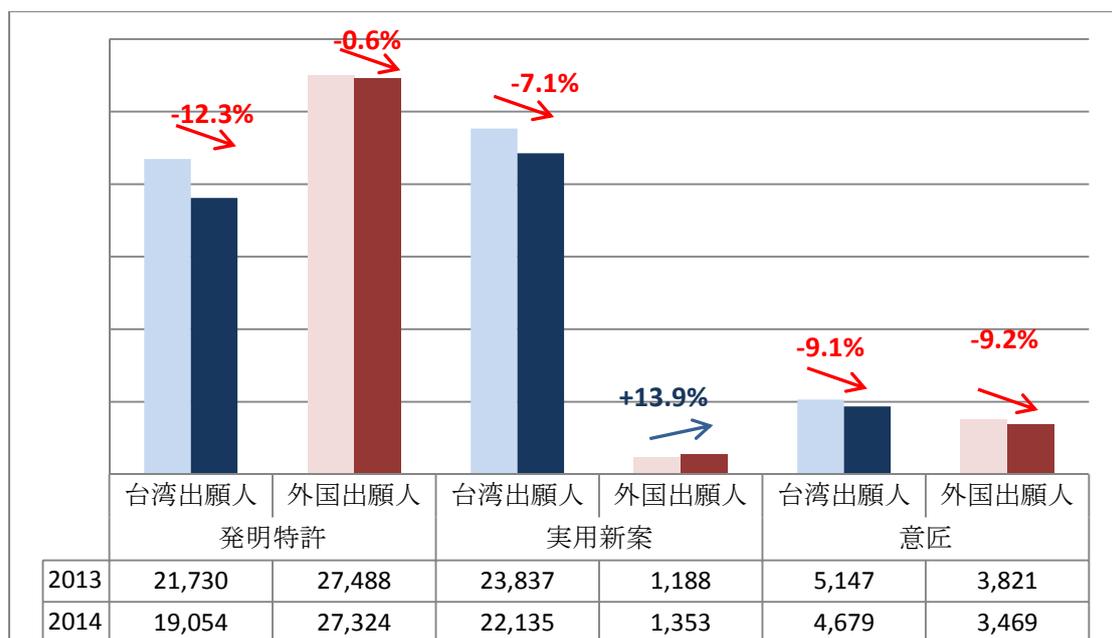
一方、台湾人の海外における専利出願は、発明特許出願が米国と中国に集中しており、意匠出願は、中国での出願件数が最も多く(2013年：1,702件)、EUでの出願件数は703件(2014年)で、6.7%伸びた。

【2014年発明特許出願国籍別の割合】



(2014年の知的財産権統計資料に基づき作成)

【台湾出願人、外国出願人別専利出願比較グラフ】



【2013~2014年外国出願人トップ5の専利出願件数】

単位：件数

順位	2013年					2014年					順位的 変更
	国籍	発明特許	実用新案	意匠	合計	国籍	発明特許	実用新案	意匠	合計	
1	日本	12,419	166	1,428	14,013	日本	11,945	155	1,188	13,288	--
2	米国	7,475	162	795	8,432	米国	7,276	183	706	8,165	--
3	韓国	1,997	18	321	2,336	韓国	1,937	19	71	2,127	--
4	中国	1,147	503	135	1,785	中国	1,319	523	160	2,002	--
5	ドイツ	1,164	42	316	1,522	ドイツ	1,209	38	329	1,576	--

(上記2図表は、2014年の知的財産権統計より)

専利全体及び発明特許出願の外国出願人の順位をみると、日東電工株式会社の出願件数が一気に増加し、初めて首位となった(専利全体出願：2013年：396件、2014年：469)。次いで、アプライド・マテリアルズが455件、LG化学が419件で、それぞれ2位と3位に躍進した。上位3社の専利出願件数は、18.4%~84.6%成長し、前年よりも大幅に伸び、上昇は5年連続である。そのうち、LG化学は2014年度の出願件数が192件で増加率は84.6%に達し、このことから同社が台湾における専利ポートフォリオの構築を重視してくることが伺える。

外国出願人の台湾における専利出願件数トップ20

2014 年度	外国出願人	発明特許	実用新案	意匠	総計
1	NITTO DENKO CORPORATION (日)	466	3	0	469
2	APPLIED MATERIALS, INC. (米)	443	8	4	455
3	LG CHEM, LTD (韓)	419	0	0	419
4	FUJIFILM CORPORATION (日)	368	25	6	399
5	INTEL CORPORATION (英)	394	0	0	394
6	TOKYO ELECTRON LIMITED (日)	361	0	4	365
7	KABUSHIKI KAISHA TOSHIBA (日)	337	0	20	357
8	QUALCOMM INCORPORATED. (米)	311	0	0	311
9	APPLE INC. (米)	259	4	31	294
10	SEMICONDUCTOR ENERGY LABORATORY CO., LTD. (日)	271	0	16	287
11	SAMSUNG DISPLAY CO., LTD. (韓)	276	0	0	276
12	SONY CORPORATION (日)	259	0	10	269
13	mitsubishi electric CORPORATION (日)	219	0	33	252
14	FOXCONN INTERCONNECT TECHNOLOGY LIMITED(ケイマン諸島)	104	124	16	244
15	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY (米)	178	2	59	239
16	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD. (韓)	146	1	64	211
17	HEWLETT-PACKARD DEVELOPMENT COMPANY,L.P. (米)	195	0	0	195
18	CORNING INCORPORATED (米)	187	0	0	187
19	SUMITOMO CHEMICAL COMPANY, LIMITED(日)	187	0	0	187
20	MICROSOFT CORPORATION(米)	165	0	15	180

(台湾智慧財産局による2014年度出願ランキングより：2015年2月9日発表)

日本出願人の台湾における専利出願件数上位20社

2014 年度	日本出願人	発明特許	実用新案	意匠	総計
1	NITTO DENKO CORPORATION	466	3	0	469
2	FUJIFILM CORPORATION	368	25	6	399

3	TOKYO ELECTRON LIMITED	361	0	4	365
4	KABUSHIKI KAISHA TOSHIBA	337	0	20	357
5	SEMICONDUCTOR ENERGY LABORATORY CO., LTD.	271	0	16	287
6	SONY CORPORATION	259	0	10	269
7	mitsubishi electric CORPORATION	219	0	33	252
8	SUMITOMO CHEMICAL CO., LTD	187	0	0	187
9	ASAHI GLASS COMPANY, LIMITED	176	0	0	176
10	NISSAN CHEMICAL INDUSTRIES, LTD.	156	0	0	156
11	SEIKO EPSON CORPORATION	136	1	9	146
12	SHIMANO INC.	107	27	11	145
13	SHIN-ETSU CHEMICAL CO., LTD..	141	0	2	143
14	PANASONIC CORPORATION	104	2	32	138
15	TORAY INDUSTRIES, INC.	119	0	6	125
16	LINTEC CORPORATION	107	0	0	107
16	MITSUBISHI GAS CHEMICAL COMPANY, INC.	107	0	0	107
18	DEXTERIALS CORPORATION	106	0	0	106
19	DONGWOO FINE-CHEM CO., LTD.	100	0	0	100
20	MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION	97	0	0	97

(台湾智慧財産局による2014年度出願ランキング<2015年2月9日付>に基づいて作成)

台湾出願人の専利出願件数上位20法人

2014年度	台湾出願人	発明特許	実用新案	意匠	総計
1	鴻海精密工業股份有限公司	1081	42	87	1,210
2	財團法人工業技術研究院	445	24	0	469
3	台灣積體電路製造股份有限公司	430	0	0	430
4	宏碁股份有限公司	353	44	18	415
5	友達光電股份有限公司	374	32	5	411
6	遠東科技大學	44	305	1	350
7	緯創資通股份有限公司	280	58	4	342
8	中國鋼鐵股份有限公司	125	111	0	236
9	英業達股份有限公司	219	0	4	223

10	群創光電股份有限公司	191	20	0	211
11	宏達國際電子股份有限公司	158	0	36	194
12	中華電信股份有限公司	167	8	3	178
13	城市學校財團法人臺北城市科技大學	9	162	0	171
14	旺宏電子股份有限公司	168	1	0	169
15	樹德科技大學	59	87	17	163
16	南臺科技大學	94	62	5	161
17	國立清華大學	149	1	0	150
18	國立臺灣大學	137	6	1	144
19	勝華科技股份有限公司	108	33	2	143
20	矽品精密工業股份有限公司	130	0	0	130
20	連展科技股份有限公司	33	80	17	130

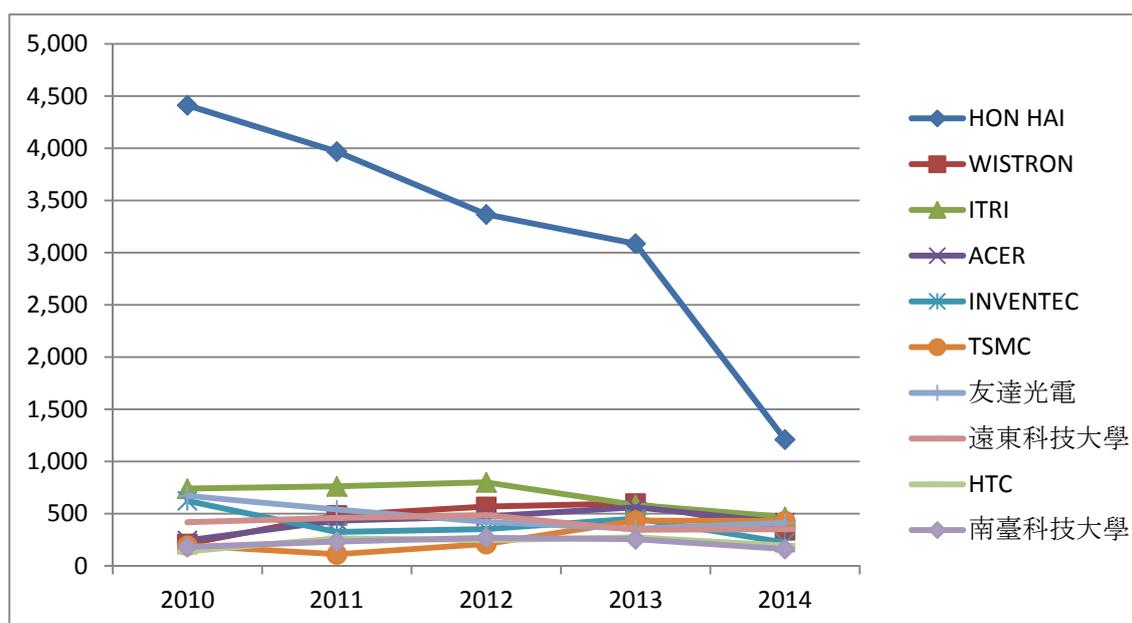
(台湾智慧財産局による2014年度出願ランキングより：2015年2月9日発表)

2014年度の専利出願統計資料によれば、専利全体の出願件数は78014件であるが、台湾人による出願件数は45,868件で、前年より9.6%減少し、過去10年間で最低を記録した。また、注目すべきは、台湾企業のうち鴻海精密工業股份有限公司が13年連続で首位を守ったものの、同社の発明特許出願件数は1081件で、前年(1856件)より大幅に減少し、専利全体出願件数でも前年より1876件減少し、1210件となったことであり、率にして6割強(60.8%)の激減である。一方、産業技術研究開発機構として最大の財團法人工業技術研究院は2位に復帰し、半導体最大手の台湾積体電路製造股份有限公司が3位に躍進した。下表に、台湾主要法人の専利出願件数を示す。

法人名称	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
鴻海精密工業股份有限公司 (HON HAI PRECISION INDUSTRY CO., LTD.)	4,412	3,968	3,367	3,086	1210
財團法人工業技術研究院 (INDUSTRIAL TECHNOLOGY RESEARCH INSTITUTE, ITRI)	740	762	800	584	469
台灣積體電路製造股份有限公司 (TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING COMPANY LIMITED ; TSMC, TSMC)	195	111	210	433	430

宏碁股份有限公司 (ACER INCORPORATED)	244	432	473	561	415
友達光電股份有限公司 (AU OPTRONICS CORP.)	671	540	421	355	411
遠東科技大學	418	458	484	346	350
緯創資通股份有限公司 (WISTRON CORPORATION)	211	485	567	598	342
英業達股份有限公司 (INVENTEC CORPORATION)	623	324	351	454	223
宏達國際電子股份有限公司 (HTC CORPORATION)	139	264	246	272	194
南臺科技大學	180	232	268	255	161

【台湾主要企業などの専利出願件数・動向】



(台湾智慧財産局が発表した統計資料に基づき作成)

一方、台湾の研究機関・大学による専利出願は、2013年度にめざましい躍進を遂げたが、2014年度には、台湾企業と同じく後退が見られた。研究機構のうち、専利出願件数において常に他をリードしてきた財団法人工業技術研究院は、前年比で19.7の大幅減となり、469件だった。大学・専門教育機関としては計33校が上位100に入り、前年より3校増加した。なかでも遠東科技大学は350件で、大学・専門教育機関では首位、全体のランキングでも6位となったが、その専利出願の多くは、実用新案登録出願(305件)である。また、国立大学では、清華大学が発明特許出願件数149件で、

前年より 14.5%増加し、私立大学では、南台科技大学が、発明特許出願件数 94 件で、最も多い。

また、2014 年度の専利出願を産業別で見ると、液晶パネル企業では、韓国のサムスンディスプレイの発明特許出願件数が 276 件となり、前年比で 35.1%減少した一方で、台湾の液晶パネル最大手の友達光電、群創光電がそれぞれ 374 件、191 件と、いずれも出願件数を伸ばした。また、モバイルデバイス企業では、アメリカのアップルの出願件数が 259 件、台湾の宏達国際電子(HTC Corporation)が 158 件となり、前年比でそれぞれ 36.8%、29.8%の大幅減少となった。更に、半導体企業では、アメリカのインテルが 394 件で、前年より 46 件増加した一方で、韓国のサムスン電子は前年より 75 件減らし 146 件となった。

実用新案登録出願を見ると、台湾人の出願件数は 22,135 件で、実用新案全体の 9 割以上を占めており、特許発明、意匠と比較すれば、割合が最も高いものの、前年 (23,887 件) より 7.1%減少した。一方、外国人の出願件数は 1353 件で、2013 年 (1188 件) より 13.9%増加した。

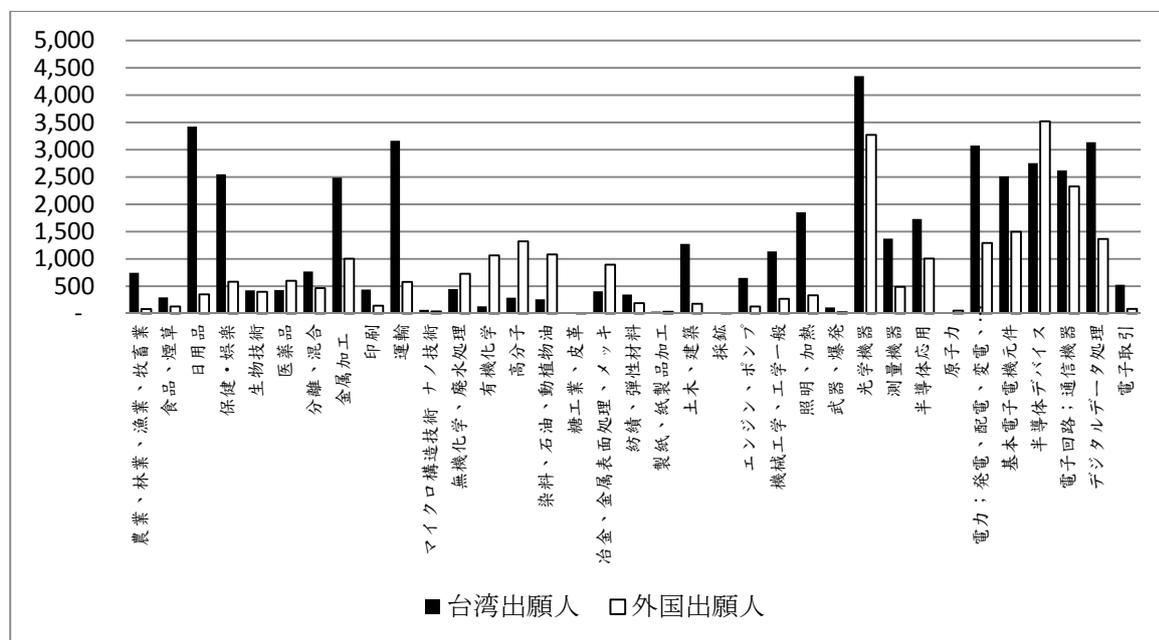
また、意匠登録出願では、台湾人の出願件数が4,679件、外国人の出願件数が3469 件となり、それぞれ前年より9.1%、9.2%減少したが、意匠登録出願に占める両者の割合に変動はなかった。

台湾における技術分野別の専利出願動向について、智慧財産局の 2014 年度年報に掲載されている最新統計資料によると、出願件数の上位 10 分野は下表のとおりである

技術分野	対応する国際特許分類(IPC)	台湾企業		外国企業		合計	
		発明特許	実用新案	発明特許	実用新案	件数	割合
1.光学機器	G01-G03 ,(G01N33 除外)	3,276	1,072	3,187	84	7,619	10.99%
2 半導体技術	H01L	2,325	429	3,475	44	6,273	9.05%
3. 電子回路;通信機器	H03,H04	2,085	535	2,287	40	4,947	7.14%
4.デジタルデータ処理	G06F (17/60 除外)	2,343	793	1,247	117	4,500	6.49%
5.電力; 発電、配電、変電、電熱	H02,H05	1,906	1,171	1、191	102	4,370	6.30%
6.汎用電子部品	H01,(H01L 除外)	1,235	1,277	1,270	225	4,007	5.78%
7.日用品	A41-A47	207	3,216	242	107	3,772	5.44%
8. 運輸	B60-B68	532	2,632	476	103	3,743	5.40%

9.金属加工	B21-B32, (B31除外)	811	1,676	949	52	3,488	5.03%
10.保健・娯楽	A61-A63, (A61K 及 A61P, A61Q 除外)	570	1,979	500	82	3,131	4.52%

(2014 年度台湾智慧財産局年報の統計資料に基づいて作成)



(2014 年度台湾智慧財産局年報の統計資料に基づいて作成)

各技術分野における発明特許の出願件数をみると、外国人による出願件数では「半導体技術」が最多で、次いで「光学機器」「電子回路；通信機器」の順になる。一方、台湾出願人は「光学機器」に係る出願が最多で、「デジタル処理」「半導体技術」「電子回路；通信機器」と続く。また、この四つの技術分野における出願件数は、国内外の出願者を合わせた全出願件数の上位4を占めていることが上表からも分かる。今後、「半導体技術」「光学機器」「電子回路；通信機器」「デジタル処理」の四つの分野において、同業者の競争がますます激しくなることが予測される。

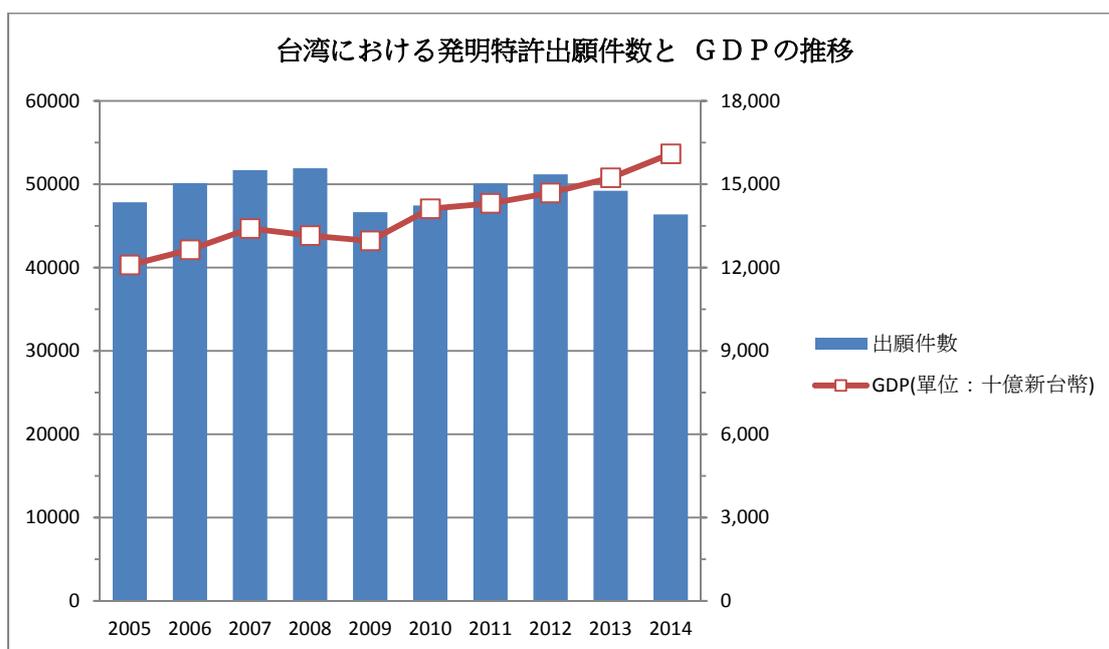
なお、台湾人による実用新案出願では、日用品の出願件数が圧倒的に多い。

「専利」出願件数の推移

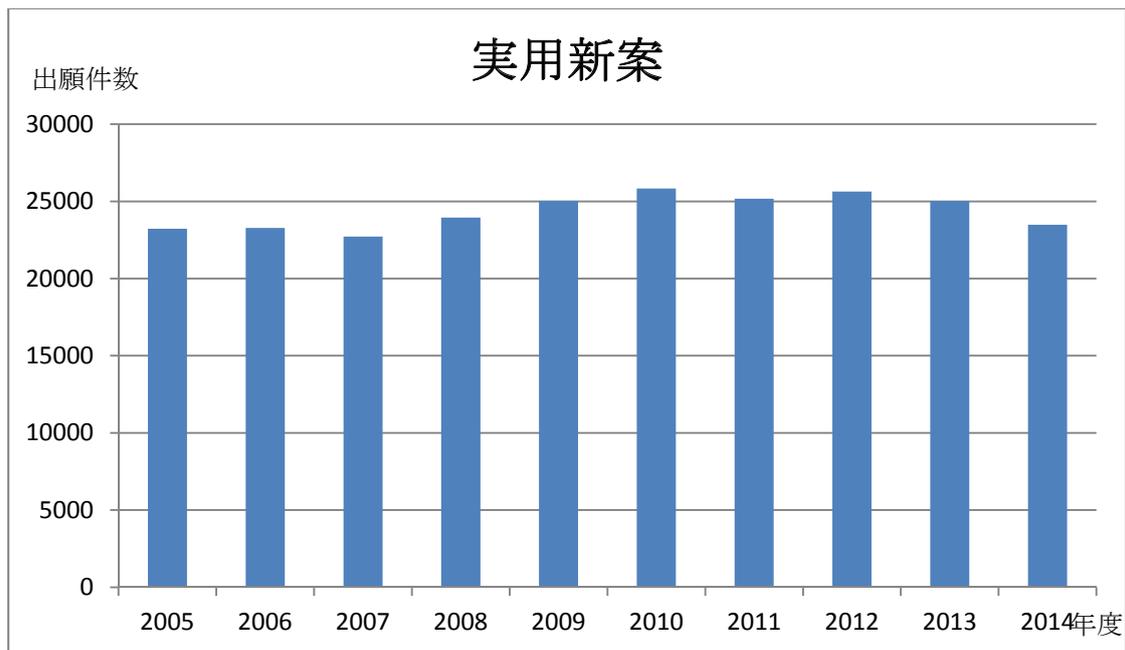
2005年から2014年までの専利出願件数の推移を下表に示す。



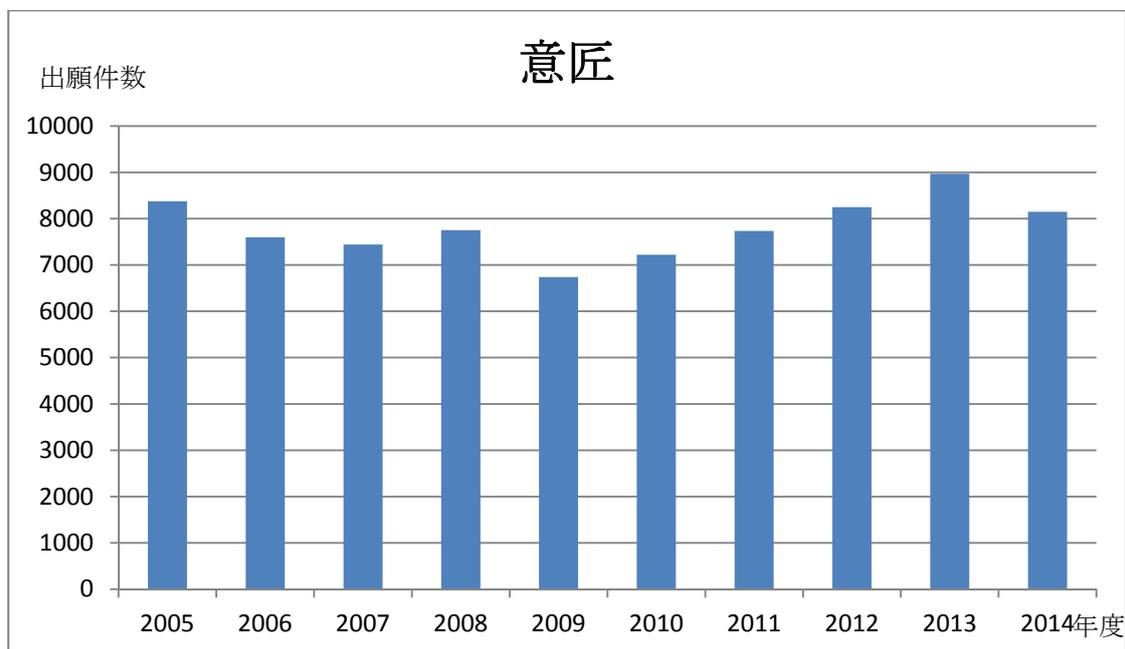
(2014年度台湾智慧財産局年報の知的財産権統計資料に基づき作成)



(台湾智慧財産局統計資料及び
行政院主計總處の公開資料に基づいて作成)



(2014年度台湾智慧財産局年報知的財産権統計資料に基づき作成)



(2014年度台湾智慧財産局年報の知的財産権統計資料に基づき作成)

上掲のグラフを見ると、特に発明特許、意匠については、2009年度に出願件数が大幅に減少し、2010年からは増加に転じていることから、2008年後半の欧州金融危機が台湾における出願にまで影響を及ぼしていることがわかる。

発明特許出願の審査待ち件数

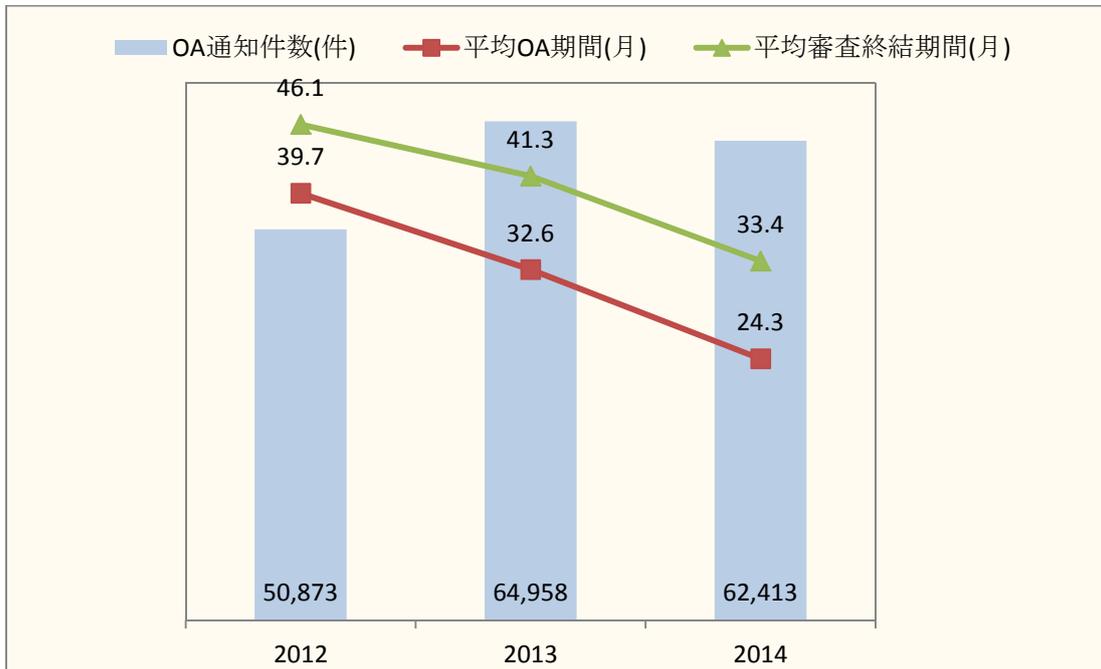
2014年の統計で注目されるのは、2年連続で、発明特許出願の審査待ち件数が減少し、また、平均審査期間も2年連続で短縮したことである。

智慧財産局は、審査待ち件数を削減するため、2012年3月に、任期5年の契約審査官170名を新規採用した。また、「特許出願審査促進作業プログラム(Accelerated Examination Program=AEP)」の実施に加え、「特許審査ハイウェイ(The Patent Prosecution Highway=PPH)」プログラムが先ず米台間で実施され、続いて日台間でも開始された結果、発明特許出願の審査待ち件数は、2013年末時点で128,902件となり、2012年末の152,509件から23,607件の大幅減少となった。また、2014年の審査請求件数は、2年連続で減少し(41,168件)、2013年(43,395件)より5.1%(2,227件)の小幅減となり、審査待ち件数は、2013年末の128,902件から100,041件まで下がり、28,961件の激減となった。2014年における特許審査意見通知書(OA)の発行件数は、2回目以降のOAを含めて計67,685件となり、前年(69,641件)比で2.8%減少した。2回目以降のみのOA発行件数は5,262件で、前年の4,683件より、12.4%増加した。なお、2013年1月1日から「最終通知」制度が施行されたが、それ以降に発行された発明特許審査意見最終通知書は、2013年に55件、2014年に73件であった。

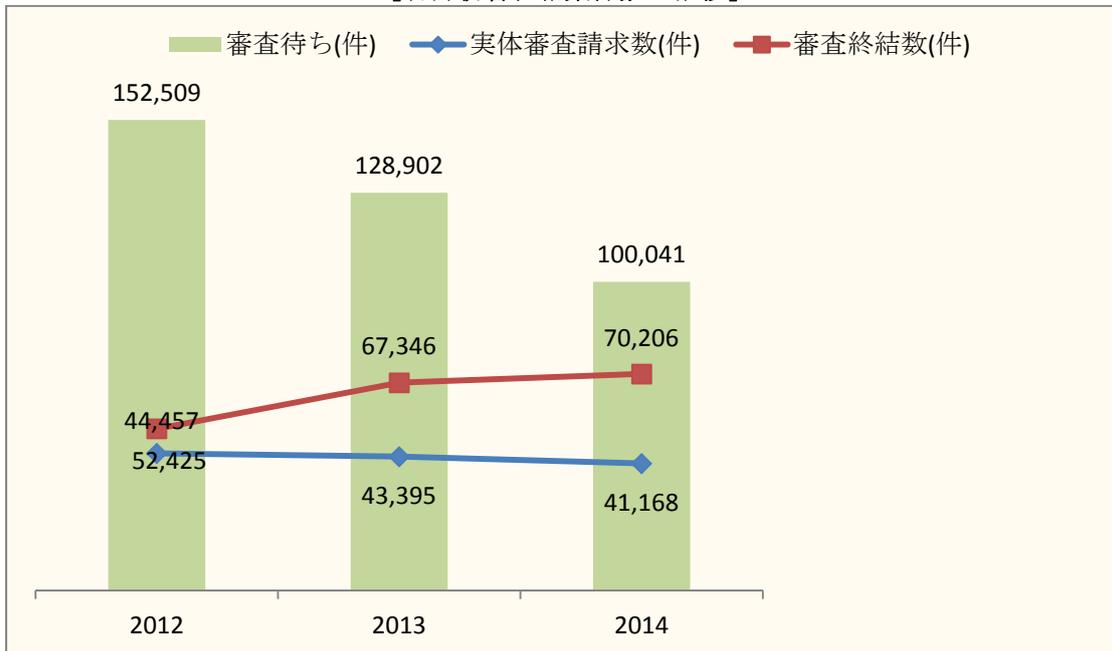
一方、審査件数について増加傾向が見られる。2014年における初回OAの発行件数は62,413件で、前年と比べて、3.9%の小幅減となったが、特許初審最終件数は、過去最高を記録した2013年の記録を破り、7万件を上回った(70,206件、4.2%増加)。また、この件数は、審査請求件数(41,168件)を大幅に超えている。

審査期間について、2014年における、平均OA期間は、24.3ヶ月となり、初めて30ヶ月を下回り、前年から8.3ヶ月の大幅短縮となった。また、平均審査最終期間は、33.4ヶ月で、前年から7.9ヶ月短縮した。上記の期間は、いずれも直近の6年間で最短となった。なお、2014年12月時点での平均審査最終期間は、29.7ヶ月となり、既に30ヶ月を下回った。

【特許OA処理状況】



【特許初審終結案件数の推移】

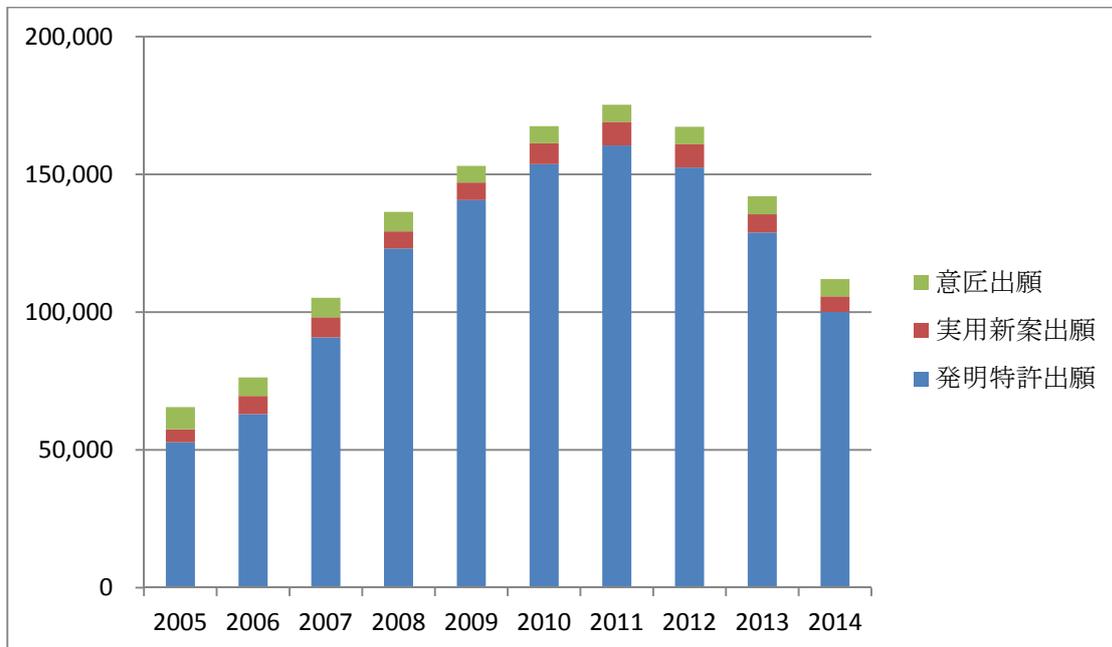


(2014年の知的財産権統計より)

【審査待ち件数】

項目 年	専利出願			再審査		異議申立			無効審判				合計
	発明特許	実用新案	意匠	発明特許	実用新案	発明特許	実用新案	意匠	発明特許	実用新案	意匠	実用新案技術評価書	
2005	52,757	4,725	8,027	11,046	196	213	474	2	305	1,738	92	1,719	81,294
2006	62,937	6,634	6,703	9,256	335	48	25	-	411	2,028	73	1,204	89,654
2007	90,824	7,340	7,029	7,641	291	1	4	-	501	1,703	85	1,693	117,112
2008	123,123	6,161	7,103	5,907	180	1	-	-	517	1,595	67	1,732	146,386
2009	140,646	6,410	6,034	4,627	124	-	1	-	461	1,244	37	2,873	162,457
2010	153,691	7,609	6,202	4,154	115	-	1	-	428	1,176	56	2,918	176,350
2011	160,479	8,556	6,224	4,284	74	-	-	-	346	1,049	80	2,383	181,818
2012	152,509	8,365	6,395	4,834	34	-	-	-	334	981	68	2,161	175,681
2013	128,902	6,592	6,570	7,354	40	-	-	-	269	819	46	1,752	152,344
2014	100,041	5,698	6,224	8,585	134	-	-	-	251	572	64	1,793	123,362

(2014 年度台湾智慧財産局年報の知的財産権統計資料より)



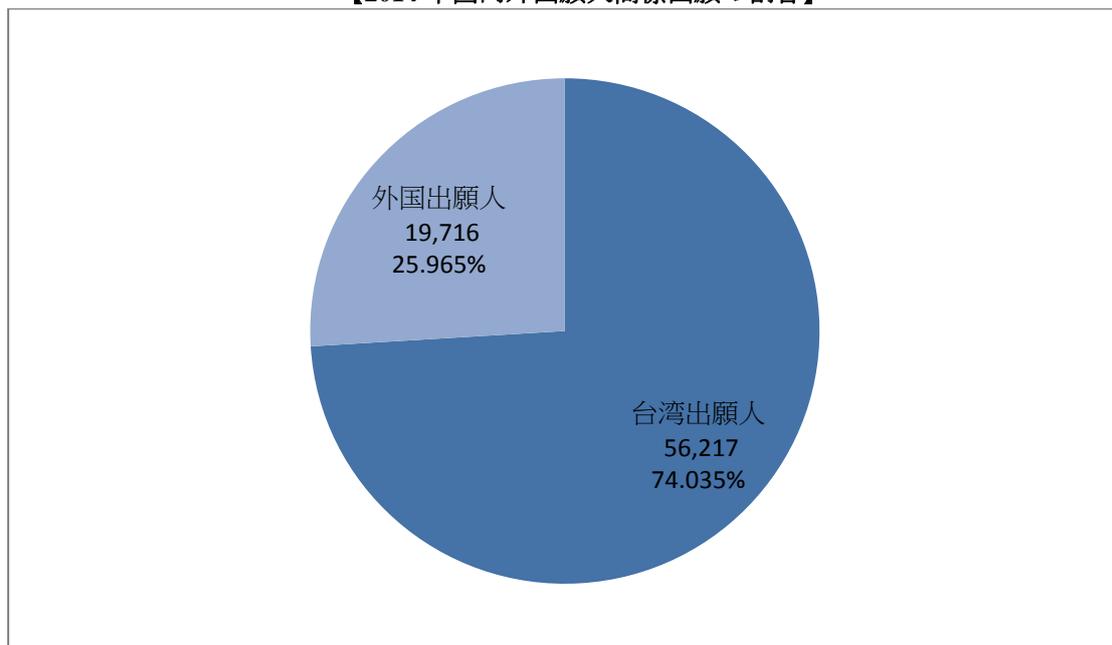
(2014 年度台湾智慧財産局年報の知的財産権統計資料に基づいて作成)

商標

2014年の商標登録出願は、受理された出願件数が75,933となり、前年より2.6%増加した。外国人による出願は、前年より1,023件(5.5%)の増加となり、全出願件数に占める割合が25.3%から26.0%に上昇した。このことから、外国人による台湾でのビジネス活動が活発になっていることがうかがえる。一方、台湾人による出願(56,217件)の増加、879件(1.6%)と僅かであった。また、外国人出願件数の内訳を見ると、米国は3,799件(2.8%)小幅上昇に留まったが、引き続き1位を守った。2位の日本(3,452件)は、前年から141件、率にして3.9%の減少となったが、順位は変わらなかった。注目すべきは、中国による出願件数が前年比で15.3%(433件)の急成長を見せ、3000件を超えたことであり、既に3位の位置は揺るがないばかりか、上位2国に迫る勢いである。

以上のデータから、外国出願人の台湾における出願件数は、特許及び商標において、依然、米国と日本が上位を占めてはいるものの、中国も急速に成長した経済力を背景に、台湾での知的財産権の布陣に迅速かつ積極的に取り組んでいることがうかがえる。

【2014年国内外出願人商標出願の割合】



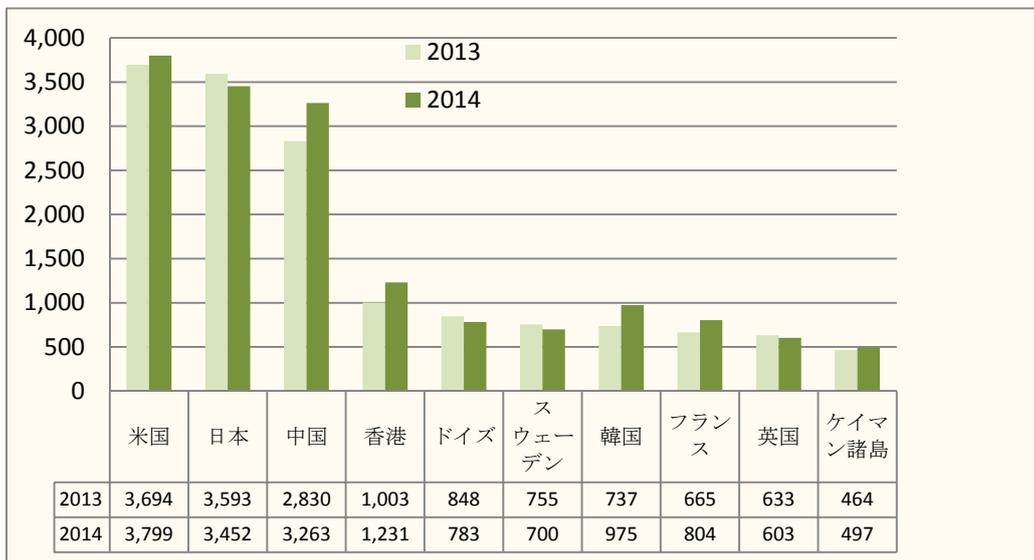
(2014年の知的財産権統計資料に基づいて作成)

【2005年-2014年台湾商標出願の推移】



(2014年度年報の知的財産権統計資料に基づいて作成)

【各国(地域)から台湾への商標出願件数の統計表】



(2014年の知的財産権統計より)

【2014年 台湾商標出願の海外出願人トップ10】

順位	商標出願	(件)
1	米国	3,799
2	日本	3,452
3	中国	3,263
4	香港	1,231
5	韓国	975
6	フランス	804
7	ドイツ	783
8	スウェーデン	700
9	ケイマン諸島	603
10	米国	497

(2014年の知的財産権統計資料に基づいて作成)

ここ数年の出願状況と比較すると、2014年の商標登録は、出願件数が小幅に増加し、安定しているように見える一方で、特許、実用新案、意匠のいずれにおいても、出願件数が下降傾向にあることがわかる。これは、台湾の景気が低迷していることや、産業の転換期に直面していることなどにより、専利・商標出願に対する出願人の意識が保守的になり、知的財産権戦略の見直しも進んでいることが要因となっているものと推測される。

なお、著作権については、台湾における著作権の成立は、日本と同様、無審査主義を採用しており、著作権は創作した時点で直ちに発生するため、登録等につき別段の手続を要しない。

(二)台湾訴願、裁判、取締の現状

1.智慧財産局

(1) 専利の無効審判請求

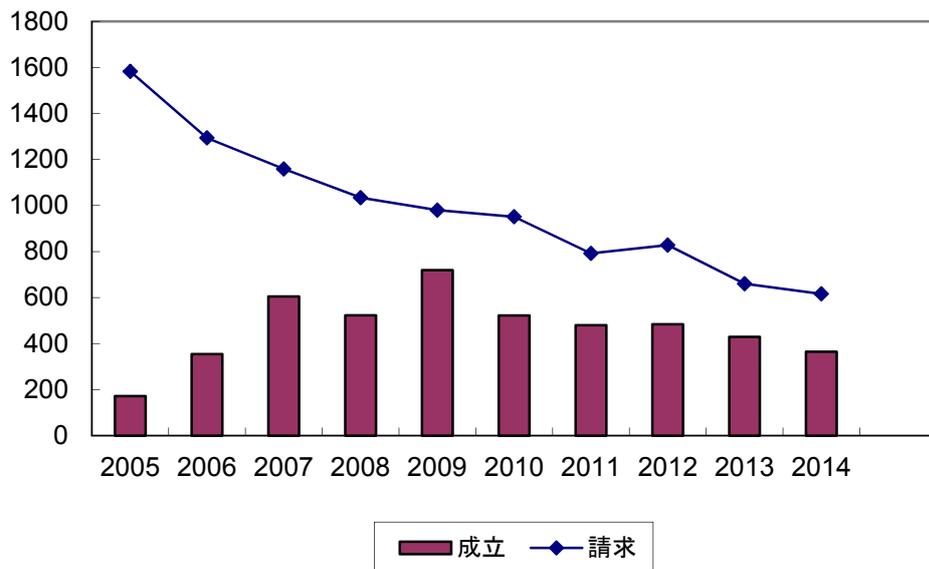
年	項目	無効審判		
		請求件数	成立件数	不成立件数
2005		1,583	172	370
2006		1,294	354	504
2007		1,159	605	743
2008		1,034	523	646
2009		980	719	602

2010	951	522	453
2011	792	480	474
2012	828	484	448
2013	660	429	337
2014	616	365	329

注：1、請求件数は各年の件数、成立及び不成立の件数は各年の審決件数

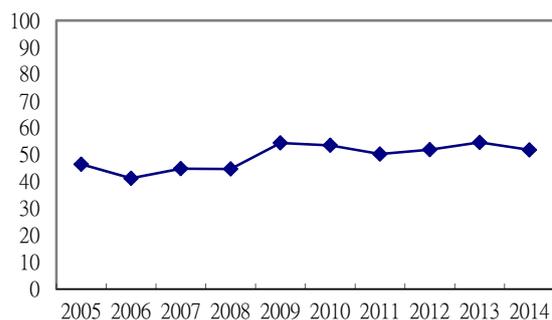
2、成立及び不成立という審決以外に却下、不受理などがある。

3、出典：2014年度の智慧財産局年報



項目 年	成立率
2005	46.49%
2006	41.26%
2007	44.88%
2008	44.74%
2009	54.43%
2010	53.54%
2011	50.31%
2012	51.93%
2013	54.64%
2014	51.85%

計算されたものであり、一部成立の案件を成立案件と



◆ 成立率

注：この図表は各年ごとの成立及び不成立案件数により
して計算する。

近年、無効審判の請求件数は減少傾向にあり、2012年にはわずかに増加したものの、その後は、再び減少に転じた。知的財産案件審理法の規定により、侵害訴訟の当事者が裁判所において、専利の有効性について主張できるようになったことから、智慧財産局への無効審判請求の件数の減少傾向が伺える。また、無効審判の成立率は2009年から約5割を維持している。

(2) 商標の異議、無効審判及び取消審判

① 申請件数

項目 年	異議	無効審判	取消審判
2005	1562	537	368
2006	1637	493	453
2007	1195	438	357
2008	1192	363	358
2009	1033	389	354
2010	1010	373	648
2011	881	444	441
2012	1009	345	570
2013	955	225	513
2014	868	213	627

- 注：1、この図表は各年の件数
2、出典：2014年度の智慧財産局年報

②審決結果

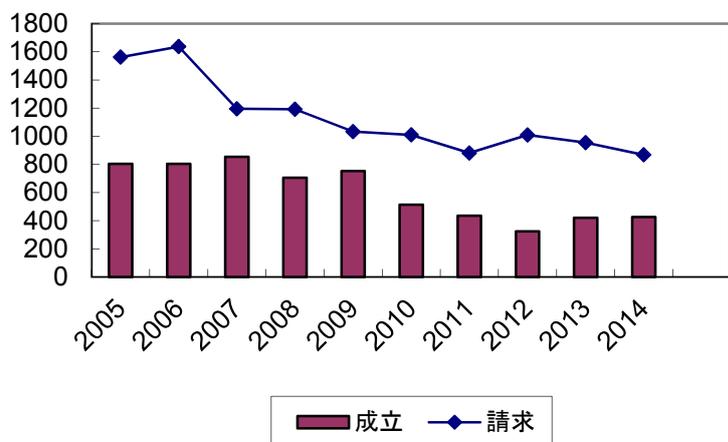
年	異議			無効審判			取消審判		
	成立	不成立	その他	成立	不成立	その他	成立	不成立	その他
2005	804	520	231	255	180	76	216	71	45
2006	804	445	199	267	135	65	307	66	73
2007	854	478	243	227	110	91	284	27	42
2008	705	282	268	241	94	76	226	43	53
2009	753	295	256	295	149	107	248	62	76
2010	514	195	223	220	76	91	484	27	56
2011	436	124	260	194	50	122	310	33	112
2012	324	177	250	130	70	129	343	41	116
2013	421	377	273	116	130	89	331	52	136
2014	427	265	216	108	175	101	405	47	115

- 注：1、表は各年の審決数
2、出典：2014年度の智慧財産局年報

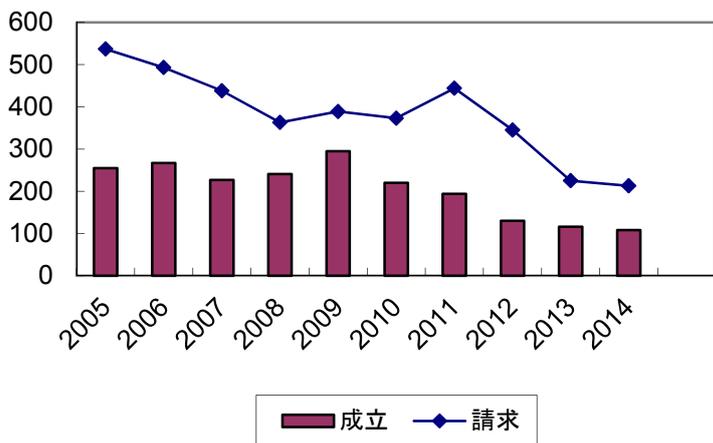
年	異議成立率	無効審判成立率	取消審判成立率
2005	51.7%	49.9%	65.06%
2006	55.52%	57.17%	68.83%
2007	54.22%	53.04%	80.45%
2008	56.18%	58.64%	70.19%
2009	57.75%	53.54%	64.25%
2010	55.15%	56.85%	85.36%
2011	53.17%	53.01%	68.13%
2012	43.14%	39.51%	68.6%
2013	39.31%	34.63%	63.78%
2014	47.03%	28.13%	71.43%

注：この図表は各年ごとの審決数により計算されたものである。

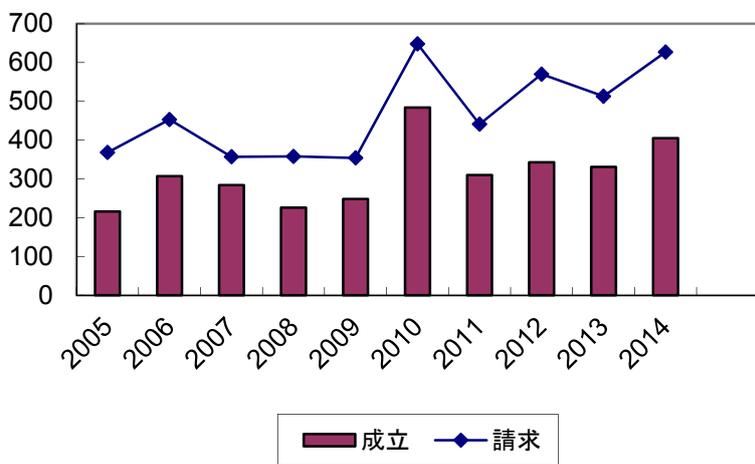
異議申立

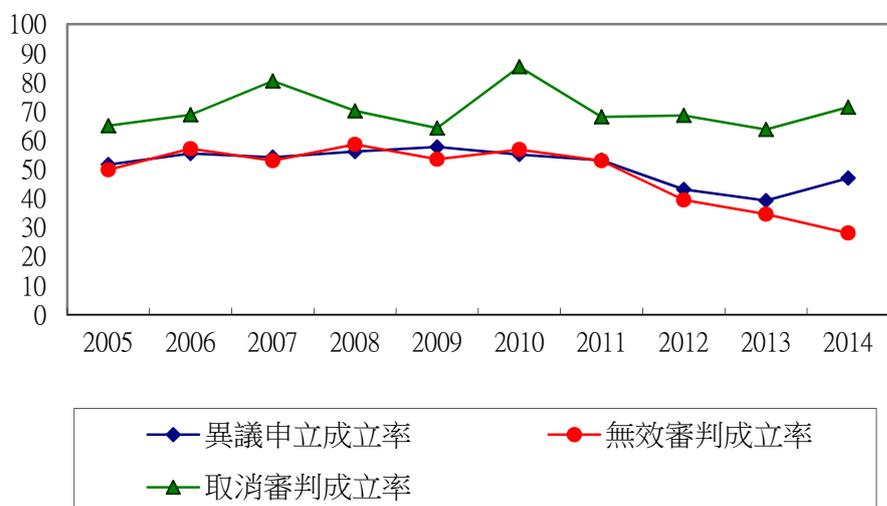


無効審判



取消審判





商標の異議申立及び無効審判の申請件数は、直近の 10 年間に於いて減少傾向を示している。無効審判の成立率は、2011 年まで 5 割前後で推移していたが、2012 年を境に急下降し、更に 2014 年には 30%を下回った。また、異議申立の成立率は 2011 年までは 5 割前後で推移し、2012 年から 2013 年にかけて 40%を切ったものの、2014 年にまた上昇に転じ、5 割近くに戻った。取消審判の件数は、一般的に、異議申立及び無効審判より少ないが、取消審判の成立率は約 7 割を維持している。

2. 訴願審議委員会

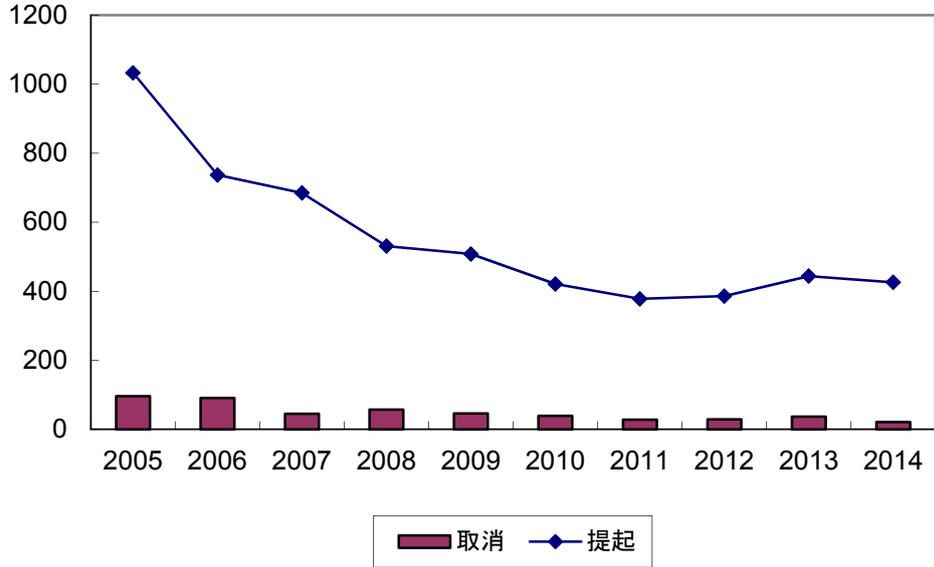
(1) 専利

年	訴願				
	提起	決定結果			取消率
		審決取消	棄却	その他	
2005	1033	96	880	37	9.48%
2006	737	91	764	22	10.38%
2007	685	45	651	29	6.21%
2008	531	57	512	14	9.78%
2009	508	46	410	16	9.75%
2010	421	39	465	15	7.51%
2011	378	28	342	8	7.41%

2012	386	29	341	8	7.67%
2013	444	37	367	10	9.42%
2014	426	21	390	8	5.25%

注：1、提起件数は各年の申請数、また、決定結果は各年の件数

2、出典：2014年度の智慧財産局年報。

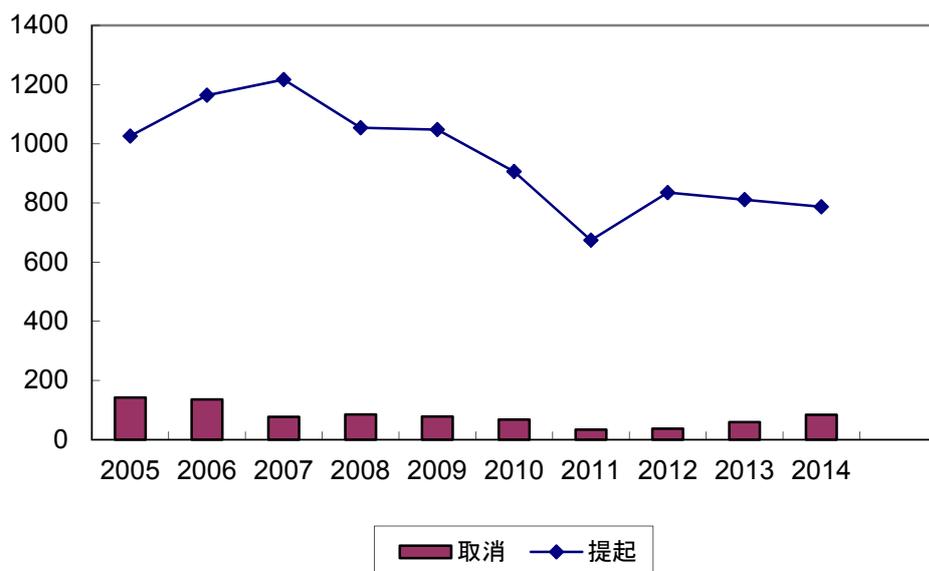


(2) 商標

年	訴願				
	提起	決定結果			
		審決取消	棄却	その他	取消率
2005	1206	142	972	41	12.29%
2006	1164	136	1086	57	10.63%
2007	1217	77	1052	41	6.58%
2008	1054	85	953	25	8.00%
2009	1048	78	920	35	7.55%
2010	906	68	930	27	6.63%
2011	674	34	648	31	4.77%
2012	835	37	770	12	4.75%
2013	811	59	653	24	9.92%
2014	787	84	652	25	13.01%

注：1、提起件数は各年の申請数、また、決定結果は各年の件数

2、出典：2014年度の智慧財産局年報



商標に係る訴訟の提起件数は、2012年には一時増加に転じたが、2007年以降は一般的に漸減傾向にある。その理由としては、2007年以降の経済低迷や、訴訟の取消率が従来1割以下であることが影響していると思われる。また、審決取消率も漸減傾向にある。

3. 裁判所

(1) 民事訴訟事件 (出典：2014年司法統計年報)

表一：2014年知財法院民事訴訟第一審事件の現状 (件数)

項目	起訴撤回	全て勝訴	全て敗訴	一部勝訴一部敗訴	和解	却下	管轄錯誤	調停	合計
著作権	30	3	25	22	8	1	0	1	90
専利権	25	5	56	13	11	1	0	0	111
商標権	15	4	15	7	8	0	0	0	49

営業 秘密 法	0	1	4	1	0	0	0	0	4
公平交 易法関 連	1	0	1	2	1	0	0	0	11
その 他	1	1	0	0	0	2	2	0	1

2014年に、知財法院が終結した第一審民事訴訟事件数は、267件があった。そのうち、一番多いのは専利権関連事件であり、全体の事件数の41.57%を占めた。また、全て敗訴とされた事件は101件があり、全体の事件数の37.83%に達した。

表二の（一）：2014年知財法院民事訴訟第一審涉外事件の現状（件数）

項目	起訴取 下げ	全て勝 訴	全て敗 訴	一部勝 訴一部 敗訴	和解	却下	管轄錯 誤	調停	合計
著作 権	1	0	2	6	1	1	0	0	11
専利 権	2	2	8	1	2	0	0	0	15
商標 権	3	0	2	3	5	0	0	0	13
営業 秘密 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平交 易法関 連	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	0	1	0	0	0	0	0	0	1

「表二の一」によると、2014年に、知財法院が受理した第一審民事訴訟涉外事件数は41件があり、全体事件数の15.36%を占めた。また、全て

敗訴とされた事件は12件があり、全体事件数の29.27%を占めたが、前述「表一」

で示した「第一審民事訴訟事件数全敗訴率の 37.83%」に比べても高くないので、台湾において、涉外事件が特に不利に取り扱われることはない考えられる。

表二の（二）：2014 年知財法院民事訴訟第一審涉外事件の現状（人数）

項目	原告国籍						被告国籍					
	米	シンガポール	日	英	スウェーデン	その他	米	香港	中国	インド	モーリシャス	その他
著作権	5	1	2	1	0	2	0	2	2	0	0	0
特許権	4	0	1	2	3	3	2	0	0	1	1	1
商標権	2	3	0	0	0	5	1	0	0	0	0	2
公平交易法関連	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	35						12					

「表二の二」の国籍統計では 2014 年に、知財法院が受理した第一審民事訴訟涉外事件の当事者数は、原告が 35 人、被告が 12 人である。原告 35 人のうち米国籍の原告が 11 人で 1 位、シンガポール国籍の原告が 4 人で 2 位となり、日本国籍の原告 3 人あり、3 位を占めている。また、日本国籍の被告はなかった。なお、各国籍の当事者に関する勝訴率については統計されていなかったが、前述のように台湾において涉外事件が特に不利に取り扱われることはないと考えられる。

表三：2014年知財法院民事訴訟第二審（上訴）事件の現状（件数）

項目	上訴取下 げ	上訴却下	上訴棄却	一審判決 全て破棄	一審判決 一部破棄	和解	調停	合計
著作権	6	0	16	0	11	1	0	34
専利権	6	0	38	4	11	5	0	65
商標権	2	1	6	1	3	2	0	15
営業秘 密法	0	0	2	0	3	0	0	5
公平交 易法関 連	0	0	3	0	0	0	0	3
その他	1	0	1	0	0	0	0	2
合計								124

表四：2014年最高裁判所民事訴訟第三審（上告）事件の現状（件数）

項目	上告取下 げ	上告却下	上告棄却	破棄差し 戻し	破棄自判	和解	その他	合計
著作権	1	0	0	1	0	0	0	4
特許権	0	0	0	5	0	0	3	31
商標権	0	0	0	1.5	0	0	0	11
注1：2014年に最高裁判所が終結した民事訴訟上告事件数は、2,877件に達し、そのうち上告却下・棄却件数は2,043.5件、破棄差し戻し件数は709件、破棄自判は								

8.5 件、上告取下げは 30 件、その他は 85 件あった。

注 2：一部却下／棄却／差し戻し／自判の事件は、0.5 件とする。

2014 年に最高裁判所が終結した民事訴訟上告事件数は 2,877 件に達したが、そのうち著作権、特許権、商標権等知的財産権に関連事件ではわずか 53 件で全体事件数の 2%弱にとどまった。また、破棄差し戻し、破棄自判とされた事件は合計 10 件のみで、上告成功率は 18.9%となり最高裁判所が終結した民事訴訟上告事件全体の成功率（破棄差し戻し、破棄自判とされた事件合計 718.5 件、成功率は約 2.5%）に比べると、大差がなかったため、知財関連事件の上告成功率が低かったのではなく、むしろ全体として最高裁判所への上告成功率はさほど高くないと考えられる。

(2) 刑事訴訟事件（出典：2014 年司法統計年報）

表一：2014 年地方裁判所刑事訴訟第一審通常事件の現状（人数）

項目	有期懲役				拘留	罰金	無罪	不受理、 免訴	取下げ
	6 月以下	6 月～1 年	1 年～2 年	2 年～3 年					
著作権 法違反	177	28	4	1	49	34	89	272	10
商標法 違反	194	1	0	0	716	24	24	11	1

注：台湾の特許法において、2003 年 2 月 6 日の法改正により、刑事処罰関連規定が撤廃され、刑事訴訟事件がなくなるのでここでは関連統計の記載はない。

表二：2014 年地方裁判所刑事訴訟第一審簡易事件の現状（人数）

項目	有期懲役		拘留	罰金	執行猶予
	6 月以下	6 月～1 年			
著作権 法違反	95	1	35	6	61
商標法 違反	162	0	662	19	468

2014 年に、地方裁判所が終結した著作権法違反に関する刑事訴訟第一審通常事件では、688 人が関係した。そのうち、6 月以下の有期懲役に処された者は 177 人で、全体被告人数の 35.4%、拘留・罰金に処された者は 83 人で、16.6%に達したが、6 月～

3年の有期懲役に処された者は、33人にとどまり6.6%であった。一方、商標法違反に関する刑事訴訟第一審事件では、973人が関係した。そのうち、6月以下の有期懲役に処された者は194人で、全体被告人数の約20%、拘留・罰金に処された者は740人で、76.05%に達したが、6月～3年の有期懲役に処された者は、わずか1人、0.1%にとどまった。2014年に地方裁判所が終結した知財関連刑事訴訟第一審簡易事件が938件あり、被告人数が981人であり、6月以上の有期懲役に処された者は、一人もなく0%にとどまった。このような有罪判決に関する統計から見ると、知的財産権に関連する判決では、処された刑罰は重くないように見える。

表三：2014年知財法院刑事訴訟第二審（上訴）事件の現状

項目	上訴取下げ	上訴却下・棄却	一審判決の刑を維持	無罪や刑の軽減	刑の加重	免訴・不受理	その他	合計
著作権法違反	6	92	11	25	15	4	2	102
商標法違反	6	39	6	10	4	0	1	52

表四：2014年最高裁判所刑事訴訟上告事件の現状

項目	上告取下げ	上告却下	上告棄却	破棄差し戻	破棄自判	その他	合計
著作権法違反	0	16	0	3	0	0	19
商標法違反	0	0	0	0	0	0	0

注1：2014年に、最高裁判所が受理した刑事訴訟上告事件数は4,633件に達し、そのうち、上告却下・棄却件数は4,124.5件、破棄差し戻し件数は445.5件、破棄自判は37件、上告取下げは26件、その他は0件であった。

注2：一部却下／棄却／差し戻し／自判の事件につき、0.5件とする。

2014年に、最高裁判所が終結した刑事訴訟上告事件数は4,633件に達したが、そのうち、著作権、専利権、商標権等の知的財産権に関連事件はわずか19件、全体の事件数の0.4%にとどまった。また、破棄差し戻し、破棄自判とされた事件は合計3件のみで、上告成功率は15.79%となり、最高裁判所が受理した刑事訴訟上告事件全体の成功率（破棄差し戻し、破棄自判とされた事件合計482.5件、成功率10.41%）に比べると大差がなかったため、民事訴訟と同様に知的財産権関連事件の上告成功率が低いのではなく、全体として最高裁判所への上告成功率がさほど高くないと考えられる。

(3) 行政訴訟事件（出典：2014年司法統計年報）

表一：2014年知財法院行政訴訟第一審事件の現状（件数）

項目	起訴取下げ	全て勝訴	全て敗訴	一部勝訴 一部敗訴	和解	却下	管轄錯誤	合計
著作権	60	0	1	0	0	1	0	2
専利権	6	9	86	4	0	3	0	108
商標権	9	19	120	9	1	3	0	161
公平交易 法関連	0	0	0	0	0	1	0	1
その他	0	4	6	0	0	0	0	10

2014年に、知財法院が終結した第一審行政訴訟事件数は282件であった。そのうち、全て敗訴とされた事件は213件に達し、全体の事件数の75.53%を占めた。一方、全て勝訴とされた事件は32件があり、全体の事件数の11.23%となった。このような統計から見ると、知財関連行政訴訟事件の勝訴率はさほど高くないことがわかる。その理由については、いろいろな見方があり、はっきりとは言えないが、知財関係訴訟の技術的特殊性から、一旦智慧財産局が審決を下した以上、裁判所が技術の専門官庁である智慧財産局の意見を重視する傾向があることなどが原因ではないかと推測する。

表二：2014年最高行政裁判所行政訴訟上告事件の現状（件数）

項目	上告取下げ	上告却下	上告棄却	破棄差し 戻し	破棄自判	その他	合計
著作権法関連	0	0	0	0	0	0	0
専利法関連	0	6	13	5	0	0	24
商標法関連	0	63	13	4	1	0	57

公平交易法関 連	0	0	0	0	0	0	0
注 1：2014 年に、最高行政裁判所が終結した行政訴訟上告事件数につき、1,297 件に達し、そのうち、上告却下・棄却件数は 1,080 件、破棄差し戻し件数は 156 件、破棄自判は 39 件、上告取下げは 6 件、その他は 9 件があった。							
注 2：一部却下／棄却／差し戻し／自判の事件につき、0.5 件とする。							

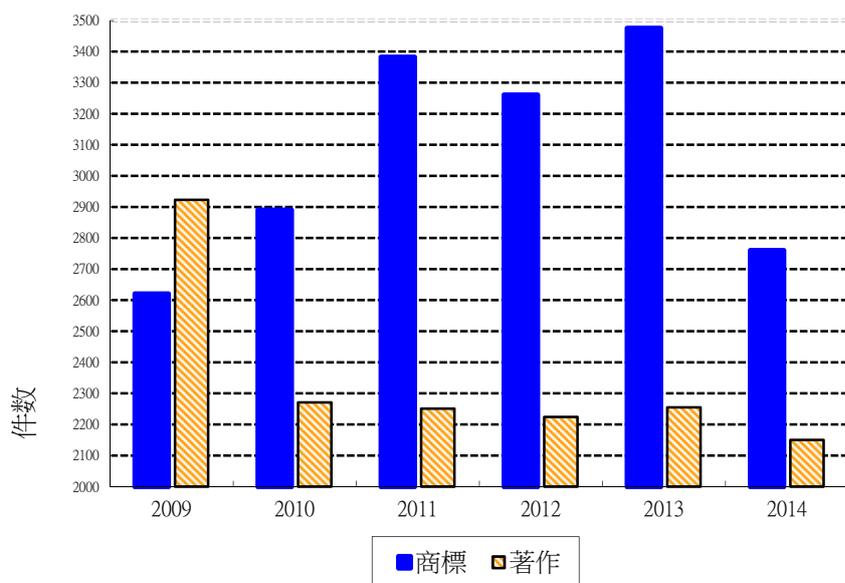
2014 年に、最高行政裁判所が終結した行政訴訟上告事件数は、1,297 件に達したが、そのうち、著作権、専利権、商標権等の知的財産権に関連事件は 92 件で、全体事件数の 7.09%にとどまった。また、破棄差し戻し、破棄自判とされた事件は合計 10 件のみで、上告成功率は 10.87%となった。最高行政裁判所が受理した行政訴訟上告事件全体の成功率（原判決の一部又は全部に対する破棄差し戻し、破棄自判を合わせた事件は合計 202 件、成功率 15.57%）に比べると、知的財産権に関連事件の上告成功率はやや低いが、これは、知財関連事件がとりわけ不利に取り扱われることを意味するわけではなく、むしろ全体として、最高行政裁判所への上告成功率はさほど高くないと考えられる。

4.取締

(1) 刑事警察大隊（旧名：保護知的財産権警察大隊）

	合計		商標		著作		押収されたディスク	インターネットショッピング案件
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	枚数	件数
2009	5543	6115	2620	2919	2923	3196	785806	3046
2010	5161	5988	2890	3377	2271	2611	1348523	2646
2011	5633	6505	3382	3867	2251	2638	615528	2986
2012	5484	6342	3260	3716	2224	2626	131648	2892
2013	5730	6623	3475	3983	2255	2640	99608	3535
2014	4910	5730	2760	3120	2150	2610	350604	2929

出典：各年度の智慧財産局年報

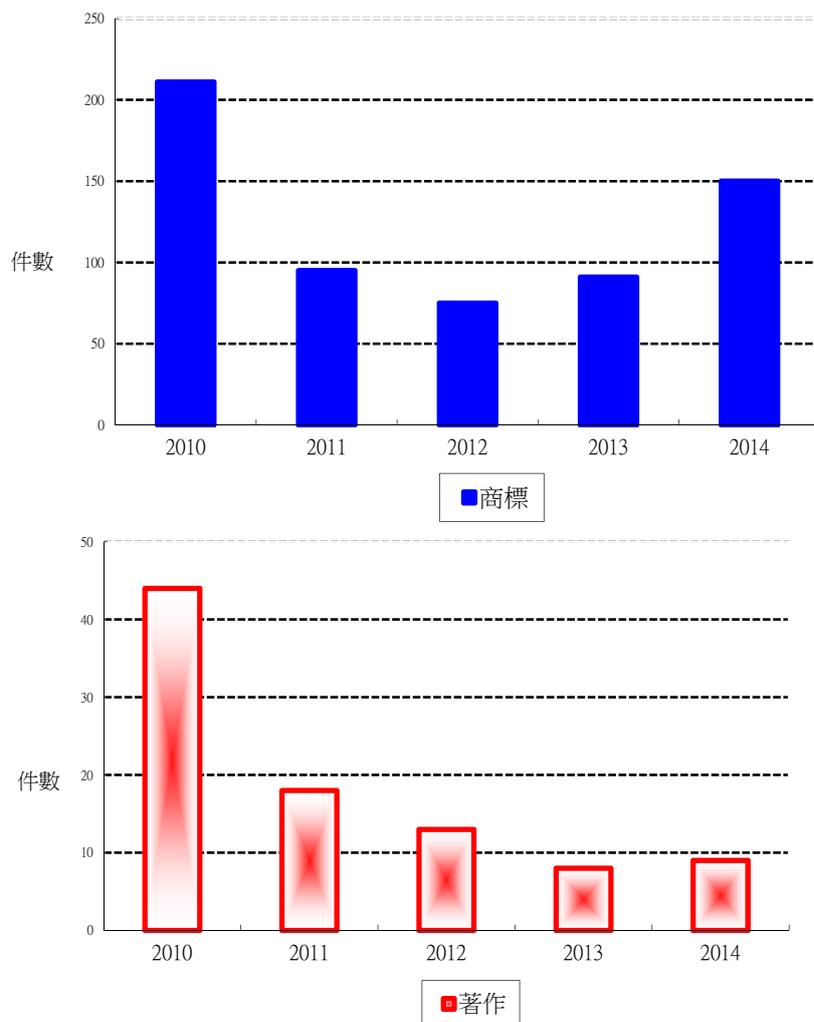


著作権の取締件数は逐年減少している。一方、商標権の取締件数は 2013 年に一時増加に転じたが、2014 年に再び減少した。それはインターネットショップやオークションの発展が原因ではないかと推測される。

(2) 税関

		商標権侵害		著作権侵害		商標申告 不実	出所識別コ ード申告不 実
		輸出	輸入	輸出	輸入		
2010 年	件数	1	210	0	44	561	11
	数量	620	4,490,485	0	17,725	-	53,534
2011 年	件数	4	91	0	18	510	18
	数量	17,200	61,456	0	4,590	-	476,287
2012 年	件数	1	74	0	13	255	14
	数量	64,800	516,198	0	1,283	-	150,644
2013 年	件数	2	89	0	8	181	14
	数量	54,960	40,914	0	515	-	15,089
2014 年	件数	1	149	0	9	122	10
	数量	1,500	55,577	0	1440	-	113,182

出典：智慧財産局の統計資料より



2012年までの著作権及び商標権における取締件数が逐年減少している。減少の原因としては、空港警察による取締案件の調査が、地方検察署に送検するまでかなりの時間を要するといった、空港警察による取締案件の調査遅延の影響もあるほか、商標の権利者が税関から検証要請を受けた際、受領後24時間以内に税関に赴き検証を行わなければならない、当該時間内に対応できなかったケースも少なくないことが影響していると推測されている。また、著作権に関する取締件数は、2012年以降も減少傾向が続くものの、商標権の件数だけは再び増加に転じた。商標権に関する取締件数の変化について、今後注目すべきであろう。

(三)台湾当局の動向

1. 法改正の動向

改正専利法及び改正商標法は、それぞれ2013年1月1日、2012年7月1日に施行され、改正の幅は知的財産法制史上最大となった。専利法はその後、小幅な改正が行われ、2013年6月13日に施行された。2013年6月13日の法改正においては、「二重出願」(発明特許と実用新案を同時に出願)について発明特許査定時に、主務官庁の

指令により発明特許を選択した場合、『権利を付与された実用新案権は最初から存在していなかった』と看做されることから、『権利を付与された実用新案権は発明特許公告時に消滅することとなる』、いわゆる「権利接続制度」への変更、及び権利侵害時の「三倍の懲罰性賠償金」制度が復活した。さらに、専利法は2014年1月22日に改正・公布され、同年3月24日に施行された。当該改正は、主に特許権侵害に対する水際取締りを強化するために、現行台湾専利法に、第97条の1から第97条の4を追加したものである。

専利権者に対する保護を強化するため、立法委員は、国際立法例、台湾の商標法及び著作権法を参考として、専利法に「(輸入)差止申立」を追加するよう議案を提出していた。その内容は、専利権者が保証金又は担保を税関に供託し、輸入しようとする専利権侵害に係る貨物(専利権侵害疑義物品)の輸入差止めを申し立てることができるとするほか、被差止人も逆担保を供託すれば差止めを解消させることができるとする規定である。以下においては、その重点を説明するとともに、今回の台湾専利法改正の主な改正内容を簡単にまとめる。

A. 差押えの手続き

差押えの手続きにあたって、専利権者は、税関に対して書面で侵害の事実を説明し、保証金又は担保を供託しなければならない。税関が差押えの申立を認める場合、申立人及び差押え命令を受ける者に通知しなければならない。また、税関は、差押物品の機密資料を保護したうえで、申立人又は差押え命令を受ける者の申立てにより、その差押物品の検証に同意することができる。

B. 差押えの停止

次のいずれかに該当する場合、税関は差押えを取消さなければならない。

- (1) 申立人が、12日以内に裁判所に提訴しなかった場合
- (2) 申立人が提起した訴訟につき、裁判所による却下の判決が確定した場合
- (3) 差押物品が特許権侵害に係る物品に属さないとする裁判所の確定判決を受けた場合
- (4) 申立人が差押えの取下げを申し立てた場合
- (5) 差押え命令を受ける者が逆担保を供託した場合

申立人の責めに帰すことのできる事由により差押えが取消された場合、申立人は差押物品のコンテナ延滞料、倉庫費用、積卸費用などの関連費用を負担しなければならない。

C. 損害賠償

差押物品が特許権侵害に係る物品に属さないとする裁判所の確定判決を受けた場

合、申立人は、差押え命令を受けた者が差押えにより受けた損害を賠償しなければならない。また、当事者が和解した、又は他方が同意した場合は、税関に対して担保金又は逆担保金の返還を請求することができる。

今回追加された水際取締り関連規定に関する具体的な執行手続きについて「税関による専利権侵害物の差押えに関する施行弁法」は改正法の施行日(2014年3月24日)に公布・施行された。

著作権法改正案が2014年1月7日に立法院の審議を通過した。今回の改正は、主に心身障害者に対する情報アクセスの権益を保障するため、現行著作権法における第53条、第65条、第80条の2、第87条及び第87条の1を改正したものである。改正案は、総統により1月22日に公布され、今後、心身障害者がアクセスする情報の合理的な使用に関する規定で、バリアフリー版の著作物の製作、取得が改善されることが期待される。

著作権法改正の重点は以下のとおりである。

A. 視聴覚障害者のためのバリアフリー版著作物の製作機構の拡大

(第53条、第80条の2及び第87条の1)

視聴覚障害者のためにバリアフリー版著作物を製作する機構について、これまでの「法に基づいて設立された非営利機関又は団体」を「中央又は地方政府機関、非営利機関又は団体、法に基づいて設立された各種学校」に拡大した。また、視聴覚障害者本人、又はその代理人もバリアフリー版著作物を製作して、個人の非営利目的使用に供することができる。

さらに、合法的に複製した複製物については、障害者、中央・地方政府機関、非営利機関又は団体、法に基づき設立された各級学校間で、公開・転送することができる。

B. 「合理的な範囲」の判断基準(第65条)及び「正規品」の並行輸入の禁止を明文化(第87条)

「合理的な範囲」という文言がある場合は、第65条第2項に定める4項目の判断基準に基づいて、合理的な使用に該当するか否かを審査しなければならないことを明文規定する。さらに、著作権法第87条第1項第4号における「複製物」が「海外の合法複製物」に修正されており、これは、同号が「正規品」の並行輸入を禁止することを明確に示すものである。

2. 施策方針

現在、智慧財産局は「早期審査制度」である「特許出願審査促進作業プログラム

(Accelerated Examination Program=AEP) 」及び「特許審査ハイウェイ」(PPH)に重点を置いている。また、智慧財産局の審査待ち専利出願件数削減計画における関連措置の一環である「財団法人専利検索中心(財団法人専利検索センター)」(Patent Search Center=PSC)が2012年3月5日に設立され、5月3日から調査サービスを開始した。

専利検索センターは、経済部智慧財産局のために、先願調査(先行技術調査)作業を処理することを主な業務とし、同局の審査待ち専利出願件数削減に協力している。同センターでは、特許業務経験者及び産業界の専門家約82名(2014年2月現在)が先願調査作業を行っており、先願調査や分類等にかかる審査官の作業時間を短縮し、審査効率の大幅な向上に貢献している。

同センターは、主に日本の工業所有権協力センターと韓国特許情報院を参考に設立され、公権力の行使に関わりのない特許調査作業を委託されている団体である。同センターは、智慧財産局の審査待ち専利出願件数の削減に協力しているほか、審査待ち案件の処理能力及び特許情報検索等のシステムの構築によって、企業、政府機関、学校、研究機関に対してもスピーディーにサービスを提供し、特許審査機能の迅速化・健全化を図っている。

なお、智慧財産局の報告によると、同局は2014年も引き続き「専利審査待ち案件に対する処理計画」を実施し、2014年12月時点で、初審査までの平均期間が29.3ヶ月に短縮し、審査待ち件数も100,041件に下がった。これは当初の計画目標を超えている。今後も審査待ち件数の削減と平均審査期間の短縮が更に進めば、2016年までには、審査待ち件数が70,000件となり、平均審査期間も約22ヶ月に短縮することが期待できる。そうなれば、企業の特許ポートフォリオの構築、さらには、産業の活性化にも寄与するだろう。

二、日本と台湾の知財制度の違い

グローバル化が進む昨今、知的財産の分野においては、権利取得の可能性を高め権利の取得及び維持のコストをより低減するために、台湾を含めた世界各国は知財制度調和の推進に力を入れている。台湾においては自国の法制度と国際的制度との整合性を図るために、2011年に台湾商標法と特許法に対し広範囲にわたる改正が行われたが、台湾特有の事情により他の国とは異なる制度又は運用が行われることもある。本マニュアルにおいて、制度の違いを明らかにすることは、自国の法制度に慣れた日本の知財担当者の注意を促すことにつながり、ひいては適切な台湾知財戦略の立案に資すると考える。以下、日本と台湾の知財制度の相違点の概要をまとめるが、詳細は本文をご参照いただきたい。

	日本の制度	台湾の制度
特許・実用新案・意匠関連	パリ条約や PCT に基づく優先権主張は可	台湾はパリ条約や特許協力条約 (PCT) に加盟していないため、パリ条約に基づく優先権主張や PCT に基づく出願は不可 → 一 (一) 1 (2) ④A 参照
	拒絶査定不服審判は特許庁審判部の審判官が審理すなわち、拒絶査定→拒絶査定不服審判請求	拒絶された場合、再審査を請求することができる。再審査は特許庁の審査官が審査すなわち、拒絶査定→再審査→再審査拒絶査定→訴願→訴願棄却→行政訴訟提起 →一 (一) 1 (2) ④A 参照
	拒絶すべき旨の最初の査定謄本の送達があった日から三ヶ月以内にも分割出願することが可	拒絶査定された場合、まず、再審査を請求し、再審査の段階で分割出願が可能。また、再審査で拒絶査定された後、分割出願は不可 →一 (一) 1 (2) ⑧A 参照
		部分意匠について、「一意匠一出願」に対する認定、及び補正による実質的な変更に対する認定は日本より緩和されている。 →一 (一) 1 (2) ④C 参照
	関連意匠の類否判断に関し、日本では、意匠の「要部」により重点を置いて類否を判断している。	関連意匠の類比判断に関し、意匠全体の各部分について類否を判断している。 →一 (一) 1 (2) ④C 参照
	意匠制度には、秘密意匠制度がある。	意匠制度には、秘密意匠制度がない。 →一 (一) 1 (2) ④C 参照参照
	意匠権の存続期間は、設定登録日から起算して 20 年をもって終了する。	意匠権の存続期間は、出願日から起算して 12 年をもって終了する。 →一 (一) 1 (3) ②参照

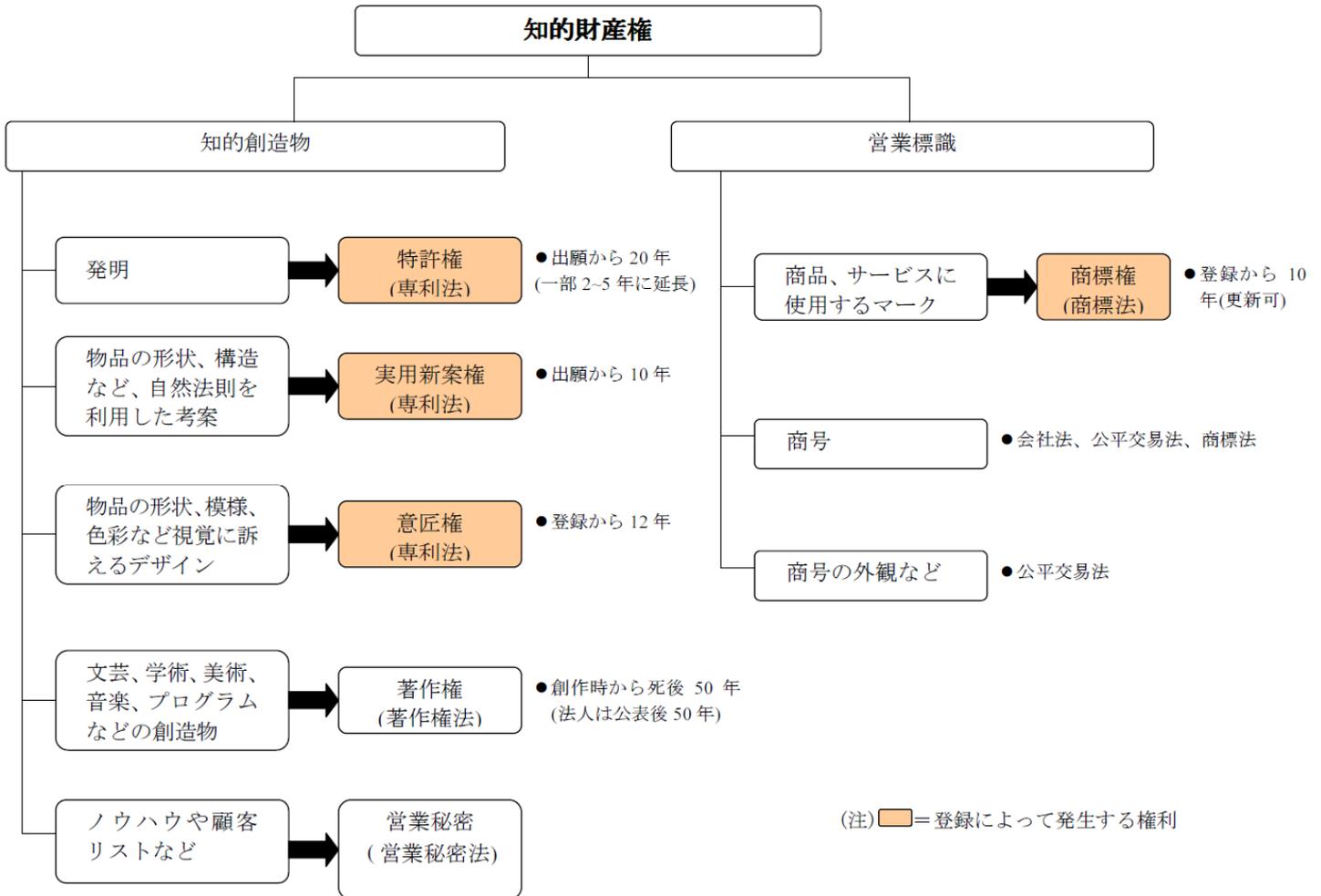
商標関連	商標法の保護対象として、文字、 図形、記号、立体的形状若しくは これらの結合又はこれらと色彩 との結合が限定される。	商標法の保護対象には、文字、図形、 記号、色彩、立体的形状や、それら を組み合わせたもの、動き、ホログ ラム、音声、位置、匂いなどが含ま れている。 → 一、(一) 2.参照
	出願人の資格に関する審査があ る。	出願人の資格に関する審査がない。 → 一、(一) 2. (2) ④参照
	商品又は役務の個数を問わず、区 分数に基づき政府手数料が計算 される。	商品又は役務の個数により、割増料 金が発生する。 → 一、(一) 2. (2) ⑤参照
	早期審査制度、面接制度、書換制 度がある。	早期審査制度、面接制度、書換制度 がない。 → 早期審査制度 一、(一) 2. (2) ⑥参照 面接制度 一、(一) 2. (2) ⑥D 参照 書換制度 一、(一) 2. (3) ③参照
	同意書制度、権利不要求制度がな い。	同意書制度、権利不要求制度がある。 →一、(一) 2. (2) ⑥E.a. ii.参照
	出願審査結果への不服申し立て の手段について、 拒絶査定→拒絶査定不服審判請 求	出願審査結果への不服申し立ての手 段について、 拒絶査定→訴願→訴願棄却→行政訴 訟提起 → 一 (一) 2. (2) ⑥E.a.iv.参照
	登録料金及び更新登録料金は 一括払い又は分割払いが可	登録料金及び更新登録料金は一括で 納付する。 → 一、(一) 2. (3) ①B.参照
	異議申立ては登録後に発行され る商標公報の発行日から2ヶ月以 内	異議申立ては商標の登録公告日から 3ヶ月以内 → 一、(二) 4. (2) ②A.a.iii.参照

税関の差し止め関連	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などを侵害する物品が発見された場合、直ちに税関に対し輸入差止めを申し立てることができる。	特許権、実用新案権、意匠権の侵害に関し、裁判所から仮処分命令を取得してから初めて税関に対し輸入差止めを請求することができる。 →三（一）参照
	知的財産侵害物品の疑いがある貨物（疑義貨物）を発見した場合、「認定手続開始通知書」の日付の翌日から起算して10執務日（生鮮疑義貨物については3執務日）以内に、権利者、輸入者双方が、当該疑義貨物について、意見・証拠を税関に提出する。	商標権及び著作権侵害物品の疑いがある貨物（疑義貨物）を発見した場合、税関は直ちにその情報を権利者又はその代理人に連絡し、権利者又はその代理人は通知を受け取った時点から一定の時間内（空便で輸出の場合は4時間、空便で輸入の場合及び船便の場合は1日）に指定の税関で、製品真偽の検証を行わなければならない。一方、2014年3月24日付けで施行された改正専利法によれば、特許権、実用新案権及び意匠権に関する疑義貨物が発見した場合、専利権者が担保金を提供して、税関に対し疑義貨物の差押を申請することができる。専利権者の差押申請が受理された場合、輸出入業者も二倍の担保金を提供して差押の解消を申請することができる。 →三（一）参照

以下「台湾の法律で保護される知的財産、及び保護を受けるための手続き又は要件」、「台湾における知財戦略」、「知的財産権の保護(模倣品対策)」及び「台湾における知的財産問題」の四章に分けて知的財産権保護のポイントを解説する。

一、台湾の法律で保護される知的財産及び保護を受けるための手続き又は要件

機密情報の漏洩又は製品の模倣の対策を立てるには、まずは主張可能な権利及び権利主張に必要な手続きを理解しておくことが必要である。主張可能な権利として、特許権(発明専利)、実用新案権(新型専利)、意匠権(設計専利)、商標権、著作権、営業秘密などがある。当該権利は、主に専利法、商標法、著作権法、公平交易法、営業秘密法に規定されている。以下に、当該法律及び保護を受けるための手続き又は要件などを説明する。



(一)法制度の紹介

1.専利法(特許/実用新案/意匠)

台湾で、特許権(発明専利)、実用新案権(新型専利)、意匠権(設計専利)の権利取得などを定める法律として、「専利法」という法律が設けられている。中国語の「専利」を日本語に訳す場合、通常「特許」とされるものの、実質的な意味は、日本語の「特許」の概念よりも広い概念を内包するものである。台湾の専利法は、発明(特許)、新型(実用新案)及び設計(意匠)に関する諸規定を定めており、日本の特許法、実用新案法及び意匠法に相当するものである。

以下に、専利法に定めている、発明、実用新案及び意匠を説明する。

専利法の保護対象	発明	自然法則を利用した技術的思想の創作 (専利法第 21 条)
	実用新案	実用新案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、物品の形状、構造又はその組合せに係る創作 (専利法第 104 条)
	意匠	物品の全部又は一部の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作(専利法第 121 条 1 項) 物品に応用するためのコンピューターアイコン(icons)、グラフィカルユーザインタフェース(GUI)及び組物も、意匠として登録出願することができる(専利法第 121 条 2 項、第 129 条)。

(1)保護を受けるための要件

特許、実用新案及び意匠の登録要件として、「産業上の利用可能性」(意匠は「産業上の利用性」)「新規性」及び「進歩性」(意匠は「創作性」)が挙げられる。しかし、これらの要件を満たすものが全て権利を取得できるとは限らない。それは、同一の発明・考案又は同一・類似の意匠について、2 件以上の出願があったり(先願主義のもと、最先の出願人に権利を付与する)、法律に「権利を付与できない発明、考案又は意匠」として定められているからである。

ただし、実用新案登録出願について、特許主務官庁の台湾智慧財産局(以下に「智慧財産局」という)は、権利付与可否の審査段階において、「産業上の利用可能性」「新規性」「進歩性」などの実体審査を行わず、登録を受けるために必要とされる一定の要件((2)①の実用新案の手続きの箇所を説明する)を満たしているか否かのみを判断し、権利付与の可否を決定する。考案に「産業上の利用可能性」「新規性」「進歩性」などの要件を満たさない事情がある場合は、登録後、審判手続きを通じてその

登録を取り消す方法が採用されている。

①産業上の利用可能性又は産業上の利用性(専利法第 22 条 1 項、専利法第 120 条、専利法第 122 条 1 項)

特許及び実用新案登録の要件である「産業上の利用可能性」とは、産業上、製造又は使用できることを指す。「製造又は使用できる」とは、技術特徴を有する技術手段を産業上実施すれば、発明に係る物品を製造することができる、又は発明に係る方法を使用することができることをいう。「産業上の利用可能性を具える」という要件を満たすには、出願された発明が既に製造又は使用されていることまで要求されず、実際に利用することができ、製造又は使用できる可能性があれば十分である。ただし、理論的には実施可能な発明でも、実際には明らかに製造又は使用できない場合、例えば、オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防ぐために、地球表面全体を紫外線吸着プラスチックフィルムで覆う方法などは、「産業上の利用可能性を具える」ものに該当しない。

意匠登録の要件の「産業上の利用性」は、一般的に、大量生産できるか否かということに基づいて判断を行う。大量生産できない意匠は産業上利用できないと考えられる。ただし、「大量生産」といっても、機械設備によるものに限らない。手作業で作られたものであっても、それが工業生産プロセスに沿って大量に作られるものであれば、意匠登録の要件を満たす。

②新規性(専利法第 22 条 1,3 項、専利法第 120 条、専利法第 122 条 1,3 項)

A.特許及び実用新案

特許及び実用新案登録の要件の新規性とは、発明又は考案が、出願前(出願日を含まない。優先権を主張する場合は、優先権日当日を含まない。)に、次のいずれかにも該当しないことを指す。

- a.刊行物に記載されていること、
- b.公然実施されていること
- c.一般の人によく知られていること

つまり、絶対的新規性が要求される。ただし、次の場合は、例外として、必要な手続きを行うことで、新規性を喪失した日から6ヶ月以内に出願することが認められる。

- a.実験のために公開されたもの、
- b.刊行物で発表されたもの、

- c.政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたもの、又は
- d.出願人の意図に反して漏洩したもの

B.意匠

意匠登録の要件の「新規性」とは、出願前に、次のいずれかにも該当しないことを指す。

- a.同一・類似の意匠が刊行物に記載されていること
- b.同一・類似の意匠が公然実施されていること
- c.意匠が一般の人によく知られていること

つまり、絶対的新規性が要求されます。ただし、次の場合は、例外として、必要な手続きを行うことで、新規性を喪失した日から6ヶ月以内に出願することが認められる。

- a.刊行物で発表されたもの、
- b.政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたもの、又は
- c.出願人の意図に反して漏洩したもの

③進歩性又は創作性(専利法第22条2項、専利法第120条、専利法第120条、専利法第122条2項)

発明又は考案が従来技術と差異を有するが、当該発明又は考案の全体は、当該発明又は考案の属する技術分野における通常知識を有する者が、出願前の従来技術に基づいて容易に完成できるものである場合、当該発明又は考案は進歩性を具えないものとされる。

意匠が属する技芸領域の通常知識を有する者が出願前の先行技芸に基づいて容易に想到できるものは、意匠登録の要件の「創作性」を満たさないものとされる。審査基準においては、次のものが創作性を有さないものとして例示されている。

- 自然界に存在している物又は現象を模倣してなる意匠

動物、植物、鉱物、虹、雲などの自然物又は現象の形状又は模様などをそのまま物品に表したに過ぎず、全体的なデザインは独特な視覚的な効果を生み出せない意匠のことをいう。

- 有名な著作物の模倣による意匠

- 出願対象の意匠に属する技芸領域以外の物品の外観の転用による意匠(所謂直接転用)。

例えば、出願対象の意匠は車のデザインを玩具に転用し、又はコーヒーカップのデザインを小物入れに転用した意匠のことをいう。

- 置換え、組合せの意匠
- 位置、比例、数量などの変更による意匠
- 公然知られているデザインを表してなる意匠

④先願主義(専利法第 31 条、専利法第 120 条、専利法第 128 条)

同一の発明・考案又は同一・類似の意匠につき、2 件以上の出願がある場合、最先の出願人に権利を付与する制度を言う。しかし、優先権の主張を伴うもので、優先権日が、先願の出願日よりも早い後願は、先願主義の例外として、権利を取得することができる。

出願日又は優先日が同日である場合は、出願人同士で協議させ、どちらを登録するかを決めさせる。協議が成立しない場合、又は台湾經濟部智慧財産局(日本語訳：知的財産局。日本特許庁に相当)に定められた期限内に協議の結果の報告がない場合は、いずれの出願も登録を受けることができない。

優先権の主張について、(2)⑦優先権主張の箇所を参照。

⑤権利を付与できない発明、考案又は意匠(専利法第 24 条、専利法第 105 条、専利法第 124 条)

次のいずれかに該当するものは、特許権を付与することができない。

- 動物、植物、及び動物や植物を生産する主に生物学的な方法。ただし、微生物学的な生産方法はこの限りでない。
- 人体又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法。
- 公序良俗を害するもの

次に該当するものは、実用新案権を付与することができない。

- 公序良俗を害するもの。

次のいずれかに該当するものは、意匠権を付与することができない。

- 単に機能上不可欠な設計からなる物品造形
- 単なる芸術的創作
- 集積回路の回路配置及び電子回路の配置
- 公序良俗を害するもの

(2) 手続き

特許権、実用新案権又は意匠権を取得するためには、智慧財産局に出願し、必要な要件を満たしているか審査を受ける必要がある。

① 出願主務官庁

智慧財産局の情報は以下のとおりである。

名称	經濟部智慧財産局 (日本語訳：知的財産局。日本特許庁に相当)
住所	台北市大安區辛亥路二段 185 号 3 階(中央百世ビル)
電話番号	(02) 2738-0007
ファックス番号	(02) 2377-9875
ホームページ	http://www.tipo.gov.tw/mp.asp?mp=1 (中国語版) http://www.tipo.gov.tw/mp.asp?mp=2 (英語版)
受付時間	曜日：月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。土曜日が勤務日のこともまれに存在。) 時間：8 時 30 分～17 時 30 分 * 昼時間(12 時 30 分～13 時 30 分)

② 代理人

台湾に住所又は営業所がない者は、智慧財産局への出願などの手続きについて、台湾代理人に委任してこれを行わなければならない。また、専利法第 11 条 3 項によると、代理人は、法律に別段の規定がある場合を除き、専利師(日本の「弁理士」に相当する)の資格を有する者の中から選任しなければならない。智慧財産局のホームページには、専利師の名簿及び連絡先が公開されている。当該サイトにて検索をする場合は、事務所名、専利師の名前、住所のいずれかをキーワードとして入力する。

【中国語版】

http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7221&CtUnit=3554&BaseDSD=70&mp=1

The screenshot shows the Intellectual Property Office (IPO) website in Chinese. The header includes the IPO logo and navigation menus for '便民服務', '公告資訊', '國際事務', '認識智慧局', '政府資訊公開', and '我想...'. The breadcrumb trail is '現在位置 > 首頁 > 專利 > 申請資訊及表格 > 代理人資訊'. The main content area is titled '代理人資訊' and contains a list of patent attorneys. A sidebar on the left lists various patent-related services. The table below lists the attorneys with their details.

身份種類	證書號	事務所名稱	姓名	地址	聯絡電話
專利代理人	01117	理律法律事務所	陳長文	臺北市松山區敦化北路201號7樓	(02)27153300
專利師	A0030	理律法律事務所	黃章典	臺北市松山區敦化北路201號7樓	(02)27153300
專利師	A0031	理律法律事務所	樓穎智	臺北市松山區敦化北路201號7樓	(02)27153300轉2311
專利師	A0095	理律法律事務所	蔣大中	臺北市松山區敦化北路201號7樓	(02)27153300
專利師	A0061	理律法律事務所	林宗宏	臺北市松山區敦化北路201號7樓	(02)271533002497

※例：キーワードは「事務所名」。

【英語版】

http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6819&CtUnit=3318&BaseDSD=70&mp=2

The screenshot shows the Intellectual Property Office (IPO) website in English. The header includes the IPO logo and navigation menus for 'Sitemap', 'Forum', 'FAQs', 'Feedback', 'Epaper', 'Glossary', '中文', 'English', and 'fontSize'. The breadcrumb trail is 'You are here: Home > Patents > Patent Attorneys'. The main content area is titled 'Patent Attorneys' and contains a list of patent attorneys. A sidebar on the left lists various patent-related services. The table below lists the attorneys with their details.

Certificate number	Name	Firm name	Firm Address	Tel	Registered Date	Joined the Patent Attorneys Association Date
A0061	Tony C.H. Lin	Lee and Li, Attorneys-at-Law	7F, No.201, Tun Hua N. Rd., Taipei 10508, Taiwan R.O.C.	02-2715-3300#2497	2009-02-03	2009-12-11

※例：キーワードは「專利師の名前」。

③出願の当局手数料

特許権、実用新案権及び意匠権の取得及びその維持に係る当局手数料は、添付資料の専利料金表(六、添付資料、添付資料一[台湾特許・実用新案・意匠登録出願 政府手数料]を参照)にまとめる。主な手続きの手数料は以下に示す。

手続き	手数料
特許出願	NT\$3,500
実用新案登録出願	NT\$3,000
意匠/関連意匠登録出願	NT\$3,000
早期公開の請求	NT\$1,000
実体審査の請求(特許出願のみ)	審査請求料は、請求項の数及び中文明細書のページ数によって、下記の計算に基づき計算される。 A 中国語明細書及び図面のページ数が計 50 ページ以下で、かつ、請求項が 10 項以下の場合は NT\$7,000 を納付する。 B 計 50 ページを超えた場合は、50 ページごとに NT\$500 を追加納付し、超えたページ数が 50 ページに満たない場合も NT\$500 を追加納付する。かつ、請求項が 10 項を超える場合は、1 項増す毎に NT\$800 が追加される ¹ 。
早期審査の請求	NT\$4,000

④出願手続きの流れ

A.特許出願

特許出願について出願から登録又は拒絶査定までは、以下の流れで進められる。

¹台湾の特許法施行規則第 18 条第 5 項により、多数従属項間は直接又は間接的に従属してはならない。日本基礎出願の特許請求の範囲に、マルチマルチの従属項が存在する場合、その従属項を独立項及び/又は単一従属項にのみ従属するように補正する必要がある。補正に当たっては、将来の権利行使や無効審判における先行技術排除のための訂正可能性を含めて考慮され、補正前の従属関係をできる限り維持することが好ましいが、請求項が 10 項を超える場合は、1 項増す毎に NT\$800 が追加されるので、合わせて考慮する必要がある。

また、同特許法施行規則 20 条第 2 項により、明細書の図面には図番号及び部品を表す符号を注記しなければならない。日本の基礎出願の図面には、必要な注記ではない文字説明が記載されている場合は、その文字説明を明細書に追記するか、既に明細書に記載されているのであれば、削除する必要がある。

なお、上記補正は、実体審査において通知を受けてから補正することも可能である。

流れ	説明	必要書類
出願	出願人は願書、明細書、必要な図面、特許請求の範囲及び要約書を備えて、智慧財産局に提出する ² 。	願書、明細書、必要な図面、特許請求の範囲、要約書、委任状(台湾に住所又は営業所がない出願人の場合のみ)、優先権証明書(優先権主張の場合のみ)、生物材料寄託証明書(生物材料の発明又は生物材料を利用する発明の場合のみ)
方式審査	出願書類及び手続きが法律に合致しているか否かの審査を行う。出願書類又は手続きに不備がある場合は、4ヶ月の期限を定めて、出願人(代理人のある場合は代理人)に補正するよう通知する。期間延長は申請により可能であるが、補正期限を過ぎても補正されない場合には、智慧財産局は当該出願を受理しない。	補正が必要な場合、その関連書類
出願公開	方式審査に通った出願で、法律に定める非公開の事情がないものは、出願日、又は最も早い優先権日から18ヵ月後に公開される。	
審査請求	特許出願の新規性・進歩性等の実体審査は、その出願についての審査請求を待って行う。何人も、出願日から3年以内に、智慧財産局に、特許出願	出願審査請求書

2台湾はパリ条約や特許協力条約(PCT)に加盟していないため、パリ条約やPCTに基づく優先権主張はできないが、WTOに加盟するまでは、日本や米国を含む11カ国と互恵条約を結んで、互いに優先権を認めていた。2002年1月1日よりWTOに加盟したため、WTO加盟国の国民及び準内国民であれば、優先権を主張できるようになった。

また、台湾がWTOの加盟国になってから、中国を除き、特許協力条約第8条に関する規則により、台湾出願に基づく優先権主張を伴うPCT出願が可能になった。その後、PCT出願から各国移行の際も、主要国であれば、原則的にWTO加盟国である台湾出願に基づく優先権主張が認められる。

なお、台湾と中国の間で、2010年に「知的財産権保護協力協定」が締結された。当該協定によれば、台湾への出願は、中国出願に基づく優先権が認められる。一方、中国への出願は、出願人又は第一出願人が台湾人である場合のみ、台湾出願に基づく優先権主張が認められる。

	<p>について、審査請求を行うことができる。智慧財産局は、審査請求がされたときは、その事実を特許公報に掲載する。</p>	
<p>実体審査 (初審査)</p>	<p>審査官は、法律で定めている拒絶理由の有無について、審査を行う。次のいずれかの事由(すなわち、拒絶理由)がある場合、その旨を出願人(代理人のある場合は代理人)に通知し、一定の期間を定めて意見書、補正書の提出機会を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●発明が、自然法則を利用した技術的思想の創作でない場合 ●新規性、進歩性又は産業上の利用可能性を備えていない場合 ●特許出願された発明が、先に出願され発明の出願後に初めて公開又は公告された特許又は実用新案に添付された明細書又は図面に記載されている内容と同じである場合 ●保護対象ではないものを特許出願する場合 ●明細書に、発明の名称、発明の説明、要約及び特許請求の範囲が記載されていない、或いは、発明の説明における開示が明確かつ十分でないため、該発明が属する技術分野の通常知識を有する者がその内容を理解しかつそれに基づいて実施することができない場合 ●同一の発明について2件以上の特許出願があり、後から出願したもの、或いは、出願日、優先権日が同日で協議が成立しなかった場合 ●1つの発明ごとに出願を提出しなかった場合(単一性を有しない出願の場合) ●補正が出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合³ ●同一人が同一の創作につき、同日にそれぞれ特許又は実用新案登録を出願し、その登録査定前に、既に実用新案権を取得しており、智慧財産局が定めた期限が満了してもいずれか1つの出願を選択しなかった場合 ●分割後の出願は、原出願の出願時の明細書、特 	<p>拒絶理由を解消するための意見書、補正書</p>

3現在の台湾の特許審査実務は、基本的に日本の実務に近く、明細書に明確に記載されていないものであっても、図面から直接に一義的に知り得ることであれば、図面の開示に基づいて補正することが可能である。

	<p>許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国語出願においては、中国語翻訳文又はその誤訳の訂正は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超える場合 ●変更出願が出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合 	
査定	智慧財産局は、出願について審査した後、拒絶査定又は登録査定を行う。	
再審査	<p>出願人は、拒絶の査定に不服がある場合、査定書送達の日から 2 ヶ月以内に理由書を備えて再審査(実体審査)を請求することができる。再審査請求があった場合、智慧財産局は、原審査に参加しなかった特許審査官を指定して審査に当たらせる。審査官は、拒絶理由の有無について再審査を行い、拒絶理由があると認めた場合、出願人に意見書、補正書の提出機会を与える。</p> <p>拒絶理由が解消されない場合、再審査拒絶査定を行う⁴。</p>	<p>再審査理由書</p> <p>拒絶理由を解消するための意見書、補正書、関連資料</p>
最後の通知	<p>智慧財産局が、通知に対する応答理由又は補正に、依然として特許を与えることができない事情があると認める場合は、次に送付する通知を最後の通知とすることができる。その場合、以下の事項についてのみ、特許請求の範囲を補正することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請求項の削除 2. 特許請求の範囲の縮減 3. 誤記の訂正 4. 不明瞭な記載の釈明 	
訴願又は行政訴訟	出願人は、再審査拒絶査定に不服がある場合、經濟部訴願審議委員会に訴願を提起することができる	訴願理由書、訴状

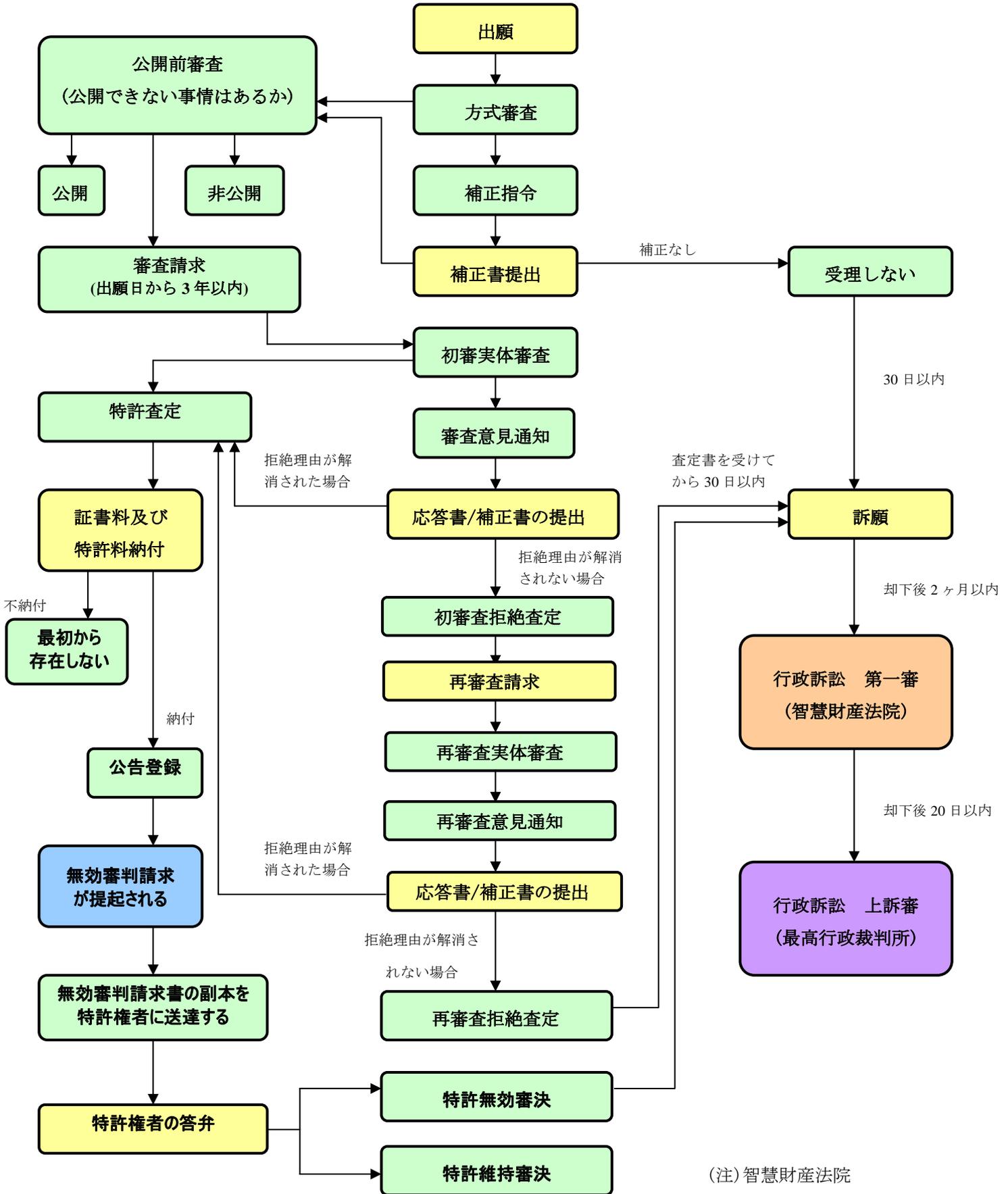
4日本では、拒絶査定不服審判は特許庁審判部の審判官が審理する。これに対し、台湾の特許審査制度では、拒絶された場合、請求により審査をもう 1 度、つまり再審査を受けることができる。再審査は基本的に初回の審査と同様に、特許庁の審査官が審査する。再審査でも拒絶査定を受けた場合は、拒絶査定を不服として智慧財産局の上級機関である經濟部に所属する訴願委員会に対し訴願（appeal）を提起する。訴願委員会は、約 15 名の各分野の学者や専門家により構成され、通常、審査官の審査結果を維持する傾向にある。また、訴願委員会の 2013 年の統計によれば、特許事件に係る訴願が認められた割合は約 10%である。なお、訴願の段階では補正することはできない。

	る(注 4)。訴願決定に不服する場合、更に、智慧財産法院で行政訴訟を行うことも可能 ⁵ 。	
公告、特許証書の交付	許可査定を受けた発明で、査定書送達後 3 ヶ月以内に証書料及び1年目の年金が納付されたものは、公告と同時に、証書が交付される。期間が満了しても前記費用を納付しなかった場合、公告を行わず、その特許権は最初から存在しなかったものとされる。特許権は、公告の日から生じる。	
登録		
無効審判	特許に無効事由(専利法第 71 条)がある場合、 <u>何人</u> も証拠を提出して無効審判を請求することができる。 無効審判請求書に無効審判請求の趣旨を明記しなければならない。無効審判請求の趣旨は、提起後に縮減することができるが、変更又は追加することはできない。 無効審判の審決は、各請求項につき、それぞれ行われる。	審判請求書及び証拠資料

特許出願の審査手順については、下記の「特許出願から権利取得までのフローチャート」を参照されたい。

⁵ 訴願委員会による訴願決定を不服とする場合は、日本の知財高裁に類似する智慧財産法院に対し、日本の審決取消訴訟に類似する行政訴訟を提起することができる。

特許出願から権利取得までのフローチャート
(2016年1月現在)



(注) 智慧財産法院
(日本語訳：知財高等裁判所)

B. 実用新案登録出願

実用新案については、近年、各分野の科学技術及び製品のライフサイクルがますます短縮化する傾向にあり、こうした状況に対応するため、台湾では、2004年から実用新案の実体審査制度を廃止して、形式審査のみによる登録制度を採用するようになった。すなわち、権利付与可否の審査段階において、実用新案登録出願に係る考案について、「産業上の利用可能性」「新規性」「進歩性」などの実体審査を行わず、実用新案登録出願に以下の「基礎的な要件の審査」に示す事情があるか否かのみを審査する。

実用新案登録出願について出願から登録又は拒絶査定までは、以下の流れで進められる。

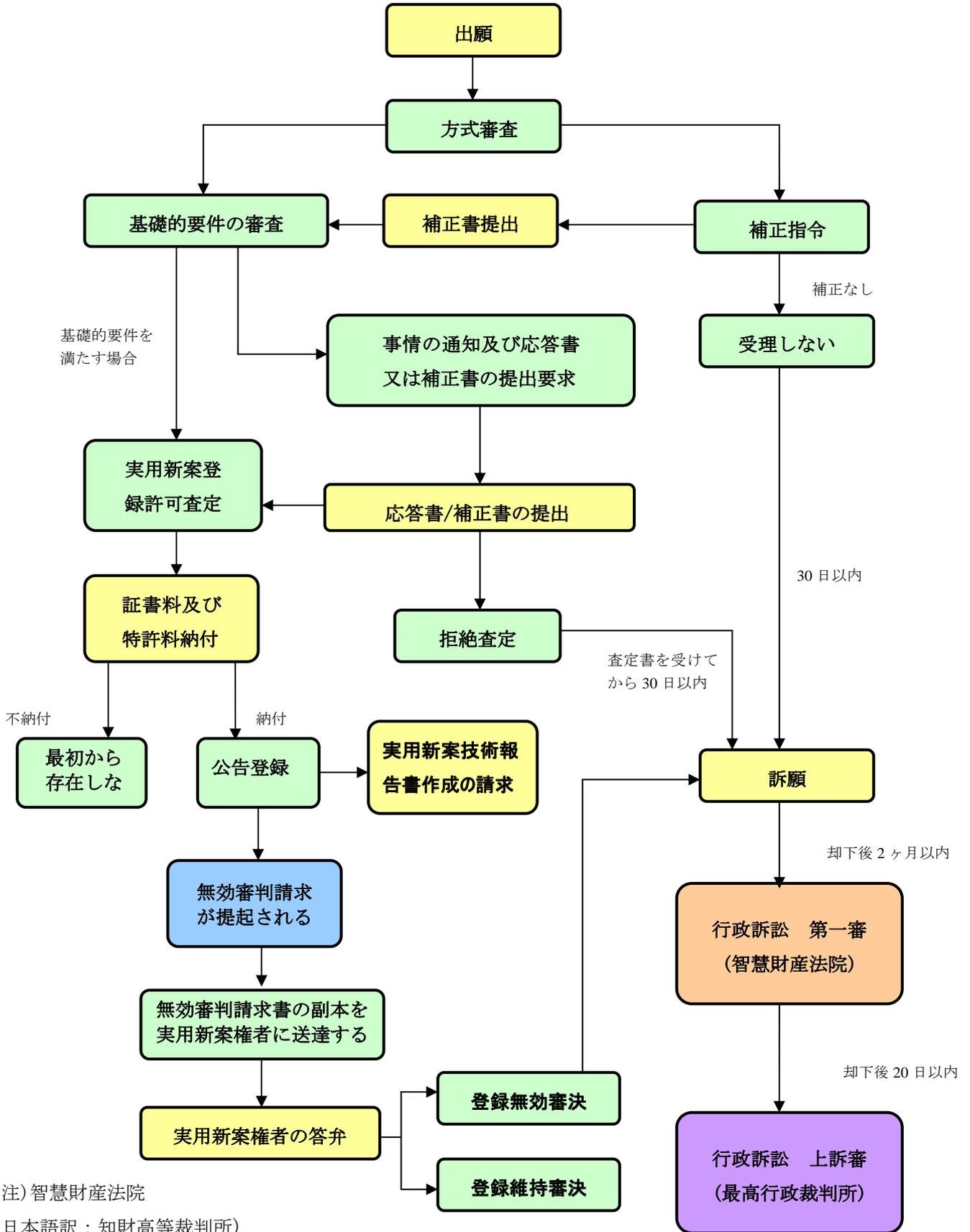
流れ	説明	必要書類
出願	出願人は願書、明細書、図面、実用新案登録請求の範囲及び要約書を備えて、智慧財産局に提出する。	願書、明細書、図面、実用新案登録請求の範囲、要約書、委任状(台湾に住所又は営業所がない出願人の場合のみ)、優先権証明書(優先権主張の場合のみ)
方式審査	出願書類及び手続きが法律に合致しているか否かの審査を行う。出願書類又は手続きに不備がある場合は、4ヶ月の期限を定めて、出願人(代理人のある場合は代理人)に補正するよう通知する。申請により、期間延長は可能であるが、補正期限を過ぎても補正されない場合には、智慧財産局は当該出願を受理しない。	補正が必要な場合：関連書類 期間延長申請の場合：期間延長申請書
基礎的な要件の審査	審査官は、法律で定めている拒絶理由の有無について、審査を行う。次のいずれかの事由(すなわち、拒絶理由)がある場合、その旨を出願人(代理人のある場合は代理人)に通知し、一定の期間を定めて意見書又は補正書の提出機会を与える。 ●実用新案登録出願に係る考案が、物品の形状、構造又は組合せに係るものでない場合 ●実用新案登録出願に係る考案が、公序善俗を害するものである場合	意見書、補正書

	<ul style="list-style-type: none"> ●明細書、実用新案登録請求の範囲、要約書又は図面の記載方式が、台湾専利法施行規則に違反する場合 ●1つの考案ごとに実用新案登録出願をしていない場合(単一性を有しない場合) ●明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面には、必要と認める事項が記載されておらず、又はその記載が不明確である場合 ●補正が、出願時の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載する範囲を超える場合 	
査定	智慧財産局は、出願について審査した後、拒絶査定又は登録査定を行う。	
訴願又は行政訴訟	出願人は、拒絶査定に不服がある場合、經濟部訴願審議委員会に訴願を提起することができる。訴願決定に不服がある場合、更に、智慧財産法院で行政訴訟を行うことも可能。	訴願理由書、訴状
公告、実用新案登録証書の交付	登録査定を受けた考案で、査定書送達後3ヶ月以内に証書料及び1年目の年金が納付されたものは、公告と同時に、証書が交付される。期間が満了しても前記費用を納付しなかった場合、公告を行わず、その実用新案権は最初から存在しなかったものとされる。実用新案権は、公告の日から生じる。	
登録		
無効審判	<p>実用新案に無効事由(専利法第119条)がある場合、<u>何人</u>も証拠を提出して無効審判を請求することができる。</p> <p>無効審判請求書に無効審判請求の趣旨を明記しなければならない。なお、無効審判請求の趣旨は、提起後に縮減することができるが、変更又は追加することはできない。</p> <p>無効審判の審決は、各請求項につき、それぞれ行われる。</p>	審判請求書及び証拠資料

実用新案登録出願の審査手順については、下記の「実用新案登録出願から権利取得までのフローチャート」を参照されたい。

実用新案登録出願から権利取得までのフローチャート

(2016年1月現在)



(注) 智慧財産法院
(日本語訳：知財高等裁判所)

C.意匠登録出願

意匠登録出願について出願から登録又は拒絶査定までは、以下の流れで進められる。

流れ	説明	必要書類
出願	出願人は願書、意匠説明書及び図面を備えて、智慧財産局に提出する。 ⁶	願書、 意匠説明書(この説明書には、①意匠の名称、②物品の用途、③意匠の説明を記載することが

⁶台湾の現行の部分意匠制度は、次のような点で日本の部分意匠制度と相違している。

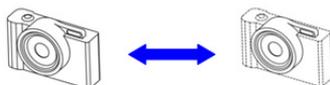
1. 意匠の名称：台湾の意匠審査基準の規定によれば、意匠の名称に、物品における部分意匠を受けようとする部品の名称又は「の部分」をつけて記載しなければならない。例えば、「表示灯の基台」又は「スニーカーの部分」のように意匠の名称を記載しなければならない。
2. 登録を受けない部分：台湾の意匠審査基準の規定によれば、図面説明書には、「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分」の説明だけでなく、「意匠登録を受けない部分」の説明も必ず記載しなければならない。
3. 一意匠一出願：台湾の部分意匠制度において、「一意匠一出願」に対する認定は日本より緩和されている。例えば、下図のように、一物品の中の分離した二つ以上の部分の間に、「形態的な一体性」又は「機能的な一体性」がなくても、一意匠として出願できる。



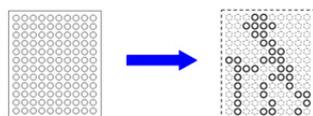
また、画像意匠の場合も、例えば、下図のように、分離した二つ以上の部分の間に、「形態的な一体性」又は「機能的な一体性」がなくても、一意匠として出願できる。



4. 補正：台湾の部分意匠制度では、補正による実質的な変更に対する認定は日本より緩和されている。基本的には、例えば、下図のように、一部の点線を実線へ、又は一部の实線を点線へ補正することが認められる。



ただし、下図のような例の場合、右の補正後の内容は元の内容から直接に知り得ないものであるため、認められない。



		<p>求められるが、②及び③の内容が、①及び図面に表現され且つ表現内容が明瞭になっている場合には、記載しなくてもよいと施行規則に記載されている。)、 図面</p>
方式審査	<p>出願書類及び手続きが法律に合致しているかどうかの審査を行う。出願書類又は手続きに不備がある場合、4ヶ月の期限を定めて、出願人(代理人のある場合は代理人)に補正するよう通知する。期間延長は、申請により可能であるが、補正期限を過ぎても補正されない場合には、智慧財産局は当該出願を受理しない。</p>	<p>補正が必要な場合：関連書類 期間延長申請の場合：期間延長申請書</p>
実体審査	<p>審査官は、法律で定めている拒絶理由の有無について、審査を行う。次のいずれかの事由(すなわち拒絶理由)がある場合、その旨を出願人(代理人のある場合は代理人)に通知し、一定の期間を定めて意見書又は補正書の提出機会を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意匠が視覚に訴える形状、模様、色彩又はこれらの結合ではない場合 ●新規性、進歩性又は産業上の利用性を備えていない場合 ●意匠登録を出願した意匠が、その出願より先に出願され、かつその出願後初めて公告された意匠登録出願に添付されている意匠説明書又は図面の内容と同一又は類似である場合 ●保護対象ではないものを意匠登録出願する場合 ●意匠説明書に、意匠に関わる物品の名称、意匠の説明、図面の説明及び図面が記載されていない、或いは、意匠説明書及び図面における開示が明確かつ十分でないため、該意匠が属する技芸分野の通常知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施することができない場合 	<p>拒絶理由を解消するための意見書、補正書、関連資料</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連意匠の出願日が、原意匠の出願日より早い場合 ● 関連意匠の出願を原意匠登録の公告後に行う場合⁷ ● 原意匠と類似せず、他の関連意匠とのみ類似する意匠を関連意匠として出願する場合 ● 同一又は類似の意匠について2件以上の意匠登録出願があり、後から出願した場合、或いは、出願日、優先権日が同日で協議が成立しなかった場合 ● 1つの意匠ごとに出願を提出しなかった場合(一意匠一出願) ● 組物意匠に関わる2以上の物品が、同一の類別に属しなかった、又は習慣上、組物として販売又は使用しなかった場合 ● 出願変更後の意匠又は関連意匠が、原出願時の意匠説明書又は図面に開示されている範囲を超える場合 ● 特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更において、変更後の出願が、原出願時の明細書、請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合 ● 外国語出願において、中国語翻訳文及び該翻訳文の誤訳の訂正が、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超える場合 ● 分割後の出願は、原出願時の意匠説明書又は図面に開示されている範囲を超える場合 ● 補正が、出願時の意匠説明書又は図面に開示されている範囲を超える場合 	
査定	智慧財産局は、出願について審査した後、拒絶査定又は登録査定を行う。	
再審査	出願人は、拒絶の査定に不服がある場合、査定書送達の日から2ヶ月以内に理由書を備えて再	再審査理由書

⁷台湾の現行の関連意匠制度は、次のような点で日本の関連意匠制度と相違している。

1. 出願期限：台湾の意匠法の規定によれば、関連意匠は本意匠の公告前に行わなければならない。
2. 類否判断：関連意匠に該当するか否かの類否判断に関し、日本では、意匠の「要部」により重点を置いて類否を判断しているのに対し、現在の台湾の関連意匠審査実務では、意匠の「要部」であるか否かに関わらず、意匠全体の各部分について類否を判断しているため、関連意匠の基準は、比較的厳しいと思われる。

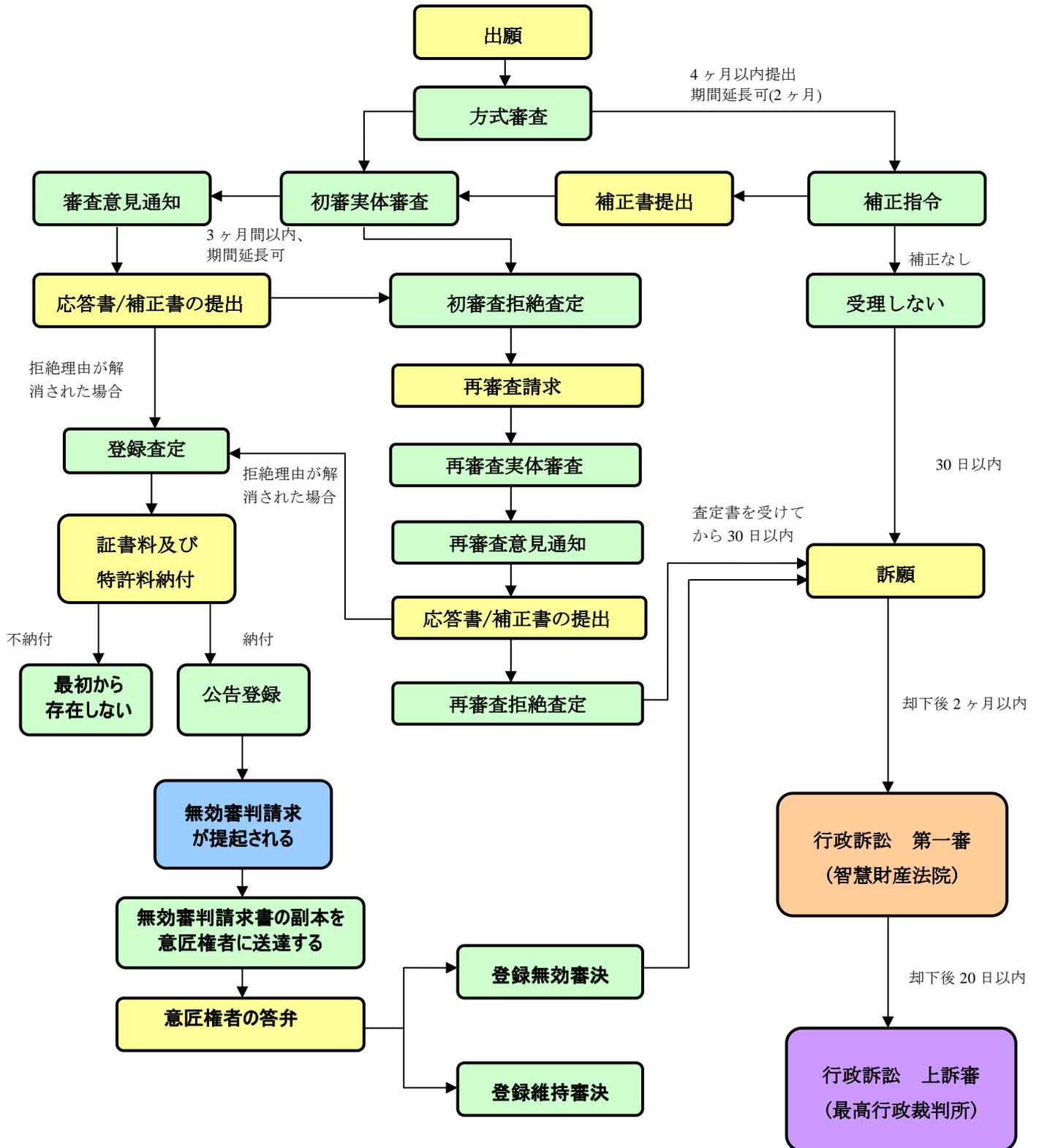
	審査(実体審査)を請求することができる。再審査請求があった場合、智慧財産局は、原審査に参加しなかった特許審査官を指定して審査に当たらせる。審査官は、拒絶理由の有無について再審査を行い、拒絶理由があると認めた場合、出願人に意見書、補正書の提出機会を与える。拒絶理由が解消されない場合、再審査拒絶査定を行う。	拒絶理由を解消するための意見書、補正書、関連資料
訴願又は行政訴訟	出願人は、再審査拒絶査定に不服がある場合、経済部訴願審議委員会に訴願を提起することができる。訴願決定に不服がある場合、更に、智慧財産法院で行政訴訟を行うことも可能。	訴願理由書、訴状
公告、意匠登録証書の交付	許可査定を受けた意匠で、査定書送達後3ヶ月以内に証書料及び1年目の年金が納付されたものは、公告と同時に、証書が交付される。期間が満了しても前記費用を納付しなかった場合、公告を行わず、その意匠権は最初から存在しなかったものとされる。意匠権は、公告の日から生じる ⁸ 。	
登録		
無効審判	意匠に無効事由(専利法第141条)がある場合、 <u>何人も</u> 証拠を提出して無効審判を請求することができる。	審判請求書及び証拠資料

意匠登録出願の審査手順については、下記の「意匠登録出願から権利取得までのフローチャート」を参照されたい。

⁸台湾の現行意匠制度には、日本のような秘密意匠制度がない。意匠の公告時期をできる限り遅延させたい場合は、まず、原文明細書で出願した後、計6ヶ月の中国語明細書の補正可能期間の最終日に中国語明細書を補充提出する。そして査定書を受領してから、3ヶ月の証書料納付期間の最終日に納付するとともに、最長3ヶ月の公告遅延を請求する方法を利用することができる。

意匠登録出願から権利取得までのフローチャート

(2016年1月現在)



(注) 智慧財産法院

(日本語訳：知財高等裁判所)

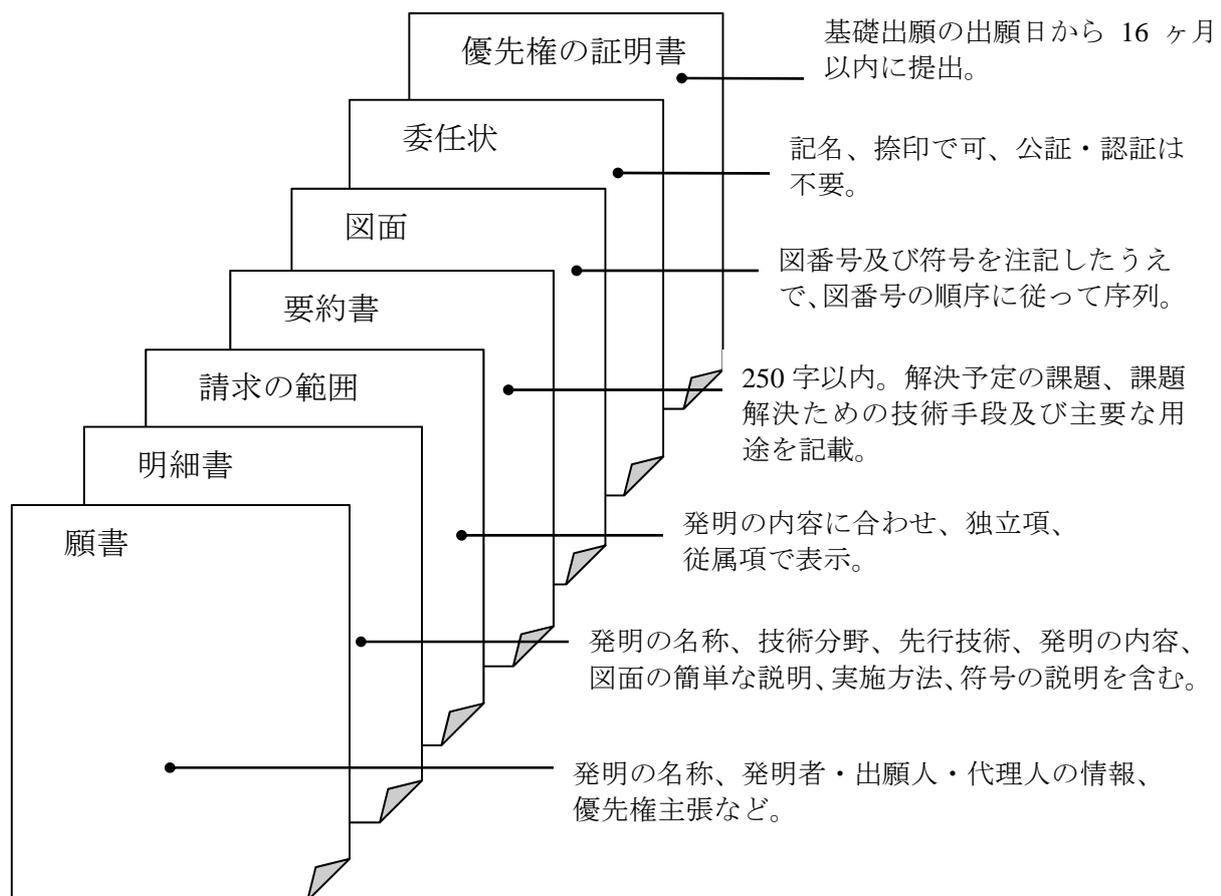
⑤書面出願及び電子出願

専利法により、出願及びその他の手続は電子方式で行うことが出来、智慧財産局への出願などの手続は、パソコンからオンラインで行う方法(電子出願)と書面で行う方法がある。ただし、台湾に住所又は営業所がない者は、智慧財産局への出願などの手続きについて、台湾代理人に委任してこれを行わなければならないので、直接会社のパソコンなどから電子出願を行うことはできない。

智慧財産局では、電子出願に必要なインターネット出願ソフトを提供しており、その詳細は、智慧財産局の下記のホームページに掲載されている。
(http://www.tipo.gov.tw/ch/AllInOne_Show.aspx?path=3818&guid=2fdc0ec7-fd02-4746-b9b7-c0a827386db8&lang=zh-tw)

⑥必要書類

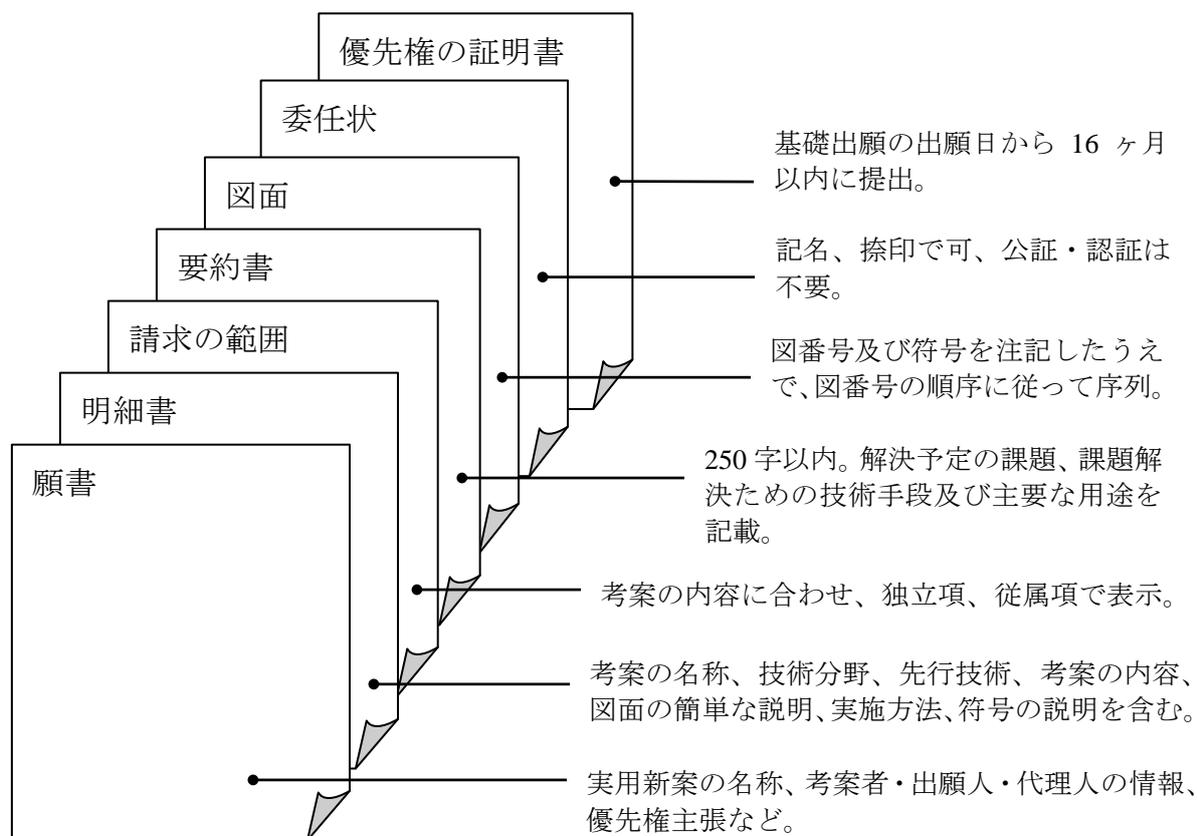
A.特許を受けようとする者は、以下の書類及び資料を提出する必要がある。



書類及び資料	対象	説明
願書、明細書、特許請求の範囲、要約及び必要な図面	すべての出願	外国語出願において、明細書、特許請求の範囲、要約及び必要な図面については、出願日を取得するために、出願の際に、外国語の書類を二部提出する必要がある。中文に翻訳した明細書等は、出願時でなく、智慧財産局が指定する期間内に提出することが求められる。また、外国語の種類は日本語、英文、アラビア語、フランス語、ドイツ語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語の9種に限定されている。
出願人の氏名又は名称、国籍、住所	すべての出願	願書には出願人の氏名又は名称、住所などを中国語繁体字で表記しなければならない。中国語の社名については、出願手続上の便宜を図るため付けられるもので、特許登録によってその社名等の中国語表記に権利を付与するものでなく、また会社名の登録がなくても使え、権利にも影響を与えることはない。ただし、同じ出願人又は権利者であるのに、異なる中国語表記を使う場合、違う会社であると見なされる可能性があるため、同一の出願人について、同一の中国語表記を使うことは望ましい。
発明者の氏名、国籍	すべての出願	発明者名の漢字表記は出願時に申告しなければならないが、出願時に発明者名の漢字表記が不明な場合は、仮の漢字表記で出願を提出し、出願後に訂正を請求することができる。旧法では、発明者による譲渡証書の提出も要求されたが、現行法では、その提出が不要となる。
委任状	台湾に住所又は営業所がない者によるすべての出願	所定の書式はなく、日本語のものでも英語のものでも認められるが、その中訳を併せて提出しなければならない。包括委任状の代わりに、個別委任状を

		もって出願することも可能であるが、出願 1 件ごとに提出しなければならない。公証・認証は不要です。(六、添付資料、添付資料二、委任状のフォームを参照)
優先権主張の基礎となる外国出願の出願日、出願国及び出願番号(優先権の証明書)	優先権主張を伴った出願のみ	出願の際に、優先権を主張場合に提出することが求められる(回復措置あり)。証明書の提出は、基礎出願の出願日(基礎出願が複数の場合は最初の優先日)から 16 ヶ月以内に行うことが求められる。
寄託機関の機関名、寄託日、寄託番号(寄託証明書)	生物材料の発明又は生物材料を利用する発明の場合のみ	寄託については、以下の二つのルートがある。 <ul style="list-style-type: none"> ●出願日までに智慧財産局指定の寄託機関において既に寄託を済ませている。 ●台湾国内寄託手続きをまだ行っていないものの、台湾出願前に、台湾智慧財産局が認可した外国寄託機関において既に寄託を済ませている。 (現時点で、日本の寄託機関は認可されていない。) 寄託証明書の提出は、出願日から 4 ヶ月以内に提出することが求められる。優先権主張がある場合には、提出期限が「最初の優先権日から 16 か月以内」となる。
新規性喪失となる事実及びその事実の発生日	新規性の喪失の例外を主張する場合のみ	次のいずれかの場合は新規性を喪失した日から 6 ヶ月以内に出願することが認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ●実験のために公開されたもの ●刊行物で発表されたもの ●政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたもの ●出願人の意図に反して漏洩したもの

B. 実用新案登録を受けようとする者は、以下の書類及び資料を提出する必要がある。

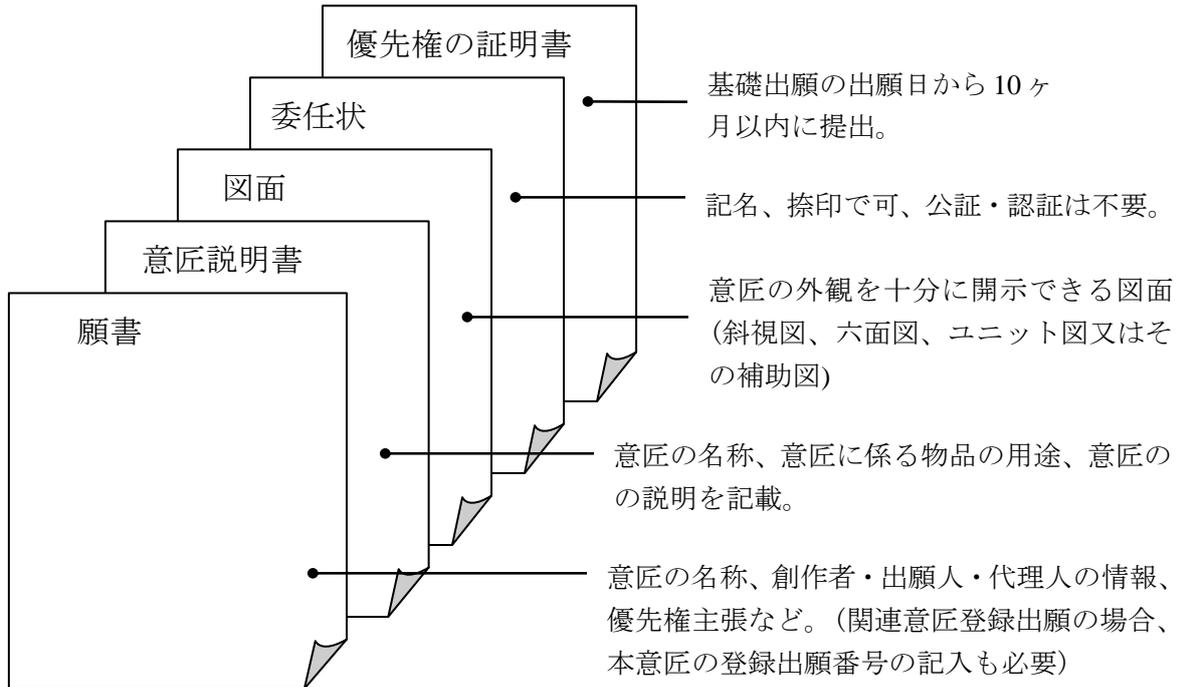


書類及び資料	対象	説明
願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、要約及び図面	すべての出願	外国語出願において、明細書、実用新案登録請求の範囲、要約及び図面については、出願日を取得するために、出願の際に、外国語のものを二部提出する必要がある。中文に翻訳した明細書などは、出願時でなく、智慧財産局が指定する期間内に提出することが求められる。また、外国語の種類は日本語、英文、アラビア語、フランス語、ドイツ語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語の 9 種に限定されている。
出願人の氏名又は名称、国籍、住所	すべての出願	願書には出願人の氏名又は名称、住所などを中国語繁体字で表記しなければ

		<p>ならない。中国語の社名については、出願手続上の便宜を図るため付けられるもので、実新案登録によってその社名等の中国語表記に権利を付与するものでなく、また会社名の登録がなくても使え、権利にも影響を与えることはない。ただし、同じ出願人又は権利者であるのに、異なる中国語表記を使う場合、違う会社であると見なされる可能性があるため、同一の出願人について、同一の中国語表記を使うことは望ましい。</p>
考案者の氏名、国籍	すべての出願	<p>考案者名の漢字表記は出願時に申告しなければならないが、出願時に考案者名の漢字表記が不明な場合は、仮の漢字表記で出願を提出し、出願後に訂正を請求することができる。</p> <p>旧法では、考案者による譲渡証書の提出も要求されたが、現行法では、その提出が不要となる。</p>
委任状	台湾に住所又は営業所がない者によるすべての出願	<p>所定の書式はなく、日本語のものでも英語のものでも認められるが、その中訳を併せて提出しなければならない。包括委任状の代わりに、個別委任状をもって出願することも可能であるが、出願1件ごとに提出しなければならない。公証・認証は不要です。(六、添付資料、添付資料二、委任状のフォームを参照)</p>
優先権主張の基礎となる外国出願の出願日、出願国及び出願番号(優先権の証明書)	優先権主張を伴った出願のみ	<p>出願の際に、優先権を主張する場合に、提出することが求められる(回復措置あり)。証明書の提出は、基礎出願の出願日(基礎出願が複数の場合は最初の優先日)から16ヶ月以内に行うことが求められる。</p>
新規性喪失となる事実及びその事実の発生日	新規性の喪失の例外を主張する場合のみ	<p>次のいずれかの場合は新規性を喪失した日から6ヶ月以内に出願することが認められる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●実験のために公開されたもの ●刊行物で発表されたもの ●政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたもの ●出願人の意図に反して漏洩したもの
--	--

C. 意匠登録を受けようとする者は、以下の書類及び資料を提出する必要がある。



書類及び資料	対象	説明
願書、意匠説明書及び図面	すべての出願	<p>意匠説明書には、「意匠の名称」「意匠に係る物品の用途」及び「意匠の説明」を記載する必要がある。「意匠の名称」については、意匠に係る物品を明確に指定し、関係のない文字を付けてはならない。</p> <p>「物品の用途」及び「意匠の説明」の内容が「意匠の名称」及び図面により内容が明瞭になっている場合には、記載しなくてもよい。</p> <p>意匠の説明とは、意匠の形状、模様、色彩又はこれらの結合などを補足的に説明するための記述を指す。以下</p>

		<p>のいずれかの事情がある場合、その旨説明しなければならない。</p> <p>a. 図面が開示する内容に意匠を主張しない部分が含まれている。</p> <p>b. 物品に応用するためのコンピューターアイコン (icons) 及び図形化利用者インターフェイス (GUI) に連続的な動態変化がある場合、変化の順序を説明しなければならない。</p> <p>c. 各図面同士が同一、対称であるため又はその他の事由により図面を省略する場合。</p> <p>意匠の図面は、主張する意匠の外観を十分に開示することのできる図を備えなければならない。意匠が立体である場合は斜視図を、意匠が連続した平面である場合はユニット図を含まなければならない。図面は、斜視図、正面図、背面図、左側面図、右側面図、底面図、平面図、ユニット図又はその他補助図とすることができる。また、斜視図又は意匠を最もよく表現することができる図面を代表図として指定する必要がある。</p>
<p>出願人の氏名又は名称、国籍、住所</p>	<p>すべての出願</p>	<p>願書には出願人の氏名又は名称、住所などを中国語繁体字で表記しなければならない。中国語の社名については、出願手続上の便宜を図るため付けられるもので、実新案登録によってその社名等の中国語表記に権利を付与するものでなく、また会社名の登録がなくても使え、権利にも影響を与えることはない。ただし、同じ出願人又は権利者であるのに、異なる中国語表記を使う場合、違う会社であると見なされる可能性があるため、同一の出願人について、同一の中国語表記を使うことは望まし</p>

		い。
創作者の氏名、国籍	すべての出願	創作者名の漢字表記は出願時に申告しなければならないが、出願時に創作者名の漢字表記が不明な場合は、仮の漢字表記で出願を提出し、出願後に訂正を請求することができる。 旧法では、創作者による譲渡証書の提出も要求されたが、現行法では、その提出が不要となる。
委任状	台湾に住所又は営業所がない者によるすべての出願	所定の書式はなく、日本語のものでも英語のものでも認められるが、その中訳を併せて提出しなければならない。包括委任状の代わりに、個別委任状をもって出願することも可能であるが、出願 1 件ごとに提出しなければならない。公証・認証は不要です。(六、添付資料、添付資料二、委任状のフォームを参照)
優先権主張の基礎となる外国出願の出願日、出願国及び出願番号(優先権の証明書)	優先権主張を伴った出願のみ	出願の際に、優先権を主張する場合に、提出することが求められる(回復措置あり)。証明書の提出は、基礎出願の出願日(基礎出願が複数の場合は最初の優先日)から 10 ヶ月以内に行うことが求められる。
新規性喪失となる事実及びその事実の発生日	新規性の喪失の例外を主張する場合のみ	次のいずれかの場合は新規性を喪失した日から 6 ヶ月以内に出願することが認められる。 ●刊行物で発表されたもの ●政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたもの ●出願人の意図に反して漏洩したもの

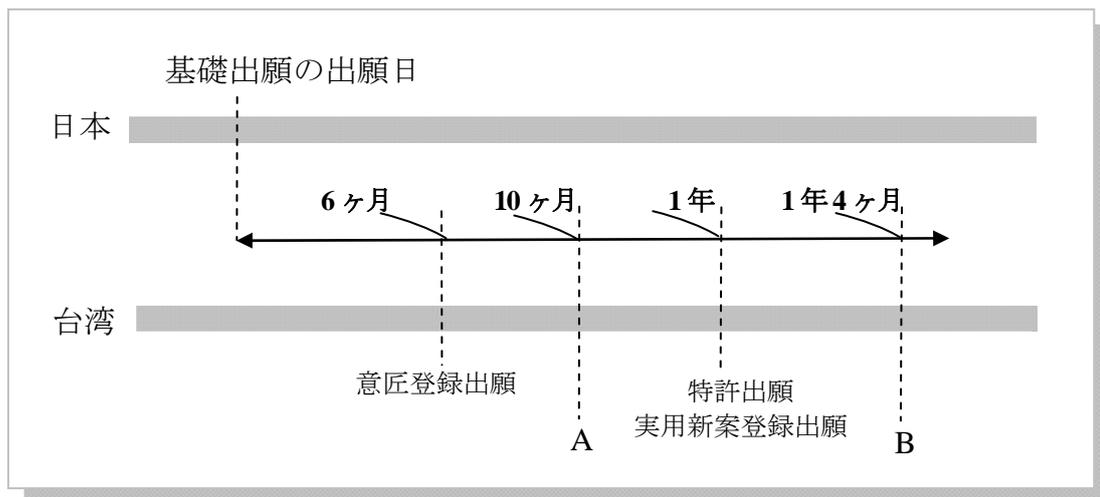
⑦ 優先権主張

出願人が、同一の発明について、WTO 加盟国又は台湾と相互に優先権を承認する

国において、最初に特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願をし、その後台湾で出願する場合、優先権を主張することができる。優先権を主張することができる期間は、特許、実用新案の場合は基礎出願の出願日(基本出願が複数の場合は最初の優先日)から起算して1年、意匠の場合は6ヶ月である。優先権を主張しようとする出願人は、優先権主張の基礎となる外国出願の出願日、出願国及び出願番号を願書に記載した上で優先権を主張し、基礎出願の出願日(基礎出願が複数の場合は最初の優先日)から1年4ヶ月以内(意匠の場合は10ヶ月以内)に優先権の証明書を提出しなければならない。PCT出願又はEPO出願に基づいて優先権を主張することも可能である上、台湾と中国は、2010年6月29日に「知的財産権保護協力協定」を締結したことから、2010年11月22日から互いに優先権主張を受領することができるようになった。当該協定によれば、台湾への出願は、全ての中国出願に基づく優先権が認められる。一方、中国への出願は、出願人又は第一出願人が台湾人である場合のみ、台湾出願に基づく優先権主張が認められる。

また、優先権主張ができるもので、故意なく出願時に優先権を主張しなかった出願について、優先権主張の回復を請求することができる。ただし、当該回復請求は、最初の優先権日から16か月以内(意匠登録出願の場合は10か月)に行わなければならない。また、2012年12月31日以前に出願したもので、まだ査定又は処分を受けていない出願は、2013年1月1日以降も優先権主張の回復を請求することができる。ただし、請求時点が最初の優先権日から16か月(意匠登録出願の場合は10か月)を越えていないことが要件とされる。

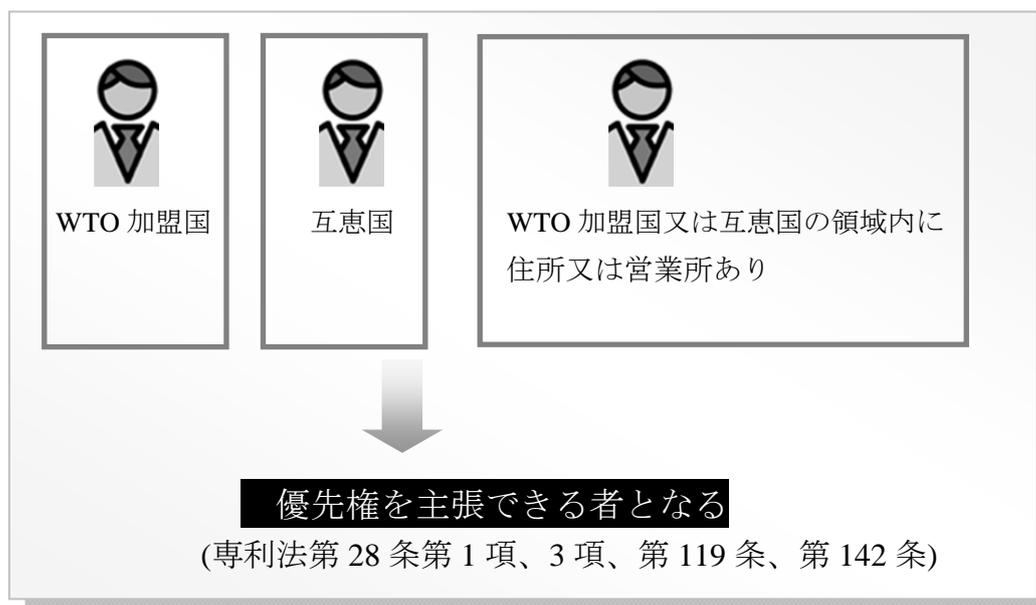
【優先権主張の出願期限・優先権証明書の提出期限・優先権主張の回復請求期限】



(注)A：意匠登録出願の「優先権証明書の提出期限」及び「優先権主張の回復請求期限」

B：特許出願、実用新案登録出願の「優先権証明書の提出期限」及び「優先権主張の回復請求期限」

【優先権主張の有資格者】



⑧ 特殊な出願

A. 分割出願

特許、実新案登録又は意匠登録を出願した発明、考案又は意匠が、実質上2件以上の発明、考案又は意匠である場合、智慧財産局の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。分割出願は、下表に示す時間内に行わなければならない。優先権主張に伴う出願について、優先権主張の効果が引き続き認められる⁹。

出願の種類	分割出願可能な時期
特許出願	原出願の再審査の査定前又は原出願の初審査査定書(特許査定書)送達後30日以内
実用新案登録出願	原出願の査定前
意匠登録出願	原出願の再審査の査定前

B. 出願変更

出願の変更は、他の種類の知的財産権への変更と、同種類への変更とに分類することができる。以下の図表をもって変更可能な態様及び時期的制限を説明する。出願の種類が変更された場合、原出願の出願日をその変更後の出願日とする。

⁹ 日本は、拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から三ヶ月以内にも分割出願することができるが、台湾で拒絶査定された場合、まず、再審査を請求し、再審査の段階で分割出願が可能となる。また、再審査で拒絶査定された後、分割出願はできない。

a. 変更可能な態様

出願の種類	他の種類への変更	同種類への変更
特許出願 (以下、本表及び下表では「特許」と略称)	特許→実用新案 特許→意匠	
実用新案登録出願 (以下、本表及び下表では「実用新案」と略称)	実用新案→特許 実用新案→意匠	
意匠登録出願 (以下、本表及び下表では「意匠」と略称)	意匠→実用新案	本意匠↔関連意匠

b. 時期的制限

変更の種類	変更不能な時期 (いずれか一つに該当する場合、変更不能となる)
特許→実用新案 意匠→実用新案	1.原出願について、許可をすべき旨の査定書又は処分書が送達された後。 2.原出願について、拒絶をすべき旨の査定書が送達されてから2ヶ月が過ぎている。
実用新案→特許	1.原出願について、許可をすべき旨の査定書又は処分書が送達された後。 2.原出願について、拒絶をすべき旨の処分書が送達されてから30日が過ぎている。
特許→意匠	1.原出願について、許可をすべき旨の査定書又は処分書が送達された後。 2.原出願について、拒絶をすべき旨の査定書が送達されてから2ヶ月が経過している。
実用新案→意匠	1.原出願について、許可をすべき旨の査定書又は処分書が送達された後。 2.原出願について、拒絶をすべき旨の処分書が送達されてから30日が経過している。
独立意匠↔関連意匠	1.原出願について、許可をすべき旨の査定書又は処分書が送達された後。 2.原出願について、拒絶をすべき旨の査定書が送達されてから2ヶ月が経過している。

c. 二重出願

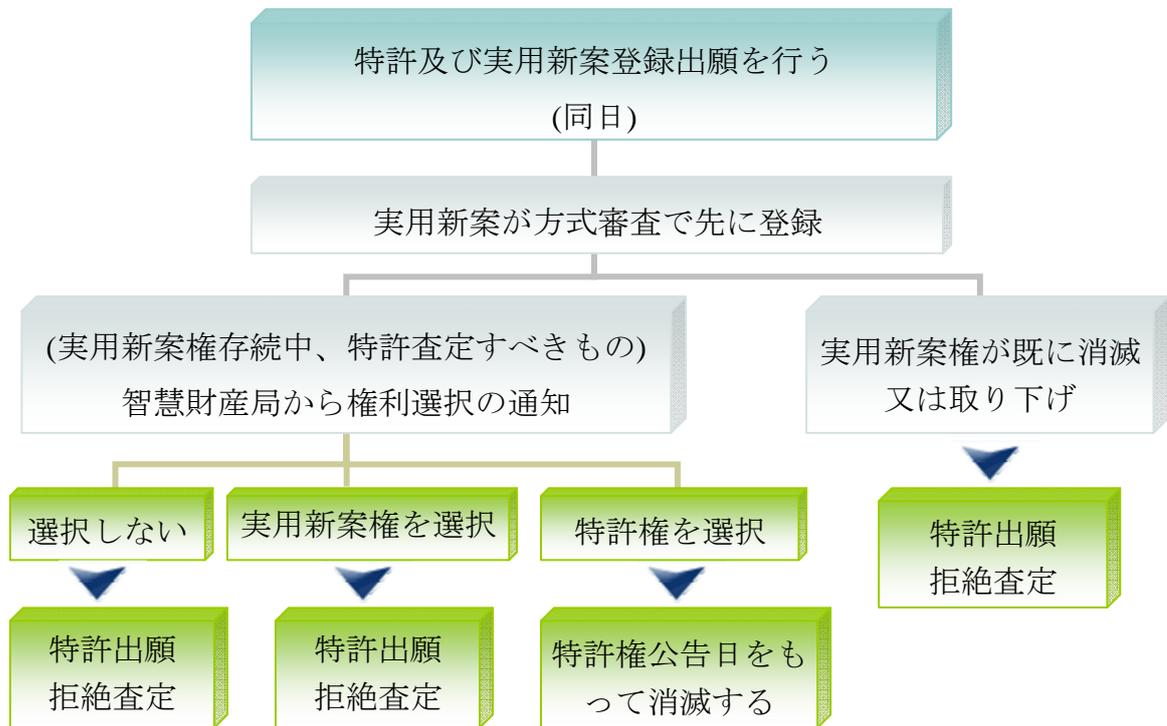
同じ技術内容で同時に実用新案登録及び特許を出願するものを「二重出願」という。現行法によれば、出願人は同一の技術内容に対し、同日に特許出願及び実用新案登録出願を行うことができるが、権利を重複して付与しないという原則(「二重権利の付与」の禁止)が維持されている。実用新案登録には方式審査が採用されており、特許よりも比較的早く実用新案権を取得することができるが、特許出願の実体審査を経て、特許査定が通知される場合、智慧財産局は、実用新案権と特許権のいずれか一方を選択するよう出願人に通知し、期限が満了しても選択されなかった場合、智慧財産局は、当該特許出願について拒絶査定を行う。これにより、「二重権利の付与」を禁止する。

上記「選択の通知」を受けた出願人が既に発生した実用新案権を選択した場合、当然、智慧財産局は特許出願について拒絶査定を行う。一方、出願人が特許権を選択した場合は、既に発生した実用新案権は、現行法第32条2項(2013年6月13日施行)により、特許権が公告された日をもって消滅する。これにより、「二重権利の付与」は禁止されるが、権利は維持される。

特許出願が特許査定される前に、当該実用新案権が既に当然消滅している場合(特許料の未納付により自ら放棄した場合など、特許公告の直前に維持されていない場合を含む)、又は取消しが確定している場合、当該実用新案に開示されている技術は、既に公衆が自由に運用できる技術となったため、現行法第32条第3項では、特許権は付与しないと規定されている。

なお、二重出願をするときは、出願時にそれぞれ申出をしなければならない。

二重権利の付与禁止



⑨ 出願補正の手続き

方式審査時に、出願書類又は手続きに不備がある場合、4ヶ月の期限を定めて、関連書類又は手続きを補正するよう出願人(代理人)に通知する。この期間の延長は申請により可能であるが、補正期限を過ぎても補正されない場合には、智慧財産局は当該出願を受理しない。

⑩ 出願公開

特許出願のみに存在している手続きである。方式審査に通った出願で、下記の事情のいずれにも該当しないものは、出願日又は最も早い優先権日から18ヵ月後に公開される。なお、出願人の請求により、出願を早期に公開することが可能。

●出願日から15ヶ月以内に取り下げられた場合

●国防上の機密又はその他の国家安全に関わる機密に及ぶ場合

●公序良俗を害する場合

⑪ 実体審査の請求

特許出願のみに存在している手続きである。意匠登録出願は、智慧財産局が方式審査を終えた後、請求を待たず、直ちに実体審査に入る。また、実用新案については、形式審査制度の採用に伴い、「産業上の利用可能性」「新規性」「進歩性」などの実体審査は行われず。(詳細は上記一(一)(2)④Bの実用新案の手続きにある基礎的な要件の審査の箇所をご参照)。以下に、特許出願に関する実体審査の請求を説明する。

特許出願は、実体審査の請求により、実体審査が開始する。一定の期間内に実体審査の請求がなかった特許出願は取り下げられたものと見なされる。請求の資格は出願人に限らず、何人も特許出願日から3年以内に、審査請求料を納付した上で、智慧財産局に対し、実体審査の請求をすることができる。また、請求可能な期間については、原則として特許出願日から3年以内であるが、実質上2件以上の発明の分割出願又は実用新案の出願から特許出願への出願変更を行う場合、実体審査請求可能な期間を過ぎていれば、分割出願又は出願変更を行った日から30日以内に、智慧財産局に実体審査を請求することができる。

⑫ 実体審査

「実体審査」とは、出願が「産業上の利用可能性」(意匠は「産業上の利用性」)、 「新規性」、「進歩性」(意匠は「創作性」)、同一の発明又は同一・類似の意匠の有無、及び権利を付与できない発明又は意匠に該当するか否かなどについて審査を行うことを指す。これらの要件の説明は上記「一(一)1.(1)保護を受けるための要件」の箇所をご参照ください。また、実用新案については、権利付与可否の審査段階において、実体審査を行わず、実用新案登録出願に「基礎的な要件の審査」に示す事情があるか否かのみを審査する。「基礎的な要件」の説明は上記一(一)1.(2)④Bの箇所をご参照ください。

A. 拒絶理由がある

a. 拒絶理由の通知

審査官は、専利法に定められる拒絶理由を発見した場合、この拒絶理由を出願人(又は代理人)に通知し、3ヶ月間の期間を定めて意見書を提出する機会を与える。

b. 拒絶理由の対応

拒絶理由に承服できない場合には、指定期間内に意見書又は補正書を提出することができる。応答期間は、外国語出願の場合、通常3ヶ月で、申請すれば3ヶ月の延長が可能である。

c. 拒絶理由解消/解消せず

意見書又は補正書の提出により、拒絶理由が解消された場合は、登録査定され、解消されない場合は、拒絶査定を下される。

出願人は、拒絶査定に不服がある場合、査定書送達の日から2ヶ月以内に理由書を備えて再審査(実体審査)を請求することができる。再審査請求があった場合、智慧財産局は、原審査に参加しなかった特許審査官を指定して審査に当たらせる。審査官は、拒絶理由の有無について再審査を行い、拒絶理由があると認めた場合、出願人に意見書、補正書の提出機会を与える。拒絶理由が解消されない場合、再審査拒絶査定を行う。この再審査拒絶査定に対しては、訴願、行政訴訟などを通じて不服申立てを行うことができる。

d. 不服申立て

再審査拒絶査定に対し、経済部訴願委員会(日本には存在しない)へ不服申立てをすることができる。訴願の審理は基本的に書面で行われ、口頭弁論は行わない。訴願申立人が訴願委員会において意見を陳述するよう要求することはできるが、この意見陳述の要求が受理されるか否かは、訴願委員会の判断に委ねられ、必ず受理されるとはいえない。訴願申立の結果、訴願に理由ありと認められた場合、拒絶査定が廃棄され、智慧財産局に差し戻され、再審理されることになるが、理由なきと認められた場合、訴願が棄却されることとなる。訴願棄却の決定に対しては、智慧財産法院へ行政訴訟を提起することができる。

B. 拒絶理由がない

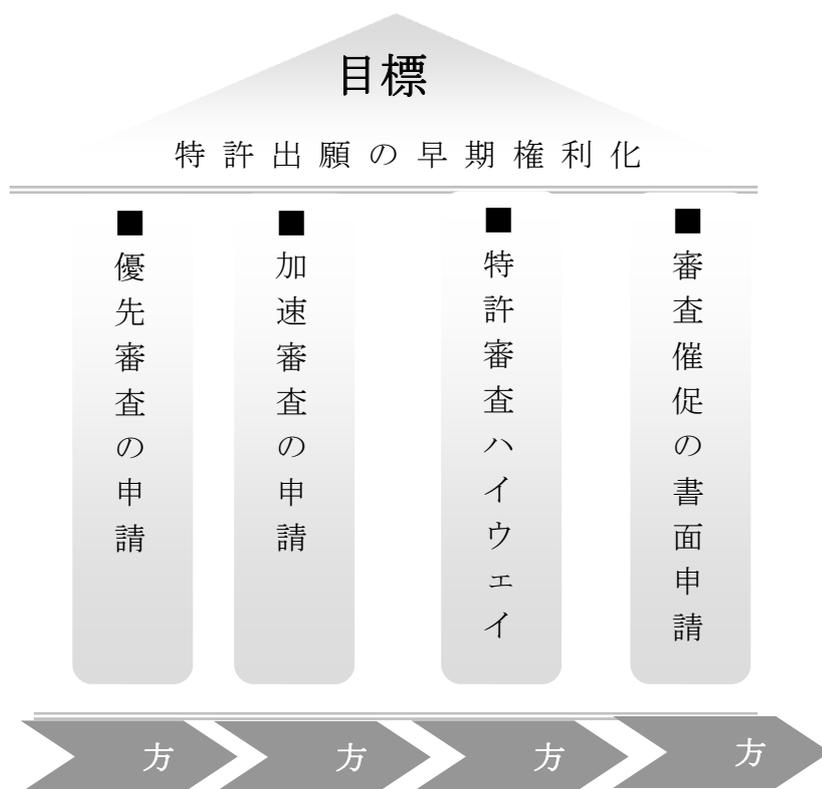
出願に拒絶理由がない場合は、登録査定される。

C. 登録公告及び無効審判

登録査定を受けた特許、実用新案又は意匠で、査定書送達後3ヶ月以内に証書料及び1年目の年金が納付されたものは、公告と同時に、証書が交付される。特許権、実用新案権又は意匠権は、公告の日から生じる。特許、実用新案又は意匠に無効事由(専利法第71, 119, 141条)がある場合、何人も証拠を提出して無効審判を請求することができる。⑬ 面談及び実験など

実体審査中に、審査官との面談を請求したり、必要な実験を行ったり、模型又は見本を追加したりすることが可能なので、審査を有利な方向に導くために、当該措置を活用することが考えられる。面談の許可は審査官の裁量によるが、通常は、認められる。また、一般的には、面談後、更に1回の応答機会が与えられる。

⑭ 特許出願の早期権利化の対応策



【方法一】優先審査の申請

本願の公開後、出願人でない者が業として本発明を実施している場合、智慧財産局に対し本願を優先的に審査するように申請することができる(専利法第40条)。

優先審査の請求は、智慧財産局に手数料を納める必要はないが、「業として本発明を実施していること」を証明する資料を提出しなければならない。なお、智慧財産局の内部規定によれば、10ヶ月以内に最初のオフィスアクションが発行される。

【方法二】加速審査の申請

A. 申請要件

「専利出願審査加速作業方案」によれば、下記のいずれかの一つの事由で既に公開された出願に対し、加速審査を請求することができる¹⁰。

- a. 対応外国出願が外国特許庁の審査を経て許可されたもの
- b. 対応外国出願に対し日本、米国、欧州特許庁から拒絶理由及び調査報告が通知

¹⁰ 加速審査は、台湾における特許審査ハイウェイが試行される前に、台湾が独自に発足させた制度である。

されたが、まだ査定されていないもの（許可される請求項の存在が必要）

c. 商業的な実施に必要なもの

d. グリーン・エネルギー技術関連の発明(①省エネ技術、新エネルギー、新エネルギー車両などの技術分野に関わる発明、②減炭技術及び省エネ資源の使用に関わる発明)。

B. 手数料

上記 a と b の事由に基づき請求する場合は手数料が不要であるが、上記 c と d の事由に基づき請求する場合は、手数料 NT\$4,000 が必要となる。

加速審査を請求する際に、当該特許出願がまだ公開されていないものについては、加速審査の請求と共に早期公開も併せて請求しなければならない。早期公開の申請には、手数料 NT\$1,000 が必要である。

C. 申請時期

初審査又は再審査開始通知書が発せられた後に加速審査を請求できる。なお、1 回目のオフィスアクション(OA)が発せられた後でも請求できる。

D. 効果

出願人が必要な書類を揃えて加速審査を請求してから、智慧財産局は原則として 6～9 ヶ月以内に 1 回目の OA を発行する。ただし、実際の審査時間は出願案件が属する技術分野によって異なる。

【方法三】特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway, PPH)

最初に台湾と PPH 協定を締結した国は米国と日本であり、台米特許審査ハイウェイ制度は 2010 年 9 月 1 日に実施されたのに対し、台日特許審査ハイウェイ制度は試行の段階に止まり、試行期間は 2012 年 5 月 1 日からの 2 年間と予定されている。更に、台湾とスペインの間でも、2013 年 10 月 1 日より 2 年間の予定で特許審査ハイウェイ制度が試行されている。PPH の申請件数が管理可能な水準を超えた場合やその他の理由により、早期に PPH 試行プログラムを終了することがある。

A. 申請要件(次の全ての要件を満たさなければならない。)

a. 「日本出願」(台米 PPH の場合は「米国出願」)又は「日本を指定した PCT 出願」(台米 PPH の場合は「米国を指定した PCT 出願」)を優先権の基礎出願として主張した。

b. 1 以上の請求項が日本特許庁(台米 PPH の場合は米国 USPTO)の審査で特許可能と判

断された。

- c. 台湾出願のクレームが、対応日本出願(台米 PPH の場合は対応米国出願)のクレームと同一若しくは縮減されたものであり、又は補正の必要がある。

B 手数料

PPH の申請には、智慧財産局に手数料を納める必要はないものの、加速審査を請求する際に、当該特許出願がまだ公開されていないものについては、加速審査の請求と共に早期公開も併せて請求しなければならない。早期公開の申請には、手数料 NT\$1,000 が必要である。

C. 申請時期

初審査開始通知書が発せられた後、かつ 1 回目の OA が発せられる前に請求できる。

D. 効果

1 回目の OA が発せられる時期については、具体的な規定はないが、一般的に 1～2 か月以内発せられる

【方法四】 早急に審査するよう催促する旨の一般的な書面申請

前述の方法一～方法三において言及した関連書類はないが、一日も早いオフィスアクションの発行を希望する場合は、書面にて智慧財産局に対し、早急に審査するよう催促する旨の申請を提出することが可能である。ただし、法定手続きではないため、強制力はなく、早急に審査されるか否かについては、審査官の裁量次第である。

⑮ 早期公開特許の補償金制度

特許出願のみに存在している制度である。出願人は、出願の公開後、かつて出願内容について書面による通知を受けたにもかかわらず、通知後かつ公告前に依然として該発明を業として実施し続けた者に対し、該出願の公告後、適当な補償金の支払いを請求することができる。既に公開されている出願であることを明らかに知りながら、公告前に業として該発明を実施し続けた者に対しても、補償金を請求することができる。補償金の請求権は、その他の権利の行使を妨げない。しかし、補償金請求権は、公告日から 2 年以内に行使しなければ、消滅する。

ただし、特許と実用新案の二重出願がなされた場合、当該補償金と実用新案登録権に対する損害賠償の主張が同時にできるようになれば、権利の二重主張となるため、専利法第 41 条において、補償金の請求又は実用新案権の行使のいずれか一方を選択しなければならない、と規定されている。

⑯ 外国語の書面をもって出願した場合の補正

特許出願、実用新案登録出願又は意匠出願で提出された明細書(特許、実用新案)、意匠説明書(意匠)、請求の範囲(特許、実用新案)及び図面(特許、実用新案、意匠)については、出願人が自発的に又は主務官庁の命令により補正することができる。しかし、補正できるのは、外国語の書面による出願において、補充提出書類として提出した中訳明細書、意匠説明書、請求の範囲又は図面であり、外国語の書面の補正は認められない。外国語の書面による出願につき明細書、意匠説明書、請求の範囲又は図面を補正するときには、誤訳の訂正を除き、補充提出書類として提出した中訳明細書、意匠説明書、請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲においてしなければならない。

中訳明細書における誤訳を訂正した後の中訳の内容が外国語明細書の開示範囲を超えない場合は、誤訳の訂正が認められる。例えば、外国語明細書には「A の下位概念の a1、a2 及び a3」と記載されているが、中訳文には「A の下位概念の a1 及び a2」と記載されている場合、又は外国語明細書には「素子 A、B 及び C を含む」と記載されているが、中訳文には「素子 A 及び B を含む」と記載されている場合は、いずれも誤訳の訂正が認められる。

なお、中訳明細書が外国語明細書の開示範囲を超えている場合、智慧財産局はそれを理由として拒絶することができ、また、登録査定後においては、第三者が、中訳明細書が外国語明細書の開示範囲を超えていることを理由として、無効審判を請求することができる。

⑰ 外国対応出願の審査結果などの活用

特許出願については、上記⑭の方法二で説明したように、台湾には「加速審査の申請」制度がある。諸外国の調査報告、拒絶理由通知書又は特許査定書などを提出した上で、加速審査請求を提出した特許出願については、出願人が関連書類を全て揃えて提出してから 6 ヶ月～9 ヶ月以内に、1 回目のオフィスアクション(OA)(拒絶理由通知書又は査定書を含む)が発せられる。

特に日米両国は台湾と PPH 協定を締結しているため、PPH を利用することにより、かなり早期の審査結果が期待できる。通常、PPH を請求してから 1～2 ヶ月以内に、1 回目のオフィスアクション(OA)(拒絶理由通知書又は査定書を含む)が発せられる。

意匠登録出願については、他の国で審査を経て登録されている場合、当該国の登録公報を台湾に出願中の意匠の登録性のサポート資料として提出することにより、審査を有利な方向に導ける可能性がある。

(3)権利の維持

①証書料及び年金(登録料)の納付

A. 時期

出願に不登録の事由がないと認めた場合、登録査定される。出願人は査定書送達後3ヶ月以内に証書料及び1年目の年金(登録料)を納付しなければならない。権利(特許権、実用新案権又は意匠権)が付与された後、存続期間が満了するまで、毎年、年金を納付する必要がある。所定期間内に年金を納付しない場合、権利が消滅する。権利者が自然人、学校又は中小企業である場合、智慧財産局に対して年金(登録料)の減免を申請することができる。

B.納付方法及び金額

権利の種類	納付方法及び金額
特許権	第1～3年(毎年) NT\$2,500 第4～6年(毎年) NT\$5,000 第7～9年(毎年) NT\$8,000 10年目以降(毎年)NT\$16,000
実用新案権	第1～3年(毎年) NT\$2,500 第4～6年(毎年) NT\$4,000 第7年目以降(毎年) NT\$8,000
意匠権	第1～3年(毎年) NT\$800 第4～6年(毎年) NT\$2,000 第7年目以降(毎年) NT\$3,000

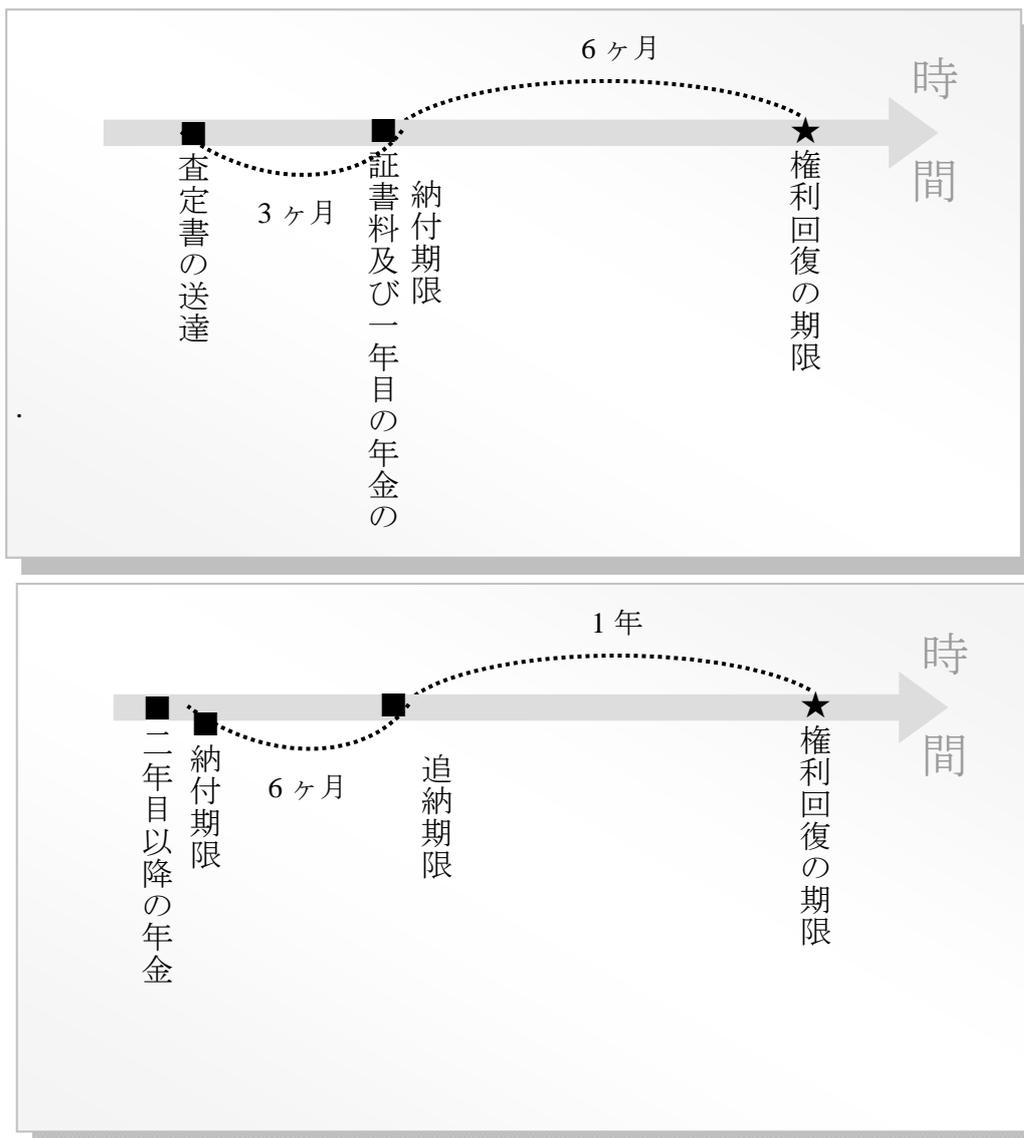
C.効果

証書料及び1年目の年金が納付されたもののみが公告され、公告の日より権利(特許権、実用新案権又は意匠権)が付与され、証書が交付される。

D. 納付期限が経過した場合

出願人が故意にではなく、期限内に費用を納付しなかった場合、費用納付期限満了後6ヶ月以内に証書料及び2倍の1年目の年金を納付することによって、権利を維持することができる。

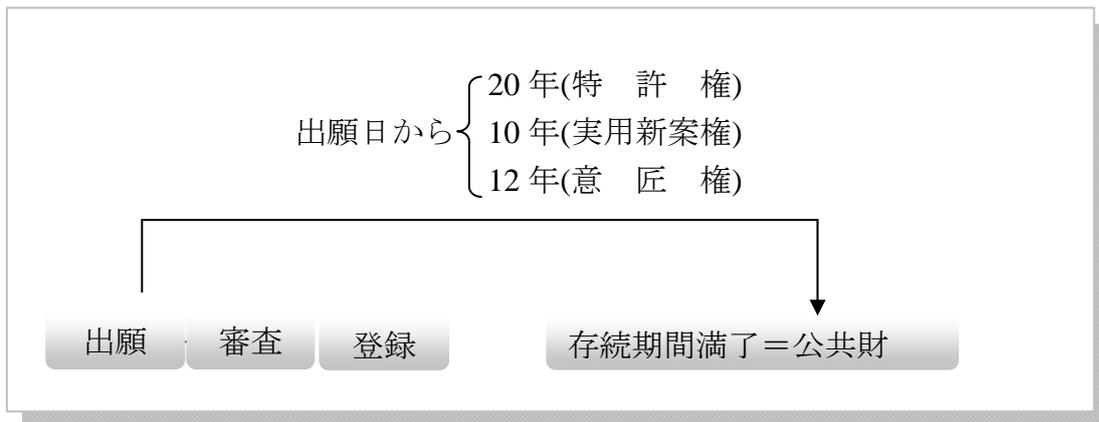
2年目以降の特許料も期間内に納付しなかった場合、期間満了後の6ヶ月以内にもとの納付すべき年金と遅延時間に比例した割増年金を納付することによって、権利を維持することができる。また、出願人が故意にではなく、この6ヶ月以内の追納期限に追納しなかった場合でも、期限満了後1年以内に、特許権の回復を請求するとともに、3倍の年金を納付することによって、権利を回復することができる。



②権利の存続期間及びその延長

権利の種類	存続期間
特許権	出願日から起算して20年間
実用新案権	出願日から起算して10年間
意匠権	出願日から起算して12年間 ¹¹ 関連意匠権の存続期間は、原意匠権と同時に満了する。

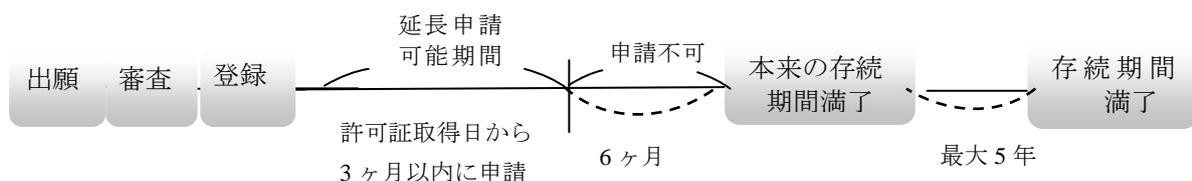
¹¹台湾の意匠権の存続期間は出願日から起算して12年をもって終了するが、日本の意匠権の存続期間は設定登録日から起算して20年をもって終了する。一方、特許権と実用新案権については、存続期間も起算日(出願日)も日本と同様である。



特許権については、医薬品（ここにいう医薬品は、動物用薬品に及ばない。）、農薬又はその製造方法に係る特許権の実施が、法律の規定により許可証の取得を要件とする場合、特許権者は特許権の存続期間につき、1回に限り、延長を申請することができる。ただし、延長を許可する期間は、主務官庁(医薬品の場合は行政院衛生署、農薬の場合は行政院農業委員会)から許可証を取得するために発明を実施することができない期間を超えてはならない。また、許可証を取得するための期間が5年を超える場合も、その延長期間は5年までとする。

特許権存続期間を延長しようとする場合、申請は、最初に許可証を取得した日から3ヶ月以内に、証明書類を添付し、智慧財産局に提出しなければならない。ただし、特許権の存続期間の満了する6ヶ月以上前に、これを行わ必要がある。

医薬品、農薬又はその製造方法に係る特許権(許可権の取得を実施の要件とする場合)



③権利の内容

特許権者、実用新案権者又は意匠権者は、他人がその同意を得ずに、発明、考案又は意匠を実施することを排除する権利を専有する。また、意匠権者の場合は、他人による類似意匠の実施を排除する権利も有している。

特許、実用新案又は意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品の実施とは、当該物品につき、製造、販売の申し出、販売若しくは使用すること、又は製造、販売の申し出、販売若しくは使用を目的として輸入することを指す。

また、特許が方法の発明である場合、発明の実施とは、当該方法を使用すること、当該方法をもって直接製造した物品を使用、販売の申し出若しくは販売すること、又は使用、販売の申し出若しくは販売を目的として輸入することを指す。

④訂正申請

訂正とは、権利取得後の明細書、図面又は図面説明について修正することを指す。これは、審査中の補正とは異なり、訂正請求は、登録査定、費用納付、証書受領並びに公告を経て権利を取得した後、初めて提出することができる¹²。

特許権者は、特許権取得後、明細書、特許請求の範囲、登録請求の範囲又は図面を訂正しようとする場合、請求項の削除、特許請求の範囲の縮減、誤記の事項の訂正、不明瞭な記載の説明などの事項についてのみ、これを行うことができる。また、訂正は、誤訳の場合を除き、出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された範囲内において行わなければならない。また、何れの訂正事項も、公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大又は変更することは認められない。

実用新案権者は、実用新案権取得後、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を訂正しようとする場合、請求項の削除、実用新案登録請求の範囲の縮減、誤記の事項の訂正、不明瞭な記載の説明などの事項についてのみ、これを行うことができる。また、訂正は、誤訳の場合を除き、出願時の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された範囲内において行わなければならない。また、何れの訂正事項も、公告時の実用新案登録請求の範囲を実質的に拡大又は変更することは認められない。

意匠権者は、意匠権取得後、意匠説明書又は図面を訂正しようとする場合、誤記又は誤訳の訂正、不明瞭な記載の説明などの事項についてのみ、これを行うことができる。また、訂正は、誤訳の場合を除き、出願時の意匠説明書又は図面に記載された範囲内においてしなければならない。また、何れの訂正事項も、公告時の図案を実質的に拡大又は変更することは認められない。

¹²台湾では、日本のように無効審判係属の有無により「訂正請求」と「訂正審判」に分かれていない。

(4)微生物の寄託について

台湾はブダペスト条約の締約国ではなく、ブダペスト条約に基づいた寄託は台湾で承認されないため、台湾特許法第 27 条第 1 項の規定により、生物材料又は生物材料を利用した発明特許を台湾で出願しようとする際には、当該生物材料が当業者により容易に取得できる場合を除き、出願人は遅くとも台湾における特許出願日当日までに（台湾智慧財産局〈日本の「特許庁」に相当〉が認可した外国寄託機関に寄託している場合、同条第 2～4 項の規定により、台湾出願の出願日から 4 か月以内又は優先権日から 16 か月以内に）、当該生物材料を台湾智慧財産局指定の国内寄託機関（即ち、財団法人台湾食品工業研究所；FIRDI）に寄託しなければなりません。ただし、同条第 5 項には、台湾と相互に寄託効力を承認している外国が指定する当該外国国内の寄託機関に寄託し、かつ同条第 2 項又は第 3 項に規定する期間内に、当該寄託機関発行の証明書類を提出する場合には、国内で寄託しなければならないとする制限を受けない、と規定しています。なお、日本特許庁と台湾智慧財産局は、2015 年 6 月 18 日から特許手続上の生物材料寄託の相互承認を開始しました。これから、日本の出願人が日本の国際寄託機関である NITE-IPOD 又は NPMD に生物材料を寄託すれば、台湾での寄託が免除されるため、手続上の作業やそれにかかる費用が大幅に節約できるようになりました。

日本の出願人は、生物材料の寄託が必要な台湾特許出願を行う際には、①台湾出願の出願日前に、日本の国際寄託機関である NITE-IPOD 又は NPMD に生物材料の寄託手続きを完了し、かつ、②台湾出願の出願日から 4 か月以内又は優先権日から 16 か月以内に、日本の寄託機関が発行した寄託証明書類を台湾の智慧財産局に提出すれば、台湾において生物材料の寄託の効力が認められることになりました。

また、この相互承認の開始に合わせて、台湾特許庁は、ブダペスト条約に定める寄託や分譲の手続きなどに係る規定を参考に、「台日特許手続上の生物材料寄託の相互協力に係る作業要点」を制定するとともに、「特許出願に係る生物材料の寄託規則」における寄託取下げに係る第 11 条の規定を改正・公布しました。当該作業要点、改正後の寄託規則の全条文の日本語訳を作成いたしましたので、添付いたします。

「特許出願に係る生物材料の寄託規則」第 11 条の改正点は、主に「智慧財産局が特許出願を査定する前に、寄託者は生物材料の寄託を取下げることができる」という本来の規定が、「寄託者は 30 年の寄託期間内に、寄託を取り下げることができない」という規定に改められたことです。

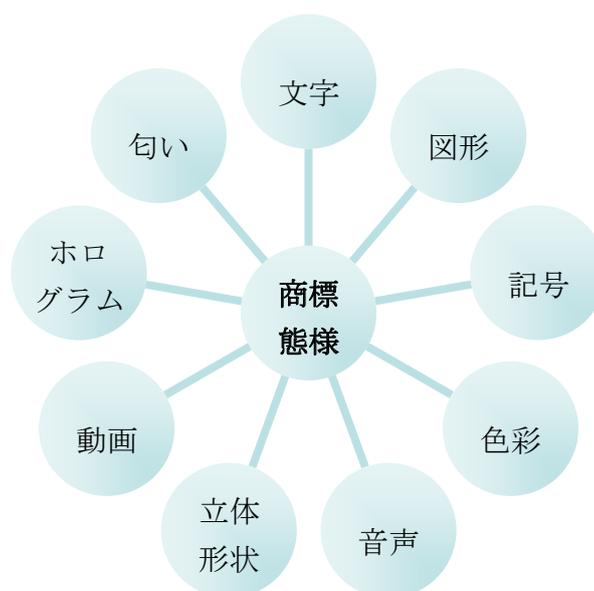
日本の出願人の台湾での生物材料寄託に関する詳細及び注意点につきましては、上記の「台日特許手続上の生物材料寄託の相互協力に係る作業要点」及び「特許出願に係る生物材料の寄託規則」をご参照ください。

2. 商標法

商標法では、「商標、証明標章、団体標章、団体商標」を保護対象と定めており、いずれも識別力を有する標識でなければならないとしている。それぞれの定義は以下のとおりである。(商標法第 18 条、第 80 条、第 85 条、第 88 条)

商標法の保護対象	商標	商品又は役務の関連消費者に、商品又は役務の出所を認識させ、他人の商品又は役務と区別させることができる標識
	証明標章	他人の商品又は役務の特定の品質、精度、原料、製造方法、産地その他を証明し、それによって、証明されていない商品又は役務と区別させることができる標識
	団体標章	法人資格を有する同業組合、協会その他の団体がその会員の会員資格を表彰し、それによって、当該団体の会員でない者と区別させることができる標識
	団体商標	法人資格を有する同業組合、協会その他の団体がその会員の提供する商品又は役務を示し、それによって、当該団体の会員でない者が提供する商品又は役務と区別させることができる標識

事業者は、自己の取り扱う商品又は役務を表彰するために、文字や図形などの態様又はその組み合わせにより構成したものをもって出願し、商標権を取得することができる。識別力を具えるものならば、動画、ホログラム又は匂いも認められている。



▲商品・役務における視覚表示(平面・立体)及び聴覚、臭覚表示が保護客体となっている。

国際社会の趨勢に合わせて規制を緩和し、商品又は役務の由来を識別することのできる標識は、全て商標権の保護客体とすることができるとした。これにより、2003年の法改正で「単一色商標」、「立体商標」及び「音声商標」の三つの非伝統的商標が保護範囲に加えられ、続いて2011年6月の法改正では商標法の保護範囲がさらに拡大され、識別力さえ具えればどのようなものでも商標として登録出願することができるようになったため、「動く商標」「ホログラム」「位置商標」「匂い商標」なども保護対象となっている¹³。

(1)保護を受けるための要件

商標の登録要件は、積極的要件と消極的要件に分けられており、いずれかの要件に満たせば、登録を受けることが可能となる。

①積極的登録要件

A.「識別力」がある

その商標により商品又は役務の出所を示し、他人の商品又は役務と区別させることができる特性があれば、「識別力」を有すると考えられ、積極的登録要件を満たすと認められる。出所表示、自他識別という機能を果たすことができれば、識別力を有するものである。

B.「識別力」の判断基準

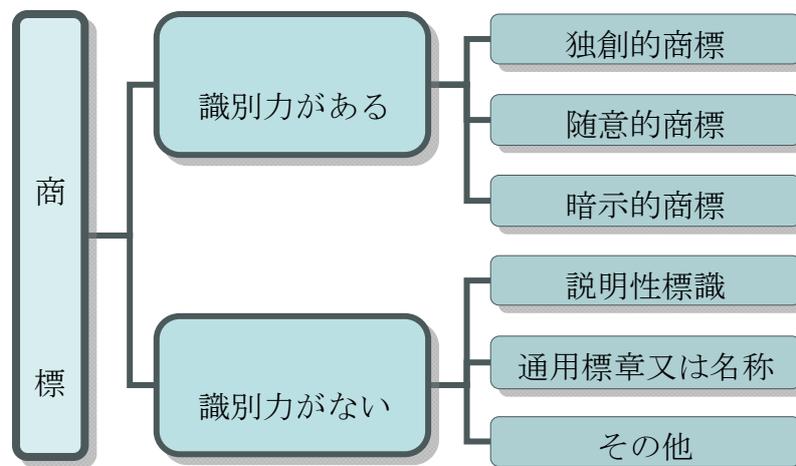
商標の型態及び使用方式が識別力の判断に与える影響は極めて大きい。今日の商業上の販売手法は多様で変化も頻繁であるので、個々の案件においても、商品又は役務の性質の差異により異なる認定結果を生じることもしばしばある。

実務上、識別力があるか否かについては、「商標識別力審査要点」を判断の基準と

13台湾では、商標法の保護対象として、文字、図形、記号、色彩、立体的形状や、それらを組み合わせたもののほか、視覚で認識できるものであるかを問わず、識別力さえあれば、動き、ホログラム、音声、位置、匂いなども商標として登録することは可能。（台湾商標法第18条1項にて「商標とは、識別性を具える標識を指し、文字、図形、記号、色彩、立体形状、動態、ホログラム、音声など、又はこれらの結合で構成することができる。」と規定している。）

一方、日本の現行法では、「商標」の保護対象である「標章」を「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」と定義し、新しいタイプの商標のうち、音の商標、匂いの商標、色彩のみの商標については明確に除外されており、匂いや味、テーマソングのような音は保護の対象とはならない。また、動く商標、ホログラム商標、位置商標については包含されているか明らかではないので、現行制度の下では商標登録を受けつけていない。（日本商標法第2条にて「この法律で『商標』とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であつて、次に掲げるものをいう。...と規定している。」

する。同「要点」は、識別力のある商標と識別力のない商標を次のように分類している。



「独創的商標」「随意的商標」又は「暗示的商標」のいずれも識別力を有する商標であると認められている。まず、「独創性」とは、知恵をもって創作され、既存の語彙や物事ではないものを指す。消費者にとって「独創的商標」は、商品又は役務の関連情報を伝達するものではなく、商標のみを見ても商品、役務の内容などを想像できず、このような標識が同業競争者により商品若しくは役務自体又はその他の関連説明を表示するために頻繁に使用されるものではなく、逆に出所を示し、区別する機能しか有しないので、競争の面から見れば、排他的専用権を付与しても、同業者の公平競争に影響を及ぼすことがないため、登録を許可することができる。

また、既存の語彙や物事ではあるものの、指定商品・役務とは全く関係がない場合は、「随意性」を有するものである。「随意的商標」は、それを使用する商品又は役務の関連情報を伝達するものではなく、直接の説明でもないため、消費者はその標識が出所を示し、区別するものであると認識することができる。競争の面から見ると、他の同業競争者は、取引過程において、必ずしもそのような標識を使用する必要はなく、たとえ排他的専用権を付与しても、同業者の公平競争に影響を及ぼすとは限らないので、登録を許可することができる。

「暗示性」とは、文字どおり、商品又は役務の品質、効用などの特性を示唆する特性である。暗喩的方式によるため、消費者の記憶に比較的残りやすいが、同業競争者が商品や役務を説明するのによく用いる標識ではないため、消費者は一定程度の想像、思考、感覚・体験又は推理を働かせて初めて標識と商品又は役務との間の関連性を理解することができる。通常、同業競争者が商品又は役務の特徴を説明する際には、それ以外の直接的な説明文字又は図形などを使用するため、排他的専用権を付与しても、同業者の公平競争に影響を及ぼすというわけではないので、登録を許可することができる。

商標の識別力の強弱については、商標の構成要素によって異なり、「独創的商標」は識別力が最も強く、登録可能性も最も高い。次いで「随意的商標」は「独創的商標」ほど識別力が強くないものの、商標としての識別力は一応認められるものである。最も識別力が弱いというのは「暗示的商標」である。しかも、「暗示的商標」であるか、又は「記述的名称」であるかについて、実務上その区別が難しく、ケースによっては審査官の判断結果が異なる可能性もある。

【識別力強弱及び許可例】

商標の種類	識別力強弱	許可例
独創的商標	★★★★★	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「GOOGLE」を検索エンジンサービスに使用 ➤ 「震旦」を付加価値通信網における転送サービスなどに使用 ➤ 「普騰」をテレビ、音響商品に使用 ➤  「」を自動車商品に使用
随意的商標	★★★	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「アップル APPLE」をコンピュータに使用 ➤ 「向日葵」(=「ひまわり」)を太陽熱収集装置商品に使用 ➤  を衣類などの商品に使用
暗示的商標	★★	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「快譯通」を電子辞書商品に使用 (※「快」は「速い」、「譯」は「訳す」、「通」は「通じる」という意味を含む) ➤ 「靠得住」(=「頼りになる」という意味)を、生理用ナプキン商品に使用 ➤  「」を椅子、ロッキングチェア、授業用の机と椅子商品に使用

C.識別力のない商標

商標法第 29 条第 1 項は、識別力を有さない商標を次の「説明性商標」「通用標章又は通用名称」及びその他の三種類としている。

まず、「説明性商標」は、商品又は役務に関する情報を説明するものである(商標法第 29 条第 1 項第 1 号)。商品又は役務の性質、効能、重要な特性、産地を示す場合、商標として、出所を識別する機能を発揮できないため、識別力に欠けるものとされている。競争の面から見ると、その他の同業競争者は、取引過程において、そのような

標識を使用する可能性がかなり高く、排他的専用権を付与すれば、市場の公平競争に影響を及ぼすおそれがある。

実務上、「説明性商標」としてよく認められる例としては、形容詞の *deluxe*(高級な)、*best*(最良の)、*top*(最上の)、*extra*(特上の、極上の)、*fresh*(新鮮な)、*light*(軽い、低脂肪の)などがある。その他、「LEATHER」を合成皮革製家具に使用する、「推理式」を参考書、試験問題集に使用する等の場合において、「LEATHER」又は「推理式」も「説明性商標」に該当する。しかし、記述的文字であっても、標準文字の代わりに、ロゴ化したり、デザインを施したりする態様をもって出願することにより、登録可能性を高めることは可能。この場合、ロゴ化した或いはデザインが施された商標はそのまま登録することは可能であるものの、普通書体による文字態様につき権利を放棄する(不専用声明)ように求められる可能性がある。

次に、「通用標章又は通用名称」は、一般業者が商品又は役務そのものを表示するのに使用するもので、出所を識別する機能を欠いているので、識別力を有さない(商標法第29条第1項第2号)。通用標章の例としては、理容店の赤、青、白の3色の回転ネオンサインや、薬品(処方箋)の「**R**」などが挙げられる。なお、通用名称に該当する場合としては、例えば、コーヒー豆の品種名称である「*Arabica*(アラビカ)」や、スペインの伝統的な居酒屋又は小皿料理や肴である「*TAPAS*(タパス)」などが挙げられる。

上記の二種類以外に識別力を有しないと認められるその他の標識としては、単一のアルファベット、型番、単純な数字、簡単な線又は基本的な幾何学的図形、装飾図案、苗字、呼称と苗字の結合、会社の正式名称、ドメイン・ネーム、一般的に見られる宗教に関連する神々、用語と標識、スローガン、一般的に見られる祝詞、吉祥語、流行語や諺などがある。(商標法第29条第1項第3号)

特に、台湾においては、何らデザインも施されていないアルファベットとアラビア数字の組み合わせからなつたものは、基本的に規格・品番を表わす表記であると認められ、使用による識別力(セカンダリーミーリング)が生じない限り、識別力を有しないものであると認められる。また、会社名称を示す「*・・Co. Ltd.*」又は「*・・Inc.*」という表記は商標として登録できないと認められているので、会社名称の全体でなく、その主要部だけをもって出願しなければ、登録を受けることはできない。これに対し、アルファベット2文字であっても、記述的名称でなければ、商標として登録することは可能。

D.使用による識別力の発生—後天的な識別力

商標法第29条第2項により、説明性商標(同条第1項第1号)、及び識別力を有さない標識のみで構成されたもの(同条第1項第3号)である場合、本質的には商標として

の識別力を有しないが、取引、販売など実際の使用により商品、役務の出所表示として認識されれば、例外的に、後天的識別力を獲得していると認められ、登録を受けることができる。

②消極的登録要件

商標が登録を受けるには、識別力を有する以外にも、以下の要件(商標法第30条第1項における「商標の不登録事由」)に該当しないことも必要となる。同項各号の事情は二種類の態様、即ち「絶対的不登録事由」と「相対的不登録事由」に分けられる。前者には、機能性を有するもの(第1号)と公益性を有するもの(第2号～第8号)が含まれる。後者には、他人の商標と紛らわしい商標など、他人との間で権利の衝突が起るもの(第9号～第15号)が定められている。両者の構成の要件は異なり、その詳細は以下の通りである。

条項	内容
第1号	商品又は役務の機能を発揮するためにのみ必要であるもの。
第2号	台湾の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勲章又は外国の国旗又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第6条の3第3号によって通知した外国の紋章、国璽又は国の徽章と同一又は類似のもの。
第3号	国父(孫文)又は国家元首の肖像又は氏名と同一のもの。
第4号	台湾の政府機関又はその主催する博覧会の標章、又はこれらが授与する表彰状等と同一又は類似のもの。
第5号	国際的な政府組織又は台湾内外の著名で、且つ公益的性質を具えた組織の徽章、旗、その他の記章、略語、名称と同一又は類似のもので、公衆が誤認、誤信するおそれがあるもの。
第6号	国内外で品質管理又は査証を表すのに用いる国の標識、マークと同一又は類似のもので、且つ同一又は類似の商品又は役務に使用するもの。
第7号	公序良俗を害するもの。
第8号	公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認、誤信させるおそれがあるもの。
第9号	台湾又は外国のワイン又はリカーの産地表示と同一又は類似のもので、且つワイン又はリカーと同一又は類似の商品に使用しており、且つ該外国は台湾と協定を締結する、又は同じ国際条約に加盟する、又はワイン又はリカーの産地表示の保護を相互に承認するもの。
第10号	同一又は類似の商品又は役務について、他人の登録商標又は他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に

拒絶理由として引用される)	混同誤認を生じさせるおそれがあるもの。但し、当該登録商標又は先に出願した商標の所有者が後の登録出願に同意し、且つ、明らかに不当な事情がないものは、この限りでない。
第 11 号	他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標又は標章の識別力又は信用を損なうおそれがあるもの。但し、該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
第 12 号	同一又は類似の商品又は役務について、他人が先に使用している商標と同一又は類似のものであって、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、当該他人の商標の存在を知っており、それを真似る意図で登録を出願した場合。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
第 13 号	他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号を有するもの。但し、当該他人の同意を得て登録出願したものはこの限りでない。
第 14 号	著名な法人、商号又はその他の団体の名称を有し、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれのあるもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない。
第 15 号	商標が他人の著作権、専利権又はその他の権利を侵害し、判決によりそれが確定したもの。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。

実務上、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるか否かについて、その判断につき「誤認混同のおそれに関する審査基準」が頒布されている。その中、「商標の同一又は類似」、「商品・役務の同一又は類似」及び「誤認混同のおそれ」という三つの要件が判断の基準とされている。

(2) 手続き

自然人、法人その他の組織は、自己の商品又は役務を表彰するために、登録出願をし、商標権を取得することができる。以下に、出願主務官庁、代理事務所及び手続きの流れなどについて紹介する。

① 出願主務官庁

名称	經濟部智慧財産局 (日本語訳：知的財産局。日本特許庁に相当)
----	-----------------------------------

住所	台北市大安區辛亥路二段 185 号 3 階(中央百世ビル)
電話番号	(02) 2738-0007
ファックス番号	(02) 2377-9875
ホームページ	http://www.tipo.gov.tw/mp.asp?mp=1 (中国語版) http://www.tipo.gov.tw/mp.asp?mp=2 (英語版)
受付時間	曜日：月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。土曜日が勤務日のこともまれに存在。) 時間：8 時 30 分～17 時 30 分 *昼時間(12 時 30 分～13 時 30 分)

②代理事務所

出願人は台湾に住所や営業所がない場合、現地の代理人に手続の代行を委任する必要がある。智慧財産局のホームページには、代理事務所の連絡先が公開されている。これは、商標出願の代理を1年に20件以上取り扱う代理人を掲載したものであるが、各代理人の提供するサービスを保証するものではないので、参考程度に留められたい。

上記のサイトにて検索をする場合は、事務所名、代理人の名前、住所のいずれかをキーワードとして入力する。

【中国語版】

(http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7568&CtUnit=3569&BaseDSD=70&mp=1)

經濟部
智慧財產局
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

網站導覽 常見問題 意見信箱 雙語詞彙 專業人士 English 中文 字級 小

便民服務 公告資訊 國際事務 認識智慧局 政府資訊公開 我想...

現在位置: 首頁 > 商標 > 商標情報通 > 商標代理人資訊

商標代理人資訊

商標代理人資訊，係本局基於為民服務觀點，提供民眾參考諮詢。名冊上之代理人為一年內代理商標註冊新申請案達20件以上者，本局並未進行資格或品質等之審核。

共 10 筆資料，第 1/1 頁，每頁顯示 10 筆

條件查詢

序號	事務所名稱	姓名	性別	地址	聯絡電話	傳真電話
1.	理律法律事務所	鄭茂林	男	臺北市10508敦化北路201號7樓	02-27153300-2436	02-27187099
2.	理律法律事務所	蔡瑞森	男	臺北市10508敦化北路201號7樓	02-27153300-2645	02-27187099
3.	理律法律事務所	楊適賓	男	臺北市10508敦化北路201號7樓	02-27153300-2405	02-27187099
4.	理律法律事務所	黃麗倩	女	臺北市10508敦化北路201號7樓	02-27153300-2631	02-27187099
5.	理律法律事務所	陳惠靜	女	臺北市10508敦化北路201號7樓	02-27153300-2402	02-27187099
6.	理律法律事務所	沈吉玉	男	臺北市10508敦化北路201號7樓	02-27153300-2359	02-27187099
7.	理律法律事務所	李文傑	男	臺北市10508敦化北路201號7樓	02-27153300-2707	02-27187099
8.	理律法律事務所	丁靜玟	女	臺北市10508敦化北路201號7樓	02-27153300-2357	02-27187099

※例：キーワードは「事務所名」。

【英語版】

(http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6824&CtUnit=3320&BaseDSD=70&mp=2)

INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
MINISTRY OF ECONOMIC AFFAIRS R.O.C.

You are here: Home > Trademarks > Trademark Agent

Trademark Agent

Please find the following roster concerning of agencies for your reference. However, TIPO is not respons for their performance.

Total 1 list items, in 1/1 pages, Displaying 10 items/page.

FirmName	Name	Sex	Address	Tel	Fax
Lee and Li, Attorneys-at-Law	Arthur Li	M	7F, No. 201, Tun Hua N. Road, Tiapai 10508, Taiwan, R.O.C.	886-2-27153300-2707	886-2-27187099

Total 1 list items, in 1/1 pages, Displaying 10 items/page.

※例：キーワードは「代理人の名前」。

③商標の構成

平面に表示される文字、記号、色の組合せ又はその結合といった二次元(平面商標)のもののほか、立体商標、動く商標、音声商標、匂い商標も認められている。

④商品又は役務の区分

商標登録出願に際しては、商標を使用しようとする商品、役務を指定しなければならず、その中、サービスのことを「役務」という。指定した商品・役務によって、商標の権利の範囲が決まる。

「区分」とは、商品又は役務を一定の基準によってカテゴリー分けしたもので、国際商品分類(ニース分類)が導入されたため、商品又は役務の区分はニース分類と一致しており、全部で 45 区分に分類されている。第 1 類の「工業用化学品、科学用化学品、化学用試剤」をはじめ、第 34 類の「タバコ、マッチ」までが商品分類である。また、第 35 類の「広告」から第 45 類の「リーガルサービス」までがサービス分類である。また、国際商品分類を採用しているものの、サブ・クラスの内容は実務により国際商品分類のそれと異なる場合もある。

台湾において、商品又は役務の表現及び所属区分は、実務変更により変わる可能性があるため、最新情報は智慧財産局の商品・役務に関するデータベースで検索する必要がある。

【智慧財産局のデータベース】

※個別の商品・役務の区分を調べることができる。

(http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/GoodsIPO.html)

圖樣文字查詢 | 圖形分類路徑查詢 | 圖形查詢 | 商品及服務名稱分類查詢
 綜合布林查詢 | 申請人查詢 | 案號查詢 | 案件進度查詢 | 註冊費查詢 | 商標文字及圖形近似檢索
 註冊簿查詢 | 案件歷史資料查詢 | 處分書查詢 | 特殊型態商標查詢

經濟部智慧財產局

商品及服務名稱分類查詢

商品(服務)名稱

商品(服務)類別或組群代碼

商品及服務名稱分類查詢使用說明

◎ 因商標資料含有造字資料，請先安裝[中文造字安裝程式](#)與下載[智慧局造字輸入法對照表](#)，否則無法正常顯示。
 ◎ 本局就商品與服務之名稱及分類，編訂有「[商品及服務分類暨相互檢索參考資料](#)」，欲查詢商品及服務名稱分類前，請先詳閱該參考資料前言說明。（[直接點選](#)）
 ◎ 商品(服務)名稱與商品(服務)組群代碼只可以選其中一個條件輸入。

- 1. 商品(服務)名稱：**
請輸入欲查詢之商品（服務）名稱或關鍵字詞，例如：「衣服」、「金融」等名稱，即可檢出含有該名稱之商品或服務的分類。
- 2. 商品（服務）類別或組群代碼：**
請輸入欲查詢之商品（服務）類別或組群代碼。商品（服務）類別：01至34為商品，35至45為服務。商品（服務）組群代碼以四碼數字表示，前兩碼為類別代碼（例如：0101組群即指第1類第1個組群；0102為第1類第2個組群），四碼組群下再依商品及服務之特殊性質細分為六碼之小類組（例如：010101、010102、010103）。
- 3. 清除設定：**
按下清除設定鍵，會將所有的查詢條件設定重新設定成初始值。
- 4. 查詢：**
按下開始查詢鍵，便可執行組群代碼查詢。
- 5. 確定：**
此按鈕只有在別的功能頁呼叫到此功能時才會出現，會將查詢結果傳回功能頁。

それでも出願前後を問わず、受理の可否が分からない場合は、審査官に確認することができる。しかし、商品・役務の表記につき、審査官によってその見解が異なってくる可能性もあり得る。また、このサイトを検索する場合は、商品名又は類似商品群のコードを中国語で入力しなければならず、外国人にとっては、使いにくいいため、智慧財産局は国際分類における商品・役務名の中英対照表(エクセル形式)を公開している。

【国際分類における商品・役務名の中英対照表】

(<http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7573&CtUnit=3518&BaseDSD=7&mp=1>)

- 商標法規相關資訊 >
- 商標修法專區 >
- 商標FAQ >
- 商標申請相關資訊 >
- 商標資料檢索 >
- 商標網路公報 >
- 商品及服務相關資訊 >
- 商標審查相關資訊 >
- 商標相關參考案例 >
- 商標相關研究 >
- 商標情報通 >
- 商標業務統計 >
- 商標相關公告資訊 >

商品及服務相關資訊

共 12 筆資料，第 1/2 頁，每頁顯示 10 筆

1. 商品及服務分類暨相互檢索參考資料(1030101修正)	103年1月9日
2. 第1至34類商品名稱中英對照表 (1010926新增)	102年3月28日
3. 第35至45類商品名稱中英對照表 (1010926新增)	102年3月28日
4. 商品暨服務異動資料 (異動資料以最近一期公告內容為主)	103年1月3日
5. 商品及特定商品零售服務個數計算原則及例示	102年3月28日
6. 商標規費調整方案答客問	102年3月28日
7. 商品與服務國際 (尼斯) 分類第10版及2014修正版	103年2月14日
8. 商品與服務國際 (尼斯) 分類 第九版	102年3月28日
9. 商品與服務國際 (尼斯) 分類 第八版	102年3月28日
10. 「特定商品零售批發服務」與該「特定商品」間類似檢索關係參考表	102年3月28日

出願に当たっては、一つの区分だけを指定しても、一つ以上の区分(多区分)を指定してもよい。出願人が同じ商標を異なる区分の商品又は役務を指定して出願する場合、一つの出願とすることができる¹⁴。

⑤出願の当局手数料

2011年2月1日から施行された「商標政府手数料費用徴収規則」により、商標登録出願の当局手数料は区分ごとに NT\$3,000 であるが、商品又は役務の個数に応じて、割増料金が加算される場合もある。(六、添付資料、添付資料三 手数料表を参照)

¹⁴指定商品・役務の範囲について

日本で登録済みの商品又は役務であっても、台湾では受理されない表現法として扱われる可能性がある。例えば、第9類の「測定機械器具」、第16類の「文房具」、又は第35類の「身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」、第45類の「身の上相談」は日本では受理される表現であるが、台湾では、いずれも指定範囲が広すぎるとされ、さらに具体的に列挙しなければ認められない。商品・役務の表記の可否について現地代理人と相談する必要がある。

指定商品・役務と出願人の資格について

日本では、出願人の業務の範囲が法令上制限されているため、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合、登録が認められない(商標法第3条第1項柱書の審査基準)。例えば、「税務相談」「税務代理」を指定して出願した場合、出願人は税理士の関連資格を有することが必要とされる。

一方、台湾の商標法第2条によれば、商標権を取得しようとする場合、商標登録出願を行うことができると定められているため、審査実務では、日本のように、出願人が出願しようとする商品・役務を取り扱う資格を有するかを審査せず、たとえ「税務相談」「税務代理」を取り扱う資格を有しなくても、登録出願を行うことが可能。ただし、現実に税理士等の関連資格を所有しなければ、関連役務の提供に従事してはならず、不使用という取消事由に該当し、権利の取消にされることも可能。

区分	手数料
国際分類 1-34 類	商品を 20 個まで指定した場合は NT\$3,000 で、20 個を超えた場合、1 個ごとに当局手数料 NT\$200 が加算される。
国際分類 35-45 類 (註)	第 35 類の特定商品の小売・卸売りを指定した場合、5 個以内は NT\$3,000 で、5 個を超えた場合、1 個ごとに当局手数料 NT\$500 が加算される。

(註)第 35 類を除くその他の役務については、役務の数を問わず、一律 NT\$3,000 となる。

実務上、商品・役務の表現法が様々であり、その表現法の如何により個数の認定が異なる可能性もある。この煩わしさを軽減することを目的として、審査をより効率的に行うことができるよう、計算の基準として「商品と特定商品の小売・卸売りの個数計算原則及び例示」が定められている。例えば、「粉状・粒状のプラスチック」の場合は、計 2 個となる。(一つの商品に、形状や外観を説明する形容詞を付した場合、形容詞の数により個数が異なると認定される。)¹⁵。

⑥出願手続きの流れ

次に、商標出願から登録までの一般的な流れ及び必要書類について、概略的に説明する。参考までに、各段階での実務上の主な注意点を挙げるが、詳細は後述する。

流れ	手続き内容	必要書類
出願	智慧財産局に定められた書式を使い、以下の内容を記入する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 出願人の情報 ➤ 出願日 ➤ 商標 ➤ 指定商品、役務及びその区分。 ➤ 優先権の情報 	願書
	商標見本提出。	商標見本 6 枚
	委任状提出(代理人に手続代行を依頼する場合)	委任状(既定の書式がなく、中国語バー

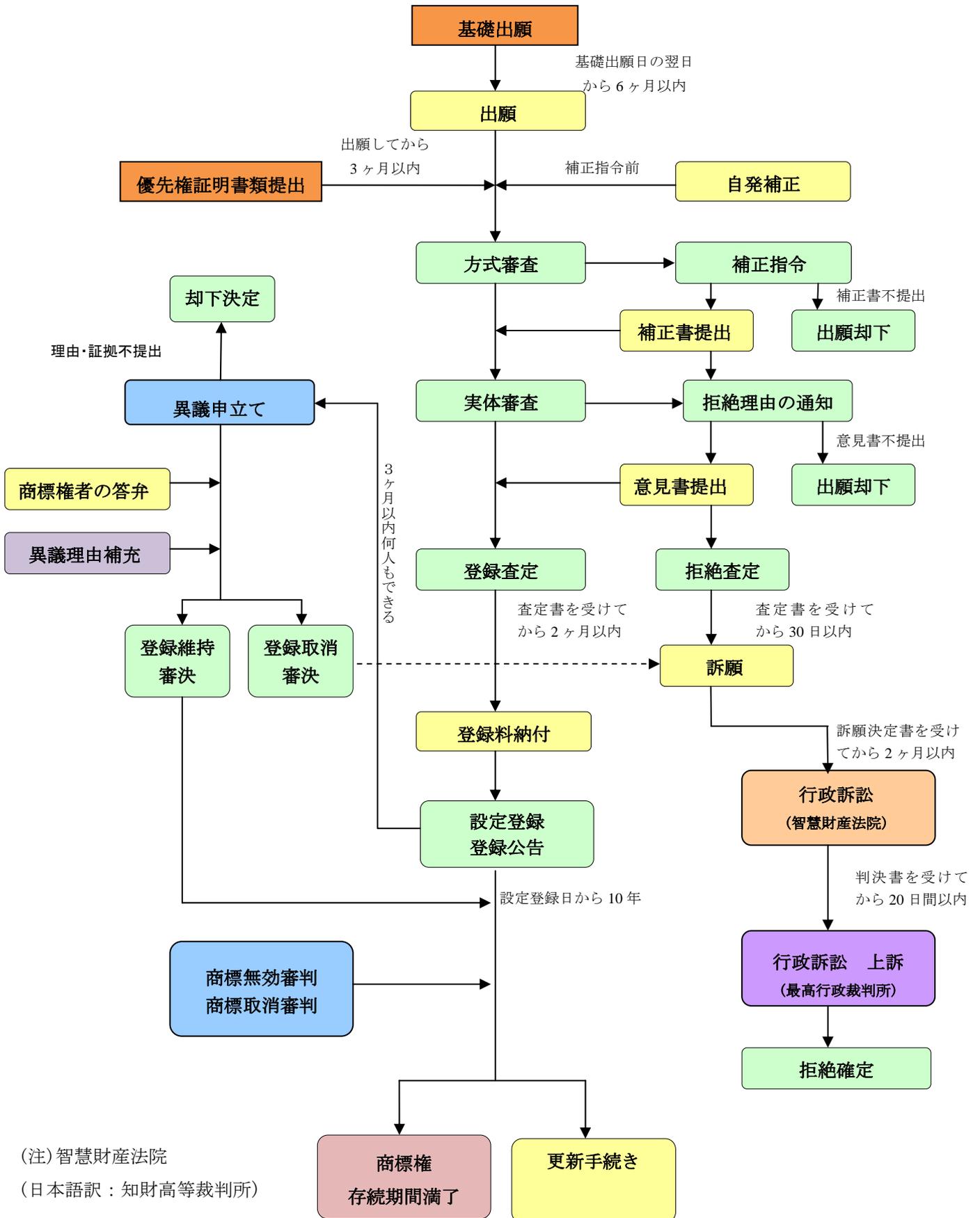
¹⁵日本では、商品又は役務の個数を問わず、区分数に基づき政府手数料が計算されるものの(基本料金 3,400 円 + 区分数 × 8,600 円)、台湾では、出願に際し、商品又は役務の個数により、割増料金が発生する。出願時に当該料金を納付しなかった場合、後日、審査官から追納するよう求められる。また、商品若しくは役務につき補正があった場合、補正後の商品が 20 個を超えた場合、又は第 35 類の特定商品の小売・卸売りが 5 個を超えた場合、料金を追納する必要もある。

		ジョンでなければ、 中訳も必要。)
	優先権主張の場合、優先権証明書類提出 出願日から3ヶ月以内に提出	優先権証明書(中国語訳要)
審査一方式審査	出願してから6~8ヶ月以内。 書類に関する修正、訂正、補正	補正が必要な場合、 その関連書類
審査一実体審査	方式審査が終わってから。 不登録事由の有無の審査結果により、 登録査定や拒絶理由通知書が発行。	拒絶理由を解消する ための意見書や関連 資料
訴願又は行政訴訟	拒絶理由を克服できない場合、拒絶査定 を発行され(克服できる場合はなし)、 不服がある場合は、經濟部訴願 審議委員会に提起することができる。 更に、智慧財産法院で行政訴訟を行う ことも可能。	訴願理由書、訴状
登録査定及び登録 料納付書の送達	出願してから10ヶ月程度。 実体審査が終わってから。	-
登録証書の送達	登録料納付後。	-
異議	商標登録公告の日から3ヶ月以内。 何人も申立てることができる。	異議理由書や関連資 料
無効審判	異議期間が終わってから。 利害関係人に限って提出することが できる。 例外：登録されてから5年を過ぎた場 合、悪意登録の立証が必要となる。	無効審判理由書や関 連資料

上記の手続きにかかわる当局手数料について、添付資料三のとおりである。
また、商標登録出願の審査手順については、次頁の「商標出願から登録までのフロー
チャート」を参照されたい¹⁶。

¹⁶日本では、商標登録出願に関する早期権利化のニーズを踏まえ、出願人からの申請により、通常と比べて早期に
審査・審理を行う早期審査・審理制度を実施している。審査対象となる出願は、(1)出願人又はライセンシーが、
出願対象商標を指定商品・指定役務に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化につ
いて緊急性を要する出願、及び(2)出願人又はライセンシーが、出願対象商標を既に商品・役務に使用している
又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願、である。また、申請には費用がか
からず、申請の回数に制限は設けられていない。一方、台湾では、そのような審査促進に関する制度が採用さ
れておらず、主務官庁が公開しているデータベース(インターネット検索)にて審査の進捗状況を確認するこ
とはできるが、出願の審理は、出願日、指定商品・役務の個数などによって異なり、通常出願してから登録査
定又は拒絶査定を受けるまでに約八ヶ月~十ヶ月を要する。

商標出願から登録までのフローチャート
(2016年1月現在)



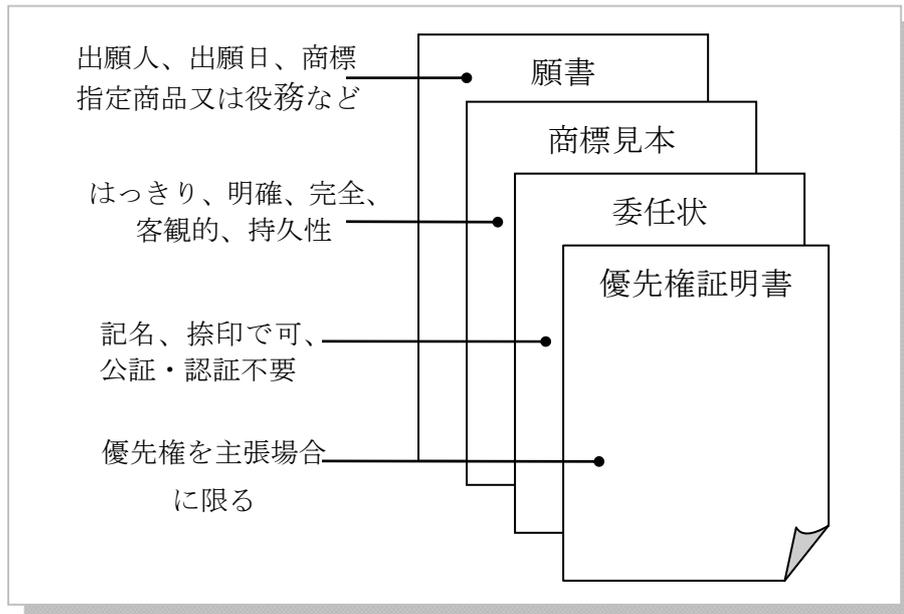
(注) 智慧財産法院
(日本語訳：知財高等裁判所)

A. 必要書類

一般の商標登録出願に必要な書類については、下図をご参照いただきたい。

【商標登録出願に必要な書類】

※出願対象の内容(例えば証明標章、団体商標・標章など)に応じ、ほかの証明書類の提出を要求される場合がある。



a. 願書

智慧財産局が定めた書式を用い、以下の内容を記入する。

● 商標の説明

商標名称、権利不要求(専用権放棄)の部分など。

● 出願日

提出する日付を記録する必要がある。年数表記に使用されるのは民国歴である。(西暦 1912 年を元年とする)

● 優先権の有無

優先権を主張する場合、基礎出願の出願の出願番号、出願日、国名。

● 出願人

出願人の名称及び住所。願書には出願人の名称、住所、代表者などを中国語繁体字で表記しなければならない。当地商標実務では、出願人が日本の会社である場合、国籍を表す「日商」の使用が要求される。中国語の社名については、出願手続上の便宜を図るため付けられるもので、商標登録によってその社名等の中国語表記に権利を付与するものでなく、また会社名の登録がなくても使え、権利にも影響を与えることはない。ただし、同じ出願人又は権利者であるのに、異なる中国語表記を使う場合、違う会社であると見なされ、出願の審査に際し、他人の先願、先登録と同一、類似するという理由で拒絶される可能性がある。そのとき、中国語表記を統一することによって、拒絶理由を解消させることは可能であるが、必要としない手続きを回避するため、出願に際し、同一の中国語表記を使うことは望ましい。

- 指定商品、役務及びその区分

指定商品・指定役務のほか、所属区分を記載する必要がある。クラス・ヘッディングのような概括的な表現が認められていない場合、具体的な名称を列挙するよう求められる。また、同じ区分に属するすべての類似商品・役務群から一つや二つの商品・役務を選出して指定すれば、権利範囲を全区分に及ぼすよう広げることは可能。

- b. 商標見本

6枚。そのうち1枚を願書に貼付し、他の5枚は願書に添付する。サイズは5cm×8cmを超えてはならない。

- c. 委任状

- 書式

代理人に委任する場合、委任状が必要となる。既定の書式はなく、日本語のものでも英語のものでも認められるが、その中訳を併せて提出しなければならない。英語のものであれば、代表者がサインすればよい。(六、添付資料、添付資料四、委任状のフォームを参照)

包括委任状の代わりに、個別委任状をもって出願することも可能であるが、出願1件ごとに提出しなければならない。

- 代表者

商標願書に記載される代表者について、会社が出願人の場合は、代表取締役でなくとも差し支えはなく、会社を代表する権限を有する者であればよい。

- 援用可否

基本的に、書類は「原本」を提出するが、先の出願で使用したことがあるものも認められる。その場合は、コピーを提出し、いつ原本を提出したかを記載するとともに、それが原本から正しく複写されたものであることを説明する。

● 後日補正

委任状は、後日、補正提出するという形で、出願手続きを先に行うことができる。

c. 優先権証明書

優先権主張を伴う出願であれば、優先権証明書類を提出する必要がある。出願時に提出しなければ、出願日から3ヶ月以内に優先権証明書とその中訳とを提出する必要がある。ただし、出願時に願書に基礎出願の出願日、出願番号、受理国などを記載しなければならない。

d. その他

新しいタイプの商標(立体商標、音声商標、動く商標、匂い商標)を出願する場合について、上記の書類のほか、留意すべきことを以下に説明する。

● 立体商標(商標法第15条)

- ▶ 少なくとも2枚の商標見本(立体形状を示し、5cm四方以上8cm四方以下のもの)
- ▶ 立体形状を明確に表現するために、同時に5枚以下の異なる角度の同一比例の図面又は見本を提出することができる(智慧財産局が必要であると認めた場合は、出願人に提出を命ずることができる)。
- ▶ 立体形状に権利を主張しない部分が含まれている場合は、商標見本において、権利を主張する部分は実線で、権利を主張しない部分は破線で描写しなければならない。また、権利を専用しない(放棄する)旨を表明する必要がある。

● 音声商標(商標法第18条)

- ▶ 願書に、音声商標である旨を明記する。
- ▶ 五線譜、数字譜又は音声内容を説明するとともに、関連説明を記述しなければならない。
- ▶ 光ディスク(音声記録されている)を添付することが必要。

● 動く商標(商標法第16条)

- ▶ 商標図案：動く映像の変化の過程を表わす静止画像(上限6枚)。

- ▶ 順番に従い、映像の連続変化の過程を書面で説明する。
- ▶ 商標主務官庁が公告したフォーマットに合致する電子媒体を添付する。

- ホログラム商標(商標法第 17 条)

- ▶ 商標図案：ホログラムを表わす図を提出する(上限 4 枚)。
- ▶ 内容につき文章で説明する。視角の差異により図形が異なる場合は、変化の状況を説明する。

- 匂い商標

匂い商標については、規定が設けられていない。それは、現在「匂い商標」のニーズはさほど多くないと予測されており、必要書類等を定めていないからである。基本的には、一般商標と同様、商標見本のサンプルを提出することが必要となり、提出が困難な場合は、書面で説明することが求められる。

B. 先願主義と優先権主張

a. 先願主義

台湾では先願主義を採用しているため商標法によって保護することを望む場合は、登録出願をしなければならない。商標の出願日は、一般的に、智慧財産局に実際に出願人の名称、商標及び指定商品・役務の記載がある願書を提出された日を指す。

出願の順番で審査が行われ、登録可否を決めている。2 人以上の者が同日に、同一又は類似の商標をもって、同一又は類似の商品又は役務について、それぞれ個別に登録を出願した場合、出願日の早い方が先に登録することができる。出願時間の先後を判断できない場合は、出願人同士で協議させ、どちらを登録するかを決めさせる。協議が成立しない場合は、抽選により決定。(商標法第 22 条)

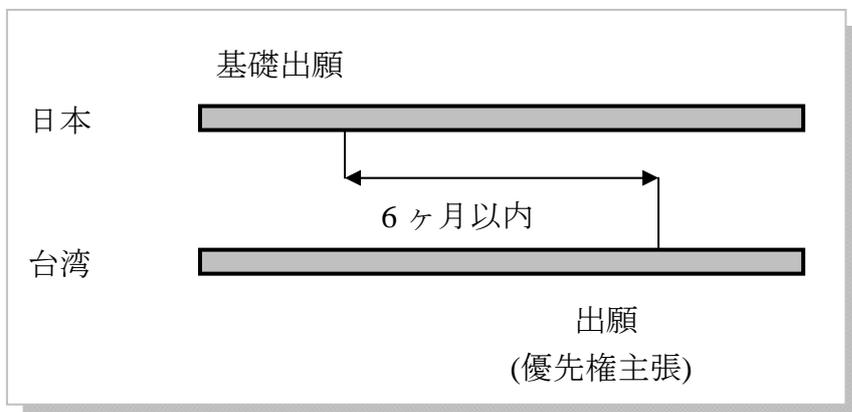
しかし、優先権が主張された場合には、出願日でなく、優先権日を基準に出願の前後が決められる。

b. 優先権

商標の出願日は、智慧財産局に実際に出願された日ではあるが、国際条約により、複数の国で、同じ商標を出願した場合、最初の出願に基づき「優先権」を主張することができ、それにより、最先の出願日が「優先権日」となる。台湾も WTO に加盟しているため、TRIPs 協定の規定により、WTO 加盟国における最初の出願に基づく「優先権主張」を認めている。また、台湾と相互承認という協定を締結する国において最初に出願した場合、その最初出願に基づき、優先権を主張することも可能。

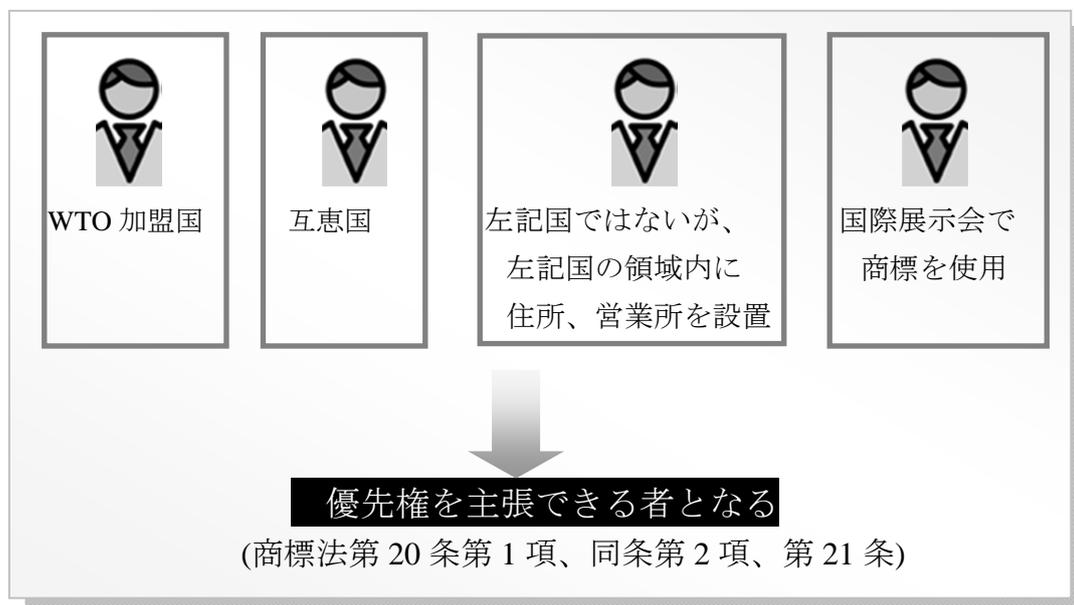
優先権主張の基礎となった第 1 国出願を「基礎出願」と言い、下図(日本を第 1 国とした)のとおり、台湾の出願に優先権を主張したい場合、最初の出願日の翌日から 6 ヶ月以内に出願しなければならない。

【優先権主張の出願期限】



優先権主張のメリットは、基礎出願の出願日まで遡り、台湾における出願の出願日として主張することができるので、他人による先取り登録を防ぐことができ、自社の権利を確保することができる。優先権を主張できる者は、以下のとおりである。

【優先権主張の有資格者】



● WTO 加盟国及び互惠国

台湾は 2002 年から WTO 加盟国となっており、WTO TRIPs 協定に従い、全ての WTO 加盟国の国民による優先権主張を認めている。

WTO 加盟国のほか、台湾と相互に優先権を承認している国において合法的に登録出願した商標を元に、優先権を主張することができる。

● WTO 加盟国又は互惠国における住所、営業所の設置

外国の出願人が WTO 加盟国の国民でなく、また、その所属する国が台湾と相互に優先権を承認する協定を締結していない場合も、WTO 加盟国又は互惠国領域内に住所又は営業所を設けていれば、優先権を主張することができる。

● 国際展示会における商標の使用

出願人は、台湾当局が主催又は認可した国際展示会において、登録出願しようとする商標を使用した商品又は役務を出展すれば、出展日を優先日として優先権を主張することができる。

優先権を主張した場合、基礎出願が受理されたことを示す証明書類を提出する必要があるが、出願日にかかる証明書類を提出しなくても、出願日から3ヶ月以内に証明書類を補正提出しなければならない。しかし、出願時に願書には必ず「基礎出願の出願日」「基礎出願を受理した国又は世界貿易機関の加盟国」及び「基礎出願の出願番号」を明記しなければならない。

また、複数の基礎出願に基づき、優先権を主張することができるが、優先権が認められた場合は、それぞれの商品又は役務において主張した優先権日を出願日とする。

C. 特殊な出願

特殊な出願である証明商標、団体標章、団体商標について、一般出願と異なる点を以下に説明する。

	証明標章 (商標法第 80～84 条)	団体標章 (商標法第 85～87 条)	団体商標 (商標法第 88～90 条)
出願人	証明する能力を有する法人、団体又は政府機関 (出願時、証明を行う資格又は能力を有することを示す証明書類を提出する必要がある)	法人資格を有する同業組合、協会又はその他の団体	法人資格を有する同業組合、協会又はその他の団体
登録の方	他人の商品又は役務の特性、品質、精密度、原料、製造方法、産地又はその他の事項を証明する	その組織又は会員籍を表彰する	その会員の提供する商品又は役務を示す

法			
目的	証明されていない商品又は役務と区別する	該団体の会員でない者と区別する	該団体の会員でない者が提供する商品又は役務と区別する
制限	出願人が、証明しようとする商品又は役務に係る業務に従事している場合、登録出願することはできない。	法定事項を明記した願書及び団体標章の使用にかかる規程を添付し、商標主務官庁に提出する必要がある。	商品又は役務の区分及び名称を記載した願書、及び団体商標の使用にかかる規程を添付し、商標主務官庁に提出する必要がある。
その他	<p>産地証明標章の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該地域の商品又は役務は特定の品質、名声又はその他の特性を有すること。 ● 産地名称には第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の識別力を有さない規定を適用しない。 ● 権利者は、他人が商業取引の慣習に沿い、誠実及び信用できる方法で、その商品又は役務の産地を示すことを禁止してはならない。 	<p>使用規程の内容について、以下の事項を明記する必要がある：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会員の資格 ● 使用条件 ● 使用の管理、監督方法 ● 規程に違反した際の処理措置 	

D. 方式審査

前記出願手続きの流れで説明したとおり、商標登録出願がされれば、審査段階に入る。審査は「方式審査」と「実体審査」の二段階に分けられている¹⁷。

まず、方式審査では、主に出願手続き・書類の完備を確認する。出願につき不備があれば、補正でき、商標出願の書類又は手続きに不備がある場合は、実体審査に入ら

17日本では、審査官と出願人又は代理人とが商標登録出願の審査に関わる意思疎通を図るため、「面接制度」が設けられている。出願内容に直接関わるもの、例えば、指定商品・役務の内容説明、又は補正若しくは減縮（商品の品質の誤認又は役務の質の誤認を解消するため、又は先願登録商標との抵触回避のため）の場合、この制度を通して、直接審査官に説明することができる。電話・ファクシミリ等による連絡も、面接に含まれる。台湾では、上記のような制度が設けておらず、上記事項については、実務上、電話・ファクシミリ等にて審査官に問い合わせることができる。

ないので、審査促進のため、自ら補正したほうが良い。審査の開始後に、審査官が補正の必要性を認めた場合は、補正指令が発せられる。

a. 補正の範囲

範囲	内容
書類	商標見本、委任状、優先権証明書類等。
出願人、代表者又は住所の中国語表記	出願人が外国人、外国の会社で、英語表記だけでは受理されず、繁体字で対応中国語表記が要求される。
指定商品又は役務 (※実務では指定商品・役務の所属区分がよく変動し、また審査官の意見にばらつきがあるので、これに関する補正がかなり多い)	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な表現法の指定 商品の表現法範囲が広すぎ、不明確である場合、審査官より、商品名の表記を変更するよう求められる。新製品であれば、商品の説明書又はカタログ等を添付して商品の内容、性質、用途などを説明する場合もある。 ● 削除、移行 商品の所属区分が確認され、仮に出願した区分に属さない場合、商品を削除、或いは所属区分に移行する必要がある。登録出願後に指定商品又は役務を追加することはできないが、減縮は可能。
当局手数料	出願当時の商品数と審査官の認定個数が違う場合、又は指定商品の修正により、個数が増える場合。(ちなみに、たとえ指定商品の削除により個数が減っても、一度納付した当局手数料が還付されない。)
商標図案について実質変更ではないもの	例えば、識別力を有しない構成部、記述的な文字・図形を削除することができる。(商標法第23条)
誤記	出願人の名称、代表者、住所、代理人その他の事項につき、誤記又は変更がある場合。

b. 補正の時期

出願人が自発的に補正する場合は、いつでも可能であるが、一旦「補正指令」が出された場合は、それを受領してから所定期間内に、智慧財産局に該当書類を提出しなければならない。また、委任状の提出に期限はないが、主務官庁から補正の書面通知を受けた場合は、通常、通知書の受領から30日以内に提出しなければならない。

所定期間の経過後も補正が行われなかったときは、出願は受理されない。

c. 補正の効果

現行実務において、前記の補正は、そもそも出願の必要書類、手続きに関する事項であって、また第三者に不測の損害を与えない便宜措置であるので、出願人の補正手続に対し、通常、智慧財産局は受理又は却下の決定を下さない。出願人の補正が商標に関する法令と合致していない場合、審査官は同一事項につき、再度出願人に書類、指定商品の表現法等の補正を求めることができる。

d. 出願中の分割と変更

補正手続きのほか、出願中案件について分割制度或いは出願人の表記、住所などにつき変更することは可能。

i. 出願中の分割

出願中の分割とは、指定商品又は役務について、自発的に、又は拒絶理由通知に対応する場合は、2以上の出願に分割することができる。この場合は、原出願の出願日を出願日とする。(商標法第26条)

当局手数料は分割後の件数により異なるが、件数が1件増える毎に、NT2,000が加算される。

ii. 出願中の変更

出願人、住所、代理人その他の登録事項を変更する場合は、変更内容を示す証明書類を提出し、商標主務官庁に変更の申請をしなければならない。(商標法第24条)。当局手数料は1件の出願につきNT500が必要となる。

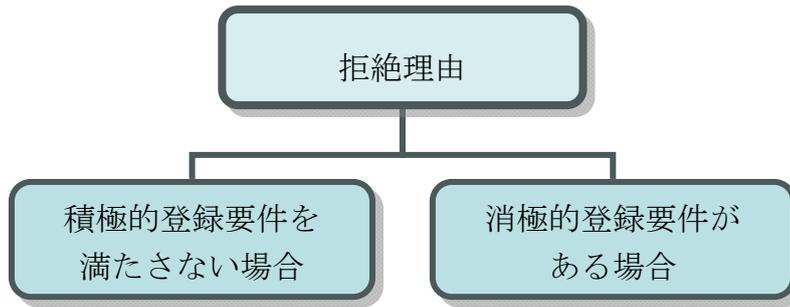
E. 実体審査

方式審査を通過すると、智慧財産局は受理された商標登録出願に対し、商標関連法令に従って審査を行う。これがいわゆる「実体審査」である。実体審査の内容について、以下に説明する。

a. 不登録事由がある

i. 拒絶理由の通知

商標の登録出願に不登録事由があると認められた場合は、拒絶理由通知が発行される。審査官から送付された拒絶理由通知書には、商標法の根拠となる条文、理由の説明、及びどのように理由を克服できるかについての審査官からの提案が記載されている。



商標法に基づく拒絶理由は、積極的登録要件及び消極的登録要件のいずれかに係る問題である。両要件の詳細については、前述の内容を参照。

ii. 拒絶理由の対応

拒絶理由に承服できない場合には、指定期間内に意見書を提出して反論することができる¹⁸¹⁹。

18台湾では、「同意書制度（コンセント、Letter of Consent）」が採用されているが、日本ではこの制度が導入されていない。同意書制度とは、同一若しくは類似の商品における他人の登録商標又は先に出願した商標と同一若しくは類似するもので、消費者の誤認混同を生じさせるおそれがある場合、これを商標として登録することができないとされているものの、当該登録商標の権利者、若しくは先に出願した商標の出願人から、併存登録の同意書を取得することができる場合は、例外的に商標の登録出願が認められるというものである。ただし、台湾の現行実務では、併存登録の同意書を提出したとしても、必ずしも受け入れられるとは限らない。それは、その並存登録につき明らかに不当な事情がある場合、例えば、両方の商標が全く同一で、かつ、商品・役務も同一であることや、法院（裁判所）により処分が禁止されていることなどが挙げられる。基本的には、「併存登録の妥当性」に関する判断を審査官に委ねることになる。

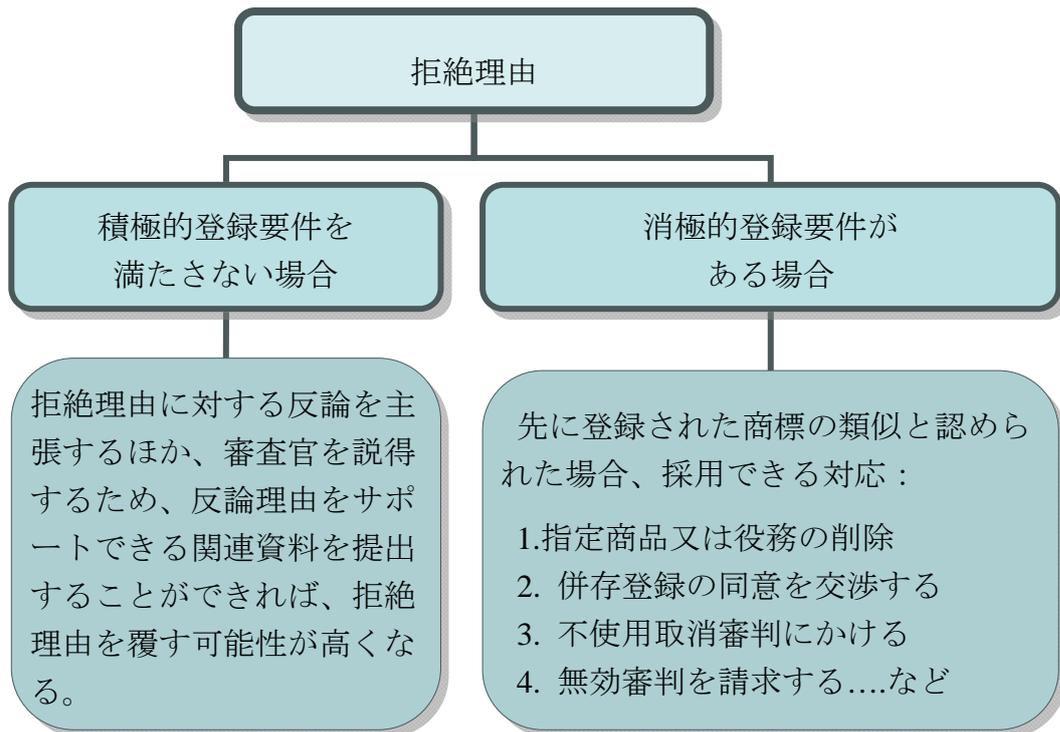
同意書の交渉を行う場合は、相手方に対価を要求される可能性もある。その対価には相場というものがなく、通常は、当事者にとっての関連商標の重要度などの要素により決められる。

また、同意書は既定の書式はなく、外国語のものでも認められるが、その中訳を併せて提出する必要がある。（「六、添付資料、添付資料六、同意書のフォーム」を参照）

19 「権利不要求制度（専用権の放棄）」は、「ディスクレーマー制度」（disclaimer）とも称される。商標見本中に識別力がない部分を含んでいても、その部分の商標権を主張しないことを条件に、商標全体としての登録を認めるという制度である。日本には本制度がないが、台湾では、商標法第 29 条 3 項にて「商標図案に識別性を具えない部分が含まれ、かつ、商標権の範囲に疑義を生じさせるおそれがある場合、出願人は、当該部分について権利不要求を申し出なければならない。権利不要求を申し出なかった場合は、登録を受けることができない」と規定し、本制度を採用している。

一部の文字や図案につき権利不要求が申し出された商標につき、それが他人の商標図案と同一又は類似を構成しているか否かを審査する際は、依然としてその全体の図案を以って判断することになる。

また、審査上の参考となるよう、実務上、商標権の範囲に疑義を生じさせるおそれがない例を整理し、台湾では、2012年に「権利不要求を申し出る必要のない例示事項」が公布、施行された。



出願人が外国人であれば、応答期間は通常2ヶ月で、申請すれば延長が可能である。また、意見書を提出した後、査定がされる前に、拒絶理由の対応に有用な情報や資料を発見した場合は、更に補充意見書を提出することができる。

iii. 拒絶理由の解消

意見書の提出等により、拒絶理由が解消された場合は、登録査定され、解消されなければ、拒絶査定が発行される。この拒絶査定に対しては、訴願、行政訴訟などを通じて不服申立てを行うことができる。

iv. 不服申立て

拒絶査定に対し、経済部訴願審議委員会(日本には存在しない)へ不服申立てをすることができる。訴願の審理は基本的に書面で行われ、口頭弁論は行わない。訴願申立人が訴願委員会において意見を陳述するよう要求することはできるが、この意見陳述の要求が受理されるか否かは、訴願委員会の判断に委ねられ、必ず受理されるとはいえない。訴願申立の結果、訴願に理由ありと認められた場合、拒絶査定が廃棄され、智慧財産局に差し戻され、再審理されることになるが、理由なきと認められた場合、訴願が棄却されることとなる。訴願棄却の決定に対しては、智慧財産法院へ行政訴訟を提起することができる²⁰。

b. 不登録事由がない

実体審査の結果、不登録事由がない場合は、登録査定される。

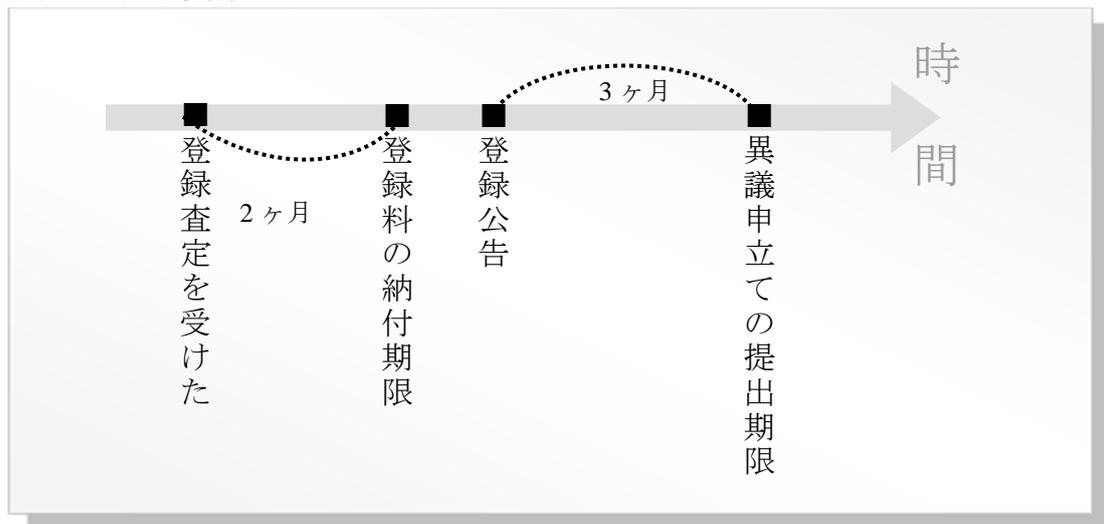
20 拒絶査定の判断に不服があるとき、

台湾：	拒絶査定→訴願→訴願棄却→行政訴訟提起
日本：	拒絶査定→拒絶査定不服審判請求

台湾においては、日本と異なり、特許・商標等の出願に対する審査結果への不服申し立ての手段として、「訴願」という救済制度が存在している。出願人が拒絶査定に対し不服があれば、訴訟を提起する前に、訴願法の規定に従って智慧財産局の上級機関である経済部訴願審議委員会へ不服申立てを行うことになる。訴願が棄却されてはじめて裁判（智慧財産法院、最高行政裁判所）に入る。訴願は、経済部訴願審議委員会が審議して決定を下し、その判断で拒絶査定という処分を廃棄し、智慧財産局に差し戻して再審査を命じることは可能。経済部の訴願決定に対しては、智慧財産法院へ行政訴訟を提起することができる。さらに、智慧財産法院の判決を不服とする場合は、最高行政裁判所へ上告を提起することができる。

一方、日本では、特許・商標主務官庁の拒絶査定に対して不服がある場合、審判を請求するしかない。さらに不服があれば、知的財産高等裁判所に訴訟を提起した後、最高裁判所に上訴できる。

c. 登録公告及び異議申立て



登録査定を受けてから2ヶ月以内に登録料を納付すれば、商標権の設定登録がされ、商標公報に公告され、登録証書が発行される(商標法第32条)。商標登録が不適法であると認める場合は、何人も利害関係の有無に拘わらず、商標登録が公告されてから3ヶ月以内であれば、異議申立てを行うことができる(商標法第48条)。

(3)権利の維持

①登録料の納付

A. 時期

登録査定書を受領してから2ヶ月以内に納付する。早く納付すればそれだけ早く登録される。例えば、登録査定書を受領を5月30日とすれば、納付期限は7月30日であり、設定登録公告までの所要期間は約1ヶ月であるので、6月20日に納付すれば、7月20日前後に登録されることになる。

B. 納付方法及び金額

登録料は一括納付しなければならない、区分ごとにNT\$2,500である²¹。

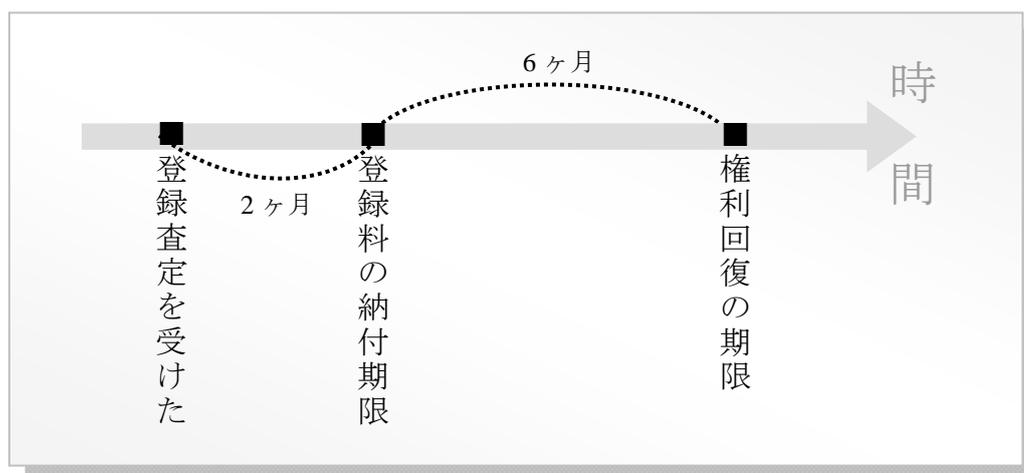
C. 効果

出願人が登録料を納付して初めて商標公報に登録が公告され、これが即ち商標権の設定登録である。同時に登録証書が発行され、出願人又は代理人に送付される。

D. 納付期限が経過した場合

²¹日本では、登録料金及び更新登録料金は一括払い又は分割払いができるものの、台湾の現行実務では、一括で納付する必要がある。

a. 期限が過ぎても納付しない

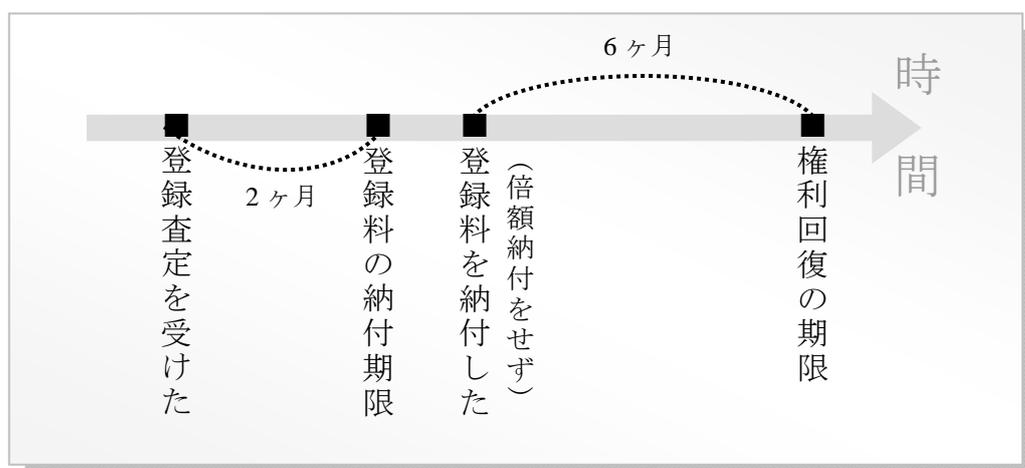


登録査定が取り消される。ただし、権利を回復できる場合もある。商標法第 32 条第 3 項により、出願人が故意でなく登録料を納付しなかった場合は、納付期間満了後の 6 ヶ月以内に(上図の「権利回復の期限」)倍額の登録料を納付すれば、権利を回復できる。

しかし、ここで留意すべきは、納付期間満了後の 6 ヶ月以内に、第三者が登録出願により取得した商標権に対して影響を与えた場合は、割増料金を支払うことによって権利を回復することは認められない。

実務においては、割増料金を払うと同時に、納付期限までに支払わなかった理由も説明しなければならない。権利回復により権利を侵害された第三者がいると審査官が認める場合は、出願人に 1 ヶ月以内に意見を述べる機会を与える。

b. 期限が過ぎた後に納付した場合 (倍額納付をせず)



商標法第 32 条第 3 項の処理原則により、納付期限が過ぎたにもかかわらず、そのまま区分ごとに NT\$2,500 の登録料を支払った場合、権利回復の請求と見なされる。この場合、審査官に納付期限までに支払わなかった理由の提出を求められ、また、割増料金も併せて支払うよう求められることになる。理由及び割増料金の提出期限は、NT\$2,500 の登録料を納付した日から 6 ヶ月以内である。

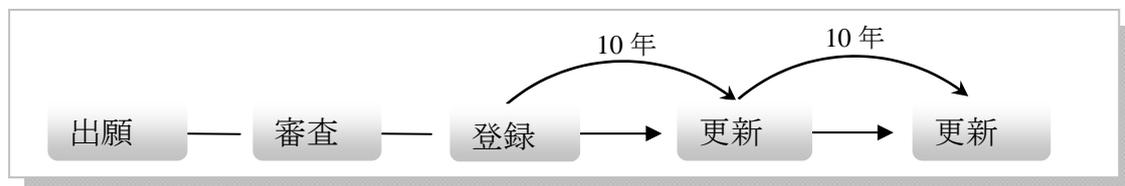
②存続期間

登録公告の日から商標権の効力が発生する。出願人は、商標権を取得し、商標権者となる。しかし、商標権者が永久的に商標権を保有することはできない。商標権の存続期間は登録日から 10 年間であり、10 年間で満了するとき、引き続き商標権を維持したい場合は、更新する必要がある。

「存続期間」は、法によって権利が付与される期間であり、商標権者はその期間においてのみ権利を主張することができるので、期間の確認に留意が必要。

③存続期間の更新登録

商標権の更新登録は、存続期間満了前、又は満了後のそれぞれ 6 ヶ月以内に手続きを行わなければならない(商標法第 34 条)。但し、期間満了後の更新登録は、倍の当局手数料を納付しなければならない。なお、書換え制度を採用していないため、更新後も旧商品区分から新商品区分への書き換えは行われ²²ない。



A. 手続き

審査の簡素化のため、商標に関する使用状況の審査もなく、智慧財産局への更新登録出願は、当局手数料さえ提出すれば、登録される。また、登録証書への裏書きも廃止されたため、手続き代行してもらおう場合、必要書類として代理人へ委任状のみ提出すれば手続きが可能。商標権者だけでなく、利益関係を有する第三者も、理由を説明した上で、手続きを行うことができる。

²²指定商品の書換制度とは、旧区分のもとで登録された商標権の指定商品を、国際分類に基づく現行の商品区分及び指定商品に書き換えることをいう。日本では、新旧区分の違いで調査が煩雑であることや権利範囲が不明確である等の問題を解消するため、書換制度を採用している。一方、台湾では、現行商標法の商品・役務の区分には国際分類が採用されているが、日本のような書換制度が設けられていないため、旧分類における登録が更新されたとしても、国際分類への移行は行われず、旧分類のまま存続している。

B. 所要費用

1 商標 1 区分につき、当局手数料 NT\$4,000 を要する。

C. 提出の時期

商標権の更新登録は、期間満了前の 6 ヶ月以内又は期間満了後の 6 ヶ月以内に手続きを行わなければならない。ただし、防護商標制度は 2003 年の法改正で廃止されたため、更新登録する際は、基本商標(正商標)に変更しなければならない。また、防護商標の更新は期間満了日までに行わなければならない。(商標法第 102 条)。

D. 審査時間及び効果

商標の存続期間満了までに更新登録を行えば、更に 10 年間の存続が認められる。商標更新登録に係る審査は、特殊な事情がない限り、通常 1 ヶ月から 3 ヶ月を要する。

3. 著作権法

(1)保護を受ける要件

①一般規定

著作権法第3条第1項第1号には「著作物とは、文学、科学、芸術又はその他学術の範囲に属する創作をいう」と規定されている。また、同法第10条には「著作者は、著作物を完成したときからその著作権を享有する」と規定されている（いわゆる「無方式主義」）。前述の規定によれば、保護を受ける著作物は以下の要件を具備していなければならない²³。

- A. 創作性を具備していなければならない。創作性とは、当該著作物が、著作者が独力で創作したものであり、他人の著作物を真似たものでなければ、当該要件に合致する。
- B. 一定の形で表現でなければならない。脳裏に浮かんだ思想又は概念のみでは、著作物を構成するに足りない。
- C. 文学、科学、芸術又はその他学術の範囲に属す創作でなければならない。したがって、ポルノビデオ等のように猥褻な物品と認定された場合、実務見解によれば、法律規定及び公序良俗に違反するため、著作権法の立法目的と相反するものであり、著作物として認められない可能性がある。
- D. 保護を受けない著作物ではない。著作権法第9条には、著作権の標的とすることができない著作物が規定されており、当該作品は、前述の著作物の要件に合致しても、社会公益を考慮し、例外的に著作権法による保護を受けない。例えば、憲法、法律などの法令、政府官庁が作成された前述法令の翻訳、スローガン、慣用の記号、算式、新聞記事、法令により行われた試験の問題が該当する。

②外国人の著作物について

著作権法第4条の規定によると、外国人の著作物が次のいずれかの要件に該当する場合、台湾において著作権の保護を受けることができる。

²³TRIPS 等国際条約の枠組みにおいて、日本の著作権法により保護される著作物につき、下記のとおりである。

- (1) 日本国民の著作物；
- (2) 日本で最初に発行された著作物(最初に国外で発行されたが、30日以内に日本で発行された著作物を含む。);
- (3) その他条約(たとえば、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約)により日本が保護する義務を負う著作物。

- A. 初めて発行されたもの。即ち、台湾の管轄地域以外の地域において、初めて発行された日から起算して 30 日以内に、台湾の管轄地域において発行されたもの。
- B. 著作者の国籍による。即ち、第 4 条第 2 項の規定により、条例や協定、又はその国の法令や慣例に基づき、台湾住民の著作物が著作権を受けられる国の国籍を有する著作者の著作物。本規定に基づき保護を受けられる外国人は米国、ニュージーランド、英国、スイス、スペイン、及び台湾在住の韓国国籍の者を含む。
- C. 条約又は協定に別途約定があり、立法院の議決を経て通過したものは、その約定に従う。この規定に言う「立法院の議決を経て通過した条約又は協定」には、「台米著作権保護協定」(台米著作権保護協定)及び WTO の加盟に係る TRIPS(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)を含む。

台湾が 2002 年 1 月 1 日に WTO に加盟する以前、外国人の著作物は上記三要件のいずれかを満たす場合に限り、台湾において保護を受けられるとされた。しかし、台湾が WTO に加盟した後は、著作権法における保護遡及の規定(第 106 条、第 106 条の 1)により、全ての WTO 加盟国の国民の著作物は、台湾において著作権法に基づく保護を受けるようになった。

日本国民の著作物につき、台湾が WTO に加盟する以前は、それが「初めて発行されたもの」という要件を満たし、最初の発行日から起算して 30 日以内に台湾で発行された場合、当該著作物は台湾において著作権の保護を受けられるとされた。しかし、台湾の WTO 加盟後は、日本も WTO 加盟国であるので、日本国民の著作物は台湾において著作権保護を受ける。

③著作物の類型

著作権法第 5 条第 1 項には「本法における著作物とは、次のとおりである。1.文字著作物。2.音楽著作物。3.演劇、舞踊著作物。4.美術著作物。5.写真著作物。6.図形著作物。7.映画著作物。8.録音著作物。9.建築著作物。10.コンピュータプログラム著作物。」、同条第 2 項には「前項各号に例示される著作物の内容は、主務官庁(智慧財産局)がこれを定める」と規定されている。原則として、著作物が前記 3(1)の①「一般規定」で述べた 4 要件を具備していれば、何類に属そうとも、あるいは分類することができなくても、著作権法の保護する著作物とすることができる。

内政部は第 5 条第 2 項の規定に基づいて、1992 年に「著作権法第 5 条第 1 項各号著作物内容例示」を公告し、第 5 条第 1 項各号の著作物の内容を例示し、並びに内容を例示している 3 項において「(著作権法)第 6 条に定める派生著作物(二次著作物)及び第 7 条に定める編集著作物は、その性質により前項各号の著作物に帰属する」と規定している。

1998年、台湾はWTO加盟に対応するために、TRIPsの基準に合致するように著作権法を大幅に改正し、そのうち第7条の1として「実演家により行われた既存の著作物の実演は、独立した著作物として保護を受ける」旨の規定を追加した。もともと第5条第1項第3号の「演劇、舞踊著作」に分類されていた実演は、独立して著作権法の保護を受けることのできる著作物となり、実演者はその実演につき法により著作権を享受することができる。

(2)著作権、著作隣接権、出版権

①著作権

著作権法第3条第1項第3号には「著作権とは、著作物の完成により生じた著作者人格権及び著作財産権をいう」と規定されている。前記規定から、台湾が著作権に対し二元説を採用していることがわかり、即ち、著作者は、第10条の規定により、著作物を完成したときからその著作物につき「著作者人格権」及び「著作財産権」を有する。

A.著作者人格権

著作権法第15条及び第17条の規定によれば、著作者人格権には公表権(第15条)、氏名表示権(第16条)、及び同一性保持権(第17条)が含まれる。同法第21条の規定によれば、著作者人格権は著作者本人に専属し、譲渡又は継承することができない。実務上、著作者人格権について不行使を取り決めることができるか否かにつき、契約当事者は著作者が前記第15～17条に規定される権利を行使しないことを約束することができる、と認めている。したがって、著作者人格権不行使という取り決めに盛り込んだ契約の一方の当事者が、著作者の同意を得ずに、著作物を公表し、著作者の氏名を公表し又は表示せず、或いは著作物の内容を改変するとき、著作者は当該契約当事者に向かって既にその著作者人格権を行使しない旨約束しているため、当該当事者に対し著作者人格権の侵害を主張することはできない。

B.著作財産権

著作財産権そのものは譲渡することのできる権利であり、著作権法第36条には「著作財産権は、その全部又は一部を他人に譲渡し、又は他人と共有することができる」と規定されている。また、第37条には、「著作財産権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。その使用許諾の地域、時間、内容、方法又はその他の事項は、当事者の約定による」と規定されている。

著作権法第22～29条、及び第87条には、著作財産権には以下の権利が含まれることが規定されている。

権利	法律規定	概念及び特徴
複製権	第3条第1項 第5号、 第22条	<p>1. 一般的な複製の要件、即ち、印刷、複写、録音、録画、撮影、筆記録又はその他の方法により、直接、間接的、永久的又は一時的に再製する権利。</p> <p>2. 「複製」という概念を延伸し、脚本、音楽著作物又はその他これに類する著作物の上演或いは放送時にそれを録音又は録画する行為、或いは建築著作物については建築設計図又は建築模型に従って建築物を建築する行為を行なう権利。</p> <p>3. 2014年1月の法改正 視覚障害者、聴覚障害者等の便利のため、2014年1月22日に、著作権法第53条を改正した。改正条文につき、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中央や地方政府官庁、非営利機構又は団体、法に基づき設立された各級学校は、録音、コンピュータ、映像による解説、手話通訳又はその他の方法の付加により、公開発表された著作物を利用し、専ら視覚障害者、学習障害者、聴覚機能障害者又はその他の視覚や聴覚、認知に障害のある者の使用に供することができる。(第1項) ● 前項で定められる障害者又はその代理人が専ら当該障害者の使用に供する場合、前項規定を準用する。(第2項) ● 前2項の規定に従い複製した複製物につき、前項で定められる障害者、中央や地方政府官庁、非営利機構又は団体、法に基づき設立された各級学校の間、公開転送することができる。(第3項)
公開口述権	第3条第1項 第6号、 第23条	著作物の内容を口頭又はその他これに類する方法で公衆に伝達する権利。
公開放送権	第3条第1項 第7号、 第24条	公衆に直接聴取又は視聴されることを目的として、有線、無線又はその他の器材などの放送システムで情報を伝送する方法を用いて、音声又は映像を通じて、著作物の内容を公衆に伝達する権利。原放送者以外の者が有線、無線又はその他の器材などの放送システムで情報を伝送する方法を用いて原放送の音声又は映像を公衆に伝達する権利もこれに含まれる。

公開上映権	第3条第1項 第8号、 第25条	単一又は複数の視聴覚機器、或いはその他映像を伝達する方法を用いて、同一の時間に現場又は現場以外の特定の場所(映画館、クラブ、ビデオ又はディスクの放映場、ホテルや民宿などの宿泊施設の客室、公衆使用に供される交通手段又はその他の不特定者の出入りに供される場所を含む)の公衆に著作物の内容を伝達する権利。
公開上演権	第3条第1項 第9号、 第26条	演技、舞踊、歌唱、楽器の演奏又はその他の方法により現場の公衆に著作物の内容を伝達する権利。拡声器又はその他の器材を用いて原放送の音声又は映像を公衆に向けて伝達する権利もこれに含まれる。
公開伝送権	第3条第1項 第10号、 第26条の1	有線、無線のインターネット又はその他の情報通信方法を用いて音声又は映像を通じて著作物の内容を公衆に伝達する権利をいい、公衆が自ら選定した時間又は場所において以上の方法で著作物の内容を受信させることができる権利もこれに含まれる。但し、実演者のその実演に対する公開伝送権は、録音著作物に複製された実演に限られる。
改作権	第3条第1項 第11号、 第28条	翻訳、編曲、翻案、映画化又はその他の方法により原著作物を新たな創作物となす権利。
頒布権	第3条第1項 第12号、 第28条の1	有償又は無償を問わず、著作物のオリジナル又は複製物を公衆の取引又は流通に提供する権利。但し、実演者は録音著作物に複製された実演についてのみ頒布権を有する。
公開展示権	第3条第1項 第13号、 第27条	公衆に未発行の美術著作物又は写真著作物を展示する権利。
貸与権	第29条、60 条1項但書	著作物を他人に使用させて収益を上げたり、賃料を受け取る行為をなす権利。また、著作物オリジナル又はその合法的な複製物の所有者は、当該オリジナル又は複製物を貸与することができるが、録音及びコンピュータプログラム著作物の所有者には貸与権規定を適用しない。
輸入権	第87条	著作財産権者の同意なく、著作物のオリジナル又はその複製物を輸入する場合、著作権又は製版權を侵害するものとみなす。

②著作隣接権

著作隣接権とは、実演家、録音物の製作者、放送事業者がその実演を公衆に対し直接又は間接的な方法を以って伝達する権利を指し、それが享有する権利は著作権と隣り合っているため、「著作隣接権」という。

台湾では隣接権制度は採用されておらず、実演及び録音著作物はすべて著作物として保護され、放送事業者の放送は視聴又は録音を以って保護される以外、特別な保護措置はない。

③出版権

民法第 515 条第 1 項には「出版とは、当事者の一方は文学、科学、芸術又はその他の著作物を出版するためにもう一方に交付し、該もう一方は印刷又はその他の方法で複製又は発行することを取り決めた契約をいう」旨規定されている。第 515 条の 1 には「出版権は、出版権授与人が出版契約により著作物を出版人に交付するとき、出版人に授与される。前項の規定により出版人に授与された出版権は、出版契約終了時に消滅する」旨規定されている。また、第 517 条には「出版権授与人は、出版人の複製発行できる出版物がまだ完売していないとき、その著作物の全部又は一部につき、出版人に不利な処分を行ってはならない。但し、契約に別に定めのある場合、この限りではない」と規定されている。

前記の民法の規定から、出版権には事実上、複製権、及び頒布権又は公開伝送権等が含まれていることがわかる。これに対し著作権には、著作権法第 3 条第 1 項第 3 号によれば、複製権、公開口述権、公開放送権、改作権等が含まれる。したがって、これら両者を比較すると、著作権の範囲は明らかに出版権より広い。

④データベース(Database)作者の権利

台湾はデータベースについて特別な立法保護を行なっておらず、著作権法第 7 条第 1 項には「資料の選択及び編集配列につき創作性を有するものは編集著作物であり、独立した著作物として保護を受ける」旨と規定されている。したがって、データベースがもし資料の選択及び編集配列につき創作性を有する場合、編集対象となった資料が、他人が著作権を有する著作物であるか否かを問わず、著作権法第 7 条第 1 項の規定により、「編集著作物」として保護を受けることができる。たとえば、大量の資料を集めただけで、資料について選択、編集配列のなされていない電子データベースは、著作権法保護の標的には属さない²⁴。

²⁴日本の著作権法第 12 条の 2 第 1 項には、「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。」と規定され、「編集著作物」でなく、独自の著作類型として保護を受けるものとされる。日本の通説見解によると、データベースと「編集著作物」は、情報の集合物に属するが、情

A. データベース編集配列行為は合法性を具えなければならない

著作権法第7条第2項には「編集著作物の保護は、その編集対象となった著作物の著作権に影響を及ぼさない」旨規定されている。したがって、編集著作物と編集対象とされる著作物は2つの独立した著作物である。

但し、第28条の規定により、著作者は、その著作物を編集著作物に編集する権利を専有する。したがって、データベース著作権者は、編集対象となった、他人が著作権を有する資料について、編集配列を行なう前に、各「編集対象となった著作物」の著作財産権者の同意又は使用許諾を受けなければならない。

B. データベースと「編集対象となった著作物」との関係

以上をまとめると、データベース所有者と「編集対象となった資料」の著作権者はそれぞれ著作権を有する。したがって、「編集対象となった著作物」の著作財産権の譲渡は、データベースの著作権に影響を及ぼさない。「編集対象となった著作物」の権利侵害は、データベースに対する侵害を構成しないが、反対に、データベースに対する侵害は、データベースの著作財産権を侵害するのみならず、「編集対象となった著作物」の著作財産権も侵害する。このほか、データベースと「編集対象となった著作物」の著作権保護期限はそれぞれ独立しており、影響を受けない。

⑤ コンピュータプログラム著作権

A. コンピュータプログラム著作物の保護

いわゆるコンピュータソフトには、コンピュータプログラム、プログラムの記述、及び補助資料〔コンピュータプログラム又はプログラム描写以外のその他資料を指す。理解を助ける又は当該コンピュータプログラムを応用するために創作されたものは、いずれもこれに該当する。例えば、問題描写(problem description)や user instructions がこれに該当する〕の3つの部分が含まれ、コンピュータプログラムは狭義のコンピュータソフトのことであり、プログラム指令に係る部分を指す。

台湾の著作権法第5条第1項第10号には、コンピュータプログラム著作物は保護対象となる著作物の1つとして明確に規定されており、また、著作権法第5条第1項各号の著作物の内容例示によれば、コンピュータプログラムとは直接又は間接を問わずコンピュータに一定の結果を生じさせることを目的としての指令の結合である著作物を含む。なお、台湾においては、ゲームソフトはコンピュータプログラムとして

報とコンピュータ検索システムの複合体という特徴、及び、データベースについては、データベースそのものの体系設定、情報の収集、選定、分析、蓄積などの過程を経て作成することに鑑みると、一般の「編集著作物」とは異なる「創作性」（情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有すること）を有し、新たな範疇として、保護を受けるものとされる。

著作権の保護対象とされている。

著作権法第 22、24、26-1、28、29 条の規定によれば、コンピュータプログラム著作物の著作権者はその著作物につき「複製権」、「公開放送権」、「公開伝送権」、「改作権」、「編集権」及び「貸与権」を専有する。

B. コンピュータプログラム著作権に係る制限

コンピュータプログラム著作物は性質が特殊であるため、著作権法に特別規定を設けており、これには以下のものが含まれる。

a. 改作権及び複製権に係る制限

著作権法第 59 条には「合法的なコンピュータプログラム著作物の複製物の所有者は、自ら使用している機器の必要に応じて、当該プログラムを修正し、又はバックアップのため当該プログラムを複製することができる。但し、当該修正物又は複製物の使用は当該所有者に限る。所有者が滅失以外の事由により、原複製物の所有権を失った場合、著作権者の同意を得ない限り、その修正又は複製したプログラムを廃棄しなければならない」旨規定されている

該条の規定から、「合法的な」コンピュータプログラムの複製物の所有者が機器の必要に応じて行なう修正は、改作権及び人格権中の同一性保持権の例外を構成することがわかる。但し、前記修正権を享有できる者はコンピュータプログラム著作物の複製物の所有者に限るものとし、修正後のプログラムは所有者自身の使用に限る。

b. 貸与権の制限

著作権法第 60 条には「著作物オリジナル又はその合法的な複製物の所有者は、当該オリジナル又は複製物を貸与することができる。但し、この規定は、録音及びコンピュータプログラムの著作物の複製物については適用しない。貨物、機器又は設備に附属したコンピュータプログラム著作物の複製物で、当該貨物、機器又は設備に付随して合法的に貸与し、且つ当該貸与の主要な目的物でないものは、前項の但書の規定を適用しない」旨規定されている。

前記規定により、録音及びコンピュータプログラムの著作物の複製物は「権利の消尽」〔(Doctrine of exhaustion of Right、又は「ファースト・セール・ドクトリン」(first sale doctrine)] という原則を適用しないことがわかり、たとえ著作物オリジナル又は合法的なコンピュータプログラムの著作物の複製物の所有者であろうとも、当該著作物オリジナル又は複製物を貸与することはできない。したがって、コンピュータプログラム著作物の販売又はその他の方法による所有権の移転について、著作権者は依然として貸与権を保有する。

但し、もし当該コンピュータプログラムが貨物又は機械設備に附属したものである、たとえばマルチメディア設備上のコンピュータプログラムである場合、マルチメディア設備の主要部分ではないので、当該マルチメディア設備を貸与することができるのであれば、著作権財産権者は、貸与権の保有を主張することはできない。

⑥職務上の著作物(法人著作)

職務上完成した著作物は、著作者の身分と著作権財産権者の関係によって、雇用関係により完成した職務著作物、及びその他の出資関係により完成した著作物に分けることができ、それぞれについて以下のように説明する。

A.雇用関係により完成した職務著作物

著作権法第 11 条には「従業員が職務上完成した著作物は、当該従業員を著作者とする。但し、契約に使用者を著作者とする旨の約定がある場合は、その約定に従う。／前項の規定により従業員を著作者とする場合、その著作権財産権は使用者に帰属する。但し、契約にその著作権財産権は従業員が享有する旨の規定がある場合は、その約定に従う。／前二項にいう従業員は、公務員を含む」旨規定されている。

従業員と使用者との間には雇用契約があるので、所謂「職務上完成した著作物」については、当該従業員の業務内容に基づき実質的な判断を行うべきで、従業員の従事する時間及び場所に基づき認定するものではない。よって、雇用契約に明確な約定がない場合について、学者の中には、勤務時間や会社のリソースを利用したか否かを問わず、明らかに会社の上司の指示に基づき創作に従事した場合は、いずれも職務上完成した著作物であると認められるべきであるとする者もいる。例えば、オンラインゲームの開発に従事するエンジニアが上司の指示に従って、終業後に開発した新しいゲームソフトは、職務上完成した著作物に該当し、一方、当該エンジニアが個人のアルバイトとして、勤務時間以外に会社のリソースを利用して開発したソフトは職務著作に属しないと見る見解である。

前記の規定によれば、従業員が職務において完成した著作物は、取り決めがなければ、従業員が著作者として著作者人格権を有するが、当該著作物の著作権財産権については、特別な約定のある場合を除き、使用人がそれを享有する。

B.その他の出資関係により完成した著作物

著作権法第 12 条には「出資し他人を招聘して完成させた著作物は、前条の事由を除き、当該招聘を受けた者を著作者とする。但し、契約に出資者を著作者とする旨の約定がある場合は、その約定に従う。／前項の規定により招聘を受けた者を著作者とする場合、その著作権財産権は契約の約定により、招聘を受けた者又は出資者が享有する。著作権財産権の帰属について約定がない場合、その著作権財産権は招聘を受けた者が

享有する。／前項の規定により著作権が招聘を受けた者に帰属する場合、出資者は当該著作物を利用することができる」旨規定されている。

いわゆる「出資し招聘」には、委任及び請負が含まれる。前記規定によれば、別に約定があり、出資者を著作者とする場合を除き、原則として招聘を受けた者が著作者として著作者人格権を享有する。注意すべきは、約定を以って出資者を著作者とする場合、出資者の享有する著作者人格権は招聘を受けた者によって譲渡されたものではなく、最初から出資者が享有するものである、という点である。

知的財産権の享有について、出資者と従業員に別に約定がある場合を除き、著作権は招聘を受けた者に帰属し、当該招聘を受けた者がこれを享有し、出資者は当該著作物を利用することができるだけである。但し、約定により出資者が享有する場合、招聘を受けた者は原則として、当該著作物を利用することはできない。

⑦インターネット・サービス・プロバイダーの責任

インターネットからのコピー及び伝送技術の簡便さにより生じる著作権侵害行為は非常に多く且つ拡散特性を具えており、また各種権利侵害行為がいずれもインターネット・サービス・プロバイダー(Internet Service Provider。以下、「ISP 業者」)の提供するサービスを介して行われていることに対応すべく、2009年5月13日に公布された著作権法の一部条文の改正をもって、ISP 業者の責任に制限を設け、著作権者とISP 業者間に有効な「ノーティス・アンド・テイクダウン」(Notice & Take Down、即ち「権利者から指摘があれば削除する」の意)システムを構築することによって、ISP 業者に、その責任を制限する「セーフハーバー・ルール」を付与、即ち、使用者がISP 業者の提供するサービスを利用して他人の著作権又は製版權を侵害した場合、ISP 業者が責任を負わないことを主張できる範囲及び要件を法律で明文化して明確にした。この改正要点は次のとおりである。

- ISP 業者の定義を追加規定。(第3条第1項第19号)
- ISP 業者は第6章の1の民事免責事由の共通要件を適用することができる。(第90条の4)
- 各類型ISP 業者はその使用者が行った他人の著作権又は製版權を侵害する行為に対し、もし当該ISP 業者が確かに本法に定める手続きを遵守しているのであれば、賠償責任を負わない。(第90条の5～第90条の8)
- 情報保存サービスを提供するISP 業者が回復措置を講じる際に遵守すべき事項。(第90条の9)
- ISP 業者が規定により著作権又は製版權を侵害する疑いのある情報を削除した場

合、使用者に対して賠償責任を負わない。(第 90 条の 10)

- 不実な通知又は回復通知によって他人に損害を与えた場合、生じた損害について賠償責任を負わなければならない。(第 90 条の 11)
- 権限を授けられた智慧財産局は法規命令をもって、前記追加条文に関する執行事項を定める。(第 90 条の 12)

A.ISP 業者の定義

2009 年 5 月 13 日の改正法第 3 条第 1 項第 19 号により、ISP 業者は、以下のサービスを行う者をいう。

- a、接続サービス・プロバイダー：その管理又は運営するシステム又はネットワークを通じて、有線又は無線により情報の送信、転送、受信を行い又は前述の過程において仲介及び一時的記録を行うサービスを提供する者。
- b、キャッシングサービス・プロバイダー(快速アクセスサービス・プロバイダー)：ユーザの要求に応じて、情報を送信した後、その管理又は運営するシステム又はネットワークを通じて、当該情報を仲介及び一時的に記録し、その後、当該情報送信したユーザからの当該情報へのクイックアクセス要求に応じてサービスを提供する者。
- c、ホスティングサービス・プロバイダー(情報保存サービス・プロバイダー)：その管理又は運営するシステム又はネットワークを通じて、ユーザの要求に応じて情報ホスティングサービスを提供する者。
- d、検索サービス・プロバイダー：ユーザにネットワーク情報のインデックス、レファレンス又はリンクにより、サーチ又はリンクのサービスを提供する者をいう。

B.ISP 業者の遵守事項

著作権法第 90 条の 9 に、「ホスティングサービス・プロバイダー」が「ノーティス・アンド・テイクダウン」措置を講ずる際に遵守しなければならない事項が規定されている。この規定は「ホスティングサービス・プロバイダー」にのみ適用され、その他 3 種類の ISP 業者は情報の長期短期の記録という性質を有さないため、本条は適用されない。

ホスティングサービス・プロバイダーは、第 90 条の 7 第 3 号の処理状況を、ユーザと約定した連絡方法又はユーザが残した連絡情報に従って、権利侵害したとされる当該ユーザに転送しなければならない。但し、提供するサービスの性質上、通知できないものにあつては、この限りでない。

前項のユーザが権利侵害ではないと考える場合、回復通知文書を提出し、ホスティングサービス・プロバイダーにその削除された、又は他人のアクセスを不能にした内容又は関連情報の回復を請求することができる。

ホスティングサービス・プロバイダーは、前項の回復通知を受領した後、速やかに回復通知文書を著作権者又は製版權者に転送しなければならない。

著作権者又は製版權者がホスティングサービス・プロバイダーの前項の通知を受領した翌日から 10 営業日以内にホスティングサービス・プロバイダーに当該ユーザに対して訴訟を提起した証明を提出した場合、ホスティングサービス・プロバイダーは回復義務を負わない。

著作権者又は製版權者が前項の規定に従って訴訟を提起した証明を提出しなかった場合、ホスティングサービス・プロバイダーは遅くとも回復通知を転送した翌日から 14 営業日以内に、削除又は他人のアクセスを不能にした内容若しくは関連情報を回復しなければならない。但し、回復できない場合、事前にユーザに告知し、又はユーザの回復にその他の適切な方法を提供しなければならない。

上述の「通知(Notice)」、「削除(Take Down)」、「回復通知(Counter Notice)」及び「回復(Restore)」の手續は、一般的に「ノーティス・アンド・テイクダウン(Notice & Take Down)」と称され、著作権侵害の継続発生を迅速且つ有効的に阻止することが期待されている。

C.ISP 業者の責任制限

ISP 業者は、権利者に協力し、「ノーティス・アンド・テイクダウン」の手續きを執行するだけでよく、著作権侵害の共犯として検挙されるリスク及び著作権侵害の疑いでの民事責任を負わない。これを一般的に「責任制限」という。このほか、ISP 業者がスムーズに「責任制限」を実施できるよう、使用者にサービスを提供する前に、著作権保護措置に関し、著作権侵害により 3 回告知された使用者に対して、ISP 業者は全部又は一部のサービスを停止することを、明確に説明する必要がある。

民事上の「共同不法行為」の概念によれば、インターネットユーザーが故意又は過失により他人の著作権を侵害した場合、ISP 業者はそのインターネットユーザーの不法行為にいついて、「共同不法行為」の責任を負う可能性があるが、現行著作権法では ISP 業者に民事賠償責任を免除する可能性を与えた。また、ISP 業者が「著作権を侵害する内容を削除する」という法定要件を満たした場合には、賠償責任の免除を主張できるという規定が設けられた。

ISP 業者は、インターネット上に掲載された内容につき、それが他人の著作権を侵害するかどうかを判断することは困難である。よって、インターネットにおける権利

侵害内容の発見及び削除については、現行著作権法は「通知、削除」(Notice & Take Down)の方式を採用している。すなわち、著作権者が、インターネット上における権利侵害を発見した場合、現行法第 90 の 4 条の規定により、自ら ISP 業者に通知し、削除するよう求めることができる。ISP 業者は、その通知を受けた場合、直ちに当該内容を削除することができ、さらに第 90 の 5～8 条の規定により、当該著作権者に対し共同不法行為の賠償責任を負わないことを主張することができる。なお、ISP 業者が法定手続きにより権利侵害の疑いのある内容を削除又は回復した場合には、第 90 の 10 条により、そのインターネットユーザーに対し賠償責任を負わない。

以上のように、ISP 業者にとって、権利者に協力して通知・除去の手続を実行すれば、他人による著作権侵害について、権利侵害を告訴されるリスク及び権利侵害容疑者と共同で民事責任を負うことを免除されることになっている。

(3)著作権信託管理

「信託」とは委託者が権利を受託者に委託し行使させることを指す。したがって、著作権の信託とは、著作権者が著作財産権を受託者に移譲し、受託者は信託行為により著作財産権の管理を行い、受託者は「善良なる管理人の注意義務」をはらって信託事務を処理しなければならない。

著作権法第 81 条第 1 項には「著作財産権者は、権利の行使、使用料の受領及び配分につき、著作権主務官庁である智慧財産局の許可を得て著作権仲介団体を組織することができる」旨規定されている。また同条第 3 項には「第 1 項の団体の許可設立、組織、職権及びそれに対する監督、指導に関する事項は、別途法律で定める」旨規定されている。そこで、台湾では 1997 年 11 月 5 日に「著作権仲介団体条例」が公布施行され、著作財産権者が結合することによって仲介団体が設立され、かかる仲介団体の力を通じて各種専門家を会員として集め、著作財産権を行使し、その結果、会員が安心して創作に従事できるようにし、また間接的には創作の質を引き上げ、これによって社会全体の文化経済発展を促進しようとした。また、一方、仲介団体を通じて利用者がスムーズに使用許諾を受け、合法的に著作物を利用することができるようにし、社会文化、経済秩序の維持に対し、良性の循環を形成しようとした。經濟部智慧財産局の資料によれば、現在、登録許可を受けている著作権仲介団体は全部で 7 団体あり、その関連資料は以下のとおり。

団体名称	著作物類別	管理権限	ウェブサイト
MCAT (中国語名称：社團法人台灣音樂著作權人聯合總會)	音楽著作物	公開放送権、 公開上演権、 公開伝送権	http://www.mcat.org.tw
MUST (中国語名称：社團法人中	音楽著作物	公開放送権、 公開上演権、	http://www.must.org.tw/

華音楽著作権仲介協会)		公開伝送権	
TMCS (中国語名称：社団法人台湾音楽著作権協会)	音楽著作物	公開伝送権、 公開放送権、 公開上演権	http://www.tmcs.org.tw
ARCO (中国語名称：社団法人中華民國録音著作権人協会)	録音著作物	公開放送権、 公開上演報酬請求権	http://www.arco.org.tw
RPAT (中国語名称：社団法人中華有声出版録音著作権管理協会)	録音著作物	公開放送権、 公開上演報酬請求権	http://www.rpat.org.tw
AMCO (中国語名称：社団法人中華音楽視聴著作仲介協会)	視聴覚著作物	公開放送権、 公開上映権	http://www.amco.org.tw
COLCIA (中国語名称：社団法人中華語文著作権仲介協会)	文字著作物	複製権	

前記著作権仲介団体はその設立目的により、それぞれ音楽著作物、録音著作物及び視聴覚著作物を担当し、著作財産権者と信託関係を結んで、著作権者の公開放送権、公開上演権、公開伝送権等の著作財産権の管理及び行使を行なっている。

4. 公平交易法

台湾においては、模倣行為を不正競争行為の一種として、公平交易法（日本の不正競争防止法に相当する）に基づき、氏名、商号若しくは会社の名称、商標、商品の容器・包装・外観又はその他の商品・サービスの表徴を模倣から保護することが可能である。公平交易法における前掲した商品・役務の表徴などを保護する根拠は、同法第20条及び第24条であったが、2015年2月4日付改正により、その根拠は改正後の第22条、第25条となり、また、模倣からの保護範囲は、一段と狭くなった。以下に、改正前の旧法との比較をかねて、改正後の現行法の法的要件、効果の概要について紹介する。

(1)公平交易法第22条について

- ① 改正後の第22条第1項は、下記の通りになっている。

「事業者²⁵はその営業により提供する商品又はサービスについて、下記の行為があってはならない。

一、著名な他人の氏名、商号若しくは会社の名称、商標、商品の容器・包装・外観又はその他の商品の表徴と同一・類似するものを、同一・類似する商品において使用することにより、他人の商品と混同させること、又は当該表徴を使用した商品を販売、運輸、輸出若しくは輸入すること。

二、著名な他人の氏名、商号若しくは会社の名称、標章、又は他人の営業、サービスを示すその他の表徴と同一・類似するものを、同一・類似するサービスにおいて使用することにより、他人の営業又はサービスに関する施設又は活動と混同させる。」

また、同条第2項によると、前掲した商品又はサービスの表徴は商標として登録された場合、公平交易法の保護を受けられないとのことである。

- ② したがって、改正後の新法では、前掲した商品・サービスの表徴（以下、前掲表徴という）が同条の保護を受けるには、商標登録を受けていない著名なものであり、且つ、他人により同一・類似する商品、サービスの領域において同一、類似のものを使用し、誤認混同を生じさせるなどの要件を満たさねばならない。旧法第20条と比べると、旧法の場合、前掲表徴が著名でなくて

²⁵ 事業者とは、同法第2条により、下記のものをいう。「会社、自営業又はパートナーシップ形式による工業又は商業の事業体、その他商品又はサービスの提供により取引に従事する個人又は団体」。また、旧法でも事業者として挙げられた同業組合については、その他の団体も規制対象とするため、改正法では、「事業者が組織した同業組合、又は組合員の利益を促進するため法により設立したその他の団体は、本法でいう事業とみなす。」という規定を増加した。

も、関連事業又は消費者に広範に認識される程度に達していれば、同条項の適用を受けられる。また、侵害者による使用も、同一・類似する商品・サービスに制限されておらず、前掲表徴が商標登録されたものであっても、同条により保護されている。

また、前記のほか、侵害者が前掲表徴と同一・類似するものを使用することにより、消費者にその商品・サービス・営業の出所について、権利者のそれと混同させることも、構成要件である。なお、混同誤認の度合いについては、旧法の場合、「関連事業者又は消費者に混同させる」とされていたのに対して、新法では、前掲表徴が「著名」でなければならないため、新法によれば、「一般消費者に混同させる」とされかねない。

- ③ 法的効果に関しては、旧法の場合、同条項の違反に対し、民事、刑事、行政救済のいずれかを取ることができるが、新法では、行政、刑事上の救済が削除されたため、民事救済手段しか取ることができない。
- ④ 民事救済については、侵害者に対し、新法第 29 条、30 条に基づき、侵害行為の差止め・予防、損害賠償を請求することができ、また第 33 条により判決を新聞紙に掲載することを請求することができる。当該請求について、次表にて説明する。

請求可能な権利	説明	請求の要件
侵害行為の差止め・予防請求	公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害した場合、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合も侵害の予防を請求することができる。 この請求により、現在の不正競争行為を差止めることができるほか、将来発生するであろう不正競争行為を防止することも可能である。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正競争行為が行われた。 ・当該不正競争行為により、他人の権益を侵害し、又は侵害するおそれがある。 (加害者に故意又は過失があることが要件とされない。)
損害賠償請求	公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害した場合は損害賠償の責任を負うので、被害者は損害賠償を請求することができる。 損害賠償請求範囲は、不正競争行為により受けた実際の損害及び逸失した利益とされる。ただし、侵害者はその侵害行為により利益を得た場合、被害	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者が故意又は過失を有しなければならない。 ・不正競争行為が行われた。 ・当該不正競争行為により、損害が発生した。 ・不正競争行為と損害との間に因果関係を有する。

	者は当該利益に基づいて損害額を算定するよう請求することができる。 また、不正競争の行為が故意によるものと認められる場合、裁判所は被害者の請求により、侵害の状況に基づき、実際に被った損害額以上、証明された損害額の3倍以下の賠償を命じることができる	
判決の新聞紙への掲載請求	被害者は、公平交易法の規定により法院に訴訟を提起する際に、侵害者の費用で判決書の内容を新聞に掲載するよう請求することができる。	
侵害品の破棄請求	法令上明確には規定されていないものの、これを容認する判決がある。	

なお、請求期間の制限については、不法行為に関連する請求権の時効と同様、請求権者が侵害行為及び賠償義務者を知った時から2年間、又は侵害行為がなされた時から10年間これを行わない場合は消滅する(公平交易法第32条)。ただし、不正競争行為が継続的に存在する限り、被害者の差止め請求権は時効の影響を受けない。

(2)公平交易法第25条について

- ① 改正後公平交易法第25条(改正前同法第24条)は、次の通りになっている。
「本法に別段の定めがあるほか、事業者は、その他の取引秩序に影響するに足る欺罔又は明らかに公平性を失う行為もしてはならない。」
ここでいう「その他の取引秩序に影響するに足る、明らかに公平性を失う行為」については、主務官庁である公平交易委員会が公布した同条に関する案件の処理原則によると、「営業上の信用へのただ乗り」、又は「高度な剽窃」により他人の努力成果を搾取することも、同条に違反する態様として挙げられている。したがって、第22条に該当しない場合、当該模倣行為が「営業上の信用へのただ乗り」、又は「高度な剽窃」行為に該当するとして、本条に基づき、模倣からの保護を受けることも可能である。
- ② 同条の適用については、行政実務において、著名な程度になっていない表徴、例えば、商標として登録されていないトレード・ドレス (trade dress)、又は新規商品の外観を真似て、その類似の度合いが高い (dead copy) 場合、従来から「営業上の信用へのただ乗り」又は「高度な剽窃」行為として、同条を

適用してきた。また、著名な表徴の希釈化も、同条の適用を受けることが可能である。

③ 違反した場合の法的効果については、前記民事救済のほか、行政の救済措置を取ることも可能であるが、主務官庁である公平交易委員会は、第 22 条の違反に対する行政懲罰が改正法で削除されたことに伴い、法体系の均衡性のため、25 条違反に相当する「営業上の信用へのただ乗り」又は「高度な剽窃」行為の態様を 25 条の適用対象から削除する意向があることを発表した。仮に、かかる態様が削除されれば、公平交易法に基づき対処することができなくなってしまうので、これからの動向を、今後緊密に注視していくべきである。

④ 行政救済について以下に紹介する。

被害者は、不正競争行為を公平交易委員会に摘発することができる。同委員会が、摘発された行為を不正競争行為と認めた場合は、期限を定め、当該行為の停止、改善又は必要な是正措置をとるよう命じ、並びに 5 万台湾元以上、2500 万台湾元以下の過料に処することができる。また、行為者が違反行為を停止、改善せず、又は是正措置をとらない場合、公平交易委員会は行為者に対して 10 万台湾元以上、5000 万台湾元以下の過料を連続して科すことができる(公平交易法第 42 条)。

5. 営業秘密の保護

(1) 営業秘密の概念及び要件

営業秘密法における「営業秘密」とは、方法、技術、製造工程、調合、プログラム、設計、又はその他の生産、販売又は経営に用いられる情報であり、且つ次の要件に合致するものをいう(営業秘密法第2条)。

① 当該情報に関わる人が一般的に知り得るものではないもの

台湾の判決において、営業秘密の範囲は生産技術に限らず、管理、販売、生産、市場、財務に関する情報も含み、また商業経済の価値の有無、競争に使用する可能性の有無、及び会社の人材関係資源に属するものであるか否かが判断される。また、当該情報は、公知の程度に至らなくても、当該情報に関わる人が一般的に知り得るものである場合、営業秘密法により、これを特別保護する必要がない。

② その秘密性のため、実際に又は潜在的に経済的な価値を有するもの

営業秘密性は、実際に又は潜在的に経済的な価値を有する他、情報所有者は客観的な一定行為により、当該情報を秘密として保持する意思について他人に了解させるといふ秘密性を有しなければならない。また、台湾の判決において、その秘密性のため、事業がより高い競争力を維持することができる場合、当該情報がその所有者にとって経済価値を有している営業秘密だと認められる、という見解が示された。(台湾知財裁判所 99 年民專訴第 65 号判決)

③ 保有者が既に合理的な秘密保護措置を取っているもの

合理的な秘密保護措置とは、客観的に判断して、一般人が正当な方法により、容易に当該情報を知り得ることができないようにする措置をいう。判決には、保管場所をロックすること、パスワードの設定、情報に接触する人員の規制、秘密保持義務契約の締結の有無などの内部情報管理規制以外に、会社入出管理規制の措置を講じるか否かについても挙げられている。

(2) 営業秘密侵害行為の類型

営業秘密侵害行為については、基本的には営業秘密法で対応するが、侵害者の身分又は特定の侵害行為により、営業秘密法以外に、刑法で同時に対応することも可能である。

① 営業秘密法に規定された営業秘密侵害行為の類型

A. 不正な手段により営業秘密を取得する行為(営業秘密法第10条第1項第1号)

不正な手段とは、窃取、詐欺、脅迫、賄賂、許可なき複製、秘密保持義務違反、他人を誘引し秘密保持義務に違反させる行為、又はその他の類似手段をいう(営業秘密法第 10 条第 2 項)。

B.それが前号に該当する営業秘密であることを知って、又は重大な過失によりそのことを知らず、その営業秘密を取得し、使用又は漏洩する行為(営業秘密法第 10 条第 1 項第 2 号)

営業秘密を取得、使用、漏洩する際に、当該営業秘密に不正行為が介入した事実について、すでに知っており、若しくは重大な過失により知らないことを規制する。また、ここでの故意若しくは重大過失の立証責任は営業秘密所有者が負うものとする。

C.営業秘密を取得した後に、それが同項第 1 号の営業秘密であることを知って、又は重大な過失により知らず、それを使用又は漏洩する行為(営業秘密法第 10 条第 1 項第 3 号)

営業秘密に対して不正行為が介入したことについて、取得後に初めて知った、若しくは重大過失により知らない場合を規制する。

D.法律行為によって取得した営業秘密を不正な手段で使用又は漏洩する行為(営業秘密法第 10 条第 1 項第 4 号)

契約関係などの法律行為によって取得した営業秘密を秘密保持義務の違反など不正な手段で使用又は漏洩することをいう。

E.法令により営業秘密を守る義務がありながら、それを使用又は正当な理由なく漏洩する行為(営業秘密法第 10 条第 1 項第 5 号)

公務員、弁護士又は仲裁人など法令により営業秘密を守る義務を有する者が営業秘密を使用又は正当な理由なく漏洩することをいう。

②刑法に規定された営業秘密侵害行為の類型

不正行為を行う者が一定の身分(例えば公務員、弁護士、会計士、雇用者)を有するか、若しくは特定の不正行為によって営業秘密を漏洩する場合は、刑法で対応することも可能である。関連する刑法の条文は以下のとおりである：

A. 刑法第 132 条

公務員が台湾の国防関係以外の秘密にすべき文書、図画、情報又は物品を漏洩又は交付したときは、3 年以下の懲役に処する。

過失によって前項の罪を犯した者は、一年以下の懲役、拘留又は三百元以下の罰金に処する。

公務員でない者が職務上若しくは業務上知り得た、又は所持する第一項の文書、図画、情報若しくは物品を漏洩又は交付したときは、一年以下の懲役、拘留、又は三百元以下の罰金に処する。

B. 刑法第 316 条

医師、薬剤師、薬商、助産士、心理療法士、宗教家、弁護士、弁護人、公証人、会計士、若しくはその業務上の補助者、又はかつてこれらの職務に任じた者が、業務上知り得た、又は保有している他人の秘密を故なく漏洩したときは、一年以下の懲役、拘留、又は 5 万元以下の罰金に処する。

C. 刑法第 317 条

法令又は契約によって業務上知り得た、又は保有している商工業の秘密を守る義務がある者が、これを故なく漏洩したときは、一年以下の懲役、拘留、又は一千元以下の罰金に処する。

D. 刑法第 318 条

公務員又はかつて公務員に任じた者が、職務上知り得た、又は保有している他人の商工業に関する秘密を故なく漏洩したときは、二年以下の懲役、拘留、又は二千元以下の罰金に処する。

E. 刑法第 318-1 条

コンピュータ若しくは他の設備を利用して他人の秘密を知り、又は保有している者が、これを故なく漏洩したときは、二年以下の懲役、拘留、又は五千元以下の罰金に処する。

F. 刑法第 318-2 条

コンピュータ若しくは他の設備を利用して第 316 条から第 318 条までの罪を犯したとき、二分の一の刑罰を加重する。

G. 刑法第 342 条

他人のために事務を処理するにあたり、自己若しくは第三者の不法な利益を図り、又は本人の利益に損害を与えることを意図して、その任務に違背する行為をなし、本人の財産若しくはその他の利益に損害を生じさせた者は、5 年以下の懲役、拘留、若しくは千元以下の罰金に処し、又は併科する。

(3)営業秘密侵害に対する救済

①営業秘密法に規定された営業秘密侵害行為に対する救済－民事救済、刑事救済

A. 民事救済

a.差止め請求

営業秘密が侵害されたとき、被害者は、その侵害の排除を請求することができる。また、侵害のおそれがある場合は、その予防を請求することができる。さらに、被害者は、侵害行為によって作成されたもの又は専ら侵害行為をなすために使われたものの廃棄、又はその他必要な処置を請求することができる(営業秘密法第 11 条)。

b.損害賠償請求

故意又は過失により不法に他人の営業秘密を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。複数人が共同して不法に侵害した場合は、連帯して賠償責任を負う。

損害賠償請求範囲について、被害者は下記のいずれかを選択し、請求することができる：

- ・ 営業秘密の侵害行為により受けた実際の損害及び逸失利益。但し、被害者がその損害を証明できない場合は、当該営業秘密を通常の使用した場合に得られるであろう利益から、侵害後に同一の営業秘密を使用して得られた利益を差し引いた額を、その損害とみなすことができる。
- ・ 侵害者が当該侵害行為によって得た利益。但し、侵害者がそのコスト又は必要経費を証明できない場合は、当該侵害行為によって得た収入の全部を、その得た利益とみなす。

また、営業秘密の侵害行為が故意に基づきなされたものである場合、法院は被害者の請求に基づき、侵害状況により、損害額以上、3 倍以下の賠償を斟酌し決定することができる。

B. 刑事救済

法改正(2013.2.1 施行)により、営業秘密法は、営業秘密の侵害行為に対し、下記のような刑事罰が加えられている。

改正営業秘密法第 13 条の一第 1 項には、「自己若しくは第三者の利益を図り又は営業秘密所有者の利益を損害する意図で、次の各号のいずれかの行為を為した場合、5 年以下の懲役、拘留又は NT\$1,000,000 以上、NT\$10,000,000 以下の罰金を併科することができる。

①不正方法で営業秘密を取得して、それを使用又は漏洩する場合；

②許諾を受けなく又は許諾範囲を超え、営業秘密を複製、使用又は漏洩する場合；

③営業秘密所有者より削除、廃棄するように告知されたにも関わらず、それを遵守しない、又は当該営業秘密を隠蔽する場合；

④他人が知っている又は保有している営業秘密には前三号に定められる事情があることを明らかに知り、それを取得、使用又は漏洩する場合。」と規定されている。

外国、中国大陸、ホンコン又はマカオで使用する意図で、前述の行為を為した場合、1年以上、10年以下の懲役、拘留又はNT\$3,000,000以上、NT\$15,000,000以下の罰金を併科することができる。(改正営業秘密法第13条の二第1項)

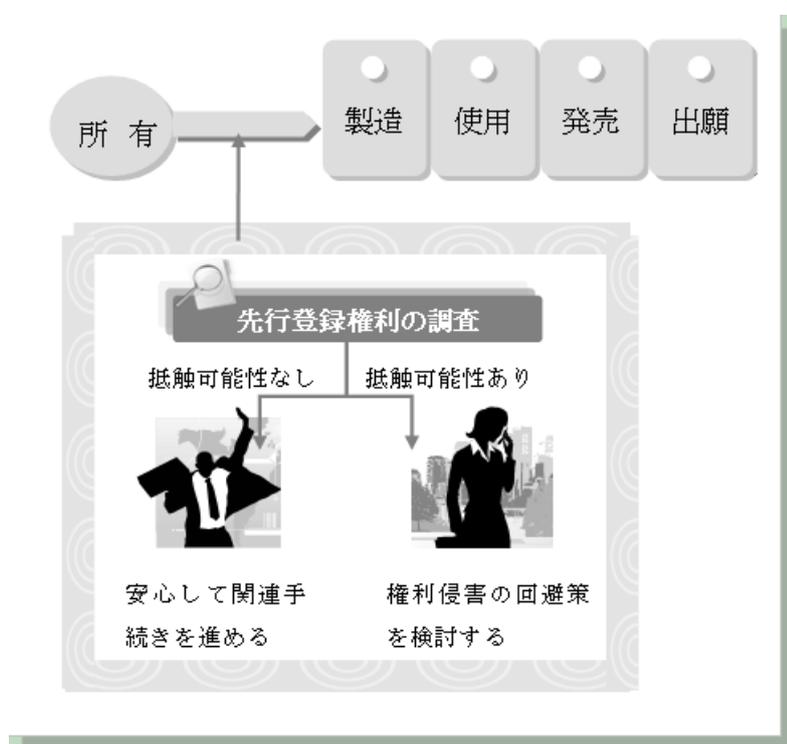
改正営業秘密法第13条の四により、法人が第13条の一、第13条の二に違反する場合、当該条文の規定により行為者を処罰するほか、その法人に対しても、当該各条に定める罰金に処すことができる。

②刑法に規定された営業秘密侵害行為に対する救済－刑事救済、附帯民事訴訟

刑法に規定された営業秘密侵害行為により被害を受けた者は、侵害者に対し、刑事自訴又は告訴を提起することができる。また、刑法第316条から第318条の2の規定に規定された罪は親告罪であるため、被害者は犯人を知った時から6ヶ月内に自訴又は告訴を行わなければならない。なお、被害を受けた者は、刑事訴訟手続きにおいて付帯民事訴訟を提起し、被告及び民法の規定により賠償責任を負う者に対し損害の回復を請求することもできる。附帯民事訴訟を提起する場合、裁判費用は不要となる。

(二)先行登録権利の調査、権利侵害行為の回避

先行登録権利の調査とは、自らが所有している商品、発明などが、製造前、使用前、発売前又は出願前に、他社名義による同一又は類似する権利の有無を確認するために、主務官庁が構築したデータベース、民間の知的財産データベース会社又はインターネットなどに公開されている資料に基づき行うものである。調査の結果、製造、使用、発売又は出願を予定しているものにつき、抵触する可能性のある権利の存在が確認されなかった場合、安心して出願手続きを進めることができる。登録を受けることができれば、自らの権利を守ることができるほか、第三者の権利を侵害していないことも明らかになる。一方、調査の結果、抵触する可能性のある権利の存在が確認された場合、他社に対する権利侵害の回避策、例えば、発明、意匠若しくは商標の使用態様、デザインの修正・変更、権利者との同意書の発行若しくは譲渡交渉、又はライセンス交渉などを、事前に検討することができる。



1. 情報取得の方法

(1)登録・出願情報の公開

特許査定、実用新案登録査定、意匠登録査定又は商標登録査定について、専利法(日本の特許法、実用新案法及び意匠法を含む。)及び商標法には、それぞれ公告制度がある。そのため、公衆は当該公告制度により、登録査定の適否につき検討し、瑕疵のある場合には、その是正を求めることができたが、2003年の専利法改正により、特許異議申立制度が廃止されたことに伴い、現在、特許査定、実用新案登録査定、意匠登

録査定につき不当であると主張する場合、又は特許権・実用新案権・意匠権の取得につき専利法の規定に違反すると主張する場合には、無効審判を請求するしかない。

しかし、商標については、台湾ではこれまで通り権利付与後の異議申立て制度を採用しており、登録査定を受けてから2ヶ月以内に登録料を納付すれば、商標公報に登録の公告がされ、登録証書が発行される。公告日から3ヶ月の間、当該商標登録が不適法であると思われる場合は、利害関係の有無にかかわらず、何人も異議を申し立てることができる。なお、出願中の案件については、公開の有無によって検索できる範囲が異なる。商標案件は出願後全て公開され、公開されている商標案件資料が検索できる。特許案件は、智慧財産局(日本の特許庁に相当)が特許出願書類を受理し、方式審査を行なった結果、手続き上規定に合致しないところがなく、かつ、公開すべきでない事情がないと認めた場合、出願日(優先権を主張する場合は優先日)から18ヶ月後に出願公開される、公開されている特許案件の資料が検索できる。なお、智慧財産局は、出願人の請求により、その出願を早期公開することもできる。一方、実用新案及び意匠は、出願中のものは公開されず、検索の対象は登録公告後のものに限られる。

下表に、特許・実用新案・意匠・商標の登録・出願情報の公開有無などについてまとめる。

	出願公開		登録公告	瑕疵ある登録査定への対処
	有無	公開期間		
特許	○	出願日から18ヶ月後。但し、請求による早期公開制度あり。	○	無効審判請求
実用新案	×	×	○	無効審判請求
意匠	×	×	○	無効審判請求
商標	○	出願後約2週間～1か月	○	登録公告日の翌日から3ヶ月以内：異議申立て。 登録公告日の翌日から3ヶ月以降：無効審判請求。

(2)登録・出願情報取得の方法

特許、実用新案、意匠及び商標などに係る出願・登録情報については、智慧財産局が構築したデータベースで検索することができる。

① 特許、実用新案、意匠の出願・登録情報について

A. <http://twpat.tipo.gov.tw/tipotwoc/tipotwkm>(中国語、無料)

前記データベースは、出願中又は登録特許の公告日、発明者、出願人、権利の異動事項、公報資料、クレームの範囲、年金納付、ステータスなどの情報が公開されている。

検索方法を以下に説明する。

中華民國專利資訊檢索系統
經濟部智慧財產局

e-mail: _____ 密碼: _____ 登入 開新帳號 查詢密碼

首頁 | 分類瀏覽 | **專利檢索** | 案件狀態查詢 | 權利異動查詢 | 積體電路電路布局 |

特許、實用新案、意匠の検索 | 權利異動事項の検索 | 建議事項 | ステータスの検索

■ 最新消息

- 「專利資料收費標準」第三條附表中14項產品費用減半徵收1年，歡迎各界多加利用！ **NEWS**
- 「專利資料收費標準」第3條附表之第17項產品「公告文字資料」自100年9月1日起至103年8月31日止，費用減半徵收(由9,000元調整為4,500元)，歡迎各界多加利用！
(專利資料收費標準) **NEWS**
- 歡迎報名參加智慧財產局開辦「局外人員專利及非專利資料庫教育訓練」課程，介紹資料庫之功能與操作，適合初學者上課，詳細說明，請點 [這裡](#)。 **NEWS**
- 本局4樓服務台及各服務處提供國內外專利暨非專利資料庫免費檢索，詳細說明，請點 [這裡](#)。 **NEWS**

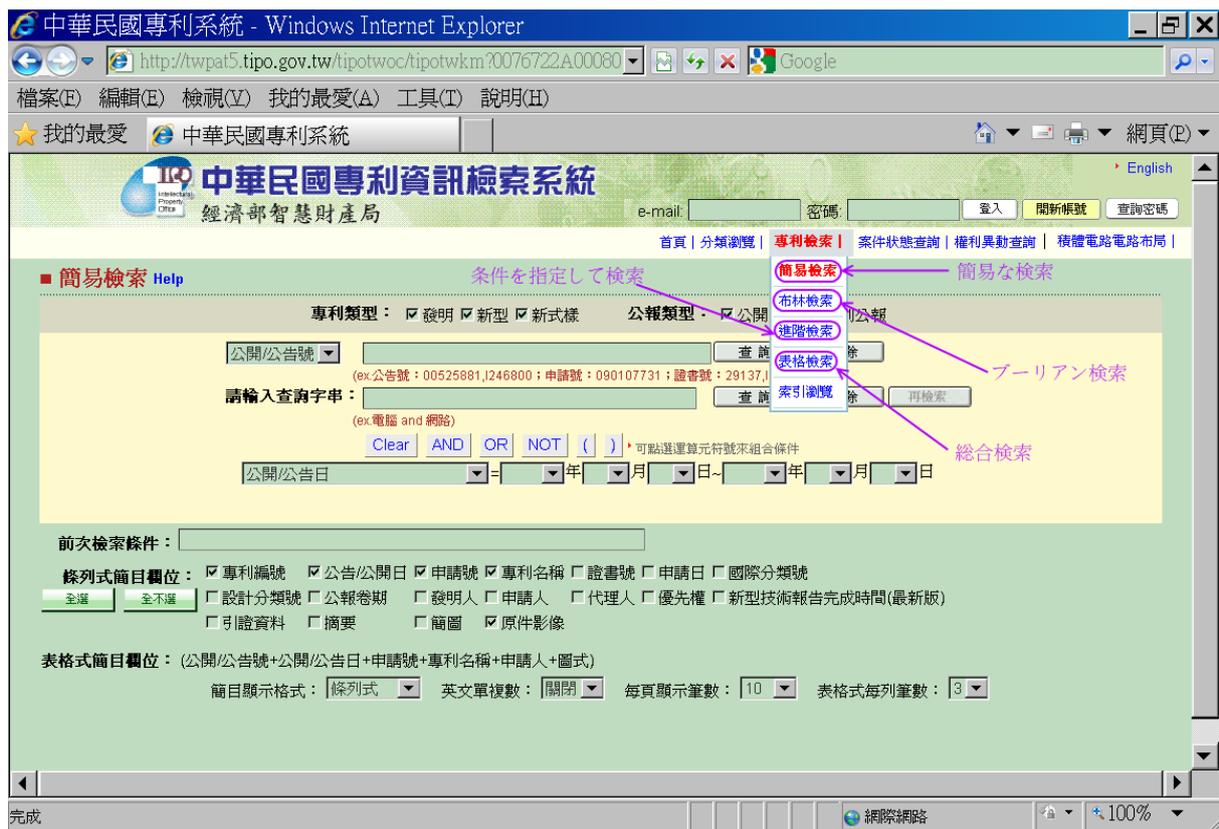
■ 專利資料涵蓋筆數

資料項目	資料範圍	筆數
專利書目資料	民國39年-民國101年12月11日(第39卷/第35期)	1011482
申請專利範圍	民國63年-民國101年12月11日(第39卷/第35期)	920012
摘要	民國79年-民國101年12月11日(第39卷/第35期)	884754

服務宗旨
常見問答
訓練資源
專利檢索應用宣導推廣
輔助資源
網路公報查詢
產業檢索資訊
新版IPC查詢
LOC查詢
檢索語法說明
本國專利技術名詞中英對照詞庫
公司同義詞查詢
同義詞查詢

與情回應
圖檔上線時程說明
系統功能改善
後續擴充參考
營運狀況
營運狀況表
品質查驗記錄
機器人程式處理現況
知識分享
專利資料取得
免費專利資料下載
專利資料收費標準
常用連結
各國專利局
專利師、代理人
專利商品化
國內外專利法律

ステップ1: **專利檢索** をクリックする。



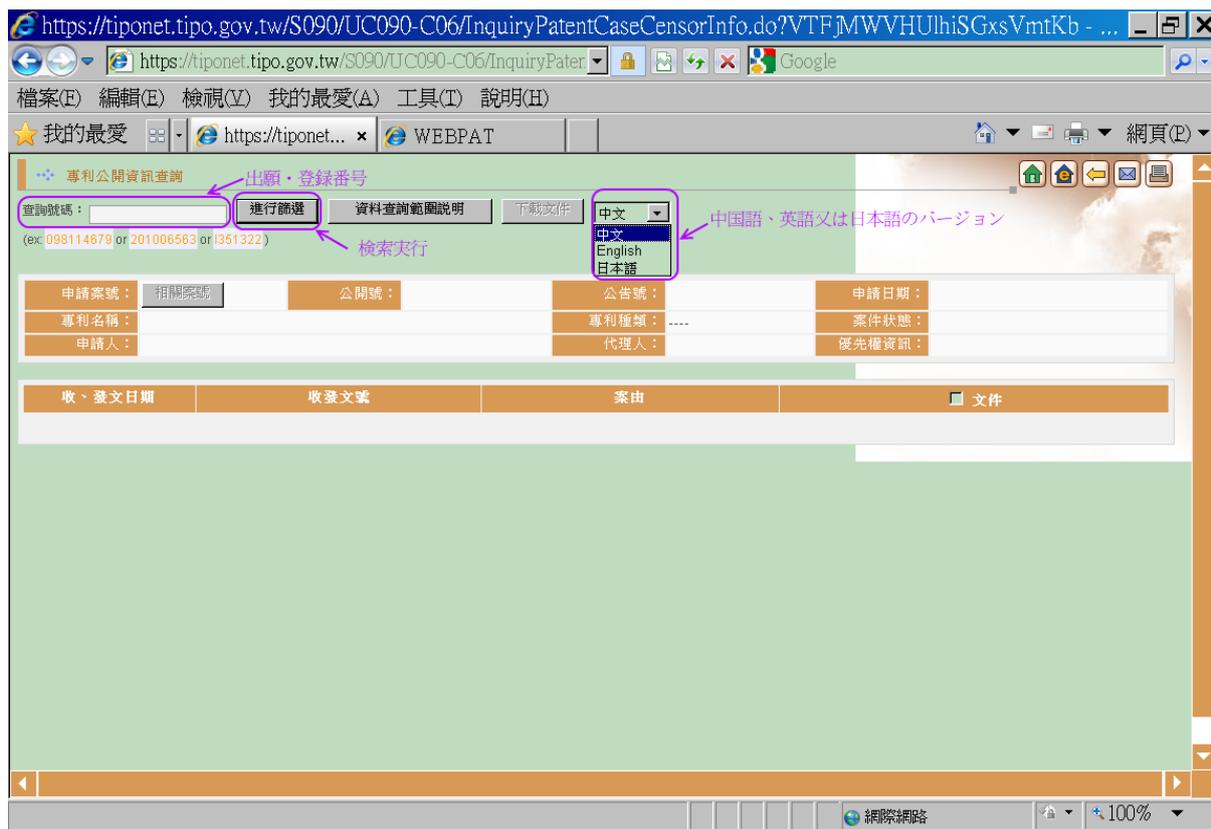
ステップ 2：検索方法を選択し、それぞれの入力欄にキーワードを入力すると、検索結果が出る。

なお、智慧財産局は、英語バージョンのデータベース (<http://twpat.tipo.gov.tw/tipotwoc/tipotwckm>)も構築している。当該ウェブサイトは、英語入力により検索でき、またその内容も英語で記載されている。しかし、その内容は、中国語入力による検索結果よりも簡略なもので、図面、明細書などの情報は含まれていない。

B. <https://tiponet.tipo.gov.tw/S090/UC090-C06/InquiryPatentCaseCensorInfo.do?VTFjMWVWHU1hiSGxsVmtKb1pFZFdkV1JGV25saU1qQTVUVkVsTTBRbE0wUXIr>(中国語、無料)

現在、智慧財産局には「專利審査公開資訊」(和訳：特許・実用新案・意匠審査に関する公開情報)というデータベース(中国語、英語、日本語バージョンあり)が構築されている。当該データベースを利用して、願書及び主務官庁が発行した通知書の情報又は内容(出願人からの補正書の内容などは検索できない)を検索できる。しかし、当該データベースはまだ構築中なので、直近一年～二年に出願された特許、実用新案又は意匠の出願に関する資料しか検索できない。

検索方法を以下に説明する。

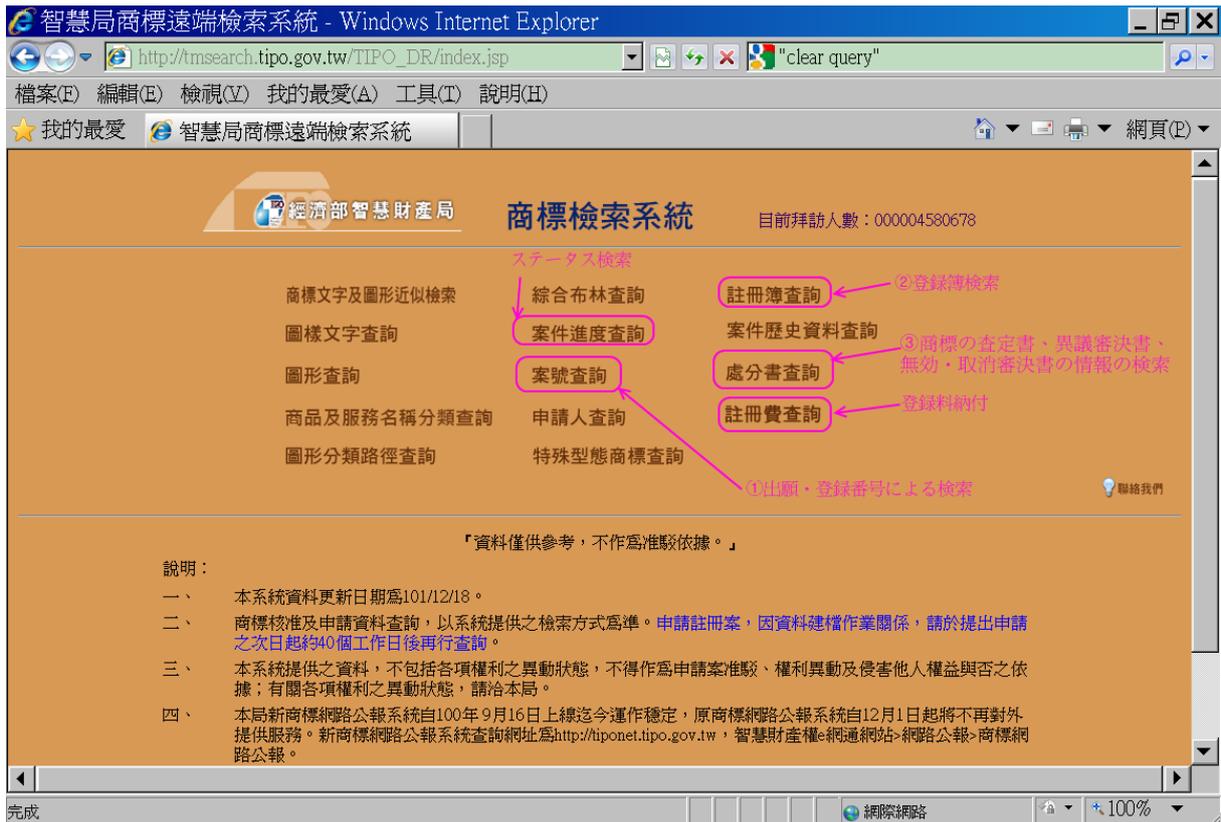


②商標の公告資料について

A. http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/index.jsp(中国語、無料)

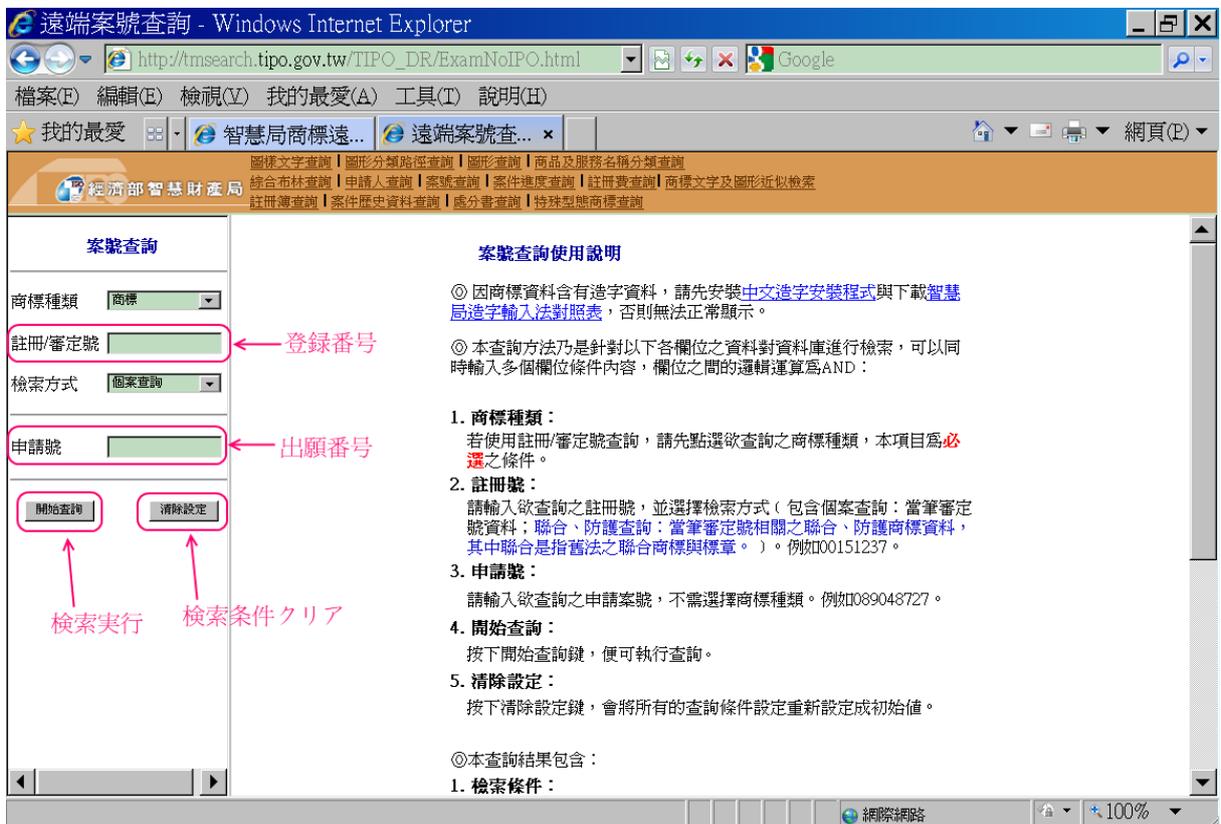
当該データベースにて、出願中又は登録商標の図案、出願人、出願日、指定商品・役務、登録期間、登録料納付、ステータスなどの情報が公開されている。

検索方法を以下に説明する。



a. 出願・登録番号による検索

ステップ1: ①の「案號查詢」をクリックする。

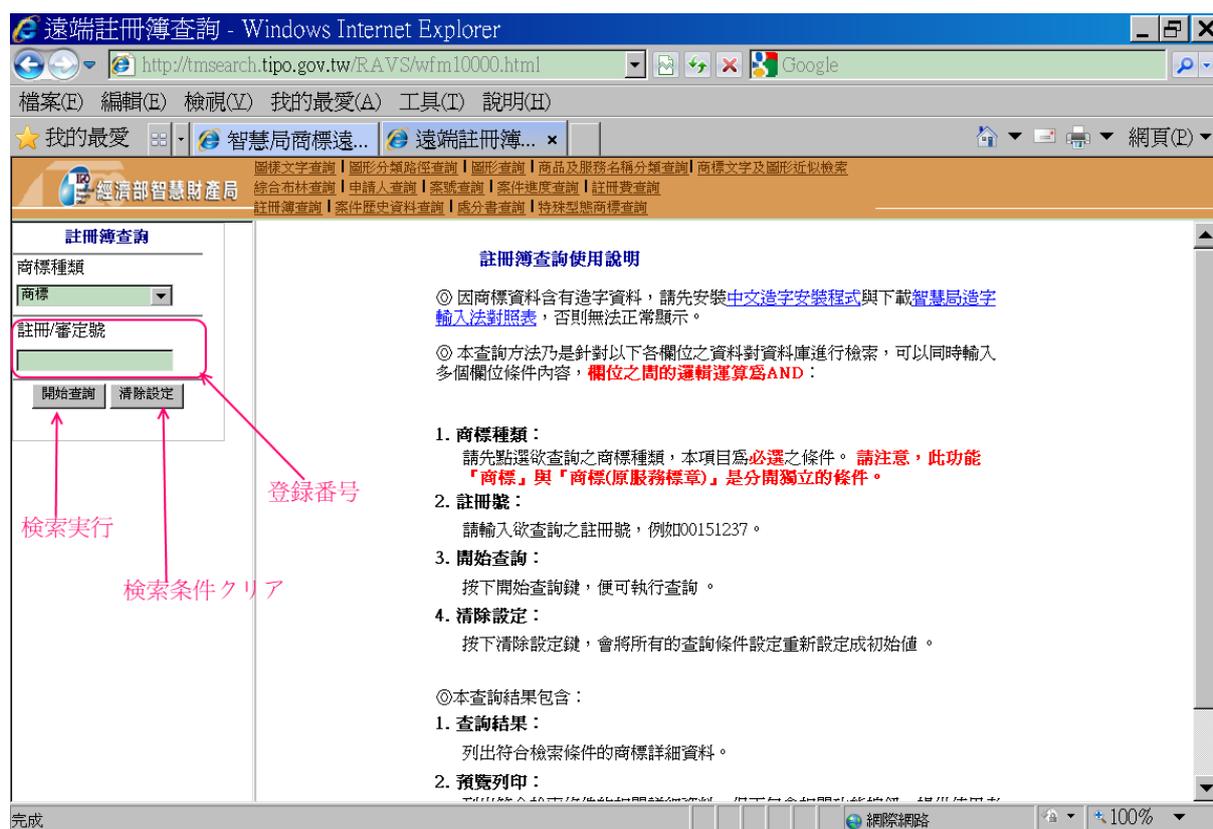


ステップ2：登録番号又は出願番号のいずれか一つを選択して入力し、左下の **開始查詢** (検索実行) をクリックすると、検索結果が出る。

b. 登録簿検索

登録簿検索により、出願人、出願日、指定商品・役務、存続期間のほか、商標権に関する異動事項も分かる。

ステップ1：②の **註冊簿查詢** をクリックする。

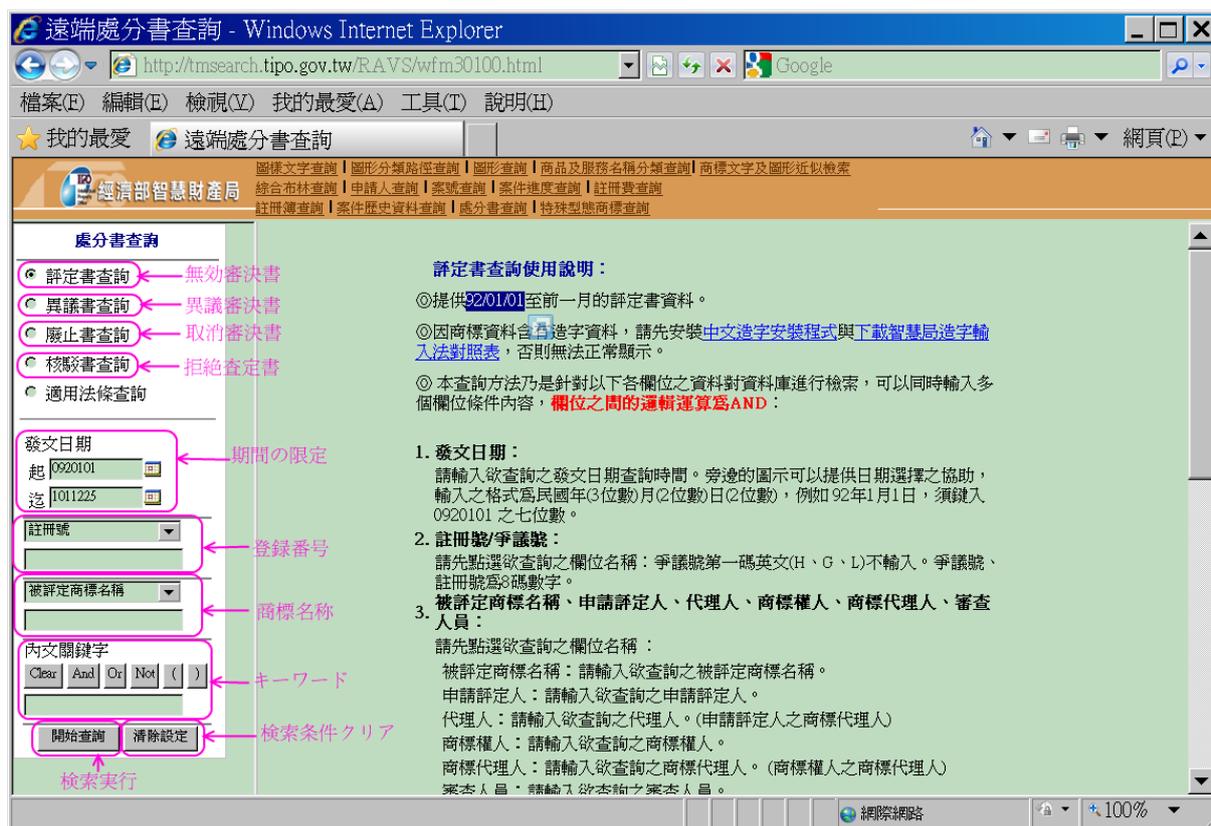


ステップ2：登録番号のみを入力すればよく、左下の **開始查詢** (検索実行) をクリックすると、検索結果が出る。

c. 商標の拒絶査定書、異議審決書、無効・取消審決書などの情報の検索

処分書検索システムにより、商標の拒絶査定書、異議審決書、無効・取消審決書入手することができる(2003年以降の拒絶査定書、異議審決書、無効・取消審決書しか検索できない。)

ステップ1：③の **處分書查詢** をクリックする。



ステップ 2: 登録番号又は商標名称のいずれか一つを選択して入力し、左下の **開始查詢** (検索実行) をクリックすると、検索結果が出る。

B. http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DRE/BasicIPO.html(英語、無料)

現在、智慧財産局は、英語バージョンのデータベースも構築している。当該ウェブサイトは、英語入力により検索でき、またその内容も英語で記載されているが、その項目及び内容は中国語入力による検索結果よりも簡略なもので、代理人、指定商品・役務の詳細などの情報は含まれていない。なお、当該英語のデータベースはまだ構築中で、検索できる資料が不十分なので、正確で詳細な資料を検索されたい場合は、中国語のデータベースを使用しなければならない。

2. 特許/実用新案/意匠に関する調査

(1) 目的

台湾で自らが所有している発明などを製造、販売又は使用されたい場合は、登録の障害となる先行権利の存在を確認する目的のほか、第三者の権利を侵害するリスクを回避するためにも、使用前、発売前又は出願前に調査を行って、先行権利の有無を確認する必要がある。

(2)調査方法

特許・実用新案・意匠の先行権利の有無に関する調査方法は、公開された特許・実用新案・意匠の公報資料を入手し、これらの資料を一頁ずつ確認する必要がある。詳細な調査結果及び権利侵害リスクの有無に関するコメントを入手されたい場合は、特許事務所を通じて調査を行うことをお勧めする。

公報資料の入手方法を以下に説明する。

A.包袋の閲覧

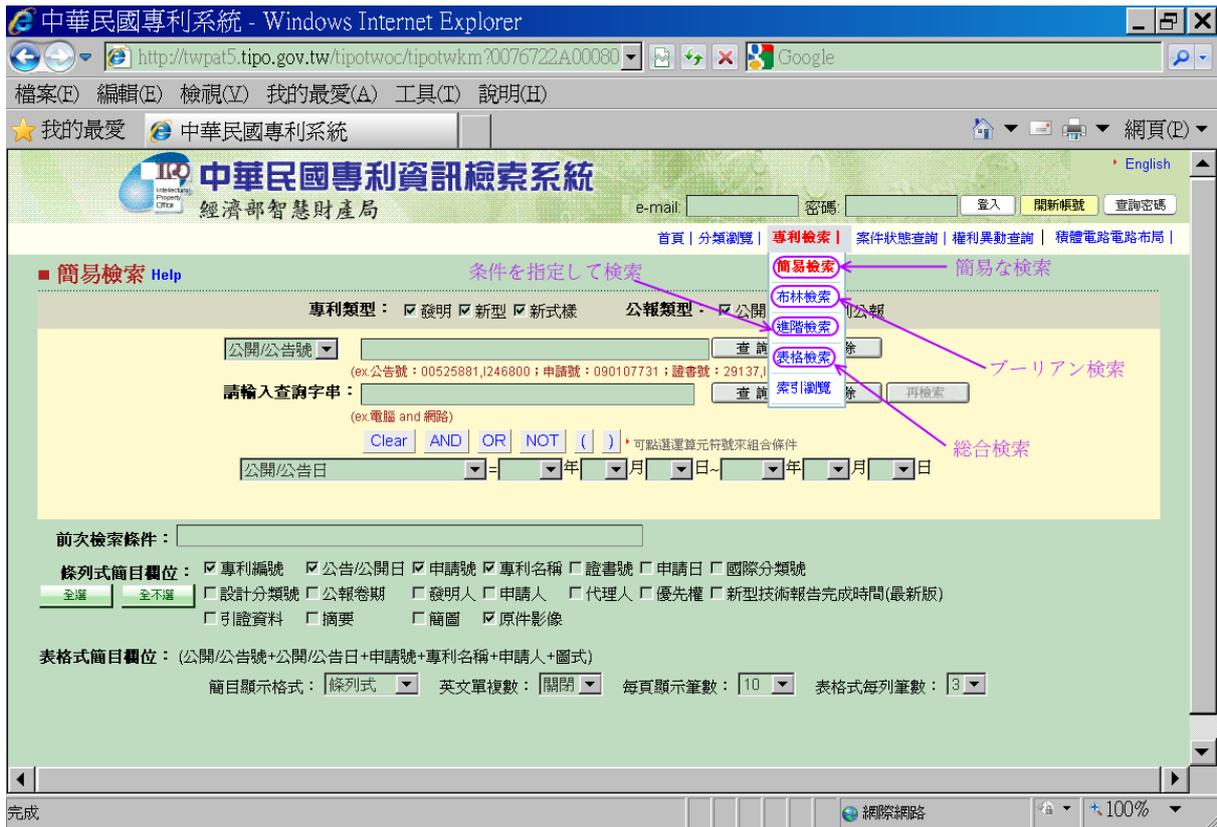
すでに公開又は公告されている特許・実用新案・意匠の公報資料は、費用を支払えば、主務官庁に包袋の閲覧又は公報資料を請求することができる。

B.智慧財産局が構築したデータベース

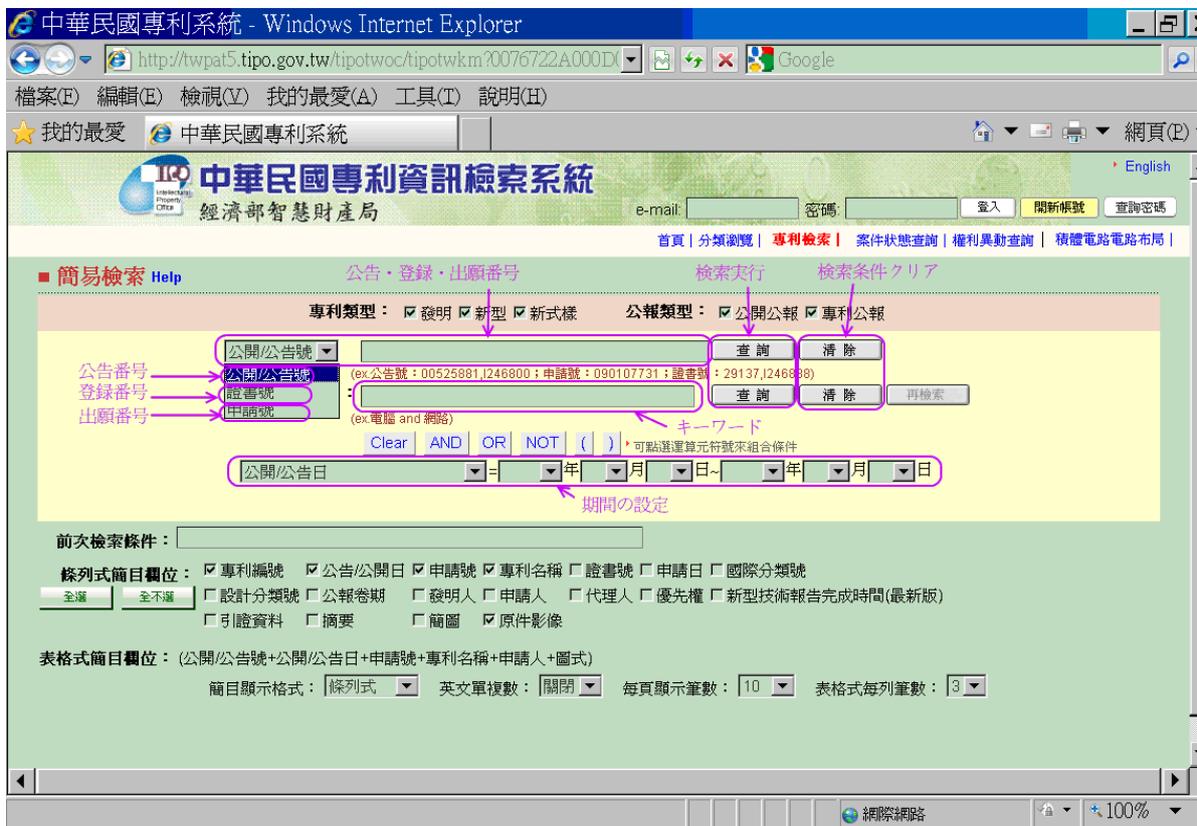
智慧財産局が構築したデータベース(中国語、無料)にアクセスし、キーワードを入力すれば、公開・公告されている特許・実用新案・意匠の要約書、クレーム範囲、明細書などの資料をダウンロードできる。なお、前記データベースから公報資料をダウンロードしたい場合は、一つずつ認証コードを入力しなければならないので、入手されたい資料の数が多ければ多いほど時間がかかる。

検索方法を以下に説明する。

- a. <http://twpat.tipo.gov.tw/tipotwoc/tipotwkm>(中国語、無料)



● 簡易な検索



● ブーリアン検索

中華民國專利系統 - Windows Internet Explorer

http://twpat5.tipo.gov.tw/tipotwoc/tipotwkm?0076722A000E

檔案(E) 編輯(E) 檢視(V) 我的最愛(A) 工具(T) 說明(H)

我的最愛 中華民國專利系統

English

經濟部智慧財產局

e-mail: _____ 密碼: _____ 登入 開新帳號 查詢密碼

首頁 | 分類瀏覽 | 專利檢索 | 案件狀態查詢 | 權利異動查詢 | 積體電路電路布局 |

■ 布林檢索 Help

專利類型: 發明 新型 新式樣 公報類型: 公開公報 專利公報

不限欄位: _____

Clear AND OR NOT () 可點選運算元符號來組合條件

AND [] 專利編號
AND [] 專利編號
AND [] 專利名稱
AND [] 申請號
AND [] 發明人
AND [] 專利權人
AND [] 摘要
AND [] 專利範圍
AND [] 發明/創作說明

AND [] 公開/公告日 = [] 年 [] 月 [] 日
AND [] 國際分類號IPC = []
AND [] 國際工業設計分類號LOC = []

檢索実行 → 查詢 清除 再檢索 檢索條件範例

前次檢索條件: _____ 檢索條件クリア

條列式簡目欄位: 專利編號 公告/公開日 申請號 專利名稱 證書號 申請日 國際分類號
設計分類號 公報卷期 發明人 申請人 代理人 優先權 新型技術報告完成時間(最新版)
引證資料 摘要 簡圖 原件影像

表格式簡目欄位: (公開/公告號+公開/公告日+申請號+專利名稱+申請人+圖式)

完成 網際網路 100%

● 条件を指定して検索

中華民國專利系統 - Windows Internet Explorer

http://twpat5.tipo.gov.tw/tipotwoc/tipotwkm?0076722A000FC

檔案(E) 編輯(E) 檢視(V) 我的最愛(A) 工具(T) 說明(H)

我的最愛 中華民國專利系統

English

經濟部智慧財產局

e-mail: _____ 密碼: _____ 登入 開新帳號 查詢密碼

首頁 | 分類瀏覽 | 專利檢索 | 案件狀態查詢 | 權利異動查詢 | 積體電路電路布局 |

■ 進階檢索 Help

專利類型: 發明 新型 新式樣 公報類型: 公開公報 專利公報

國際特許分類IPC → 國際分類號IPC = _____
國際意匠分類LOC → 國際工業設計分類號LOC = _____

公開/公告日 []年[]月[]日 - []年[]月[]日 期間の設定

(ex.(電腦)@TI 代表在「專利名稱」中有「電腦」字詞的檢索條件)

Clear AND OR NOT () 可點選運算元符號來組合條件

檢索実行 → 查詢 清除 再檢索 檢索條件クリア

前次檢索條件: _____

條列式簡目欄位: 專利編號 公告/公開日 申請號 專利名稱 證書號 申請日 國際分類號
設計分類號 公報卷期 發明人 申請人 代理人 優先權 新型技術報告完成時間(最新版)
引證資料 摘要 簡圖 原件影像

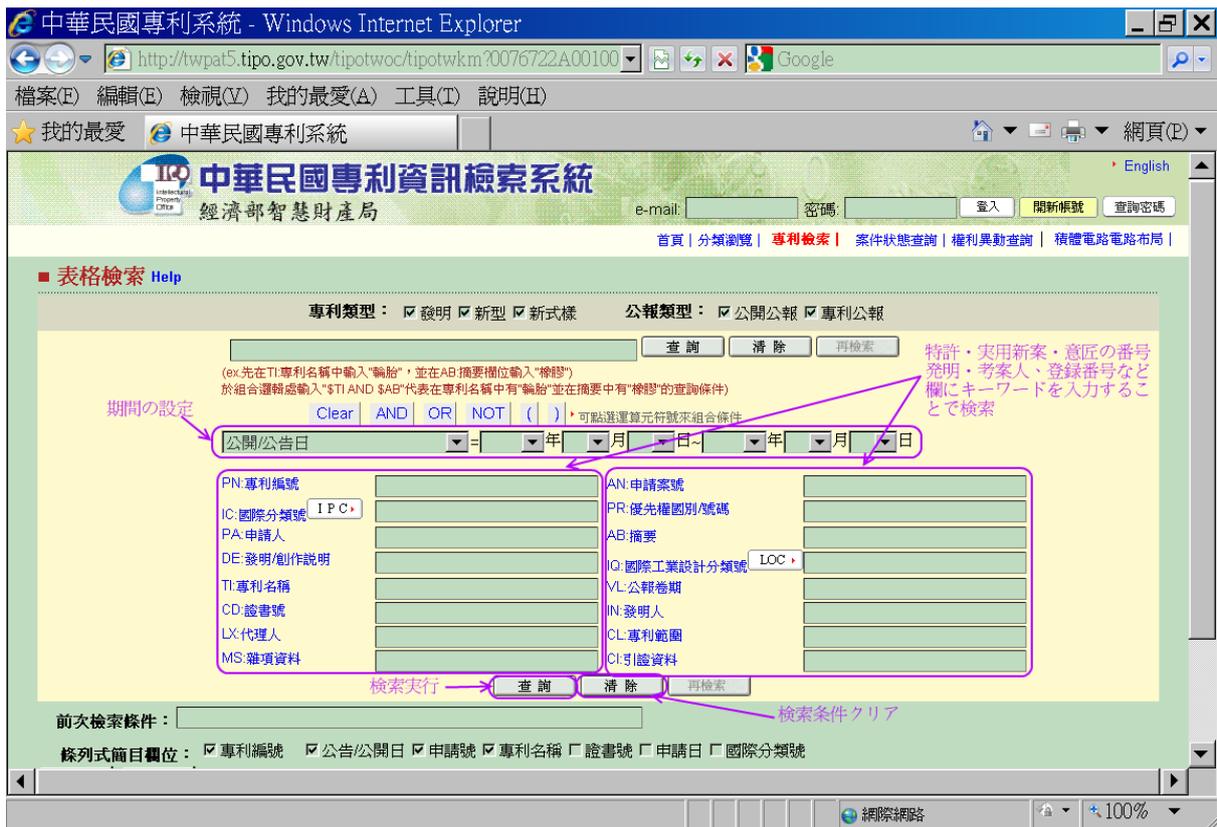
表格式簡目欄位: (公開/公告號+公開/公告日+申請號+專利名稱+申請人+圖式)

簡目顯示格式: [條列式] 英文單複數: [關閉] 每頁顯示筆數: [10] 表格式每列筆數: [3]

英文名稱 中文名稱 欄位 英文名稱 中文名稱 欄位

網際網路 100%

● 総合検索



b. 民間企業と共同で構築したデータベース
<http://free.twpat.com/Webpat/freeZone/essayQuery.aspx>

当該データベースは、公報資料以外の情報、例えばクレームの範囲、権利の変動資料、図面、明細書などを検索することができるが、会員登録が必要であり、また会費納付の有無により、検索できる範囲も異なる。料金を支払えば、当該ウェブサイトから明細書の電子ファイルをダウンロードすることも可能である。

3. 商標の調査

(1) 目的

台湾で商標を使用・登録されたい場合、権利侵害として訴えられるリスクの有無を確認するために、第三者名義による同一又は類似の先願・先登録商標の存在を調査する必要がある。

この先行商標の調査により、第三者所有の同一又は類似の先行商標を発見した場合、商標権利侵害のリスクを回避できるほか、出願手続き又は出願後の応答・補正手続きなどにかかる時間及び費用の無駄も省くことができる。

(2)調査方法

台湾における先行商標有無の調査は、台湾のサーチエンジン、民間の知的財産データベース会社及び智慧財産局が構築してデータベースなどに開示されている資料に基づき行う。商標調査は、同一商標の調査と、同一及び類似商標の調査の二つがあり、また、商標の構成要素に、漢字、ローマ字、カタカナ又は図形が含まれる場合、それぞれの要素に分けて調査を行う必要がある。なお、商標の類似性の判断については、使用・登録したい商品・役務と他社所有の先行商標の指定商品・役務との同一・類似性、及び商標の同一・類似性について総合判断する。

①商品・役務類否の調査

商品の類否について、台湾商標主務官庁が公告した「混同誤認審査基準」には、「商品類似は、当該商品の各関連要素を総合して、一般の社会通念及び市場取引の状況により判断されるべきである。」との判断基準が示されている。また、台湾商標主務官庁はこの判断基準に基づき、「商品及服務近似検索参考資料(和訳：類似商品及び役務の検索参考資料)」という資料を作成し公開している。同資料では、同じ短冊(類似商品群)に属するものは一応類似商品として扱われている。

なお、台湾商標主務官庁は常に商品・役務の所属区分を検討しているため、個別商品の所属区分、類似商品・役務群は変動されることがあり、変更された場合、主務官庁はそれらの商品・役務の所属区分、類似商品・役務群又は表現を公告する。よって、商品・役務の区分及び表現などについては、主に下記の「商品及服務名稱分類查詢」というウェブサイト(中国語のみ)に公告されているものを基準とする。

http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/GoodsIPO.html

②類似商標の調査

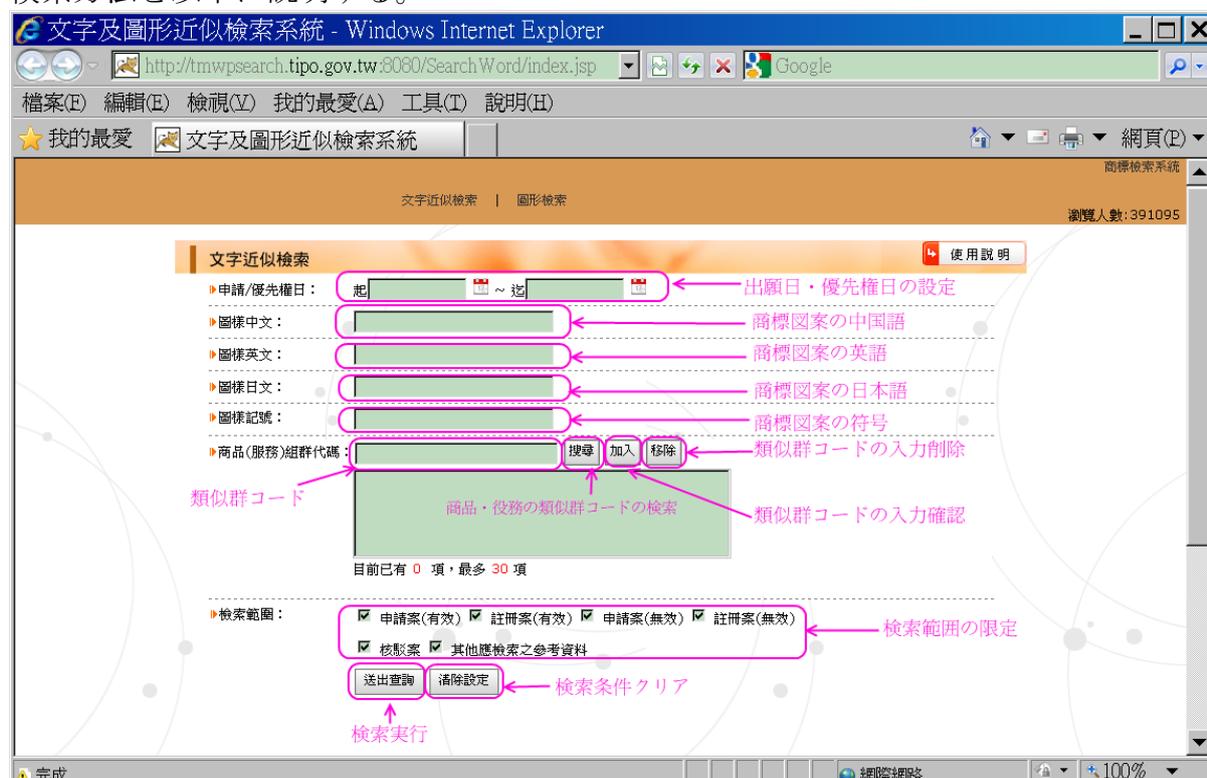
商標の類似性は、商標全体の外観、称呼及び觀念から判断される。また、台湾主務官庁が公告した「混同誤認審査基準」には、国内外の事例が挙げられており、その関連要素を総合的に考慮すると、以下の八つの要素にまとめることができる。

- A 商標識別力の強弱
- B 商標の類否及びその類似の程度
- C 商品・役務の類否及びその類似の程度
- D 先権利者の多角化経営の状況
- E 実際の誤認混同の状況
- F 関連消費者の各商標に対する熟知度
- G 係争商標の出願人が善意であるか否か
- H その他の誤認混同に関する要素

商標調査の簡単な方法としては、智慧財産局が構築した「文字及圖形近似検索系統(和訳：文字及び図形類似検索システム)」(<http://tmwpsearch.tipo.gov.tw:8080/SearchWord/index.jsp>)にアクセスして、関連情報(商標図案の中国語、英語、日本語、指定商品・役務の類似群コードなど)を入力するこ

とで、同一又は類似の先行商標の存在を調査することができる。詳細な調査結果及び類否判断に関するコメントを入手されたい場合は、特許事務所に依頼し、民間の智慧財産データベース、台湾のサーチエンジン又は智慧財産局が構築したデータベースに開示されている資料に基づき行うことを勧める。

検索方法を以下に説明する。



4. 権利侵害の回避策

先行登録権利の存在の有無に対する調査結果より、第三者から権利侵害として訴えられるリスクのあることが判明した場合、又は真正な権利者が第三者に先取りで出願又は権利取得されたという情報を入手した場合、第三者から権利侵害で訴えられることを避けるために、使用・出願の中止、自らの発明、技術、意匠、商標デザインなどを第三者の権利と抵触しないように変更・修正すること、又は権利者への同意書の発行又は譲渡交渉、ライセンス交渉、権利の無効・取消審判請求などの対策を取ることが考えられる。

(1) 権利譲渡・ライセンスの交渉

どうしても自らの発明、技術、意匠、商標デザインなどを使用・登録したい場合、権利侵害を回避するために、権利者にコンタクトを取り、権利の譲渡、並存登録の同意書又はライセンス契約の締結などの交渉を行う方法もある。ただし、このような交渉を行う場合は、相手方に対価の支払いを要求される可能性があり、その対価には相場というものがなく、通常は、当事者にとっての権利の重要度などの要素により決め

られる。また、同意書の発行又はライセンスの交渉を行う場合、当事者の名義を明らかにした上で交渉しなければならないので、相手方は交渉対象を知ることにより、対価を吊り上げる可能性もある。これに対し、譲渡を交渉する場合は、譲渡を得ようとする者が自らの名義を開示せず、第三者の名義を借りて権利を譲渡された後、当該第三者から更に譲渡してもらえば、譲渡の目的を達成することができる。

参考のため、ライセンス契約のフォーム(特許・実用新案・意匠及び商標)(五、参考、契約におけるフォーマット等、参考資料一、二)、略式の譲渡契約書のフォーム(特許・実用新案・意匠及び商標)(五、参考、契約におけるフォーマット等、参考資料四、五)及び商標並存同意書のフォーム(五、参考、契約におけるフォーマット等、参考資料六)を添付する。

(2)権利の無効・取消審判請求

特許異議申立制度が 2003 年の法改正により廃止されたので、現在は、特許登録が不当である、又は権利の取得が専利法(日本の特許法、実用新案法及び意匠法を含む。)の規定に違反すると認める場合には、無効審判を請求するしかない。実用新案・意匠の場合では、特許には出願公開制度があるのに対し、実用新案及び意匠には出願公開制度はない。2013 年 1 月 1 日より施行の専利法施行規則では、特許出願が公開された後、何人も当該特許出願に登録できない事由がある旨の情報を智慧財産局(日本語訳：知的財産局。日本特許庁相当)に提供することができる制度が設けられている。出願中の特許が専利法の規定に違反することを発見した場合、当該違法事情を記載した書簡を智慧財産局に提出することができる²⁶。

一方、台湾商標法は権利付与後の異議制度を採っており、商標が登録された日から 3 ヶ月以内に、何人も登録商標に対し、異議を申し立てることができるが、出願中の商標に対しては異議を申し立てることができる。出願中の商標に登録できない事由があることを発見した場合、出願中の商標の登録を阻止するため、試みとして、登録できない事由を説明し、この説明をサポートできる関連の証拠資料を、その審査の参考として智慧財産局に提出することができる。ただし、現行の台湾商標法制度でも、前述のような情報提供制度は設けられておらず、情報を提供したとしても、審査官の審査の参考資料に止まり、それを採用するか否かは審査官の判断に委ねられる。また、審査官は審査の結果を情報提供者に通知する義務がなく、また通知しないのが一般的である。審査官が前記情報を採用せず、当該先願が審査に通り、登録となった場合は、やはり異議申立て、無効審判請求などのアクションを取らざるを得ない。よって、先行登録権利に対する調査結果では、同一又は類似する第三者所有の先願又は先登録

²⁶現在の台湾の実務では、日本と同様、情報提供は匿名で行なうことが可能であり、また、情報提供に係る庁手数料も設けられていない。なお、情報提供を秘密にするよう請求すれば、智慧財産局は情報提供の内容を公開しない。

の存在を確認し、また前述の権利の譲渡、ライセンスの交渉により対応することが難しい場合は、当該権利が無効・取消の事由があるかどうかを検討し、権利の無効・取消審判請求を検討することが考えられる。

①特許・実用新案・意匠

A.無効審判の請求(積極的な方法)

<p>a. 請求できる者(専利法第 71 条第 1 項)</p>	<p>既に特許権・実用新案権・意匠権を取得したもののについて、「冒認出願」を理由とする場合を除き、<u>何人も</u>証拠を提出して無効審判を請求することができる。「冒認出願」とは、「特許・実用新案・意匠出願権が複数の者が共有するものであるのに、共有者全員により出願が提出されなかった」又は「特許権・実用新案権・意匠権者が特許出願権者ではない」場合をいう。これらは特許権・実用新案権・意匠権の帰属に関する紛争であるため、利害関係人のみが無効審判を請求することができる。ちなみに、法改正により、現行専利法では、職権による無効審判請求制度は廃止されたが、無効審判請求の趣旨の範囲内において、職権により無効審判請求人が提出していない理由及び証拠を斟酌することができる。</p>
<p>b. 無効事由(専利法第 71 条、第 119 条、第 141 条)</p>	<p>特許・実用新案・意匠が下記の事由に該当した場合、無効審判を請求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特許・実用新案・意匠出願権が共有であるのに、共有者全員により出願が提出されなかった場合(当該事情を主張できる者は、特許出願の利害関係者に限る。) ● 当該特許・実用新案・意匠が専利法の発明に関する定義に違反し、産業上の利用性、新規性、進歩性などの特許の基本 3 要件を備えていない、新規性の擬制喪失、又は法定の特許を付与しない項目に属する ● 明細書又は図面が専利法の法定記載要件に違反する ● 特許・実用新案・意匠が先の出願原則に違反

	<p>する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明細書又は図面の補充、補正が出願時の原明細書又は図面に開示されている範囲を超えている場合 ● 特許権・実用新案権・意匠権者の属する国が台湾住民の特許出願を受理しない場合 ● 特許権・実用新案権・意匠権者が特許出願権者ではない場合(当該事情を主張できる者は、特許出願の利害関係者に限る。) ● 同一人が同一の創作につき、同日に特許及び実用新案を二重に出願し、その特許査定前に、既に実用新案権を取得している場合、特許主務官庁が指定された期限内に二重出願のいずれかを選択していない、又は特許査定前に実用新案権が既に当然消滅している又は取消が確定している場合 ● 分割後の出願は、出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合 ● 補正する中国語翻訳文又はその誤訳の訂正は、出願時の外国語書面に開示されている範囲を超える場合 ● 訂正は、誤訳の訂正を除き、出願時の明細書、特許請求の範囲若しくは図面に開示されている範囲を超える、又は公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大若しくは変更する場合 ● 公序良俗を害する場合・出願変更後の出願は、原出願の出願時の明細書、請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超える場合 <p><u>実務上の留意点：</u></p> <p>専利法では、実用新案について、方式審査のみが行われ、実体審査は行われていない。実用新案権者が権利を濫用して第三者による技術の利用及び開発に不利な影響を与えることを避けるために、専利法第 116 条には、「実用新案権者が実用新案権を行使する際には、実用新案技術報告書を提示しなければ、警告することができない」との規定がある。</p>
--	---

	<p>また、専利法第 117 条には、「実用新案権者の実用新案権が取り消される場合、それが取り消される前に、当該実用新案権を行使することによって他人に与えた損害について、賠償責任を負わなければならない。但し、実用新案技術報告の内容に基づき、相当な注意を払ったうえで権利を行使した場合には、この限りではない。」との規定があるので、実用新案権を行使する際には、十分に注意を払う必要があると思われる。</p> <p>実用新案技術報告書の作成については、登録の公告後、何人でも請求することができる。智慧財産局が実用新案技術報告書を作成する際、専利法の規定に違反する旨の書簡及び証拠資料と共に智慧財産局に提出することができるが、この情報は智慧財産局の参考にすぎない。よって、智慧財産局はこの情報に拘束されず、情報提供者に結果の通知を発送する義務が生じることはない。</p>
<p>c. 無効審判請求期間</p>	<p>特許・実用新案・意匠出願は、公告査定の日から権利が付与されるので、公告日から無効審判を請求することができる。権利の存続期間満了後又は消滅後、原則として、無効審判を請求することはできないが、利害関係人は、権利の取消により回復できる法律上の利益がある場合、権利消滅後でも、無効審判を請求することができる。</p> <p>なお、出願する権利のない者によって特許・実用新案・意匠出願が提出された場合、真正な特許・実用新案・意匠出願権者が当該特許・実用新案・意匠登録の公告日から 2 年以内に無効審判を請求し、かつ、無効審判の審決が確定した日から 2 ヶ月以内に特許・実用新案・意匠を出願した場合、前記出願する権利のない者による出願日を当該特許・実用新案・意匠出願権者による出願の出願日とする。</p>

<p>d. 特許無効審判請求に対する審査</p>	<p>智慧財産局は、無効審判請求書を受理した後、無効審判請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権・実用新案権・意匠権者は、予め理由を説明して期限延長(実務上、1ヶ月)が許可された場合を除き、副本が送達されてから1ヶ月以内に答弁しなければならない。期限を過ぎても答弁しない場合、審査官は直ちに提出された無効理由を参酌して審査する。但し、無効審判審決前に提出された書類についても、審査官は依然として、斟酌しなければならない。審査官は、無効審判を審査する際、請求又は職権により、特許権・実用新案権・意匠権者に、智慧財産局に出頭し面談に応じるよう、必要な実験を行い模型若しくは見本を補充提出するよう、又は法により特許明細書及び図面を補正するよう通知することができる。</p>
<p>e. 無効審判審決</p>	<p>専利法では、請求項ごとに無効審判を請求することができる。また、智慧財産局は、請求項ごとに無効審決を下すことができ、また同一の特許に対し数件の無効審判請求がある場合、併合して審理することができる。</p> <p>無効審判の審決は行政処分であり、無効審判請求案に関連する審査手続きが終了した後、審決書を作成して、特許権・実用新案権・意匠権者及び無効審判請求者に送達しなければならない。無効事由がないと判断した場合、「無効審判不成立」の審決(「特許権・実用新案権・意匠権維持」審決)を作成しなければならない。無効事由があると判断した場合、「無効審判成立及びその特許権・実用新案権・意匠権を取消す」旨の審決(「特許権・実用新案権・意匠権無効」審決)を作成しなければならない。</p> <p><u>実務上の留意点：</u></p> <p>無効審判請求案は、書類などが完備し、方式審査を経て、実体審査に送られた後、当該案件について実体審査を行う必要がない場合(例え</p>

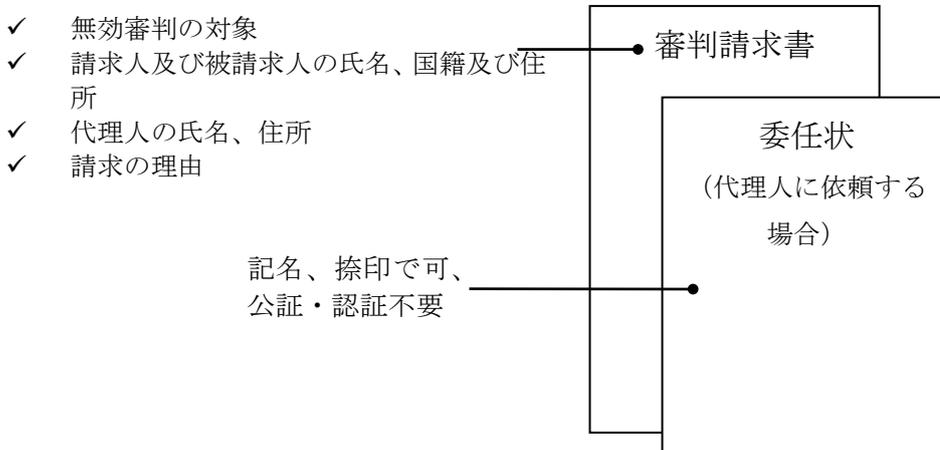
	ば、無効審判請求理由に「一事不再理」<同じ事由について再度審理しないという意味>の事情がある場合、特許権・実用新案権・意匠権の取消が確定した場合などは、直ちに「無効審判請求却下」の審決を下す。
f. 無効審判確定の効力	特許・実用新案・意匠無効事由が成立した場合、「無効審判成立及びその特許権・実用新案権・意匠権を取消す」旨の審決を作成しなければならない。このような審決が確定した場合、その権利は最初から存在しなかったものとみなされる。(専利法第 82 条、並びに第 120 条、第 142 条により、第 82 条を準用)。

g. 審判の請求

i. 審判請求書

無効審判請求は、以下の記載がある無効審判請求書を証拠資料、委任状(代理人に依頼する場合)と当局手数料と共に智慧財産局に提出して行う。

- 無効審判の対象(特許・実用新案・意匠の名称、登録番号)
- 申立人又は請求人、及び被申立人又は被請求人の氏名、国籍及び住所(法人の場合、その名称、営業所及び代表者)
- 代理人の氏名、住所(代理人による請求の場合)
- 請求の理由



ii. 審判請求に必要な書類・資料の補正

審判請求に必要な書類・資料に、法令の方式規定に違反する事情があり、それが補正できる場合、智慧財産局は期限を定め、請求人に補正の機会を与えなければならない。(専利法第 17 条)。

補正が認められる事項として以下のものが挙げられる。

- 審判請求書の記載が完備されていない場合
- 請求理由又は証拠資料が完備されていない場合
- 代理人による請求の場合、委任状が欠如している場合
- 所定の当局手数料が納付されていない場合
- その他法令に定められている方式に違反する場合

iii. 審判請求書の受理

智慧財産局に審判請求書を提出した後、先ず提出した資料に関する方式審査が行われる。提出された資料に不備があり、それが補正できる場合、智慧財産局は請求人に補正するよう通知書を発送する。請求人が所定期間内に補正をしない場合、審判請求は却下される。また、審判請求で提出された資料が完備している場合、審理が開始される。

h. 審理

無効審判請求は、原則として書面により審理される。よって、無効審判請求書のほか、被請求人による答弁も書面により提出することが要求される。また、当事者は面談、実験などで説明を補充することもできる。

なお、特許・実用新案・意匠無効審判を提出するか否か、無効審判の範囲については、いずれも無効審判請求人の判断に委ねられる。したがって、智慧財産局が審理する対象は、無効審判請求の趣旨に請求がなされた請求の範囲に限られる。

i. 審判の終了

無効審判は、審決又は請求人による無効審判請求の取下げにより終了する。

(i) 審決の意味

審決は、智慧財産局が審判請求に対し法定の方式により作成した決定であ

る。

(ii) 審決の種類

- 「無効審判請求却下」の審決：請求要件が不備である場合
- (特許権・実用新案権の場合) 「請求項〇〇につき、無効審判不成立」の審決(即ち「特許権・実用新案権維持」審決)：請求項〇〇につき、無効事由が成立しなかった場合
- (特許権・実用新案権の場合) 「請求項〇〇につき、無効審判成立」旨の審決(即ち「特許権・実用新案権無効」審決)：請求項〇〇につき、無効事由が成立した場合
- (意匠権の場合) 「無効審判不成立」の審決(即ち「意匠権維持」審決)：意匠権に無効事由が成立しなかった場合
- (意匠権の場合) 「無効審判成立」旨の審決(即ち「意匠権無効」審決)：意匠権に無効事由が成立した場合

(iii) 手続き

無効審判請求について、審判官は、関連する審査手続き終了後、審決書を作成して、特許権・実用新案権・意匠権者及び無効請求者に送達しなければならない。

(iv) 審決の効果

無効審判の審決は行政処分であり、審判請求者又は審判請求対象の権利者が審決を不服とする場合、審決書を受領後 30 日以内に、法により、智慧財産局の上級機関である経済部の訴願審議委員会に対し、訴願を提起することができるが、期間内に訴願が提起されなかった場合、当該審決は確定することとなる。

審決が確定した場合、当該審決につき、同一事実及び同一証拠並びに同一理由に基づき再び無効審判を請求することはできない(専利法第 81、120、142 条)。また、「無効審判請求却下」の審決については、実体審査が行われていないため、「同一事実及び同一証拠並びに同一理由に基づき再び審判を請求することはできない」という制限を受けない。

(v) 審判費用

無効審判に係る主務官庁の手数料は、一件につき以下のとおりである。

	主務官庁の手数料
特許	<ul style="list-style-type: none"> ● NT\$5,000+無効審判請求対象の請求項数×800 ● 専利法第 57 条、第 71 条 1 項 2、3 号の規定により請求する場合は、一件につき NT\$10,000
実用新案	<ul style="list-style-type: none"> ● NT\$5,000+無効審判請求対象の請求項数×800 ● 専利法第 119 条 1 項 2、3 号の規定により請求する場合は、一件につき NT\$9,000
意匠	NT\$8,000

j. 無効審決の再審査

審決などの行政処分について、法定の救済期間が経過した後でも、再審査理由に該当する場合は、処分を受けた者又は利害関係者は行政機関に対し、取消し、廃止又は変更を申し立てることができる(行政手続法第 128 条)。以下に、再審査理由及び請求期間について説明する。

i. 再審査理由

- (i) 行政処分が依拠している事実がその後、処分を受けた者又は利害関係者に有利な変更が発生する場合
- (ii) 新たな事実が発生した場合又は新たな証拠が発見された場合。ただし、かかる事実、証拠が斟酌された上でより利益のある処分を受けられるものに限る。
- (iii) その他の行政訴訟法に定められる再審査事由に相当し、且つ行政処分に影響を与えるに足る場合

ii 再審査請求の期間

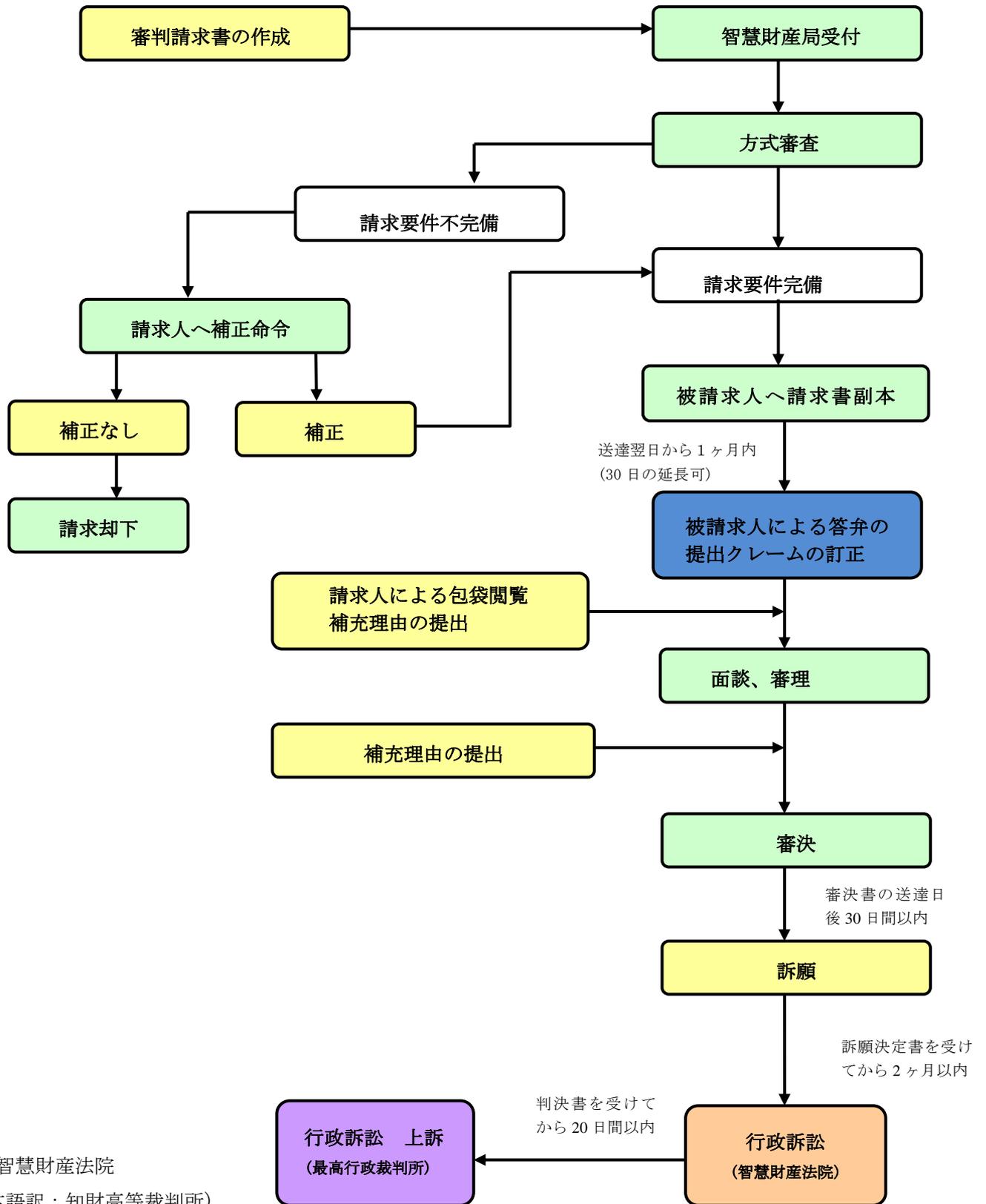
再審査の請求期間は、法定の救済期間が経過してから 3 ヶ月以内に再審査の請求を提出しなければならない。再審査事由が 3 ヶ月以降に発生した場合又は 3 ヶ月以降に知った場合は、発生又は知った日から起算する。ただし、法定の救済期間が経過してから五年を超えた場合は、再審査請求を行うことはできない。

k. 無効審決の訴願・訴訟

審判請求者又は審判請求対象の権利者が審決を不服とする場合、審決書を受領後 30 日以内に、所定事項を記載した訴願書をもって、智慧財産局を通じて上級機関である経済部の訴願審議委員会に対し、訴願を提起することができる。当該 30 日の訴願提出期限の末日は、訴願書の発送日ではなく、智慧財産局に送達した日を基準とする。なお、訴願理由については、前記の 30 日の訴願期限内に、まず先に訴願を提出する旨を記載した書面を提出し、後日理由を補充することも認められる。経済部の訴願審議委員会は、智慧財産局を通じて訴願書を受領したら、まず方式審査を行い、訴願書に不備があり、それが補正できる場合、20 日間の期限を定め、訴願人に補正するよう命じる。訴願理由書の内容が完備している場合、智慧財産局に答弁及び関連書類の提出を求める。訴願の審理については、訴願審議委員会は合議体にて書面により訴願理由を審理し、当該委員会会議に過半数の委員が出席し、出席した委員の過半数の同意をもって訴願結果を決定する。

また、経済部の訴願の決定を不服とする場合、訴願決定書が送達した日の翌日から起算して 2 ヶ月以内に、智慧財産法院(知財高等裁判所)に行政訴訟を提起することができる。智慧財産法院の判決を不服とする場合、判決書送達日の翌日から起算して 20 日以内に最高行政裁判所へ上告を提起することができる。

1. 無効審判の手続きのフローチャート(2014年1月現在)



B.請求権時効の抗弁(消極的な対応策)

専利法第96条第6項には、「第二項及び前項に規定する請求権(専利権侵害による損害賠償請求権、氏名表示権の侵害)は、請求権者が当該損害及び賠償義務者の存在を知った時点から2年以内に行使しなければ消滅する。また、当該侵害行為があった時点から10年を超えた場合も同様とする」との規定がある。この規定によると、請求権者が侵害行為及び賠償義務者を知った日から2年以内に、又は侵害行為があった日から10年以内に損害賠償及び名誉回復などを請求しなかった場合、その後、侵害証拠を提示して損害賠償及び名誉回復を請求しても、被告が時効の抗弁を提出すれば、かかる請求は認められない。

実務上の留意点：

侵害実務では、請求者が前記消滅時効の規定を見落とすケースが多く、侵害容疑者に警告状まで送付したにもかかわらず、その後、事件をそのまま放置し、損害賠償の請求、訴訟の提起又は侵害容疑者からの承認の取得などの行動を取らなかったため、損害賠償の訴訟において、侵害容疑者が、請求権者からの警告状を受領してからすでに2年が経過しているためかかる請求権はすでに消滅している、と抗弁する例がよく見られる。

したがって、権利侵害訴訟を提起した場合、または提起された場合、前述の無効審判の請求のほか、第三者の請求権が時効にかかったか否かについても、検討しておく必要がある。

② 商標

A. 異議申立て又は無効・取消審判の請求(積極的な方法)

a. 異議申立て又は無効審判の請求(商標法第48条、商標法第57条)

i. 請求できる者	<ul style="list-style-type: none">● 異議申立て：商標の登録が下記の規定に違反した場合、公告日から3ヶ月の間、何人も異議を申立てることができる。● 無効審判の請求：商標の登録が下記の規定に違反した場合、<u>利害関係人</u>の請求又は<u>審査官</u>の職権により、商標主務官庁に対し、その登録に対する無効審判を提起することができる。
-----------	---

【異議申立て、無効審判、取消審判の請求できる者】



ii. 異議又は無効事由

商標の登録が下記の商標法第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 65 条第 3 項の規定に違反してされた場合、その登録に対する異議申立て又は無効審判を請求することができる。

- 商標図案が指定商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連する特性を描写する説明のみで構成された場合(商標法第 29 条 1 項 1 号)
- 商標図案が指定商品又は役務の慣用標章又は名称のみで構成された場合(商標法第 29 条 1 項 2 号)
- 商標図案が識別力を具えていない標識のみで構成された場合(商標法第 29 条 1 項 3 号)
- 商標図案が商品又は役務の機能を発揮するためにのみ必要な場合(商標法第 30 条 1 項 1 号)
- 商標図案が台湾の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勲章、外国の国旗又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第 6 条の 3 第 3 号によって通知した外国の紋章、国璽又は国の徽章と同一又は類似の場合(商標法第 30 条 1 項 2 号)
- 商標図案が国父(孫文)又は国家元首の肖像又は氏名と同一の場合(商標法第 30 条 1 項 3 号)

	<ul style="list-style-type: none"> ● 商標図案が台湾の政府機関、又はその主催する展覧会の標章又はこれらが授与する表彰状など同一又は類似の場合(商標法第 30 条 1 項 4 号) ● 商標図案が国際的な政府組織又は国内外の著名且つ公益的性質を具えた組織の徽章、旗、その他の記章、略語、名称と同一又は類似のもので、公衆が誤認、誤信するおそれがある場合(商標法第 30 条 1 項 5 号) ● 商標図案が国内外で品質管理又は査証を表すのに用いる国の標識、マークと同一又は類似のもので、且つ同一又は類似の商品又は役務に使用する場合(商標法第 30 条 1 項 6 号) ● 商標図案が公序良俗を害するものに該当する場合(商標法第 30 条 1 項 7 号) ● 商標図案が公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認、誤信させるおそれがある場合(商標法第 30 条 1 項 8 号) ● 商標図案が台湾又は外国のワイン又はリカーの産地表示と同一又は類似のもので、且つワイン又はリカーと同一又は類似の商品に使用しており、該外国と台湾が協定を締結している、又は国際条約にともに参加している、又はワイン若しくはリカーの産地表示の保護を相互に承認している場合(商標法第 30 条 1 項 9 号) ● 商標図案が同一又は類似の商品又は役務についての他人の登録商標或いはそれらについて他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。但し、当該登録商標又は先に登録出願された商標の所有者の同意を得て登録出願する場合は、これら両者の商標及び指定商品又は指定役務が同一である場合を除き、この限りでない(商標法第 30 条 1 項 10 号) <p><u>実務上の留意点：</u> 商標の登録が商標法第 30 条第 1 項第 10 号の</p>
--	---

	<p>規定に基づき商標主務官庁に対して商標の無効審判を請求する場合、その根拠とする先の登録が登録されてからすでに3年が経過したものであれば、無効審判請求と同時に、請求根拠とする先登録の使用証拠、又はその未使用に正当な事由があることを示す証拠を添付しなければならない。(商標法第57条第2項)なお、当該使用証拠は、商標が確かに使用されていることを証明でき、また商業取引の一般慣習に符合しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商標図案が他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがある場合、あるいは著名な商標又は標章の識別力又は信用を損なうおそれがある場合。但し、出願人が商標又は標章の所有者の同意を得た場合は、この限りでない(商標法第30条1項11号) <p><u>実務上の留意点：</u></p> <p>真正な権利者所有の商標が台湾において著名商標となっている場合、商標の著名性に基づき異議申立て又は無効審判を請求することができる。このような異議申立て又は無効審判を請求した場合、当該商標の著名性を証明できる資料を提出しなければならない。当該証明資料は、台湾国内のものとは限られないが、外国における使用資料を提出する場合、これらの資料は、「台湾国内の消費者」が接触できるもので、かつ、当該マークを商品出所の標識として認識していることを証明できるものでなければ、認められない可能性が高い。なお、外国の使用資料は国内の宣伝広告資料に比べて、その証拠力が低いと考える。</p> <p>著名商標の認定は、台湾主務官庁が公告した「著名商標の保護審査基準」には、下記の著名を認定するに足る参考要素などを考慮したうえで、総合的に判断しなければならない。</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 商標識別力の強弱 ➤ 関連する事業者又は消費者の商標を知る若しくは認識する程度 ➤ 商標の使用期間、範囲及び地域 ➤ 商標の宣伝期間、範囲及び地域 ➤ 商標が出願しているか又は登録を取得しているか否か、及びその登録、登録出願の期間や範囲、地域 ➤ 商標がその権利の実施に成功した記録、特に行政又は司法機関に著名であると認定されたことがある情況 ➤ 商標の価値 ➤ その他の著名商標を認定するのに足る要素²⁷ <p>● 商標図案が同一又は類似の商品又は役務について他人が先に使用している商標と同一又は類似のものであって、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、当該他人の商標の存在を知っており、模倣を目的とし、登録を出願した場合。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない(商標法第 30 条 1 項 12 号)</p> <p><u>実務上の留意点：</u></p> <p>真正な権利者と第三者との間に取引関係があり、第三者が真正な権利者の商標を盗用し、先に台湾で当該商標を登録出願した場合、真正な権利者は、商標法第 30 条第 1 項第 12 号の規定に基づき異議申立て又は無効審判を請求することができる。このような異議申立て又は無効審判においては、真正な権利者と第三者との間に契約、地縁、業務上の</p>
--	--

²⁷著名性の認定について、台湾には、日本のような「日本有名商標集」(Famous Trademark in Japan) という編集物がない。業務を表示する名称(標識)が周知・著名であるか否かの判断については、各関連官庁にてケースバイケースで認定が行われる。ただし、智慧財産局が 2007 年 7 月 1 日から 2012 年 6 月 30 日の間に当局より著名商標と認定された商標のリスト(「著名商標案件彙編」)を公開したことがあり、同リストに載られる商標は一応著名であると認められている。

	<p>取引又はその他の関係を有することを証明するために、両者が取引を行う際に交わした書簡などの資料を提出し、第三者が当該資料により真正な権利者の商標を知り得たことを証明しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商標図案が他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネームを有する場合。但し、当該他人の同意を得て登録出願したものはこの限りでない(商標法第 30 条 1 項 13 号) ● 商標図案が、著名な法人、商号又はその他の団体の名称を有し、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれのある場合。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない(商標法第 30 条 1 項 14 号) ● 他人の著作権、特許権・実用新案権・意匠権又はその他の権利を侵害したもので、判決によりそれが確定した場合。但し、当該他人の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない(商標法第 30 条 1 項 15 号) ● 商標が商標法第 65 条第 3 項の規定に合致する場合 ● 商標法第 65 条第 3 項の規定は、登録商標が第 63 条第 1 項第 1 号に規定する事情(「勝手に商標を変更し又は付記を加えて、他人が同一又は類似の商品又は役務に使用している登録商標と同一又は類似を構成し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合」)があり、その登録が取り消された場合、原商標権者は取消された日から 3 年間、原登録図案と同一・類似の商標を同一・類似の商品若しくは役務において登録し、又は譲り受け、又は使用許諾を受けることができない。なお、智慧財産局の処分前に、商標権の放棄を声明した場合も同様である。
iii. 請求期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 異議申立て：商標の登録公告日から 3 ヶ月以内²⁸。 ● 無効審判：商標の登録公告日から五年以内、

28日本では、登録後に発行される商標公報の発行日から 2 ヶ月以内に限り、異議の申立てをすることができる。

	ただし、悪意をもって他人の周知・著名商標を模倣し、先取りして登録したものである場合、この除斥期間の制限を受けない。
<p>【異議申立て、無効審判、取消審判の請求期間】</p> <p>(注) 取消審判については、特に制限なし。</p>	
iv. 審決確定の効力	異議申立て又は無効審判の成立の審決が確定した場合、その商標権は最初からなかったものと見なされる。なお、異議又は無効審判審決が確定した後の登録商標については、何人も、同一の事実、同一の証拠及び同一の理由をもって、無効審判を請求することはできない。

b 商標登録取消審判

i. 請求できる者	<u>(1)何人も</u> 登録商標に対する取消審判を請求することができる。なお、 <u>(2)商標主務官庁は職権により</u> 、取消事由がある登録商標に対し、取消審判を通じて当該登録を取消することができる。
ii. 取消事由 ²⁹	登録商標が下記の商標法第 63 条の規定に違反し

²⁹商標権移転により誤認混同を生ずる場合：日本では、商標権が移転された結果、同一・類似の商品・役務において類似の登録商標に係る商標権が、異なる商標権者に属することとなった場合において、そのいずれの登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品・役務について登録商標を使用したことにより誤認混同が生じたときは、何人もその商標登録の取消審判を請求することができる（日本商標法第五十二条の二）という規定がある。しかし、台湾では、このような規定がない。

取消された商標の再出願：日本では、日本商標法第 51 条の規定により、商標登録を取り消すべき旨の審決が確

	<p>た場合、何人も登録商標に対し取消審判を請求でき、また、智慧財産局は、職権でその登録を取消することができる。なお、取消の事由が、一部の商品又は役務にのみ存在する場合、当該一部の商品又は役務についてその登録を取消することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勝手に登録商標を変更し又は付記を加え、他人が同一又は類似の商品又は役務において使用している登録商標と同一又は類似を構成し、関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれのある場合。なお、使用許諾を受けた者が以上の行為をなし、商標権者は当該行為を明らかに知っていた、又は知っていたはずであるにもかかわらず、反対を表明しなかった場合も同様とする。(商標法第 63 条第 1 項第 1 号、第 2 項) <p>なお、登録商標が第 63 条第 1 項第 1 号に規定する事情(「勝手に商標を変更し又は付記を加えて、他人が同一又は類似の商品又は役務に使用している登録商標の構成と同一又は類似させ、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合」)があり、その登録が取り消された場合、原商標権者は取消された日から 3 年間、原登録図案と同一・類似の商標を同一・類似の商品若しくは役務において登録し、又は譲り受け、又は使用許諾を受けることができない。なお、智慧財産局の処分前に、商標権の放棄を声明した場合も同様である。(商標法第 65 条第 3 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 正当な事由なく使用せず、又は使用を停止し続けて、すでに 3 年が経過した場合。但し、使用許諾を受けた者が使用する場合は、この限りでない。(商標法第 63 条第 1 項第 2 号) <p>なお、第 1 項第 2 号に規定する情況に該当す</p>
--	--

定した日から **5 年**が経過した後でなければ、原登録図案と同一・類似の商標を同一・類似の商品若しくは役務において商標登録を受けることができない。これに対し、台湾では、第 63 条第 1 項第 1 号の規定により、商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から **3 年**以内は、原登録図案と同一・類似の商標を同一・類似の商品若しくは役務において登録する、譲り受ける、又は使用許諾を受けることができない。

るが、取消請求時に当該登録商標がすでに使用されていた場合、他人の取消請求を知って、当該取消請求前の3か月以内に使用を開始した場合を除き、その登録を取り消さない。(商標法第63条第3項)

実務上の留意点：

前記規定に基づき不使用取消審判を提出した場合、審査官に「登録商標は継続して三年間使用されていない」ことに関し、「確からしい」という心証を形成させることができる証拠資料を提出する必要がある。提出された証拠資料が、この「確からしい」という心証を形成させることができなければ、不使用取消審判の請求は受理されない可能性もある。実務上、審査官に不使用という心証を形成させるために、興信所による「登録商標の使用状況に関する調査レポート」を提出するのが一般的であり、実際に受理されている。なお、登録商標が不使用により取り消されたとしても、商標法は、不使用取消審判の請求者に、第三者より優先して出願権を与えない。

なお、第63条第3項は、不使用取消審判前の駆け込み使用を防止するための規定である。取消審判の請求人が、駆け込み使用の防止規定を援用しようとする場合、まず、被請求人の使用が取消審判請求前の3か月以内に開始したものでなければならない。また、請求人は、被請求人が不使用取消審判が請求されるであろうことを知っていたために慌てて使用を開始したことについても証明しなければならない。「被請求人が知っていた」ことは主観的なものであるため、立証は容易ではないが、この主観的な認識の証明を簡単にする方策として、事前に被請求人に「取消審判を請求する用意がある」旨の通知をしておくことが考えられる。ただし、不使用取消審判を請求しようとすることを先方に予告することは、通常、権利譲渡や同意書提出の交渉を進

	<p>めるのと同時期になることが予想されるが、不使用取消審判の請求に言及すれば、交渉に差しさわりが生じ、支障をきたすおそれがあるとも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第 43 条の規定により、適当な区別表示を付していない場合。但し、智慧財産局の審決が下りる前に区別表示を付し、且つ混同誤認が生じるおそれのない場合は、この限りでない。(商標法第 63 条第 1 項第 3 号) ● 商標がすでにその指定商品又は指定役務に係る慣用標章、名称又は形状となっている場合。(商標法第 63 条第 1 項第 4 号) ● 商標が実際に使用された場合、公衆がその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認誤信するおそれがある場合。(商標法第 63 条第 1 項第 5 号) ● 証明標章権者、団体標章権者又は団体商標権者が下記の規定に違反した場合、<u>何人</u>でもその登録に対する取消審判を請求することができ、また<u>商標主務官庁</u>は職権でその登録を取消することができる。(商標法第 93 条第 1 項第 5 号)なお、使用許諾を受けた者が下記の行為を行い、証明標章権者、団体標章権者若しくは団体商標権者が明らかにそれを知りながら、又は知り得たのに、反対の表明をしなかった場合も同様である。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 証明標章を商標として使用する場合。 ➤ 証明標章権者がその証明する商品又は役務に関する業務に従事する場合。 ➤ 証明標章権者が当該登録商品又は役務を証明する能力を失った場合。 ➤ 証明標章権者が証明の申請者に対し、差別扱いをする場合。 ➤ 92 条の規定に違反して、移転、使用許諾、又は質権の設定をする場合。 ➤ 標章の使用の管理、監督につき使用規範に違反する場合。 ➤ その他の不当な方法による使用で、他人又
--	---

	は公衆に損害を与える場合。
iii. 請求期間	取消審判の請求できる期間については、特に制限がない。
iv. 審決確定の効力	商標の登録を取消すべき旨の審決が確定したときは、当該商標権は取消された日から消滅する。

c. 商標異議申立て、無効・取消審判の審理及び審決³⁰

異議申立て又は無効・取消審判の審理は、まず、智慧財産局が異議又は無効理由を商標権者に提供し、その答弁を求めることになる。商標権者が答弁を提出すれば、その答弁理由が異議申立人に送達され、答弁に対する反論理由の提出が求められる。このような手続きを繰り返し、異議又は無効・取消理由及び答弁理由の全て(補充理由を含む。)が提出された後、智慧財産局が審理を開始する。逆に言えば、理由又は補充理由が提出され続ける限り、審理は行われぬ。審理開始から、審決が出るまでには、約五ヶ月から八ヶ月を要し、ケースによっては一年近くかかることもある。

異議申立て又は無効・取消審判請求に関連する審査手続きが終了した後、それぞれ「異議成立」「無効・取消審判成立」又は「異議不成立」「無効・取消審判不成立」という審決書を作成して、商標権者及び異議申立人又は無効・取消審判請求者に送達しなければならない。

また、無効審判の場合は、審決時に、当該無効事由がすでに存在しない場合、公益及び当事者の利益を参酌した後、不成立の審決を下すことができる。

なお、2012年商標法改正により、異議申立て又は無効審判請求手続き進行中、商標権に関する民事又は刑事訴訟が提出されたとしても、訴訟手続を中止してはならない。

d. 異議申立て又は無効・取消審判の請求

i. 異議申立書又は審判請求書

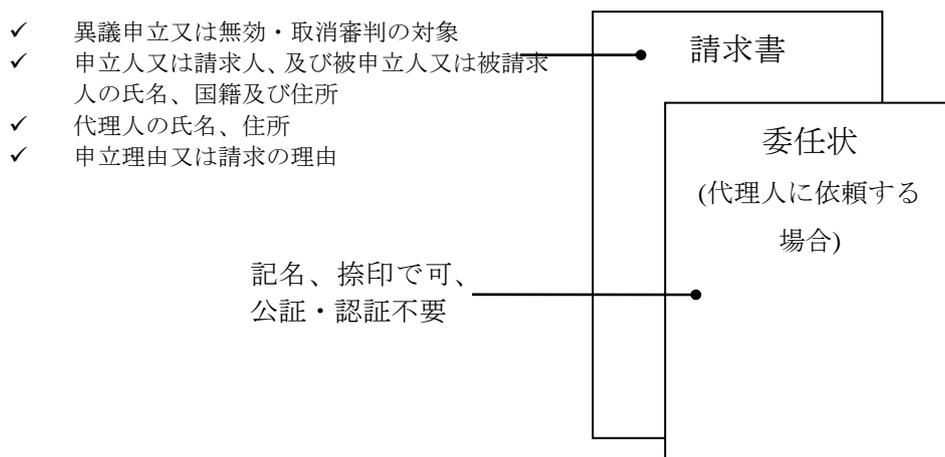
異議申立又は無効・取消審判請求は、以下の記載がある異議申立書又は無効・取消審判請求書を証拠資料、委任状(代理人に依頼する場合)と当局手数料と共に智慧財産局に提出して行う。

³⁰審理の方式：日本では、登録異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

台湾では、一人の担当審査官が異議申立の審理を行う。

なお、日本では、書面審理による審理を行うものの、日本の商標法では、「審判長は、商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立て、又は職権により、口頭審理とすることができる」(日本商標法第四十三条の六)という但し書きの規定がある。しかし、台湾では、このような規定がない。

- 異議申立又は無効・取消審判の対象(商標の名称、登録番号)
- 申立人・請求人、及び被申立人・被請求人の氏名、国籍及び住所(法人の場合、その名称、営業所及び代表者)
- 代理人の氏名、住所(代理人による請求の場合)
- 申立理由又は請求の理由



ii. 異議申立て又は無効・取消審判請求に必要な書類・資料の補正

異議申立て又は無効・取消審判請求に必要な書類・資料に、法令の方式規定に違反する事情があり、それが補正できる場合、智慧財産局は期限を定め、請求人に補正の機会を与えなければならない。(商標法第8条第1項)。

補正が認められる事項として以下のものが挙げられる。

- 異議申立書又は無効・取消審判請求書の記載が完備されていない場合
- 請求理由又は証拠資料が完備されていない場合
- 代理人による請求の場合、委任状が欠如している場合
- 所定の当局手数料が納付されていない場合
- その他法令に定められている方式に違反する場合

iii. 異議・審判請求書の受理

智慧財産局に異議申立書又は無効・取消審判請求書を提出した後、先ず提出した資料に関する方式審査が行われる。提出された資料に不備があり、それが補正できる場合、智慧財産局は請求人に補正するよう通知書を発送する。請求人が所定期間内に補

正をしない場合、異議・審判請求は却下される。また、異議・審判請求で提出された資料が完備している場合、審理が開始される。

e. 審理

異議申立て又は無効・取消審判の請求は、原則として書面により審理される。よって、異議申立書又は無効・取消審判請求書のほか、被申立て人又は被請求人による答弁も書面により提出することが要求される。

f. 審判の終了

異議申立て又は無効・取消審判は、審決又は申立人・請求人による異議申立て又は無効・取消審判請求の取下げにより終了する。

i. 審決の意味

審決は、智慧財産局が異議・審判請求に対し法定の方式により作成した決定である。

ii. 審決の種類

- 「異議申立却下」又は「無効・取消審判請求却下」の審決：請求要件が不備である場合
- 「異議不成立」又は「無効・取消審判不成立」の審決(即ち「商標登録維持」審決)：異議事由又は無効・取消事由が成立しなかった場合
- 「異議成立」又は「無効・取消審判成立」旨の審決(即ち「商標登録取消又は無効」審決)：異議事由又は無効・取消事由が成立した場合

iii. 手続き

異議申立て又は無効・取消審判請求について、審判官は、関連する審査手続き終了後、審決書を作成して、商標権者、及び異議申立人又は無効・取消審判請求者に送達しなければならない。

iv. 審決の効果

異議又は無効・取消審判の審決は行政処分であり、異議申立人・審判請求者又は異議申立・審判請求対象の権利者が審決を不服とする場合、審決書を受領後 30 日以内に、法により、智慧財産局の上級機関である経済部の訴願審議委員会に対し、訴願を提起することができるが、期間内に訴願が提起されなかった場合、当該審決は確定することとなる。

審決が確定した場合、当該審決につき、同一事実及び同一証拠並びに同一理由に基づき再び無効審判を請求することはできない(商標法第 61 条)。また、「無効・取消審判請求却下」の審決については、実体審査が行われていないため、「同一事実及び同一証拠並びに同一理由に基づき再び審判を請求することはできない」という制限を受けない。ちなみに、異議申立人が異議申し立てを取り下げた場合、同一事実につき、同一証拠、同一理由に基づき再び異議申立又は無効審判請求を起すことはならない(商標法第 53 条)。

v.請求費用

異議申立の主務官庁の手数料は NT\$4,000(一区分につき)であるのに対し、無効・取消審判請求の主務官庁の手数料は一件につき NT7,000(一区分につき)である。

g.異議審決又は無効・取消審決の再審査

審決などの行政処分について、法定の救済期間が経過した後でも、再審査理由に該当する場合は、処分を受けた者又は利害関係者は行政機関に対し、取消し、廃止又は変更を申し立てることができる(行政手続法第 128 条)。以下に、再審査理由及び請求期間について説明する。

i.再審査理由

- (i) 行政処分が依拠している事実がその後、処分を受けた者又は利害関係者に有利な変更が発生する場合
- (ii) 新たな事実が発生した場合又は新たな証拠が発見された場合。ただし、かかる事実、証拠が斟酌された上でより利益のある処分を受けられるものに限る。
- (iii) その他の行政訴訟法に定められる再審査事由に相当し、且つ行政処分に影響を与えるに足る場合

ii.再審査請求の期間

再審査の請求期間は、法定の救済期間が経過してから 3 ヶ月以内に再審査の請求を提出しなければならない。再審査事由が 3 ヶ月以降に発生した場合又は 3 ヶ月以降に知った場合は、発生又は知った日から起算する。ただし、法定の救済期間が経過してから五年を超えた場合は、再審査請求を行うことはできない³¹。

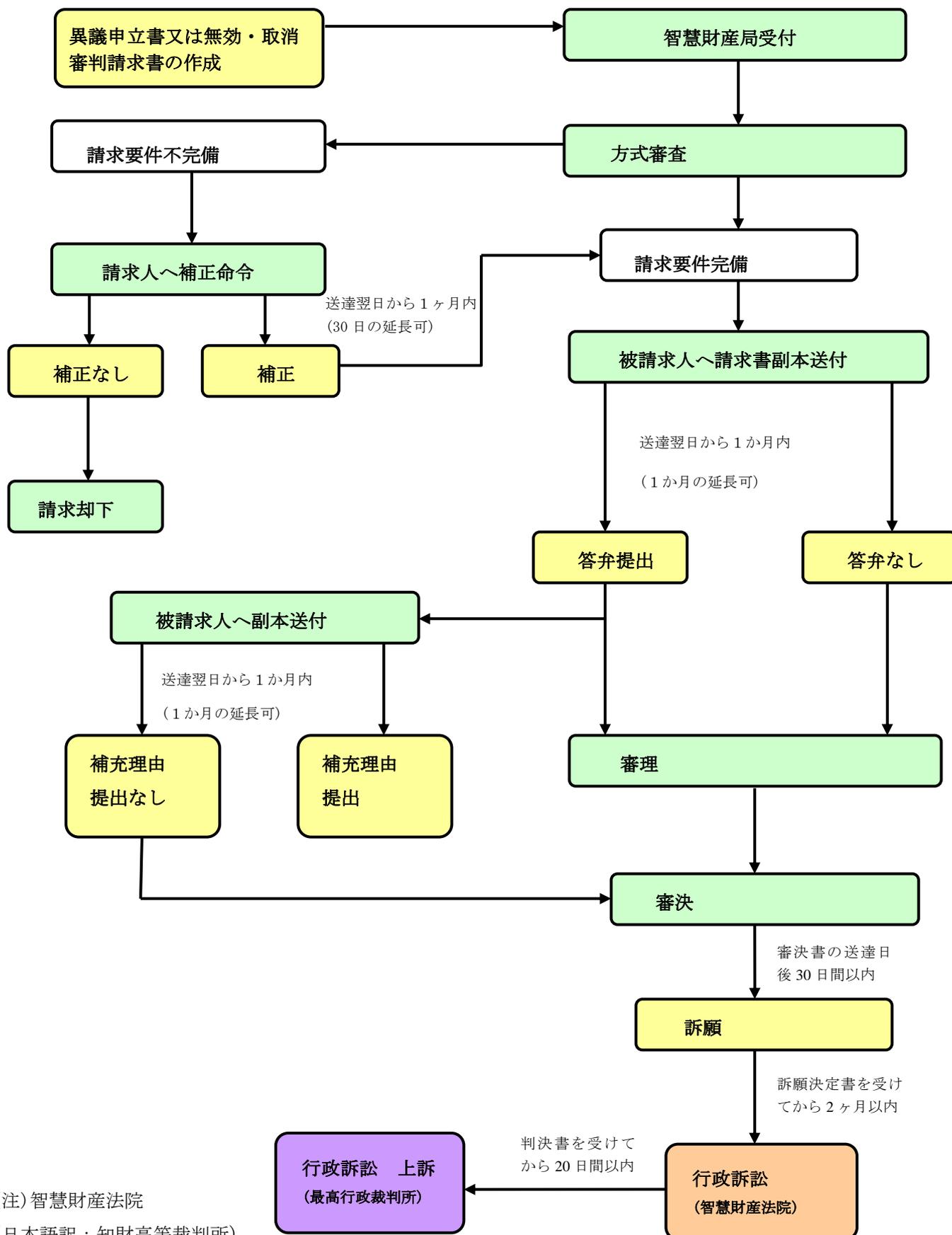
h. 異議審決又は無効・取消審決の訴願・訴訟

³¹日本では、再審の請求期間は、審決が確定した後、請求人が再審の理由を知った日から三十日以内に請求しなければならない。なお、審決確定日から三年経過した後は、再審を請求することができない。

異議申立人・審判請求者又は異議申立・審判請求対象の権利者が審決を不服とする場合、審決書を受領後 30 日以内に、所定事項を記載した訴願書をもって、智慧財産局を通じて上級機関である経済部の訴願審議委員会に対し、訴願を提起することができる。当該 30 日の訴願提出期限の末日は、訴願書の発送日ではなく、智慧財産局に送達した日を基準とする。なお、訴願理由については、前記の 30 日の訴願期限内に、まず先に訴願を提出する旨を記載した書面を提出し、後日理由を補充することも認められる。経済部の訴願審議委員会は、智慧財産局を通じて訴願書を受領したら、まず方式審査を行い、訴願書に不備があり、それが補正できる場合、20 日間の期限を定め、訴願人に補正するよう命じる。訴願理由書の内容が完備している場合、智慧財産局に答弁及び関連書類の提出を求める。訴願の審理については、訴願審議委員会は合議体にて書面により訴願理由を審理し、当該委員会会議に過半数の委員が出席し、出席した委員の過半数の同意をもって訴願結果を決定する。

また、経済部の訴願の決定を不服とする場合、訴願決定書が送達した日の翌日から起算して 2 ヶ月以内に、智慧財産法院(知財高等裁判所)に行政訴訟を提起することができる。智慧財産法院の判決を不服とする場合、判決書送達日の翌日から起算して 20 日以内に最高行政裁判所へ上告を提起することができる。

i. 商標異議申立て、無効・取消審判手続きのフローチャート(2016年1月現在)

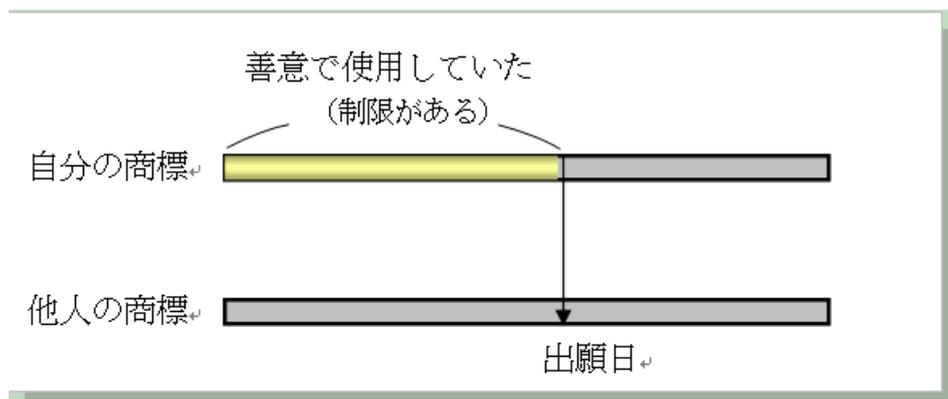


B.先使用権の主張(消極的な対応策)

商標法第36条第1項第3号には、「他人の商標の登録出願日より前に、善意で同一・類似の商標を同一・類似の商品又は役務に使用していた場合は、他人の商標権の効力による拘束を受けない」という先使用権に関連する規定がある。すなわち、真正な権利者が、他人所有の登録商標の出願日より早い時期に善意で商標として使用していた場合、他人所有の登録商標が登録されても、商標法第36条第1項第3号の先使用権に基づき、前記先登録の商標権の拘束を受けないと主張することができる。

当該条文の適用要件として、「他人の商標の登録出願日より前に、善意で商標として使用していた」との要件だけが挙げられており、継続的な使用行為の有無は問われていない。また、使用の地域、場所については、属地主義により、台湾国内の使用に限られる。なお、先使用権に基づく使用には、次の二つの制限がある。

- 使用できる商品又は役務は、引用商標の出願日の前にすでに使用されていた商品又は役務に限られる。
- 引用商標の権利者は、先使用権者に対し、適当な区別表示の付記を要求することができる。また、先使用の事実は、先使用権者が立証しなければならないので、引用商標の出願日より前の使用事実を証明できる使用資料(商品の写真、インボイス、商品のカタログ、広告など)を予め準備しておく必要がある。



二、台湾における知財戦略

(一)台湾進出手段

1. 合併企業

日本企業は、台湾における既存企業に投資し、又は既存企業と共同出資し、合併会社を新規設立することができる。また、資本の割合の設定については、以下の視点から検討できる。

視点	検討
株主議決権	台湾の公司法(会社法)によれば、一般議案の場合、基本的には、過半数の株式を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の同意で成立する。特別議案(例えば、重要資産、営業の処分など)の場合、3分の2以上の株式を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の同意で議決される。よって、一般の議案に対し、絶対決定権を握るためには、出資比率が50%を超える必要があり、特別議案を含む全ての議案に対して絶対決定権を握るためには、出資比率が67%以上でなければならない。
取締役会議決権	公司法によれば、基本的に、会社の経営に対する議案は過半数の取締役の同意で成立し、代表取締役の選挙に対する議案は、3分の2以上の取締役の同意で議決される。また、取締役は株主総会により選出されるので、会社の経営をコントロールするためには、出資比率が50%を超える必要があり、代表取締役に当選するためには、出資比率が67%以上でなければならない。
「外国人投資条例第15条」	公司法第267条によれば、会社が新株を発行するときには、従業員に引き受けさせるために10%~15%の新株を留保しなければならない。しかし、外国人の出資率が45%以上である場合は、公司法第267条の適用を排除することができる。将来、合併会社の新株発行時において、従業員に引き受けさせた場合、互いの持株比率が希釈されるので、この持株比率を維持するためには、合併企業を設立するときに、外資の持株比率を45%に引き上げる必要がある。

2. 駐在員(代表人)事務所

駐在員事務所の設立手続きが最も簡単だが、公司法第 386 条によれば、駐在員

事務所は外国会社を代表し業務上の法律行為又は連絡活動しかできず、販売などの営業活動を行うことができない。駐在員事務所の名義で営業活動を行った場合、公司法第 377 条と第 19 条により、懲役 1 年以下に処されるリスクがある。

3. 支社

日本企業は、台湾において支社を設立し、外国会社の認可手続を行った後、台湾において営業活動を行うことができる。また、台湾支社が営業活動を行い、所得を取得した場合は、法人税、営業税などを納付する必要がある。法律上、本社と支社は法人格が同じであるので、本社は支社の債務を負担しなければならない。また、外国会社の台湾支社は外国会社として扱われ、現地法人の子会社と比べ、不動産又は有価証券の売買などの再投資について制限がある。

4. 独資会社(子会社)

日本企業は、台湾において、100%出資する子会社を設立し、営業活動を行うことができる。子会社の資本金の設定については、下限又は上限金額に関する制限はない。ただし、会社を設立するには、会計士による資本金の査定が必要で、設立資本金で会社設立の関連費用に充てられなければ、会計士に認められないので、一般的に、会社資本金を NT\$100,000 以上に設定したほうがよいと思われる。また、会社資本金が NT\$5,000,000 以上でなければ、外国人（台湾人以外）を雇用することはできない。

5. その他(販売代理店、技術移転・ライセンス)

日本企業は、台湾において自らの営業拠点を設置せず、その代わりに、台湾の企業と提携し、その台湾企業が販売代理店として、台湾において日本企業の商品の販売業務等を行わせる形態もある。また、日本企業は、自ら台湾において製造や販売などの営業活動を行わず、そのかわりに自社の技術やノウハウを台湾企業にライセンスし、その台湾企業がライセンス製品を製造・販売する形態もある。

(二)進出の際の留意点

1.提携対象との間の知的財産問題

日本企業の台湾への進出手段は以上のとおりであるが、台湾企業と提携し、台湾へ進出する場合、提携対象と知的財産について、以下の点に注意すべきである。

(1)合弁の形態

①	既存企業に投資する場合	<ul style="list-style-type: none">・ 対象会社とそのビジネスにおいて使用しているすべての知的財産及び技術について使用権を有しているか、又はそのビジネスにおいて必要なすべての知的財産及び技術を網羅しているか否かを確認する。・ 対象会社が第三者の知的財産権を侵害していないか、又は第三者に対象会社の知的財産権が侵害されていないかを確認する。・ 対象会社が第三者の知的財産又は技術を使用するためのライセンス契約、又は対象会社が第三者に対し自社の知的財産又は技術を使用するライセンスを許諾する契約があるかを確認する。・ 対象会社が製品の開発並びに販売を継続していくために、対象会社によるロイヤルティ、コミッション、謝礼又は同類の費用の支払いが必要であるか否かを確認する。・ 対象会社がすべての従業員及び請負業者と、職務発明の帰属について、書面により合意しているか否かを確認する。・ 合弁解消後、知的財産権、技術、ノウハウなどの取扱いを事前に検討する必要がある。
②	合弁会社を新規設立する	<ul style="list-style-type: none">・ 新規会社の開発により新たに取得した知的財産権の帰属につき、事前に約束する必要がある。・ 新規会社を消滅させる場合、新規会社の名義で取得した知的財産権、又は開発された技術やノウハウなどの取扱いにつき、事前に検討する必要がある。

(2)販売代理店の形態

①	契約について	<ul style="list-style-type: none">・ 契約において、販売代理店に対し商標の使用を許諾するか、商標の使用を制限するかにつき、明確に約束する必要がある。・ 日本企業の商標が、台湾において登録されていない場合、販売代理店が当該商標又は当該商標と類似する商標をもって出願してはならない
---	--------	--

		<p>ことを約束する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約中止後、販売代理店が在庫品である真正品を販売する際に、自分の取扱に係る商品の説明として、メーカーである日本企業の商標を使用しても、商標侵害に該当しないと認められる事例がある。よって、販売代理店と契約を中止する際、在庫品の取扱い(例えば、販売期限)、商標の使用制限などを予め約束する必要がある。
②	実際の販売について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売代理店が勝手に日本企業の商標を自社の商品に使用し、真正品と一緒に店頭において販売する事例がある。よって、販売代理店の販売状態に留意する必要がある。

(3)技術移転・ライセンスの形態

台湾において、基本的に技術移転・ライセンスに対する制限はない。しかし、移転対象の技術が戦略的なもの(武器の製造)に関わるものであれば、事前の許可を取得しなければ移転することができず、移転対象の技術を武器の生産、製造に転用してはならないという規制がある。また、技術移転・ライセンスする際に、相手方の営業活動に制限を加えたりするなど不正競争が生じないように注意すべきである。

①公平交易委員会によるライセンス処理原則

不正競争を避けるために、公平交易委員会は「公平交易委員會對於技術授權協議案件之處理原則(行政院公平交易委員會の技術ライセンス協議案に関する処理原則)」(以下、「ライセンス処理原則」という。)を頒布し、ノウハウ・技術のライセンス契約において、約束してもよい事項、及び約束してはならない事項を例示している。

A.適用対象

上記原則の適用対象は、専利又はノウハウのライセンスである(ライセンス処理原則第2点の(一))。

ここでいう専利とは、専利法に基づき取得した特許又は実用新案を指す。台湾で特許又は実用新案を取得しなかったものに関するライセンス協議のうち、台湾の特定市場に対し競争制限又は不公正競争などの影響をもたらすものについては、本処理原則の規定も準用する(ライセンス処理原則第2点の(二))。

ここでいうノウハウとは、営業秘密法上の「営業秘密」の定義と同一のものである。即ち、方法、技術、製造工程、調合、プログラム、設計、又はその他の生産、販売若しくは経営に用いられる情報であり、かつ、(1)当該情報が一般的に知られていないも

の、(2)その秘密性のため、実際に又は潜在的に経済的な価値を有するもの(すなわち有用性)、及び(3)保有者が既に合理的な秘密保護措置をとっているもの、など要件に合致するものである(ライセンス処理原則第2点の(三))。

B. 法違反にならない行為の例示

公平交易委員会は、ライセンス処理原則において、以下に例示する約束につき、それらが合理的範囲を逸脱しない限り、基本的に公平交易法における競争の制限又は不正競争の規定に違反しないと示している。(ライセンス処理原則第5点)：

	事項	内容
a	実施範囲の制限	ライセンシーの実施範囲を製造、使用又は販売のいずれかに限ると制限する約定
b	ライセンス期間の制限	専利の有効期間において、ライセンス期間を協議すること。また、ライセンサーの責に帰すべきではない事由により、ライセンス対象のノウハウが秘密性を失った場合、ライセンスの期間をノウハウが公開される前に有効である協議も同様である。
c	最終商品、必要な原料、部品の使用量による実施料の計算	ライセンス技術が製造工程の一部又は部品に存在するもので、ライセンス実施料計算のため、ライセンス技術の使用により生産された最終商品の製造、販売量をもって、又はライセンス技術商品を製造するのに必要な原料や部品の使用量又は使用回数をもって、ライセンス実施料の計算ベースとする約定。
d	期間満了後の実施料の支払い	専利ライセンス実施料の支払いが分割払い又は実施後に後払い方式で支払われる場合において、ライセンシーがその使用したライセンスの実施料を専利期間満了後に支払うよう約定すること。また、ライセンサーに帰すべきでない事由によりノウハウが公開されたものの、ライセンシーが依然として、約束の期間内に実施料を支払うよう約定すること。
e	改良技術の「非独占的」なグランドバック	技術ライセンス協議において、ライセンシーが改良技術又は新しい応用方法を「非独占実施権」をライセンサーにグランドバックする条項を盛り込むこと。
f	ライセンシーの努力義務	技術ライセンス協議において、ライセンシーが最大限の努力を果たし、供与されたライセンスによる商品の製造、販売に努める旨の条項を盛り込むこと。
g	ライセンシーの守秘義務	ノウハウのライセンス協議において、ライセンシーがライセンス期間中又はライセンス期間満了後におい

		ても、依然として機密性を有するノウハウに対し守秘義務を負う旨の条項を盛り込むこと。
h	最低限の実施料の確保	ライセンサーがライセンス実施料の最低収入を確保するため、ライセンシーに対し、ライセンス技術の利用により製造する商品の最低数量、ライセンス技術の最低使用回数、又は販売商品の最低数量を要求する旨の条項。
i	品質の維持	ライセンス技術の一定効果の達成、ライセンス商品の一定品質の維持を図るため、必要な範囲内において、ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンス技術による商品、原材料、部品などにつき一定の品質を維持する義務を負うよう要求する条項。
j	技術移転・サブ・ライセンスの禁止	ライセンシーはライセンス供与を受けた技術につき、移転又はサブ・ライセンスを行ってはならないと制限する約束。ただし、ライセンサーとライセンシーとの間に別途約定がある場合は、この限りではない。
k	期間満了の実施禁止	ライセンスを供与する専利が依然として有効である場合、又はライセンスを供与するノウハウが依然として秘密である場合、ライセンス期間満了後、ライセンシーがライセンス供与を受けた技術を継続して実施してはならないと制限する条項。

C. 禁止の行為

公平交易委員会はライセンス処理原則において、以下に挙げた約束が特定市場の機能に影響をもたらすか、又は特定市場において競争に制限若しくは公正競争に妨害をもたらす場合、当事者はこれらを行ってはならないと示している。(ライセンス処理原則第6点)：

	事項	内容
a	競争制限	技術許諾協議の期間中又は期間満了後におけるライセンシーの競争商品の研究開発、製造、使用、販売又は競争技術の採用について、制限すること。
b	取引対象と使用範囲の制限	顧客を区分けする目的で、又はライセンス範囲に係らず、ライセンシーの技術使用範囲又は取引対象を制限すること。
c	不要な技術を強制利用させる制限	ライセンシーにとって不要な専利又は専門技術の購入、受諾又は使用をライセンシーに強制すること。
d	改良技術のグラント	許諾した専利又は専門技術につき、ライセンシーが

	バック	行った改良の「独占実施権」をライセンサーにグラントバックするよう強制すること。
e	権利満了後の使用制限	許諾対象専利の存続期間満了後、又はノウハウがライセンシーの責に帰すことのできない事由により公開された後において、ライセンサーがライセンシーの係争技術の自由使用を制限し、又は許諾実施料の支払いをライセンシーに要求すること。
f	再販売価格の制限	ライセンシーに対し、その製造、生産する許諾商品の第三者に対する販売価格を制限すること。
g	技術有効性の争いの制限	許諾技術の有効性につきライセンシーが争うことを制限すること。
h	専利内容の提示の拒否	ライセンサーが許諾対象専利の内容、範囲又は専利存続期間などをライセンシーに提供することを拒否すること
i	台湾におけるライセンスエリアの制限	専利の存続期間中の専利許諾協議において、わが国の領域内に許諾のエリアを区分けする制限。ライセンサーの責に帰すことのできない事由により許諾したノウハウが機密性を失った場合、当該ノウハウが公開される以前に行ったエリアの制限に関するノウハウ許諾の協議も同様である。
j	取引数量の上限の制限	ライセンシーに対し、商品の製造量又は販売量の上限、又は専利、ノウハウの使用回数の上限を設けること。
k	販売者の指定	ライセンシーに対し、ライセンサー又はその指定した者を通じて販売するよう要求すること。
l	技術使用の有無を問わず、商品の数量に基づく実施料支払いの要請	許諾技術の使用の有無を問わず、ライセンサーが直接にライセンシーのある商品の製造量又は販売量に基づいて、ライセンシーに対し実施料の支払いを要求すること。
m	材料と部品の供給者の指定	当事者がライセンス対象の技術により一定の効果を達成させるためではなく、また、ライセンス商品の商標信用の維持又はノウハウの機密性の保護を図るために必要な合理的範囲内ではないにもかかわらず、ライセンサーが、技術ライセンス協議において、ライセンサー又はその指定する者から原材料や部品などを購入するよう、ライセンシーに対し要求すること。
n	差別待遇	当事者が技術ライセンス協議において、正当な理由

		なく、取引条件や実施料などにつきライセンシーに差別待遇を与えること。
--	--	------------------------------------

D.違反の場合

当事者が上記の原則に違反する場合、公平交易法における連合行為又は公正競争を妨害する行為に該当し、公平交易委員会は期限を定め、当該行為の停止、改善又は必要な是正措置を取るよう命じ、並びに 5 万台湾元以上 2500 万台湾元以下の過料に処すことができる。また、行為者が違反行為を停止、改善又は是正措置を取らない場合、公平交易委員会は 10 万台湾元以上 5000 万台湾元以下の過料を連続して科すことができる(公平交易法第 42 条)。

②戦略物資の輸出入及び戦略技術の輸出統制

貿易法第 13 条により、国家安全、国際協力及び協定遵守のため、主務官庁である経済部国際貿易局は戦略的ハイテク製品の輸出入を制限することができる。制限貨物の種類、制限国及び輸出入の手続きについては、主務官庁が定期的に公告する。また、貿易法第 13 条に違反し、許可を得ずに制限国に輸出した、又は輸入後に申請目的を変更して使用するなどした場合、同法第 27 条及び第 27 条の 1 により、5 年以下の懲役、拘留若しくは 150 万台湾元以下の罰金、若しくはこれを併科するか、又は 1 ヶ月以上 1 年以下の輸出・輸入停止、若しくは輸出・輸入事業登記を取り消すことができる。また、違反行為をなした者以外に、法人、法人を代表する自然人又は使用者にも、前記の罰金が科される。したがって、戦略的ハイテク製品を輸出入しようとする場合は、制限条件及び関連手続きについて、主務官庁に確認する必要がある。

2. 技術秘密流出対策

(1) 法根拠（営業秘密法、公平交易法、刑法）

日本企業が台湾へ進出する場合、自社技術のライセンス又は移転を受けた現地法人等のパートナー、従業員やその他の第三者により技術秘密が流出されるおそれがあります。現地法人における技術流出の防止対策が極めて重要であり、これは、営業秘密法、刑法等に基づいて行われている。詳しい内容については、上記一（一）5（営業秘密法）及び下記三（四）4、5（刑法）を参照。

(2) 契約の更新又は終了の留意点

①技術ライセンス契約、商標ライセンス契約上の留意点

技術ライセンス契約が継続中のライセンシーは、製品を製造・販売することができるが、ライセンス契約が期間満了や解除により終了する場合、技術秘密が漏れたり、模倣品が出回ったりするケースがよく見られる。また、商標ライセンス契約の場合に

も、ライセンシーが契約終了後、無断で当該商標を付した製品の製造・販売を継続するケースがよく見られる。このようなケースはライセンス契約違反となる。漏れた技術が特許技術の場合には、特許権侵害になり得る。製品にライセンサーの商標が付けられている場合には、商標権侵害にもなり得る。

こういう事情を防止するためには、以下の点に留意すべきである。まず、ライセンス契約においては、下記のような条項を明記することを検討してください。

A.契約終了とともに、ライセンシーは、当該技術・商標を利用する権利を失い、製品の製造・販売等を直ちに中止する義務を負う。

B.ライセンシーの手元にある技術に関する情報、資料（写しも含まれる）をライセンサーに返還すべきである。

C.ライセンシーが使用していた金型又は機械等を破棄すべきである。

D.技術ライセンスを利用して製造された又は商標が付された製品、半製品、部品等を破棄し、又はライセンサーに引き渡すべきである。

ライセンス契約に明記する以外、契約終了時、自社の従業員を派遣し、上記の諸点が確実に履行されたかどうかを直接に確認してください。また、市場に模倣品が流通しているかどうかにも、きちんとチェックしてください。

②合弁契約上の留意点

合弁事業に伴い技術・商標ライセンス契約を締結した場合、合弁契約の更新とともに、ライセンス契約の更新も必要になると考えられる。なお、合弁契約よりもライセンス契約の期間が短い場合には、合弁契約が継続中でも、ライセンス契約の更新が必要とするので、この点についても、留意してください。

合弁契約が期間満了や解除により終了する場合には、上述のような営業秘密が漏れたり、特許権・商標権の侵害が生じたりするケースもある。合弁事業に伴い技術・商標ライセンス契約を締結した場合、合弁契約の終了とともに、ライセンス契約を終了させることになり、ライセンス契約の終了に関する留意点については、上記の(2)①を参照してください。

(3) 問題発生時の対応

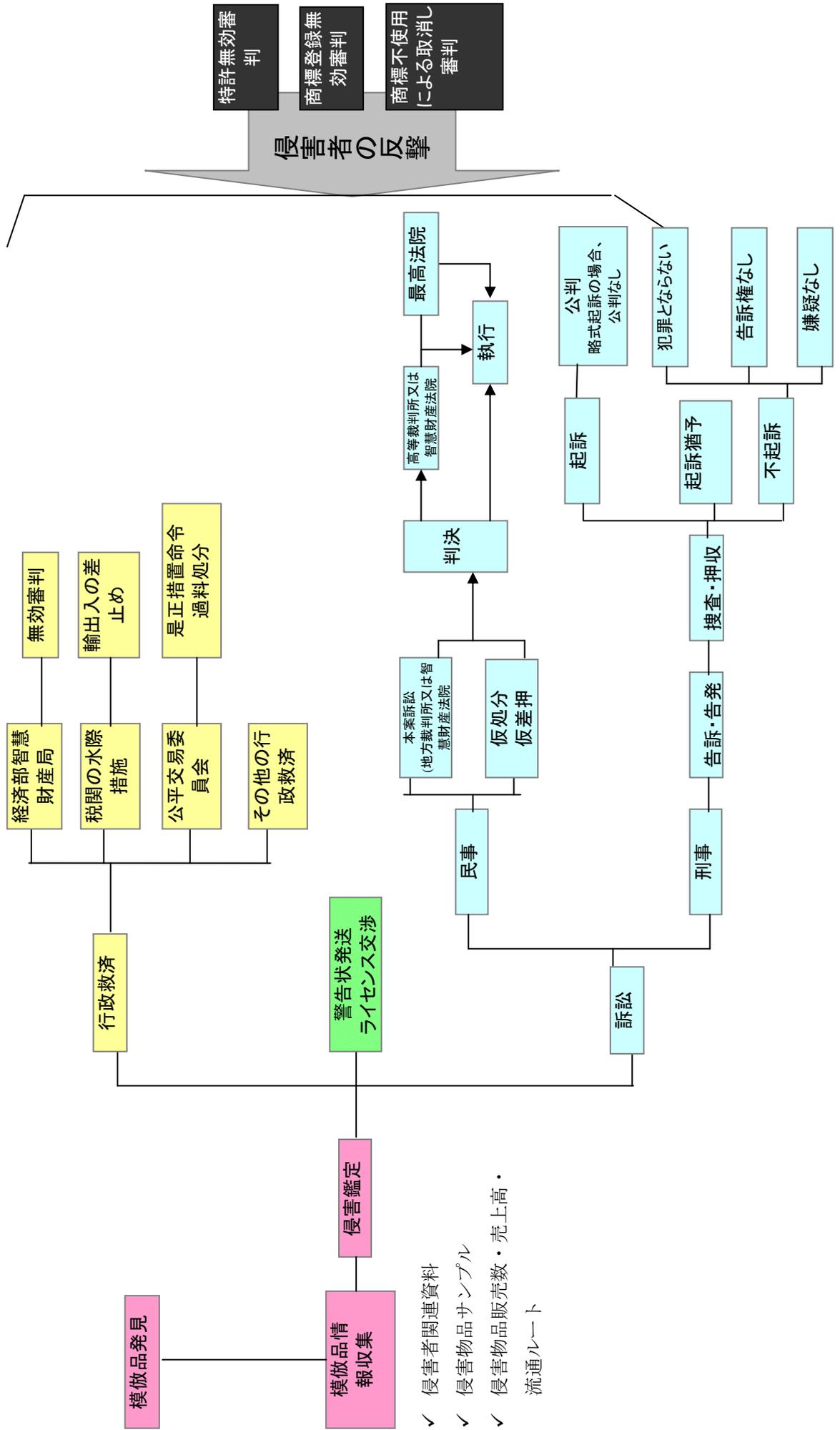
企業と提携対象との間に紛争が生じたときは、まず、提携契約の紛争解決条項に従い解決することになる。この場合には、国際仲裁により紛争を解決するケースが一般的である。一方、民事・刑事訴訟、又は行政機関への告発等救済手段を活用し、法的責任を追及することも考えられる。これに関する詳しい内容については、下記三(二)、

(三) 及び(四)を参照。

三 知的財産権の保護（模倣品対策）

台湾では、知的財産権侵害事件が発生した場合、侵害者に対し、民事訴訟や刑事訴訟を提起して、侵害者の責任を追及することができる。模倣に対する救済手段に、民事訴訟と刑事訴訟のほか、行政救済制度もある。行政救済には、侵害事件発生後の制裁だけではなく、知的財産権侵害物品の摘発についても各々制度が設けられている。権利者は当該行政救済制度を民事訴訟や刑事訴訟などと併せて活用すれば、一層権利を守ることができる。

本章では、まず、知的財産権侵害物品の摘発(税関による水際処置)から説明を始め、続けて、行政機関への告発、民事訴訟と刑事訴訟の手続きを紹介することにする。



(一) 税関による水際措置

知的財産権を侵害する物品は、関税法第15条により輸入することができないので、知的財産権の保護策の一環として、台湾税関では、商標権、著作権、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する疑いのある物品(以下「侵害疑義物品」という)に対し、輸出入差止め措置が採用されている。侵害疑義物品の輸出入差止め措置は、侵害された権利の種類により手続きが異なる。下表にて簡単に説明する。また、2014年1月22日付改正、同年3月24日付施行の改正専利法には、特許権、実用新案権、意匠権を侵害するおそれのある輸入物品に対する、税関への差押申立制度が設けられた。下表では、当該制度を含めて輸出入差止措置について紹介する。

侵害された権利の種類	手続き
商標権	<p>① 侵害疑義物品が発覚→商標権者及び輸出入者への通知→侵害疑義物品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は商標権者の要請に応じて提供する→商標権者による物品真偽の鑑定→(輸出人が物品が真正品であることを示す証明書類を<u>不提出</u>)→事件の司法警察や検察機関への移送→輸出入の差止め</p> <p>② 侵害疑義物品が発覚→商標権者及び輸出入者への通知→侵害疑義物品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は商標権者の要請に応じて提供する→商標権者による物品真偽の鑑定→(輸出人が物品が真正品であることを示す証明書類を<u>提出</u>)→商標権者の税関への輸出入差止申立て又は法院への保全申立手続き→商標権者の裁判所への提訴→輸出入の差止め</p>
著作権	<p>① 侵害疑義物品が発覚→著作権者及び輸出入者への通知→侵害疑義物品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は著作権者の要請に応じて提供する→著作権者による著作物の鑑定→(輸出人がライセンスを示す証明書類を<u>不提出</u>)→通関保留→著作権者の税関への輸出入差止申し立て又は民事・刑事訴訟手続きの提出→輸出入の差止め</p> <p>② 侵害疑義物品が発覚→著作権者及び輸出入者への通知→侵害疑義物品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は著作権者の要請に応じて提供する→著作権者による著作物の鑑定→(輸出人がライセンスを示す証明書類を<u>提出</u>)→著作権者の税関への輸出入差止申立て又は法院への保全申立手続き→著作権者の裁判所への提訴→輸</p>

	出入の差止め
特許権、実用新案権、意匠権	<p>1. 輸出入される侵害疑義物品について 侵害疑義物品が発覚→権利者(特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの専用使用権者を含む)が裁判所に侵害物品の輸出入を差止めるための仮処分を申立→(仮処分命令を取得)→侵害疑義物品に係る輸出入メーカーの名称、貨物の名称、貨物の規格・型番、輸出入に関わるの税関及び期日、飛行機(船舶)の便名、コンテナ番号、貨物の保管場所及びその他関連する具体的な情報を裁判所に提出→輸出入の差止め</p> <p>2. 輸入される侵害疑義物品について</p> <p>① 専利権者が侵害疑義物品を発見→専利権者が供託金を供え、税関に対し侵害品らしきものを差し押さえるよう申し立てる→輸出入者が専利権者の提供する供託金の二倍に相当する担保を供え、差押の解消を申し立てることができる。→専利権者が税関から差押受理の通知を受領した日の翌日から12日以内に侵害訴訟を提起→訴訟判決確定後、判決の結果(侵害の有無)により、差押えた物品を破棄のため裁判所に移転する(侵害構成)か、又は輸出入者に返還する(非侵害)。</p> <p>② 専利権者が税関から差押受理の通知を受領した日の翌日から12日以内に侵害訴訟を提起しなかったり、専利権者が差押の解消を申立てたり、輸出入者が供託金を供えたりする場合、差押が解消される。</p> <p>③ 侵害訴訟の判決結果により、専利権者や輸出入者が相手方に対し損害賠償を請求することができ、その際、相手方が提供した担保金につき優先的に弁償を受ける権利がある。</p>

税関は常々、業務を遂行する際に知的財産権侵害物品(商標権と著作権のみ)の有無に注意を払っており、知的財産権侵害物品を発見した場合、自主的に侵害の内容に応じて事件を検察署などの所管機関に移送する。しかし、日々の通関荷物の数は余りにも膨大なので、普段の通関手続きを通じて侵害物品が発見されるのは稀である。また、物品が知的財産権侵害物品に該当するか否かの判断は容易ではなく、商標権、著作権の侵害物品の輸出入の防止を強化するため、税関には「商標権侵害物品及び著作権侵害物品の輸出入の摘発又は情報提供の申請」制度(以下、「税関の登録制度」という)が設けられている。当該制度を利用し、税関で一定の登録手続きが終了すれば、税関は登録資料に基づき商標権、著作権の侵害物品の有無を常にチェックし、侵害疑義物品を発見した場合、権利者にその旨を連絡し、上表に示す関連措置を行う。

1.税関の登録制度

登録できる対象	台湾登録商標 台湾の著作権法で保護を受ける著作物
登録の実益	通関貨物のチェックの強化が図れる。これによって、模倣品の早期発見が可能。
登録機関	財政部関務署 住所：台湾台北市大同區塔城街 13 號 電話：886-2-2550-5500 http://eweb.customs.gov.tw/mp.asp?mp=21

権利者が、権利侵害物品の輸出入情報及び商標権又は著作権に関わる本物偽物の見分け方を事前に登録することを通じて、通関貨物のチェック強化が図れる。なお、税関登録手続きが終了した後、基隆、台北、台中、高雄など台湾全国の各税関は登録期間中、輸出入商品のサンプリングチェックを行い、登録されている情報に基づき、侵害疑義物品の有無を注意深くチェックする。輸出入申告された物品が侵害疑義物品だと判断された場合、税関は一定の手続き(詳細は下記2を参照)を行った上で、当該物品の輸出入を差止めることとなる。

税関の登録には、所定の「検挙／提示進出口侵害商標権及著作権物品申請書」(日本語訳「商標権侵害物品及び著作権侵害物品の輸出入の摘発又は情報提供の申請書」)で申込み、登録できるものは台湾で登録されている商標、及び台湾の著作権法で保護を受ける著作物のみが対象であり、台湾で登録されていない商標はそれが著名商標であっても、税関登録の適用対象から外される。登録期間は1年とし、引き続きこの制度を活用したい場合は、1年毎に更新する必要がある。下表にて、税関登録に必要な書類・情報について説明する³²。

	書類・情報	説明
①	委任状	代理人が手続きを代行する場合のみ提出する必要がある。
②	台湾商標登録証書のコピー又は著作権証明資料	商標登録証書のコピーに「原本と一致している」旨を記載した上で、社印を押す必要がある。
③	ライセンシーの名称、住所、電話、ライセンスの範囲	台湾にライセンシーがある場合のみ提出する必要がある。
④	台湾輸入・販売代理店の名称、住所、電話及び代理業務の内容	台湾に輸入・販売代理店がある場合のみ提出する必要がある。

³²日本で税関登録を行う場合、最長2年間の登録は可能となるが(更新可)、台湾では、登録期間は1年しかできなく、引き続きこの制度を活用したい場合は、1年毎に更新する必要がある。

⑤	侵害と疑われる商品の名称	
⑥	侵害品は台湾から輸出するものであるか、それとも台湾へ輸入するものであるか	
⑦	真正品及び模倣品を見分ける要点	簡単な見分け方法がなければ、通関を待つ膨大な数の貨物の中から、真正品か模倣品かを見分けるのは難しいため、この情報の提供が最も重要だと思われる。
⑧	真正品の輸出入港(桃園空港、基隆港、台中港、高雄港など)に関する情報	真正品が台湾特定の港を経由して輸出入されることがある場合のみに提供する。
⑨	侵害品の輸出入に関する情報	例えば、特定の港で輸出入を行うかなどの情報。

上記③~⑨の情報は、輸出入商品に対するサンプリングチェックの際に、真偽判断の資料として活用されている。

2.税関の登録制度による侵害疑義物品の輸出入差止め手続き

税関の登録手続きが終了した後、通関手続きにおいて侵害疑義物品が発見されたとき、税関は直ちにその情報を権利者(又はその代理人)に連絡する。権利者(又はその代理人)は税関からその通知を受け取った時点から一定の時間(空便で輸出の場合は4時間、空便で輸入の場合及び船便の場合は1日)内に指定の税関に赴き、製品真偽の検証を行うことが要求される。なお、権利者が検証に赴くか否かを決定するための参考として、税関は、前記通知を行うと同時に、侵害疑義物品の写真の電子ファイルを通知書簡に添付するか、又は通知後、権利者の要請に応じて提供することができる。更に権利者が現場で検証した結果、それが権利侵害物品であると判断した場合、通知を受けた日から3営業日以内に権利侵害を示す証明資料(例えば、真贋鑑定書など)を提出する必要がある。なお、所定の期間内に権利侵害証明資料の提出が困難な場合、書面をもって理由を釈明することで、税関に提出期間の延長を申請することができる。ただし、延長可能な時間は3営業日で、申請は1回限りとする³³⁾。

33(1) 知的財産権(商標・著作権)侵害物品の疑いがある貨物(侵害疑義物品)を発見した場合、日本の場合は、「認定手続開始通知書」の発行日の翌日から起算して10執務日(生鮮の侵害疑義物品については3執務日)以内に、権利者、輸入者双方が、当該侵害疑義物品について、意見・証拠を税関に提出することとなる。台湾の場合、税関にて商標・著作権侵害の侵害疑義物品を発見したら、税関より自主的にその情報を権利者(又はその代理人)に連絡する。権利者(又はその代理人)は税関からその通知を受け取った時点から一定の時間内(空便で輸出の場合は4時間、空便で輸入の場合及び船便の場合は1日)に指定の税関に赴き、製品真偽の検証を行い、

また、権利者に製品真偽の鑑定を求める通知とともに、輸出入業者にも、通知を受け取った時から3営業日以内に使用許諾証明資料又はその他権利侵害に該当しないことを証明できる資料の提出を求める通知がなされる。この提出期間の延長申請も1回に限り認められる。所定期間内において、権利者から権利侵害証明資料の提出があったにもかかわらず、輸出入業者から権利侵害に該当しないことを証明する資料の提出がない場合は、侵害された権利が商標権又は著作権であるかにより税関の対処が異なる。すなわち、商標権侵害物品の場合、税関は侵害物品の輸出入を差止め、事件を地方法院検察署又は司法警察機関に移送する。これに対し、著作権侵害物品の場合、税関は、輸出入業者からの証明資料の提出がない旨を権利者に通知し、通関を一旦保留するものの、著作権者が税関からの通知を受けた日から3営業日以内に、著作権法第90条の1の規定に基づき侵害疑義物品の輸出入に対して、税関で差止めるよう申立てるか、又は法院に民事若しくは刑事訴訟を提起しない限り、輸出入差止め若しくは司法機関への移送を行わない。

輸出入業者から権利侵害に該当しないことを証明する資料が提出された場合、権利者は、税関からその旨通知された日から3営業日以内に、商標法第72条第1項又は著作権法第90条の1の規定に基づき侵害疑義物品の輸出入に対して、税関で差止めるよう申立てること、又は法院に保全申立て手続きをとることにより、侵害疑義物品の通関を止めることができる。税関への輸出入差止申立て又は法院への保全申立手続きが行われない場合、輸出入は差止められない。

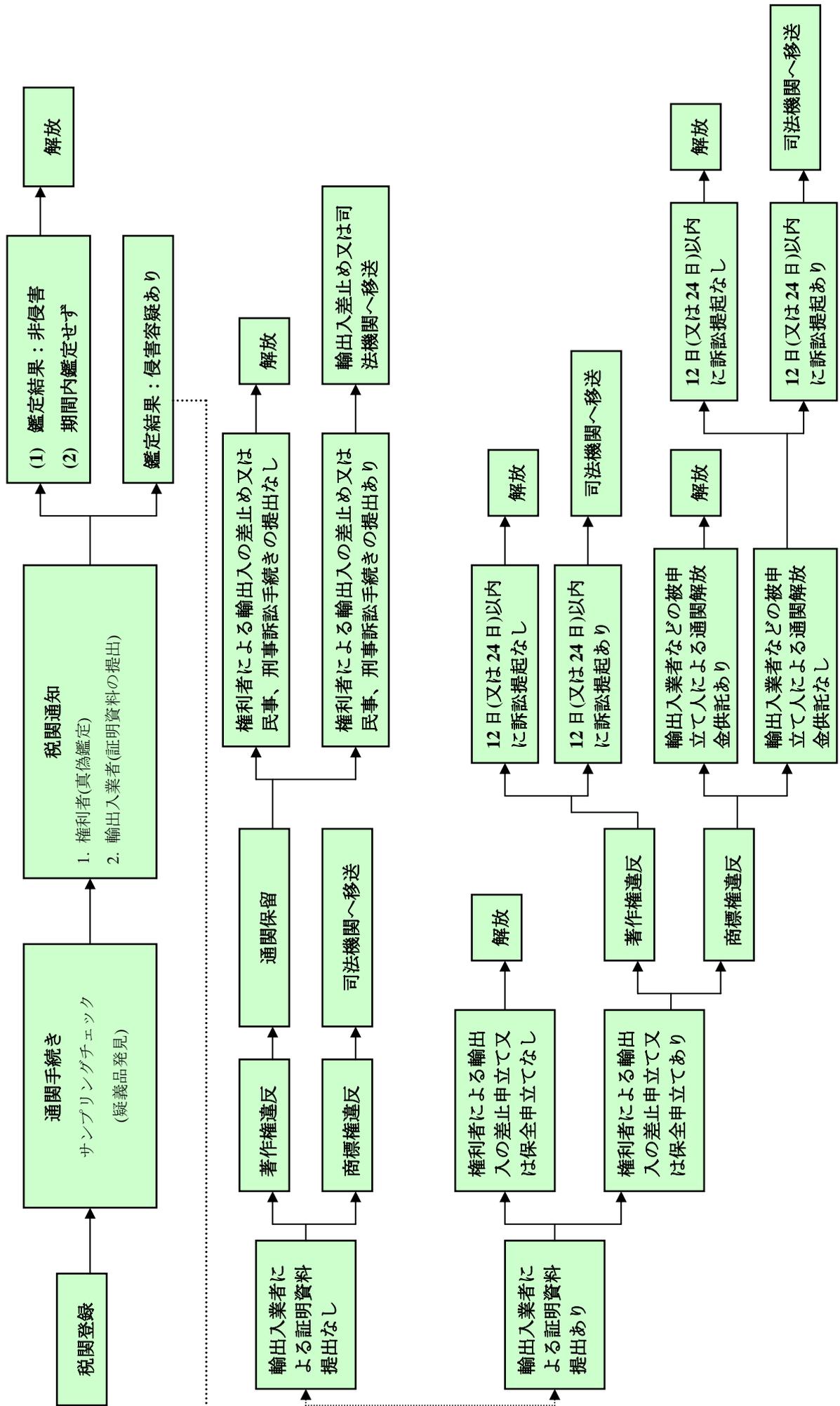
輸出入差止めの申立ては書面で行い、更に侵害の事実を釈明し、且つ税関が見積った当該輸入貨物課税価格又は輸出貨物FOB価格に相当する保証金を担保として提供しなければならない。また、申立人は、税関から差止めの受理を通知された日から12日(税関の判断により24日まで延長可)以内に、権利侵害訴訟を提起するとともに、税関に通知しなければならない。ただし、商標権侵害疑義物品の場合、輸出入業者などの被申立人は、前記輸出入差止申立てに供託した保証金の2倍に相当する金額を通関解放金として供託することにより、輸出入差止めの解除を求めることができる。

商標権及び著作権の保護については、税関登録制度を活用することが考えられる。また、権利者は、模倣品を徹底的に把握・分析し、通関業務を担当する税関職員が簡単かつ速やかに真正品か模倣品かを見分けられる方法の研究に努めることが、税関の登録制度を利用する前の極めて重要な作業である。なお、税関が侵害疑義物品を発見した場合、権利者は税関からその旨の通知を受け取った時から短時間内に、指定された税関に赴き、製品真偽の認定を行わなければならない。また、航空便の

それが権利侵害物品であると判断した場合、通知を受けた日から3営業日以内に権利侵害を示す証明資料(例えば、真贋鑑定書など)を提出することが要求される。

場合、通関手続きは 24 時間行われているため、通知を受ける時間が予測できないので、真贋製品を鑑定できる専門家(又は代理人)が常時台湾に滞在するか、又は真偽の鑑定方法の全てを代理人に提供する必要がある。

3.税関登録による商標権・著作権侵害疑義物品輸出入差止め手続きのフローチャート



4. 専利権による水際措置

- (1). 前記商標・著作権とは異なり、専利権(発明特許権、実用新案権及び意匠権)の侵害に関する刑事処罰が廃止され、また専利権侵害とは技術的に絡むことが多くあり、それを判断するには一定の技術能力を要し、物品の外観のみでは判断しにくい。台湾では専利権は、商標権、著作権のように税関登録の対象ではない。日本では、税関登録の対象として、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権のいずれも登録できるが、台湾では、商標・著作権しか税関登録の対象とすることができず、専利権は、登録の対象にはならない。

専利権者は、上記の税関登録制度は利用できないが、自己の専利権を侵害するおそれのある輸出入品を発見した場合、それを対象として、裁判所に対し、侵害疑義物品の輸出入差止の仮処分を申し立てることができ、裁判所が保全命令を下されれば、それに基づき、その輸出入を一時差し止めることができる。

- (2). また、専利権の保護を促進し、専利権にかかわる水際対策を強化するために、台湾の専利法が2014年1月22日付けで改正され、同年3月24日付けで施行された。当該改正後の専利法には、第97条の1から第97条の4の4つの条文が増設され、専利権侵害疑義のある輸入物品に対する、税関への差止制度が設けられた。以下に当該制度の概要を説明する。

- ① 輸出される物品については当該制度を利用できず、輸入物品のみが適用対象となる。

専利権者は、その専利権を侵害するおそれのある輸入物品について、税関に差押を申立てることができる(第97条の1)。注意すべきことは、当該税関における差押申立制度が輸入物品のみを対象とし、同じ侵害疑義物品であっても、それが輸出物品である場合、当該制度の利用ができないとしていることである。その理由について、公布された改正理由には、当該法改正の参考とした諸外国の法令、例えばアメリカの制度がその保護対象を輸入物品に限るとしていることを挙げている。また、台湾専利法第58条には、「発明専利権者は、他人がその同意を得ずに当該専利を実施することを排除する権利を専有している(第1項)。物の発明の実施とは、当該物品に関する製造、販売の申し出、販売、使用、又はそれらのために当該物品を輸入する行為を指す(第2項)。」と規定されている。同規定により、発明専利権者を含む専利権者が第三者による専利の実施を排除できる対象には、専利物品の輸出が含まれていないことも、その改正理由として挙げられている。

- ② 税関による差押申立手続きの流れ

- A. 専利権者は、侵害疑義物品を発見した場合、権利証書と侵害鑑定書(実用新案の場合、更に技術評価書を提出して)侵害の事実を釈明すると共に、税関が評価した当該輸入物品の税込価格に相当する供託金又は公債、定期預金証書などの担保品をそなえ、書面により差押を申立てる。専用実施権者も税関による差押を申立てることができる。
- B. 税関は、差押の申立を受理した場合、直ちに申立人にもその旨を通知する。税関は、実体的な審査を行わず、差押の申立が形式上、上記Aの要件を

満たすと認めた場合、差押の実施に当たって、申立人及び被差押人に書面にて通知する。

- C. 被差押人は、申立人である専利権者が提供する供託金の2倍に相当する担保金を納め、差押の解消を申立てることができる。
 - D. 税関は、申立人又は被差押人の申立により、差押物品の機密情報の保護を損なわないことを前提として、差押物品の検証を行うことができる。
 - E. 専利権者は、税関から差押申立を受理した旨の通知を受領した日の翌日から12日以内に侵害訴訟を提起しなければならない。当該提訴期間について、税関が必要と認める場合は、更に12日間の延長をすることができる。
 - F. 提訴の結果、侵害を構成すると認められ、判決が確定した場合、差押物品は廃棄のため裁判所に移送される。一方、提訴が却下され、或いは非侵害と認められた場合、差押が解消されて物品は輸入者に返還される。
- ③ 次のいずれかの状況があった場合、税関は既に行った差押処分を取り消さなければならない。
- A. 申立人が前記②のEに規定される期限までに侵害訴訟を提起して税関に通知しなかった場合
 - B. 申立人が侵害物品に関し提起した訴訟が裁判所に却下され確定となった場合
 - C. 差押物品が専利権侵害物品に該当しないという旨の判決が確定した場合
 - D. 申立人自らが差押の申立を取り下げた場合
 - E. 被差押人は担保金をそなえ、差押の解消を申立てた場合
- ④ 差押申立に関する費用負担、損害賠償責任
- A. 差押物品が専利権侵害物に該当しないという旨の確定判決があった場合、申立人は、被差押人に対し、差押をされたこと、又は差押の解消申立のために担保を提供したことにより受けた損害を賠償しなければならない。また、差押物品に係るコンテナ延滞料金、倉庫賃料、積卸費用などの関連費用は、上記の場合のみならず、前記③(Eを除く)のいずれかの場合においても、申立人が負担するものとする。なお、申立人による供託金は、上記関連費用、賠償金の担保とし、関連費用に優先的に充てられる。
 - B. 差押物品が専利権侵害物品に該当するという旨の確定判決があった場合、差押物品に係るコンテナ延滞料金、倉庫賃料、積卸費用などの関連費用は、被差押人が負担する。被差押人が差押の解消申立のために納めた担保は、優先的に上記関連費用に充てられ、次に、当該担保の提供により申立人に与えた損害の賠償に充てられる。

(二) 行政機関への告発(公平交易委員会、中央・直轄市・県市の所管官庁)

1.公平交易委員会

他人の氏名、商号、会社名称、商標、商品の容器・包装、外観、又は他人の商品・サービス若しくは営業を表示するその他の表徴を模倣した者に対し、台湾公平交易法第 25 条の違反を理由に、台湾公平交易委員会に告発状を提出し、行為者による当該表徴に関わる商品の販売・製造、運送、輸出又は輸入行為を禁ずる行政措置を請求することができる。

2015 年 2 月 4 日改正前の旧法では、第 20 条を根拠に同委員会に告発することも可能であったが、改正後、同条は第 22 条となり、当該第 22 条の違反に対する従来の法的措置であった行政罰、及び刑事罰が廃止されたため、現在は、民事救済しか方法がない。なお、第 22 条の違反に対する行政罰が削除されたため、同委員会は、法体系の均衡性を理由として、前記表徴の模倣行為を第 25 条の規制対象からも削除する意向を表明した。今後は、同委員会が、第 25 条に基づく行政機関への告発という救済措置を削除するか否かについて、同委員会の動向を、緊密に注視していくべきであろう。

(1)告発手続き

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	他人の氏名、商号、会社名称、商標、商品の容器、包装、外観、又は他人の商品・サービス若しくは営業を表示するその他の表徴を模倣し、当該模倣行為が、「高度な剽窃」又は「営業上の信用へのただ乗り」行為を構成し、「その他の取引秩序に影響するに足る、明らかに公正性を失した行為」に該当する。 (公平交易法第 25 条)
告発の効果	公平交易法違反と認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料の行政処分が下される。
告発機関及び機関の所在	公平交易委員会 台湾台北市中正區濟南路 1 段 2 之 2 號 12 樓 電話：886-2-2351-7588 http://www.ftc.gov.tw/internet/english/index.aspx

(2)公平交易法違反の効果

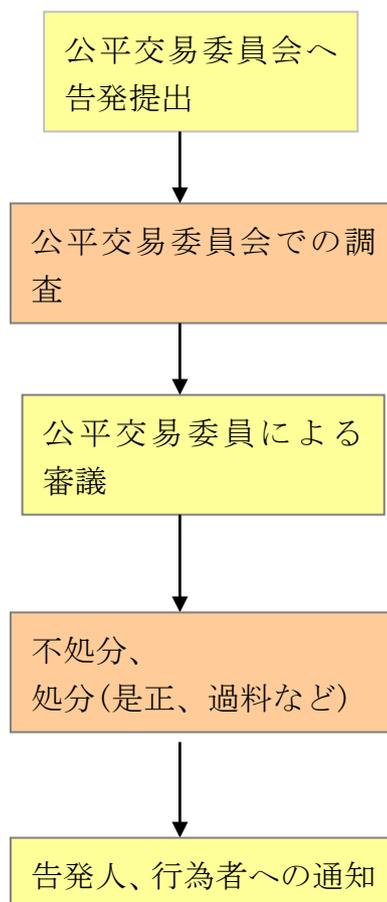
公平交易委員会は、「高度な剽窃」又は「営業上の信用へのただ乗り」行為を構成し、「その他の取引秩序に影響するに足る、明らかに公正性を失した行為」に該当す

ると認定した場合、同委員会は期限を定めて当該行為の停止、改正又は必要な是正措置をとるよう命じるとともに、行為者に対し5万台湾元以上2500万台湾元以下の過料に処することができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が停止、改正されず、又は必要な是正措置がとられない場合、引続き期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な是正措置をとるよう命じ、当該行為を停止、改正、又は必要な是正措置がとられるまで、回数に照らして10万台湾元以上、5000万台湾元以下の過料を連続して科することができる。

(3) 公平交易委員会による行政処分に対する不服申立て

公平交易委員会による是正、過料の処分を不服とする者は、公平交易委員会から行政処分を通知する書類を受け取った日の翌日から2ヶ月以内に、訴願手続を経ずに、直接に裁判所に行政訴訟を提起することができる。

(4) 公平交易委員会による調査のフローチャート



2.その他の機関(中央・直轄市・県市の所管官庁)

(1)商品表示法による救済

商品表示法第6条第1号により、商品表示の内容に虚偽、不実又は誤解を生じさせる事情があってはならない。当該事実がある場合、主務官庁に告発し、虚偽不実の表示を禁ずる行政措置を請求することができる。

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	商品表示の内容に虚偽、不実又は誤解を生じさせる事情がある場合 (商品表示法第6条第1号)
告発の効果	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料、営業停止又は休業命令などの行政処分が下される。
告発機関	<ul style="list-style-type: none"> ・中央においては経済部 ・直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局 ・県(市)においては県(市)当局

商品表示とは、商品表示法により、企業経営者が商品を陳列、販売する際の、商品の本体、内外包装又は説明書における表示を指す。したがって、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証書の番号などは、何れも商品表示法の規制対象である。知的財産侵害に関連するもので、商品表示法の違反行為とされるものとしては、「虚偽の特許表示」「製造業者の名称、産地虚偽表示」などが挙げられる。

商品表示法の違反行為態様の例示	実例
虚偽の専利表示	<ul style="list-style-type: none"> ・専利登録出願を行っていないのに、商品に「専利出願中」と表示する。 ・専利権の登録を受けていないのに、商品に「専利登録済み」と表示する。 ・他人所有の専利権を自己の権利と偽って、商品に他人の専利証番号を記載する。
製造業者の名称、産地の偽称	「松坂牛」「和歌山ラーメン」などのように、地域名と商品・役務の名称からなるものは、まだ地域団体商標として登録されていない場合、商品に「松坂牛」と表示する模倣業者の行為に対し、商標権に基づき権利を行使できなくとも、産地の虚偽表示に該当すると主張して、商品表示法にて対応することが可能である。

市場に流通している商品が上記規定に違反する場合、同法第 14 条により、主務官庁は期限を定め、改善するよう通知することができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が改善されない場合は、3 万台湾ドル以上、30 万台湾ドル以下の過料に処することができる。また、当該行為が改善されるまで、回数に応じて連続で過料を科すことができる。違反の状況が重大である場合は、6 月以下の営業停止又は休業を命じることができる。

(2)食品衛生管理法による救済

食品の安全、品質を管理し、国民の健康を守るために、食品衛生管理法が制定されている。同法第 19 条により、食品、食品添加物又は食品用洗剤の表示、宣伝、広告の内容に、不実、誇張若しくは誤解を生じさせる事情があってはならない。当該法律の規定に違反する食品を市場で発見した場合、主務官庁に告発し、かかる違反行為を禁ずる行政措置を請求することが考えられる。

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	食品、食品添加物又は食品用洗剤の表示、宣伝、広告の内容に、不実、誇張若しくは誤解を生じさせる事情がある場合 (食品衛生管理法第 19 条)
告発の効果	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、過料、営業若しくは工場の許可証の取消などの行政処分が下される。
告発機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央においては経済部 ・ 直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局 ・ 県(市)においては県(市)当局

食品衛生管理法第 19 条における表示とは、食品、食品添加物又は食品用洗剤の容器、包装又は説明書における記載、説明(文字、図、マークを含む。)を指す。したがって、商品表示法と同様に、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証書の番号などは、何れも食品衛生管理法の規制対象に属する。なお、「特別法優先原則」により、商品表示法よりも食品衛生管理法が優先して適用される。

上記規定に違反する食品を市場で発見した場合、主務官庁に告発し、かかる違反行為を禁ずる行政措置を請求することができる。主務官庁とは、中央においては行政院衛生署、直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては、直轄市当局、県(市)においては県(市)当局を指す。

主務官庁は、調査により、上記規定に違反すると認めた場合、行為者に 4 万台湾ドル以上、20 万台湾ドル以下の過料を科すことができる。また、1 年以内に再度違反した場合、業者の営業又は工場の許可証を取り消すことができる。また、上記規定に違

反した広告の放送については、それが停止されるまで、回数に応じて連続して過料を科すことができる。

(3)消費者保護法による救済

消費者権益の保護、消費生活の安全促進と品質向上に寄与するため、消費者保護法が制定されている。商品・役務を提供する事業は、消費者保護法により、正確な情報を消費者に提供する責任を負う。これに違反する場合、消費者は、消費者保護法違反を理由として、主務官庁に告発することができる。

告発できる資格	制限がなく、何人も告発できる。
告発可能な事由	商品表示法などの法令に従って、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証の番号などの情報を表示していない場合。 (消費者保護法第 24 条)
告発の効果	違法事実が認められた場合、違反程度に応じて、是正、過料などの行政処分が下される。
告発機関	<ul style="list-style-type: none"> ・中央においては対象事業の主務官庁 ・直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局、 ・県(市)においては県(市)当局

消費者保護法第 24 条によると、企業経営者は、商品表示法などの法令に従って、商品の名称、製造業者の名称、商品の原産地、特許証の番号などの情報を表示しなければならない。企業経営者が関連法令に違反して正しい表記をしていなければ、消費者は商品の出所、品質などについて誤認して購買する可能性がある。この場合、消費者は、消費者保護法違反を理由として、主務官庁に告発することができる。

上記の主務官庁とは、中央においては対象事業の主務官庁、直轄市(台北市、高雄市、新北市、台南市、台中市)においては直轄市当局、県(市)においては県(市)当局を指す(第 6 条)。

主務官庁の調査により、「商品表示法など、商品・役務の表示に関する法令に違反する行為」があると認定した場合、主務官庁は改善するよう当該行為者に通知することができる。また、改善するよう通知されたにもかかわらず、当該行為者が期限を過ぎても改善しなかった場合、主務官庁は 2 万台湾ドル以上、20 万台湾ドル以下の過料に処することができる。

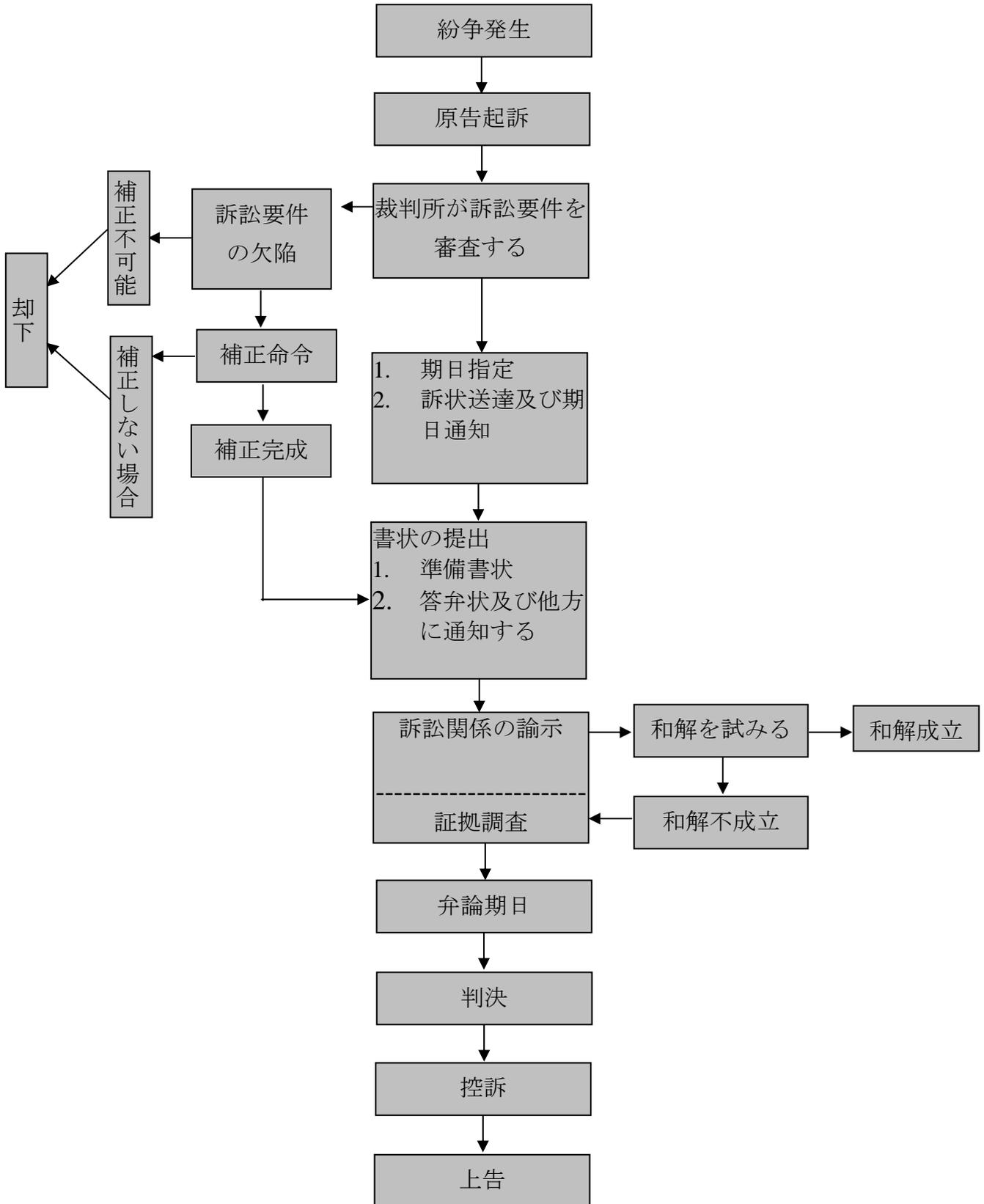
(三) 模倣に対する民事的救済

1. 関連法律

従来、知的財産権の侵害に対する民事的救済について、台湾においては通常の民事訴訟であると認められ、民事訴訟の一般原則が適用される。したがって、実体的な内容に関しては、専利法、商標法、民法などの法律に規定されているが、訴訟手続きに関しては、民事訴訟法及び同施行規則などに規定されている。しかし、2008年7月1日に「智慧財産法院組織法」(知財裁判所組織法、以下「組織法」と略称する)及び「智慧財産案件審理法」(知財事件審理法、以下「審理法」と略称する)が施行されて以降、知的財産権の侵害に対する民事的救済の訴訟手続きは、優先的に審理法及び組織法の規定を適用することとなる。ちなみに、審理法及び組織法に規定のない場合、民事訴訟法及び同施行規則などによることになる(審理法第1条)。

2.民事訴訟手続の概要

(1) 訴訟手続のフローチャート



(2) 法院に提出すべき書類

① 訴状(判決を請求する事項、主張及び証拠を明記しなければならない。)

② 訴訟代理人を委任した場合、委任状を提出しなければならない。その委任状には、会社印と代表者印を押捺する必要がある。また、外国法人の場合、公証及び認証を取り付けるよう命じられることはあるものの、手続き緩和のため、公証、認証を受けなくても、相手方からこの委任状につき異議を唱えなければ、委任状が認められる。

(3) 訴訟費用

① 第一審訴訟費用：請求する訴訟標的の金額が 10 万台湾元以下であれば、訴訟費用は 1000 台湾元とする。10 万台湾元を超え 100 万台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の 1%とする。100 万台湾元を超え 1000 万台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の 0.9%とする。1000 万台湾元を超え 1 億台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の 0.8%とする。1 億台湾元を超え 10 億台湾元以下の部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の 0.7%とする。10 億台湾元を超えた部分、訴訟費用は訴訟標的の金額の 0.6%とする。

② 第二審及び第三審の訴訟費用：上記第一審の計算基準に基づき、50%割増の裁判費用を追加徴収される。

3. 民事訴訟の対象となる侵害行為

(1) 専利権(特許権・実用新案権・意匠権)の侵害

専利権侵害とは、専利権者の同意を得ずに、特許物品を製造、販売の申し出、販売、使用又は輸入すること、又は当該方法をもって直接製造した物品を製造、販売の申し出、販売、使用又は輸入することである。専利法は、アメリカ、ドイツ、日本と異なり「直接侵害」と「間接侵害」に分けておらず、専利法第二章第七節の規定及び民法の損害賠償に関する規定によって侵害行為を定義する。以下は、通説の専利侵害判断方法及び専利侵害態様について説明する。

① 専利侵害判断方法

まず、対象となる物品専利又は方法専利の権利範囲を文言の解釈で特定する。次に、専利侵害判断理論である「全要件原則」と「均等論」によって、専利侵害として訴えられた物品又は方法と前述の特定された専利権請求範囲とを比較し、係争物品又は方法が前述の特定された専利権請求範囲に入れば、専利侵害を構成し、入らなければ、専利侵害を構成しないとする。

「全要件原則」とは、当該専利の構成要件的特徴を全てそのまま使用する場合、専利侵害を構成することをいう。

「均等論」とは、当該専利の構成要件的特徴の全部を使用するのではなく、ある要素が抜けていたり、付け加えられていたりするものの、当該専利の核心的特徴をそのまま使用して実質的に同一なものと評価される場合、専利侵害を構成することをいう。

②専利侵害態様

A. 専利直接侵害：

第三者が専利権者の同意を得ずに、当該物品を製造、販売の申し出、販売、使用又は輸入すること、又は当該方法をもって直接製造した物品を製造、販売の申し出、販売、使用又は輸入することは、専利直接侵害を構成する。専利法第 96 条第 1 項の規定は、専利直接侵害の態様である。

B. 専利侵害教唆：

第三者が自ら当該物品を製造、販売の申し出、販売、使用又は輸入すること、又は当該方法をもって直接製造した物品を製造、販売の申し出、販売、使用又は輸入することはしないが、専利直接侵害者を積極的に唆すことは専利侵害教唆を構成する。ただし、これは専利直接侵害が成立することを前提とする。専利法においては、この侵害態様を特に規定しておらず、実務上、民法第 185 条の「共同不法行為」によって侵害者の責任を問う。

C. 専利侵害幫助：

第三者が特許侵害品であることを知りながら、侵害品を作成するのに重要な部品又は専用設備を製造し供給することは、専利侵害幫助を構成する。ただし、これも専利侵害教唆の場合と同様に、専利直接侵害が成立することを前提とする。専利法においては、この侵害態様を特に規定しておらず、実務上、民法第 185 条の「共同不法行為」によって侵害者の責任を問う。しかしながら、この規定を使用しての対応には、相当以上の困難を伴う。

(2)商標権の侵害

商標法第 68 条の規定により、商標権者の同意を得ずに、販売の目的で、下記に掲げる事情のいずれかに該当する場合、商標権侵害を構成する。

①同一領域での侵害

同一の商品又は役務において、その登録商標と同一の商標を使用する場合。

類似の商品又は役務において、その登録商標と同一の商標を使用することにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。

②類似領域での侵害

同一又は類似の商品又は役務において、その登録商標と類似の商標を使用することにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。

また、商標法第 70 条により、商標権者の同意を得ずに、次のいずれかの状況を有する場合、商標権の侵害と見なす：

- A. 他人の周知著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用し、該商標の識別力又は信用を損なう恐れがある場合。
- B. 他人の周知著名な登録商標であることを明らかに知りながら、当該周知著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム若しくはその他の営業主体を表彰する名称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、又は該商標の識別力若しくは信用を損なうおそれがある場合。
- C. 第 68 条の商標権侵害に該当するおそれがあることを明らかに知りながら、商品若しくは役務と併合して使用しないラベル、タグ、包装容器、又は役務と関係のない物品を製造、所持、展示、販売、輸出若しくは輸入する場合。

③商標権侵害の例外

次に掲げる事情については、商標法第 36 条の規定により、他人の商標権の効力による拘束を受けない：

- A. 商業取引の慣習及び信義則に合致する方法で、自己の氏名、名称又はその商品又は役務の名称、形状、品質、性質、特性、用途、産地又はその他商品又は役務自体に関する説明を表示し、商標として使用しない場合。
- B. 商品又は役務の機能を発揮するために必要な場合。
- C. 他人の商標の登録出願日前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務に使用する場合。ただし、これは元使用の商品又は役務に限る。その場合、商標権者は、当該商標を使用する者に対して、適当な区別表示の付記を要求することができる。

(3)不正競争行為の場合

- ①商品主体、営業主体の混同行為；著名商標の使用行為

公平交易法第 22 条の規定により、事業者は、その営業上提供する商品又は役務につき、次に掲げる行為をしてはならない(公平交易法第 22 条第 1 項)：

- A. 著名な他人の氏名、商号若しくは会社の名称、商標、商品容器、包装、外観又は他人の商品を示すその他の表徴と同一又は類似するものを同一又は類似する商品に使用し、それをもって他人の商品と混同を生じさせること、又は当該表徴を使用する商品を販売、運送、輸出或いは輸入すること。
- B. 著名な他人の氏名、商号若しくは会社の名称、標章又は他人の営業、役務を示すその他の表徴と同一又は類似するものを同一又は類似する役務に使用し、それをもって他人の営業又は役務の施設又は活動と混同を生じさせること。

前述の規定は、次の各号に掲げる状況又は行為に適用しない(公平交易法第 22 条第 2、3 項)：

- A. 前掲した氏名、商号若しくは会社の名称、商標、商品容器、包装、外観又は他人の商品・役務を示すその他の表徴が、法により商標登録された場合。
- B. 通常の使用方法で、商品・役務の慣用名称又は取引上同類の商品・役務のその他の慣用表徴を使用すること、又は当該名称又は表徴を使用する商品・役務を販売、運送、輸出又は輸入すること。
- C. 善意で自己の氏名を使用すること、又は当該氏名を使用する商品・役務を販売、運送、輸出又は輸入すること。
- D. 公平交易法第 22 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める表徴が著名になる前に、善意でそれと同一又は類似するものを使用し、又は善意で当該表徴を使用する者からその営業とともに当該表徴を譲り受けて使用し、又は当該表徴を使用する商品・役務を販売、運送、輸出又は輸入すること。なお、権利者は、他の事業者が前項第 2 号又は第 3 号の行為により、権利者の商品・役務の出所と誤認混同を生じさせるおそれがある場合、他の事業者に対し、適当な区別表示を付すよう請求することができる。ただし、これは商品の運送しか行わない事業者には適用しない。

②不当ドメインネーム登録行為などの禁止

台湾の実務では不当ドメインネーム登録行為に関して、他人の著名商標或いは著名表記をもってドメインネームに登録する場合、商標法第 70 条 1 項 2 号に基づき対応するほか、公平交易法第 22 条及び第 25 条「本法にある規定以外にも、事業者はその

他取引の秩序に影響を与えるに足る欺瞞的な又は著しく公正を欠く行為をしてはならない。」という規定を根拠に対応することも可能。

4.侵害に対する救済の種類及び内容

専利権、商標権の侵害、不正競争行為がある場合、その侵害者に対しては、侵害行為の差止と損害賠償を請求することができる。なお、公平交易法第 22 条第 4 項の規定によると、権利者は、他の事業者が公平交易法第 22 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の行為により、権利者の商品・役務の出所と誤認混同を生じさせるおそれがある場合は、他の事業者に対し、適当な区別表示を付するよう請求することができる。

(1)侵害の差止請求権

侵害の排除を請求すること、また侵害のおそれがある場合、その防止を請求することができる権利をいう。

(2)損害賠償請求権

故意又は過失により不法に他人の権利を侵害した場合、被害者は侵害者に対し、損害の賠償を請求することができる権利をいう。

(3)不当利得返還請求権

民法第 179 条により、法律上の原因がなく利益を受け、これがために他人に損害を及ぼしたときは、その利益を返還しなければならない。専利法に明文の規定はないが、理論上専利権者が不当利得返還請求権を有することは認められる。

(4)信用回復請求権

専利法第 96 条第 5 項により、発明者は氏名表示権が侵害された場合、発明者の氏名表示又はその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。

5.請求権発生の要件

(1)専利・商標の場合

①侵害の差止請求権

専利権・商標権は無体財産権或いは準物権であると認められ、それら権利に属する「排他性」という性質によって、専利・商標を侵害され、又は侵害のおそれがある場合、同請求権を行使することができる。つまり、侵害があった場合は、同請求権をもって侵害者に対し侵害行為の停止を請求することができる。実際に発生した侵害ではなく、侵害のおそれがある場合、侵害のおそれのある客観的な事実があれば、侵害防

止請求権を主張することができる。ちなみに、侵害の差止請求権の主張は、侵害者の故意又は過失を前提とせず、権利侵害又は侵害のおそれがあれば足りる。

②損害賠償請求権

民法不法行為の一般原理により、以下の要件を要する。

- A. 侵害行為
- B. 行為の違法性
- C. 違法な侵害による損害
- D. 侵害行為と損害発生との因果関係
- E. 侵害者の故意・過失
- F. 侵害者の責任能力
- G. 専利権侵害の場合、物品或いは包装に専利権表示をすること

特許表示をしなければ、侵害者が特許侵害品であることを知っていたこと或いは知りえることを証明しなければならない。

(2)不正競争行為の場合

①侵害の差止請求権

公平交易法第 29 条の規定により、事業者が本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに至った場合は、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合も侵害の予防を請求することができる。したがって、専利権・商標権侵害の場合と同様に、侵害があった場合、侵害者に対し侵害行為の停止を請求することができる。実際に発生した侵害ではなく、侵害のおそれがある場合も、侵害のおそれのある客観的な事実があれば、侵害防止請求権を主張することができる。また、その侵害の排除・防止請求権の主張は、侵害者の故意又は過失を前提とせず、権利侵害又は侵害のおそれがあれば足りる。

②損害賠償請求権

公平交易法第 30 条の規定により、事業者が本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに至った場合は、損害賠償の責任を負う。同規定に鑑みれば、損害賠償請求権が発生する要件については、民法不法行為の一般原理を適用し、すなわち故意又は過失を備えなければならない。上記の五(一)2.を参照。

③ 適当な区別表示の請求権

公平交易法第22条第4項の規定により、権利者は、他の事業者の公平交易法第22条第3項の第2号又は第3号の行為により、権利者の商品・役務の出所と誤認混同を生じさせるおそれがある場合は、他の事業者に対し、適当な区別表示を付するよう請求することができる。

6. 当事者適格

(1) 専利権に基づく場合

① 専利権者

発明者は、専利を出願し、査定公告された後、専利証書を受領し専利権を取得して、専利権者となる。専利権者は専利権が侵害される場合、損害賠償の請求、侵害排除の請求、又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害防止の請求を行うことができる。

② 専用実施権

専用実施権(exclusive license)とは、専利権者が一定の時間及び領域内において、ライセンスを受けた者にのみ許諾する実施権をいう。専利権者は前述した特定の時間又は領域内でライセンシー以外の第三者に当該専利の実施権を許諾することができず、自らも当該専利権の実施ができない。契約で別途規定がある場合を除き、専用実施権者は専利権が侵害される場合、損害賠償の請求、侵害排除の請求、侵害するおそれのある者に対し、その侵害防止の請求を行うことができる。

③ 通常実施権

通常実施権(non-exclusive license)とは、専利権者が一定の領域、期間内において、同一の専利を二人以上に実施権を許諾することができるほか、自らも当該専利権を実施することができる権利をいう。台湾の専利実施権の許諾に関する現行実務においては、かかる通常実施権がよく見られる。専利権が侵害される場合、通常実施権を許諾した専利権者は、損害賠償の請求、侵害排除の請求、侵害防止の請求を行うことができるが、専利法には通常実施権者が権利侵害の排除、防止請求権につき規定されておらず、通常実施権者が専利権を「使用」する権限のみを有していることに鑑みれば、通常実施権者は、許諾された範囲内において、他人が発明を実施した場合であっても、差止め請求、損害賠償請求を行うことはできない。このような場合、専利権者に、差止め請求、損害賠償請求を行ってもらふこととなる。

(2) 商標権に基づく場合

商標権を取得すれば、商標権者として侵害の排除・防止などを請求できる。第三者に商標の使用を許諾し、智慧財産局(日本語訳：知的財産局、日本の特許庁相当)に登録する場合、第三者は侵害の排除・防止などを請求できる。商標法によれば、台湾では通常使用権と専用使用権のように登録することは可能となる。特許と同様、専用使用権者も許諾された実施権範囲内に、商標権者と第三者による商標の使用を排除することができる。

(3)不正競争行為の場合

公平交易法第 29 条、第 30 条により、他人に侵害差止請求権及び損害賠償請求権を主張できるのは、他人が商品・役務の表徴を模倣し、権利の侵害があった場合、或いは権利の侵害のおそれがあった場合に限られる。つまり、その被害者は当該商品・役務の表徴の権利者に限られる。また、一般消費者については、公平交易法により、侵害の差止請求権及び損害賠償請求権を主張することができない。

7.知的財産民事事件の審理

(1)知的財産民事事件の範囲

組織法第 3 条第 1 号、第 4 号の規定に基づき、知的財産民事事件には次に掲げる案件が含まれる。

専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、あるいは公平交易法により保護される知的財産権に関して生じた第一審及び第二審民事訴訟事件。(組織法第 3 条第 1 号)

その他、法律により規定される又は司法院により指定される知財裁判所が管轄する案件。(組織法第 3 条第 4 号)

具体的には、組織法に適用する知的財産民事事件の範囲は次のようになる(「智慧財産法院審理細則」《以下「審理細則」と略称する》第 2 条)。

①知的財産権の権利の帰属又はその出願権の帰属及びその報酬に係る紛争事件

②契約に係る紛争事件

A. 知的財産権のライセンス契約に係る事件

B. 知的財産権の譲渡、質権設定、信託、登録の同意、出願権の譲渡及びその他の契約に係る紛争事件

③権利侵害に係る紛争事件

A. 知的財産権侵害のうち財産権に関する紛争事件

B. 知的財産権侵害のうち人格権に関する紛争事件

④知的財産権の使用によって生じる補償金、権利金に係る紛争事件

⑤公平交易法の知的財産権益保護に係る事件

⑥知的財産権の証拠保全及び保全手続きに係る事件

⑦その他、法律により規定される又は司法院が指定した知財裁判所が管轄する事件

(2)技術審査官の設置

知的財産案件は通常、複数の分野に跨る科学技術専門問題に関わり、技術面での専門的なレベルを引き上げるため、知財裁判所に各種技術分野を専門とする技術審査官を配置する。組織法の規定によると、知財裁判所には技術審査官室を設けて技術審査官を置き、技術審査官の採用は知的財産の専門知識及び技術を具える職員を任用、招聘又は一時的に他官庁より出向してもらい、これに充てることができる。原則的に、技術審査官は裁判所の命令を受け、審理する案件の技術判断、技術資料の収集・分析及び技術に関わる意見を提供し、法により訴訟手続きに参加する(組織法第15条第4項)。詳しく言えば、技術審査官の職務内容は以下のとおりである(審理法第4条)：

①訴訟関係を明確にするため、事実上及び法律上の事項について、専門知識に基づき当事者に説明又は質問する。

②証人又は鑑定人に直接質問する。

③裁判官に意見陳述を行う。

④証拠保全時に証拠の調査に協力する。

技術審査官は、裁判官をサポートするために裁判所に常任する職員であり、それが裁判官に対して行った陳述は証拠資料とすることはできない。当事者は自らが主張する事実について依然として立証責任を負わなければならない。技術審査官の陳述を証拠として直接引用することはできない。また、技術審査官は当事者の質問を受け付けない。技術審査官が裁判官に対して行った口頭又は書面による陳述は、性質上、諮問し聴取された意見であり、もし判決の基礎として採用するのであれば、法により当事者に弁論の機会を与えなければならない。

(3)心証公開

知的財産訴訟には技術審査官制度が導入されており、技術審査官が個別案において裁判官に対し意見を陳述した後、裁判官が事件についてすでに知り得た如何なる適用すべき特殊な専門知識も、訴訟関係人はこれを知らないことが多く、もし裁判官が判決前に当事者にその専門知識上の認識及び判断を適当に開示して、当事者に意見を表明する機会を与えなければ、当事者にとっては不意打ちの裁判となり、当事者の正当な権益の保障を妨げる。したがって、審理法第8条第1項には「裁判所がすでに知っている特別な専門知識は、当事者に弁論の機会を与えなければ、判決の基礎として採用することができない」と明確に規定されている。

また、審理法第8条第2項には「裁判長又は命令を受けた裁判官は、事件の法律関係について、当事者によく説明しなければならず、並びに適時その法律上の見解を表明することができ且つ適度に心証を開示することができる」と規定されているが、これは、訴訟法の学理を参照し、当事者に裁判官の技術問題についての内容を確実に把握させ、不安から無意味な訴訟を起こすことのないよう、重要な争点につき裁判所と速やかにコンセンサスを得て、且つ調停を促し、より機能を発揮しやすくするものである。

(4)営業秘密の保護

裁判は原則上、公開方式で行わなければならないが、当事者が訴訟において提出する攻撃防御方法が、当事者又は第三者の営業秘密に関わるとき、もし依然として一律公開裁判とするのであれば、おそらく当事者又は第三者に重大な損害を与えることになるであろう。したがって、審理法第9条には「当事者の提出する攻撃又は防御方法が、当事者又は第三者の営業秘密に関わり、当事者が申立てを行い、裁判所が適当であると認める場合、非公開裁判とすることができる。双方の当事者が非公開裁判に合意した場合にも同様とする(第1項)。訴訟資料が営業秘密に関わる場合、裁判所は申立て又は職権により、訴訟資料の閲覧、抄録又は撮影を許可しない又は制限する旨の裁定を下すことができる(第2項)」と規定されている。

(5)秘密保持命令

訴訟の促進及び営業秘密の保護のいずれにも配慮し、当事者が営業秘密を提供することによって損害を被る可能性を低くするため、審理法第11条～第15条に秘密保持命令制度に係る規定を特に設けた。秘密保持命令とは、証拠などの訴訟資料中に、もし営業秘密が含まれているとき、裁判所が営業秘密保有者からの申立てを受けて、該営業秘密につき訴訟以外の目的での使用又は開示を禁止する命令を出すことを指す。審理法第11条第1項にはその要件が規定されており、当事者又は第三者がその保有する営業秘密につき、下記要件に該当することを積明する場合、裁判所は該当事者又は第三者の申立てにより、他方の当事者、代理人、補佐人又はその他の訴訟関係人に対し、秘密保持命令を出すことができる：

- ①当事者の書面の内容にその営業秘密が記載され、或いは既に取り調べられ又は取り調べられるべき証拠がその営業秘密に関わる。
- ②営業秘密が開示され、或いは該訴訟以外の目的で使用されることにより、該当事者又は第三者の該営業秘密に基づく事業活動が妨害される虞があり、これを防ぐため、その開示又は使用を制限する必要がある。

秘密保持命令を受けた者が命令中に規定されている事項に違反して、訴訟以外の目的での使用を実施し、或いは秘密保持命令を受けていない者に開示した場合、審理法第35条第1項の規定により、3年以下の懲役、拘留、又はNT\$100,000以下の罰金に処する又は併処することができる。

(6)権利の有効性の認定

智慧財産局による審査を経て許可され取得した知的財産権につき、その付与及び剥奪は伝統的にいずれも行政の「専属権事項」に属すものと認められており、その正確性に係る審査は行政訴訟手続きにより処理しなければならない。訴訟の審理中に、もし当事者から知的財産権の有効性に係る抗弁が提出された場合、往々にして、審理中の訴訟を停止する裁定を下し、行政訴訟の結果が確定するのを待つが、これによって普通裁判所の訴訟終結時期が引き延ばされる、知的財産権に対し有効な保護を与えることができないといった問題も派生する。

審理法第16条第1項には、「当事者が、知的財産権には取消し若しくは無効すべき理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならない、民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法、植物品種及種苗法、又はその他の法律の訴訟手続き停止に関する規定を適用しない」と明確に規定されており、民事侵害訴訟中、裁判所は、知的財産権に取消し又は無効すべき理由があるか否かといった争点につき、判断を下す権限を有し、その民事訴訟の判決が行政処分又は行政訴訟手続きの結果を待たなければならないことを理由に、訴訟手続き停止の裁定を下すことはできない。また、第2項には「裁判所が取消し、廃止すべき理由があると認めたとき、知的財産権者は、該民事訴訟において、相手方に権利を主張することができない」と規定されている。つまり、かかる判断は原則的に、該訴訟においてのみ相対効力を生じ、知的財産権者がその他の訴訟において依然としてその権利を主張できることを阻止するものではない。

(7)証拠保全

知的財産権が侵害を受けた事実及び損害の範囲に係る証拠が滅失又は隠蔽されることなく、知的財産権者が訴訟において立証することができ、有効な救済を獲得するためには、証拠保全が必要である。審理法によると、証拠保全の申立ては、管轄の裁判所に対して行い、裁判所が証拠保全の実施を許可するとき、技術審査官に、現場に

赴いて職務を執行するよう命ずることができ、また、裁判所が必要であると認めるとき、尋問を受けた者の住居所又は証拠物の所在地の地方裁判所に、証拠保全の実施を委託することができる(審理法第 18 条第 1 項、第 3 項、第 7 項)。

また、民事訴訟法第 368 条以降の条文には証拠保全手続きについて規定されており、相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒絶するとき、裁判所は強制処分を実施することができないのに対し、審理法第 18 条第 4 項には特別に、「相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒絶するとき、裁判所は強制的にこれを排除することができる。但し、必要な程度を超えてはならない。必要なときには、警察に協力を求めることができる」と規定されている。

8. 提訴管轄

審理法第 7 条は、「組織法第 3 条第 1 号、第 4 号に定める民事事件は、知財裁判所の管轄とする」と定めている。知財裁判所が取り扱う知的財産に関する民事訴訟の審判事務の管轄範囲は以上のとおり規定されているものの、審理細則第 9 条により、知的財産に関する民事訴訟事件は知財裁判所の管轄に専属しておらず、知的財産に関する民事訴訟事件に対し、他の民事裁判所が実体審理を行う場合、上級裁判所は管轄の錯誤を理由として原判決を破棄してはならない。よって、知的財産に関する民事事件は当事者の選択により、知財裁判所又は普通裁判所で行われるものの、現時点の司法実務では普通裁判所は知的財産に関する民事事件を自ら審理せず、知財裁判所に移転するのは殆どである。

以下に、普通裁判所の管轄権に関する民事訴訟法の規定を説明する：

- (1) 訴訟は、被告の住所地の裁判所が管轄する。被告の住所地の裁判所が職権を行使することができないときは、その居所地の裁判所が管轄する。訴訟の原因事実が被告の居所地に発生したときは、その居所地の裁判所が管轄する。(民事訴訟法第 1 条第 1 項)
- (2) 私法人その他訴訟当事者となることができる団体に対する訴訟は、その主たる事務所、又は主たる営業所の所在地の裁判所が管轄する(民事訴訟法第 2 条第 2 項)。
- (3) 外国法人その他訴訟当事者となることができる団体に対する訴訟は、その台湾にある主たる事務所、又は主たる営業所の所在地の裁判所が管轄する(民事訴訟法第 2 条第 3 項)。
- (4) 事務所又は営業所を有する者に対して、その事務所又は営業所に関して訴訟をするときは、その事務所又は営業所の所在地の裁判所が管轄する。(民事訴訟法第 6 条)

(5) 不法行為に関して訴訟を提起するときは、行為地の裁判所が管轄することができる。(民事訴訟法第 15 条第 1 項)

(6) 共同訴訟の被告が複数人であり、その住所が同一裁判所の管轄区域内にないときは、各住所地の裁判所がいずれも管轄権を有する。ただし、第 4 条乃至前条により共同の管轄裁判所を定めているときは、その裁判所が管轄する。

9. 主張・立証

(1) 専利権侵害訴訟等の場合

専利権とは、法律で規定する一定の期間内に専利権者に賦与される排他的効力を有する権利を言い、法律で別途規定のある場合を除き、他人が専利権者の同意を得ずに、当該専利物品の製造、販売、販売の申し出、使用、若しくは輸入すること、又は専利方法を使用することを専利権侵害として排除することができる。専利権が侵害される場合、専利権者及び専用実施権者は、損害賠償の請求、侵害排除の請求、又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害防止の請求を行うことができる。専利権者及び専用実施権者が前述した請求を行う場合、専利権を侵害する物品又は侵害するための原料、道具の廃棄又は他の必要な処置の請求を行うことができる。

① 専利権侵害の鑑定

鑑定は民事訴訟法に明確に規定される証拠方法の一つである。鑑定とは、学識、経験を持つ者又は団体が学識、経験に基づき、具体的事実を判断することをいう。鑑定人は裁判所により選任され、裁判過程中において鑑定意見を陳述し、かかる陳述は証拠として用いられる。

また、裁判過程において、鑑定人は当事者及び裁判所の質問を受けることができる。鑑定人の報酬は訴訟費用の一部であり、最後の判決時に裁判所から、当事者が負担するよう命じられる。

以前の専利権侵害の訴訟実務において、裁判所はよく専業鑑定機構を指定し、鑑定を行わせた。専利法第 103 条には、「司法院は、専利侵害鑑定の専門機関を指定することができる。裁判所は、発明専利訴訟を受理し、前項の機関に委託して鑑定させることができる。」と定めている。更に、各裁判所の参考に提供するために、司法院は、専利侵害鑑定の専門機関を務める意思があり、且つ務めることが適切である機関、合計 57 所のリストを秘台庁民一字第 0930016881 号書簡をもって各裁判所に通知した。但し、2008 年 7 月 1 日より組織法と審理法が施行されて以降、専利訴訟に技術審査官が配置され、専利の有効性と侵害構成の有無につき、裁判官をサポートできるため、現在の専利権侵害の訴訟実務において、裁判所が別途に専業鑑定機構を指定し、鑑定を行わせるケースは少なくなる。他方、専利権者は専利権侵害製品の技術特徴が専利

物品の専利権範囲内に入ることを証明するために、前記司法院に指定された鑑定機関に委託し、専利権侵害鑑定報告書を提出することは良くある。但し、専利権者の依頼により作成された鑑定報告書は民事訴訟法に定められる「鑑定」という証拠方法ではなく、「証拠」のひとつに過ぎない。

また、各裁判所の参考に供するために、智慧財産局が専利権侵害鑑定要点を公布した。各裁判所が審理を行う際、当該専利権侵害鑑定要点を参考にして侵害の認定を行うことになる。当該専利権侵害鑑定要点によると、専利権侵害の鑑定・認定の流れは次の二段階に分かれる：1) 専利請求の範囲を解釈する、及び 2) 解釈を経た専利請求の範囲と鑑定対象を比較する、である。解釈を経た専利請求の範囲と鑑定対象とを比較することは、1) 専利請求の範囲の技術特徴を解析する、及び 2) 鑑定対象の技術内容を解析する、ことが含まれる。

②専利権侵害の証明

専利権侵害を証明するためには、専利権者が以下の事項について立証しなければならない：

- A. 係争専利権が有効であること。
- B. 専利権侵害者が確かに権利の侵害行為を行った事実。
- C. 専利権侵害者の故意又は過失。

したがって、専利権者又は専用実施権者が前述の請求を行う場合、専利証書を提出し、専利製品又は専利方法が如何なる時間、場所、方法によって、製造、販売、販売の申し出、使用、若しくは輸入されるかについて、証拠を提出してはじめて専利侵害を証明することができる。

③損害賠償の範囲

A. 損害額の想定及び算定

専利権者が損害賠償を請求する場合、受けた損害及び失った利益の賠償を請求することができる。しかし、証拠又は方法を提供してその損害を証明することができない場合、専利権者は専利権の実施により通常に取得できる利益から、損害を受けた後に同一専利権を実施して得た利益を差し引き、その差額を損害金額とすることができる。また、専利権者は専利権侵害者が侵害行為により得た利益を賠償請求として選択することもできる。専利権侵害者がそのコスト又は必要な費用を立証できない場合は、当該物品を販売した全収入をもって、得た利益とする。また、専利法により、実施権の授与により得られる合理的権利金をもって賠償として請求することも可能となる。

なお、2013年6月11日の法改正（特許法第97条第2項）により、裁判所は、被害者からの請求に対して、侵害者の行為が故意によるものと認める場合、侵害の状況により、実際に被った損害の額以上の賠償を定めることができる。（但し、その額は証明された損害額の3倍を超えることはできない。）

B. 専利権者の精神的な損失及びその賠償

専利権者の業務上の信用及び名誉が侵害により損害される場合、別途それに相当する金額の賠償を請求することができる。

C. 損害賠償額の算定

権利侵害者の権利侵害行為が故意である場合、裁判所がその侵害状況に基づき、損害額以上の賠償を下すことができる。

D. 文書の提出義務

a. 文書の提出に関する規定

民事訴訟法により、当事者は下記の各文書を提出する義務を負う：

- i. 当事者が訴訟手続きにおいて引用したもの。
- ii. 他方当事者が法律に従い、交付又は閲覧を請求できるもの。
- iii. 他方当事者の利益のために作成したもの。
- iv. 商業帳簿
- v. 本件訴訟に係る事項のために作成したもの

専利権者は、自らが請求を希望する証書、例えば、権利侵害者が所持する文書を提出するよう裁判所に請求することができる。証明される事実の重要性、及び専利権者の請求が正当であると裁判所が認める場合、権利侵害者に対し文書を提出するよう裁定しなければならない。実務上、裁判所が損害賠償金額を計算する場合は、権利侵害者に対し、それに係る商業帳簿の提出を命じ、専利権侵害製品の販売により得た利益を証明するよう求めることがよく行われる。

b. 文書の提出命令に従わないことの法的効果

審理法第10条第1項の規定によると、文書を所持する者が正当な理由なしに裁判所の文書提出命令に従わない場合、裁判所は当事者に対しNT\$ 30000元以下の過料を課すことができ、必要に応じ強制処分を裁定することもできる。

(2)商標権侵害訴訟の場合

①一般の損害賠償

商標法第 69 条により、商標権者は、その商標権を侵害した者に対し、侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合、侵害の防止を請求することができる。商標権侵害に対する最も有効な救済手段は、侵害の差止請求権の行使である。そして、商標権侵害行為に有効適切に対応するには、まず民事訴訟法に基づく仮処分申請を提出することが考えられる。仮処分については、本章の 12(1)を参照。なお、商標法第 99 条により、外国法人又は団体は認可・許可を受けた者に限らず、本法に規定される事項について、告訴、自訴又は民事訴訟を提起することができる。

また、損害賠償の計算については、商標法第 71 条により、次の四つの方法のうち一つを選んでその損害を算定することができる。

- A. 民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠、方法を提出することができない場合、商標権者は、その登録商標を使用することによって通常得られる利益から、侵害された後、同一商標の使用によって得た利益を控除した差額を、その受けた損害とすることができる。
- B. 侵害者とその侵害行為によって得た利益による。侵害者とそのコスト又は必要経費について立証できない場合は、当該商品を販売して得た収入の全部を侵害者の受けた利益とする。
- C. 押収した商標権侵害に係る商品の小売り単価の 1500 倍までの金額による。但し、押収した商品が 1500 個を超える場合は、その総額を賠償額とする。
- D. 商標権者が他人に使用許諾を授与した場合受け取られるロイヤリティーの金額をその損害とする。

前項の賠償額が明らかに不適切である場合、裁判所はこれを減額することができる。

②業務上信用の損害賠償

商標権者の業務上の信用が侵害によって損なわれた場合、相当する金額の賠償を別途請求することができるという条項が削除されたため、業務上信用毀損として損害賠償を請求することができなくなる。

③新聞紙での判決内容の掲載

商標法では侵害者の費用負担で、商標権侵害の事実に係る判決文の全部又は一部を新聞紙に掲載することができるという規定が削除されたものの、民法第195条1項に基づき、新聞紙に判決内容を掲載するよう請求することができる。

(3)不正競争行為侵害訴訟等の場合

①一般の損害賠償

公平交易法第29条により、事業者が本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに至った場合は、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合も侵害の予防を請求することができる。その侵害の排除・防止請求権の行使については、本章の12(1)を参照。

公平交易法第30条により、事業者が同法の規定に違反し他人の権益を侵害するに至った場合は、損害賠償の責任を負う。公平交易法第31条により、裁判所は被害者からの請求に対して、事業者の行為が故意によるものと認める場合は、侵害の状況により、実際に被った損害額以上の賠償を定めることができる。但し、その額は証明された損害額の3倍を超えることはできない。侵害者がその侵害行為から利益を得た場合は、被害者は、当該利益に基づく損害額の算定を請求することができる。

②新聞紙での判決内容の掲載

公平交易法第33条により、被害者は同法の規定により裁判所に訴訟を提起する際、侵害者の費用負担で判決文を新聞に掲載するよう請求することができる。

10.判決

(1)判決手続

判決は、言渡し(口頭弁論を経たもの)又は公告(口頭弁論を経ないもの)によって対外的に成立し、効力が発生する。言渡し期日は原則として弁論終結の時から2週間以内指定される。

(2)判決の効力

判決の効力は、当事者の他、訴訟係属後当事者の承継人となった者及び当事者又はその承継人のために請求の目的物を占有する者に対しても効力を有する。他人のため原告又は被告となった者に対する確定判決は、その他人に対しても効力を有する(民事訴訟法第401条)。

(3)判決の執行

判決が確定したときは、給付判決としての執行力を持つ。確定前であっても、判決主文に仮執行が付されたときは、その判決は執行力を持つ。判決がどのような執行力を持つかは、判決主文の内容によって決まる。

損害賠償請求を認容する判決が確定したときは、その執行は、金銭の支払いを目的とする金銭請求権についての強制執行(強制執行法第二章の規定)による。差止請求権の行使としてなされた不作為(例えば、特定の物を製造しない)を求める訴訟における請求認容の判決が確定した場合、その執行方法は、不作為を目的とする不作為請求権の執行方法による(強制執行法第 129 条)。

11. 上訴

(1) 上訴裁判所の連絡先及び所在地

① 控訴裁判所

台湾高等法院 住所 台北市重慶南路一段 124 号
電話 (02)2371-3261

智慧財産法院 住所 台北県板橋市県民大道 2 段 7 号
電話 (02)2272-6696

② 上告裁判所

最高法院 住所 台北市長沙街一段 6 号
電話 (02)2314-1160

(2) 上訴の要件

判決を不服とする当事者は、地方裁判所がなされた判決に対し高等裁判所に控訴し、智慧財産法院がなされた判決に対し智慧財産法院に控訴する。また、控訴審判決に対して上告する場合、いずれも最高裁判所に上告する(民事訴訟法第 437、464 条、審理法第 19、20 条)。

控訴と上告の場合には、判決正本の送達を受けてから 20 日の不変期間内に、上訴の提起をしなければならない。ただし、一審判決言渡し後送達前の上訴も効力を有する。(民事訴訟法第 440、481 条)

控訴審においては、原判決の事実認定及び法律判断のいずれも争うことができ、その審理は続審主義による。最高裁判所に対する上告は、原判決の法律判断のみを争うもので、法令違反を理由とするものでなければ、これを行なうことができない。

また、財産権について上訴した第二審判決に対しては、上告によって受ける利益が台湾ドル150万円を超えないときは、上告することができない(民事訴訟法第466条)。ちなみに、改正民訴法により、当事者双方が通常審判手続きを経た第一審の終局判決に対して、第一審裁判所の認定した事実が間違っていないと認める場合、双方合意の上で、最高裁判所に対し上告することができる(民事訴訟法第466-4条)。

12.保全処分

(1)侵害差止め仮処分

前述のとおり、侵害差止め仮処分は知的財産権侵害に対する最も有効な救済手段である。知的財産権侵害を理由とする仮処分は、知的財産権侵害行為がなされ、あるいはなされるおそれがある場合に、知的財産権の権利者が自己の権利を侵害行為から守るために行なわれるものである。特に、侵害者が権利者の商品を製造・販売していた場合、差止めを命ずる仮処分命令を得て、侵害者の侵害行為を暫定的に差止める法律状態を形成することができる。また、2003年の民事訴訟法の改正により、仮の状態を定める仮処分も認められるようになった。これも一般に、知的財産権が侵害されると主張する権利者が侵害容疑者に対し、侵害行為を差止めることを目的とする仮処分の根拠となっている。理論上、仮処分と仮の状態を定める仮処分とは区別があるものの、裁判所の実務においては、仮処分と仮の状態を定める仮処分を区別せず、申請者の申請内容によって裁定する。

仮処分に関する法条：債権者が金銭の請求以外の請求について強制執行を保全することを望むときは、仮処分を申し立てることができる。仮処分は、請求の目的の現状の変更によって将来強制執行をすることができないおそれ、又は執行が困難となるおそれがある場合でなければ、これを行うことができない(民事訴訟法第532条)。

仮の状態を定める仮処分の法条：紛争にかかる法律関係において、重大な損害を防ぐため、又は緊急な危険を回避するために、又はその他類似の状況がある場合、仮の状態を定める仮処分を請求することができる。これは本案訴訟で紛争にかかる法律関係を確定できる事案に限られる(民事訴訟法第538条)。

①要件

A. 被保全権利があること

知的財産権の侵害行為を差止める旨の仮処分、又は仮の状態を定める仮処分を請求する場合、専利権又はその他の権利が存在していることを示す必要がある。

B. 仮処分の必要性があること

民事訴訟法第 532 条により、仮処分の必要性は、係争物に関する仮処分については「請求対象の現状が変更され、後日強制執行ができないか、又は執行が難しいおそれがあるとき」と規定され、仮の状態を定める仮処分については、民事訴訟法第 538 条により、「争いがある法律関係について債権者に生ずる重大な損害又は緊急な危険を避けるためにこれを必要とするとき」と規定している。その必要性については、例えば侵害者が模倣品の販売を始め、権利者の売上高が減る場合は保全の必要性があると判断され、また模倣品があつて権利者の信用が毀損された場合も保全の必要性があると見なされる。

C. 担保金

一般的に仮処分命令を発するとき、一定の保証金を供託するよう求められる場合が多い。裁判所が許可した仮処分についての裁定には、義務者の関連商品の製造・販売を差止めることができる旨の記載のほか、権利者が提供すべき担保金の金額も含まれる。担保金の数額については、債務者が被るであろう損害予想額によって決まる。

②審理

仮処分の審理方式は、原則として口頭弁論を行わず、書面審理で行なうが、裁判所は仮の状態を定める仮処分を為す前に、双方に意見陳述の機会を与えなければならない。但し、申立て人が、処分前に相手方に陳述させれば不当な事情が生じる旨主張し、並びに確実な証拠を提出し、裁判所が適当と認めた場合には、この限りでない(審理法第 22 条第 4 項)。

③証明(疎明)

仮処分においては、証明の程度は疎明で足りる(民事訴訟法第 526 条を準用)。疎明とは、ある事実の存在又は不存在について、裁判官が一応確からしいという心証を得ることをいう。但し、仮の状態を定める処分の申立てをするとき、申立て人は、その紛争の法律関係、重大な損害の発生を防止するため又は差し迫った危険を回避するため又はその他類似の状況を有するために必要性を有する事実について、疎明しなければならない。その疎明に不足がある場合、裁判所は申立てを却下しなければならない。また、申立ての理由につき疎明されても、裁判所は依然として申立て人に担保金の提供を命ずることができ、かかる担保金が供託された後に仮の状態を定める処分を為す。(審理法第 22 条第 2、3 項)。

④仮処分の執行

一定行為を禁止する不作為を命ずる仮処分命令は、債務者に送達しなければならない。また、強制執行法第 132 条により、債権者が仮処分裁定を受けてから 30 日以内に強制執行の申立てをしなければ、執行することが出来なくなる。

(2)仮差押

仮差押とは、金銭の請求又は金銭の請求に代えることができる請求について強制執行を保全するため、強制執行の対象となる債務者の所有財産の現状そのままを維持することを目的とする保全処分である。なお、仮差押の対象は原則として債務者の現存財産に限られるが、他人の専利権を侵害する行為に用いた物、又は当該侵害行為により生じた物は、権利者の請求により、仮差押を行い、賠償の判決後、賠償金の全部又は一部に充当することができる。つまり、その規定により、仮差押の対象は債務者の現存財産に限られず、専利権侵害する行為に用いられた物、又は当該侵害行為により生じた物に及ぶ。

仮差押に関する法条：債権者が金銭の請求又は金銭の請求に代えることができる請求について強制執行を保全しようとするときは、仮差押を申立てることができる。前項の申立ては、条件或いは期限を付ける請求についても行うことができる(民事訴訟法第 522 条)。

①要件

A. 強制執行を保全する対象は、金銭の請求又は金銭の請求に代えることができる請求である。

B. 仮処分の必要性があること

民事訴訟法第 523 条により、仮処分の必要性については、「将来強制執行をすることができなくなるおそれ、または執行が困難となるおそれがあるとき」と規定されている。

C. 担保金

民事訴訟法第 526 条第 1 項により、請求及び仮差押の原因は疎明しなければならない。ただし、それに関する事実の疎明については、事実上困難であるため、実務においては、民事訴訟法第 526 条第 2 項により、債権者が提出する担保金によって仮差押の裁定を下すことができる。また、担保金の金額は原則として根拠とする債権又は差押対象物の価値の三分の一を基準とする。担保に供するものは現金のほか、裁判所の許可のもと、有価証券或いは定期預金をもって現金に換えることができる。

②仮差押命令の手続き

A 被告の財産状況の調査

B 仮差押申立書を管轄裁判所又は仮差押係争物の所在地裁判所に提出

C 裁判所は原告の主張と疎明に基づいて審理する

D 仮差押裁定の決定

E 仮差押の執行

③仮差押の執行

裁判所は仮差押裁定を債務者に送達しない。強制執行法第 132 条により、債権者が仮差押裁定を受けてから 30 日以内に強制執行の申立てをしなければ、執行することが出来なくなる。

(3)債務者が保全処分に反する行為をした場合

不動産に対する仮処分或いは仮差押が裁判所の職権で登記機関に通知し登記されると、他人がこれを処分しても、債権者に対抗することができない。

執行官が保全処分の対象物に保全処分の表示を行った場合、債務者がその表示を損害、除去、汚損、或いはその効力を失わせた場合、刑法第 139 条の妨害公務罪が成立し、1 年以下の懲役、拘留或いは罰金を受ける。

債務者が不作為仮処分命令に違反した場合、代替執行(債務者の費用で物的状態を除去する)、間接強制(違反時、債務者の拘引、留置、又は罰金)を通じて救済される。

13.民事訴訟上の和解

訴訟上の和解は、当事者双方が互いにその主張を譲り合い、一致した解決方法を訴訟において陳述することをいう。和解とは、判決以外の原因で訴訟が終了する方式である。民事訴訟法では、当事者間の和解意思が極めて一致する場合、当事者の申請によって、裁判所(受命又は受託裁判官)は、事件解決のため適当な和解条件を定めることができる。当事者が和解条件に同意すれば、和解の申請を取下げることができない(民事訴訟法第 377、377-1 条)。

裁判上の和解が成立したときにはその内容が和解調書に記載され、和解調書は確定判決と同一の効力がある(民事訴訟法第 380 条)。和解は当事者双方の妥協によって成立するものであるから、事後の紛争処理が円滑に履行される場合が多く、時間的にも迅速な解決を得られるというメリットがある。

14 債務者が任意で返済しない損害賠償債権の確保(強制執行)

確定の終局判決、民事訴訟法により成立した和解などで債務名義を得ても、債務者が任意で返済しない場合、債権者の申請によって強制執行手続きを行なうことができ

る。損害賠償債権の強制執行は金銭請求権であり、その強制執行手続は強制執行法第二章の規定による。

強制執行法第二章の規定による、金銭請求権の強制執行手続きについては、財産の執行対象を差押え、それを金銭に換え、その金銭を債権者に分配するの3段階で行われ、売却される財産の種類(不動産、船舶、動産、債権など)に応じて手続が細分されている。なお、金銭請求権については、債務者の執行開始時における全財産が責任財産となるが、ただし、債務者といえども社会の一員であり、それにふさわしい生活を営む権利は保障されなければならないので、一定範囲の動産が執行対象から除外される。すなわち、差押禁止財産となる(強制執行法第53条)。

債務者所有の財産現況を把握するには、強制執行法第19条により、裁判所は職権によって税務機関その他の関連機関、又は債務者の財産を知っている人に対し、債務者所有の財産現況を調査することができる。また、強制執行法第20条により、裁判所は債務者に対し財産現況を明らかにするよう命じることができる。債務者が虚偽の報告する場合、又は責任財産を隠す、若しくは処分する場合、強制執行法第22条により、債務者を拘引、拘留することができる。

強制執行手続きを申請するには、債務名義によって提出すべき書類が異なる。確定判決との債務名義については、判決書正本及び判決確定の証明書を提出しなければならない(強制執行法第6条)。債務者に強制執行に供する財産がなく、又は財産があっても強制執行を経た後に得る金額がなお債務弁済に不足するときは、裁判所は債権者に対し一ヶ月以内に債務者の財産を調査報告するよう命じなければならない。無財産であるか、又は債権者に調査報告を命じても、期限が到来したにもかかわらず故意に報告しないとき、裁判所は、財産があることを発見した時に再度強制執行する旨を明記した証書を発行して債権者に交付し、所持させなければならない(強制執行法第27条)。

(四)模倣に対する刑事的救済

1. 関連法律

台湾における知的財産権の犯罪について、商標権侵害と著作権侵害を除いて、専利侵害(特許権侵害、実用新案権侵害、意匠権侵害)に関する刑事罰則は2003年3月31日の専利法改正により廃止されたため、専利権者は専利権侵害者に対し民事訴訟を提起することしかできなくなった。商標権侵害と著作権侵害についての刑事罰がまだ残っているため、民事訴訟のほか、刑事訴訟を起こして対応することも可能。以下は、商標法における刑事罰則を主に説明する。

また、従来、刑事訴訟手続きに関しては、刑事訴訟法及び同施行法などによるが、2008年7月1日に組織法及び審理法が施行されて以降、知的財産権の侵害に対する刑

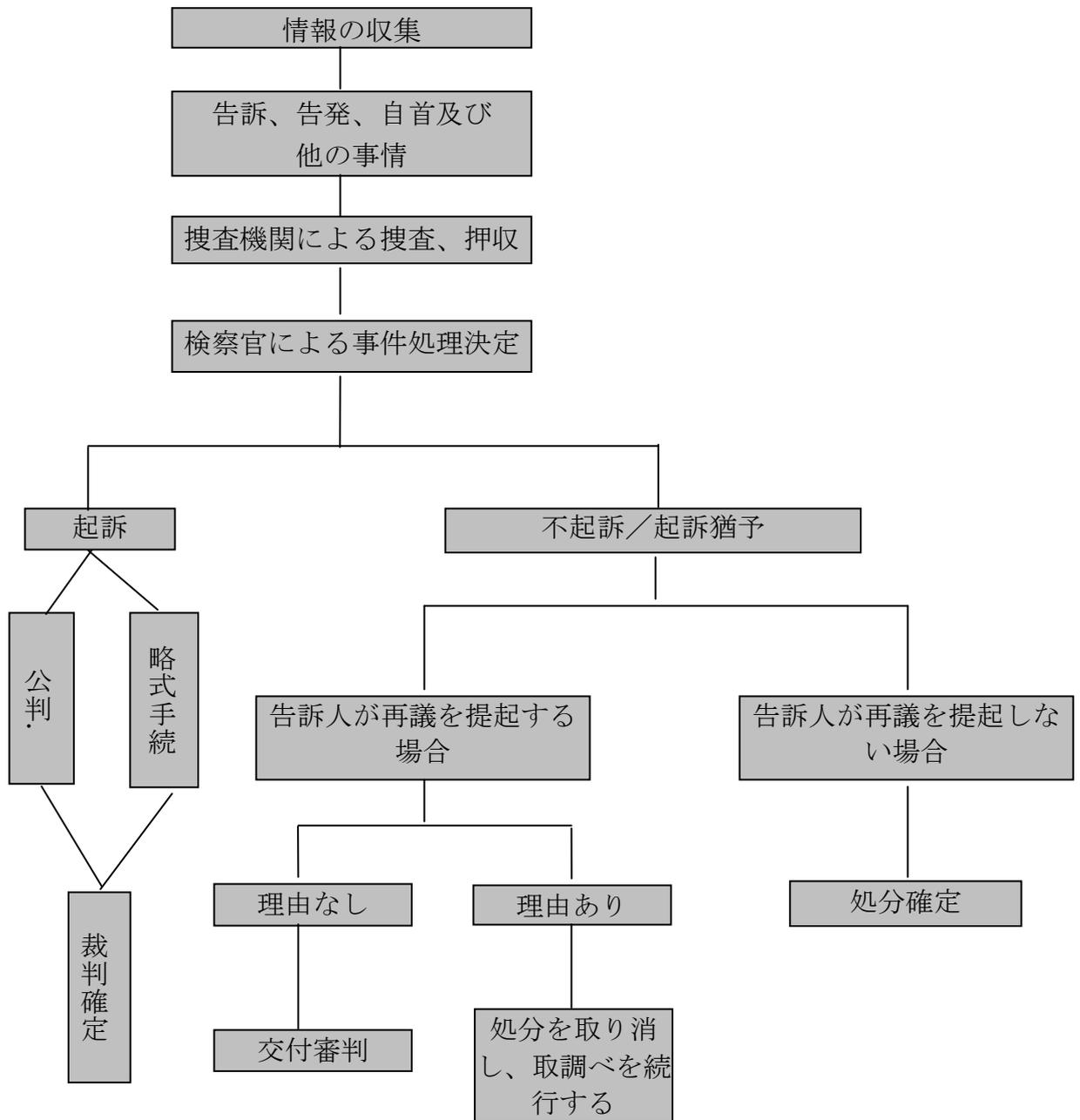
事的救済の訴訟手続きは、優先的に「智慧財産法院組織法」(知財裁判所組織法、以下「組織法」と略称する)及び「智慧財産案件審理法」(知財事件審理法、以下「審理法」と略称する)の規定を適用することとなる。審理法及び組織法に規定のない場合、刑事訴訟法及び同施行法などによることになる(審理法第1条)。

2.刑事訴訟手続の概要

(1)手続概要

刑事訴訟は、被害者の告訴により、検察官が取り調べを行い、取調べの結果により、起訴、不起訴或いは起訴猶予の処分を下される。一旦起訴され公訴が提起された場合、裁判所にて公判が行われ、検察官、告訴人、被告及び弁護人が攻撃、防御を行い、法院が判決を言い渡す構造である。

(2)刑事手続のフローチャート



3.刑事罰の種類及び内容

(1)刑事罰の対象

商標法は、商標に関する犯罪として、商標権侵害罪(商標法第 95 条)、証明標章権侵害罪(商標法第 96 条)、模倣品販売罪(商標法第 97 条)を規定し、これに対し刑事的制裁を加えている。これに関する詳しい内容については、下記(4)、(5)を参照。

(2)非親告罪

上述の商標法に関する刑事犯罪は非親告罪である。つまり、被害者または法律の定める告訴権を有する者の告訴がなくても検察官が職権により取り調べを行い起訴することができる。しかしながら、現行実務上、非親告罪である商標権侵害事件において、将来の刑事訴訟係属中に影響力を保つため、告訴の提起を受けて、検察官が捜査を開始した場合が少なくない。そのメリットは、万一検察官から不起訴処分を受けた場合、被害者として不服の再議を提起することができ、また裁判所の判決に対して検察官経由で控訴を提起することができるということである。

(3) 各罪に関する説明

①商標権侵害罪(商標法第 95 条)

商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次の各号のいずれかの行為を為した場合、3 年以下の懲役、拘留又は NT\$200,000 以下の罰金に処し、又は併科する。

- A. 同一の商品又は役務に、同一の商標又は団体商標を使用する。
- B. 類似の商品又は役務に、同一の登録商標又は団体商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。
- C. 同一又は類似の商品又は役務に、その登録商標又は団体商標と類似する商標を使用して、関連消費者に誤認を生じさせるおそれがある場合。

②証明標章権侵害罪(商標法第 96 条)

証明標章権者の同意を得ずに、販売を目的として、同一又は類似の商品又は役務に、登録した証明標章と同一又は類似の標章を使用し、関連する消費者に誤認、誤信させるおそれがある場合は、3 年以下の懲役刑、拘留若しくは NT\$200,000 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(1 項)

前項の証明標章権侵害のおそれがあると明らかに知りながら、販売のため或いは販売を意図して、他人が登録した証明標章と同一又は類似の標識を付したラベル、包装容器又はその他の物品を製造、所持、展示した場合も同様である。(2項)

③模倣品販売罪(商標法第 97 条)

商標権及び証明標章権侵害に該当する商品であることを明らかに知りながら、販売のため又は販売を意図し、当該物品を所持、展示、輸出若しくは輸入した者は、1年以下の懲役、拘留又は NT\$50,000 以下の罰金に処し、又は併科する。電子メディア又はネットワーク方式を通じて行った場合も同様である。

④没収(商標法第 98 条)

商標権、証明標章権又は団体商標権を侵害する物品又は書類は、犯人の所有に属するか否かを問わず、これを没収する。

4. 刑事罰に科するための要件

(1) 商標権の場合

① 商標権侵害罪(商標法第 95 条)

A. 商標権者、又は団体商標権者の同意を得ていない

行為者が商標権者、又は団体商標権者の同意を得ず、他人の商標を使用することは、商標権侵害罪の構成要件の一つである。行為者の故意という要件が明記されていないが、行為者の故意は刑事処罰成立の前提となるので、行為者の故意の有無は究明しなければならない。

B. 侵害行為

- a. 同一の商品又は役務に、同一の商標又は団体商標を使用する。
- b. 類似の商品又は役務に、同一の登録商標又は団体商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合。
- c. 同一又は類似の商品又は役務に、その登録商標又は団体商標と類似する商標を使用して、関連消費者に誤認を生じさせるおそれがある場合。

C. 他人の商標が登録を受け、かつ有効に存在している。

D. 侵害者には販売を目的で商標としての使用行為がある。

商標使用とは、販売の目的で商標を商品、役務又はその関連物件に用いたり、若しくは平面画像、デジタルマルチメディア、電子メディア又はその他媒介物を利用して、関連消費者にそれが商標であると認識させることができるものをいう。

E. 侵害者が使用している商標が他人の登録商標と同一或いは類似を構成する。

② 証明標章権侵害罪(商標法第 96 条)

A. 証明標章権者の同意を得ていない

行為者が証明標章権者の同意を得ず、他人の証明標章を使用することは、証明標章権侵害罪の構成要件の一つである。商標権侵害罪と同様に、行為者の故意という要件が明記されていないが、行為者の故意は刑事処罰成立の要件となるので、行為者の故意の有無は究明しなければならない。

B. 侵害行為

行為者が同一又は類似の商品又は役務に、登録した証明標章と同一又は類似の標章を使用し、関連する消費者に誤認、誤信させるおそれがある場合。

- C.他人の証明標章が登録を受け、かつ有効に存在している。
- D.侵害者には販売の目的で商標を使用する行為がある。

商標使用とは、販売の目的で商標を商品、役務若しくはその関連物件に用いたり、又は平面画像、デジタルマルチメディア、電子メディア若しくはその他媒介物を利用して、関連消費者にそれが商標であると認識させることができるものをいう。

③模倣品販売罪(商標法第 97 条)

- A. 模倣品であることを認識している。

行為者が他人の製造した商品が商標権侵害を構成する模倣品であることを明白に認識しているという直接故意を有することを言う。従って、模倣品を他人の登録商標商品と誤認し、販売する場合は商標権侵害の刑事犯罪は成立しない。

- B.模倣品を販売、又は販売を意図し、模倣品を所持、展示、輸出若しくは輸入する行為。

5.権利者がとり得る手段

(1)情報の収集

権利侵害の形跡があった場合、権利者は追跡調査をして侵害容疑者の洗い出しを急ぎ、刑事告訴の準備をするために情報を収集する。以下に、情報収集の対象物について、権利侵害を立証するための重要情報を説明する。

- ①模倣品サンプルと写真。
- ②侵害容疑者によって掲載或いは発行された模倣品の広告(日付を証明できるもの)。
- ③模倣品の販売価格と販売実績を立証できる発売領収書、レシート。
- ④侵害容疑者の会社登記資料、代表者の氏名など。

(2)情報の収集方法

権利侵害の形跡があった場合、通常は知的財産権侵害事件専門の法律事務所を通じて調査会社に情報の収集を依頼する。また、商標権侵害と疑われる輸出入貨物を発見した場合、侵害品の輸出入に関する情報を入手するには、台湾においては、「関税総局に対しての模倣品輸出入提示」(税関登録)の手続きを通じて、税関より輸出入貨物

に対するサンプリング・チェックを行い、商標権侵害物品を発見することが可能である。

(3)告訴、告発

告訴とは、犯罪の被害者などの告訴権者が検察官或いは司法警察官に対し犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいう。犯罪の被害者は告訴をすることができる。法人の場合は、会社の代表者が代理して告訴を提出することができる。(刑事訴訟法第 232-236、238 条)なお、第三者に商標の使用を許諾し、智慧財産局に登録する場合、その使用権者も告訴をすることができる。

親告罪において、その告訴は告訴権者が犯人を知ってから 6 ヶ月以内に提起しなければならない(刑事訴訟法第 237 条)。通常、犯人を知った時点の判断は提出された証拠によって認定する。ただし、商標権侵害は親告罪ではない。

告発とは、告訴権者以外の者が検察官或いは司法警察官に対し犯罪を訴追するよう求めることをいう。犯罪の事実に対しては、何人もこれを告発することができる(刑事訴訟法第 240 条)。告訴と違い、告発の期間につき制限がなく、告発を取消した後も再告発ができる。

告訴と告発は、書状或いは口頭で検察官或いは司法警察官に対し行うべきである。口頭の告訴と告発を受け、検察官又は警察は調書を作成しなければならない。口頭の告訴と告発の便宜を図るため、検察庁に告訴と告発ベルを設置することができる(刑事訴訟法第 242 条)。

(4)検察・警察機関による捜査

捜査の開始はいかなる条件も必要としない。検察機関は国によって特別に設置された犯罪訴追の司法機関であり、告訴、告発、自首又は他の事情によって主観的に犯罪の容疑があることさえ認めれば、自ら進んで捜査活動を行うことができる。台湾の刑事実務において、検察官は捜査機関であり、警察・調査機関は捜査に協力する補助機関である。検察官は捜査を指揮し、警察・調査機関は検察官の命令に従い捜査を行う。

(5)検察による事件処理の決定

検察官は、捜査によって得られた証拠を判断し、公訴の提起(公判又は略式)、不起訴(嫌疑なし、告訴権なし、起訴猶予、犯罪を構成しない)などの事件処理決定を行う。

(6)内政部警政署保安警察第二総隊刑事警察大隊について

台湾での海賊版・模倣品の取締活動については、1981 年に設置された経済部「査禁模倣商品チーム」が中心となって、模倣品に関する通報の受付けや取締活動を行って

きたが、その後、内政部警政署保安警察第二総隊内に「保護智慧財産権警察大隊」(通称「保智大隊」)が成立し、同チームは廃止された。

内政部警政署は海賊版一掃計画を実施するため、行政院長(首相)の指示により、2003年1月1日に保智大隊が成立した。保智大隊には保安警察第二、第四、及び第五総隊からなり、大隊の下に二つの中隊を設け、台北、桃園、台中、嘉義、高雄、花蓮にそれぞれ分隊を配置した。同大隊は、発足後、直ちに隊員を対象とする専門知識訓練を行い、製造業者、中間卸商、小売店の三方面に綿密な捜査網を張り巡らし、海賊版ソフトや不法コピーの著作権侵害、偽ブランドの商標権侵害を効率的に取り締まっている。最近はインターネット上の知的財産権侵害、主に商標権又は著作権侵害物品のオンライン販売を取り扱うサイトを積極的に取り締まりを行っている。

警政署の発表によると、保智大隊の発足以来、2004年の知的財産権侵害事件の摘発件数は4209件、侵害物品の時価総額は86億700万元余り。2005年の摘発件数は4648件に増え、侵害物品の時価総額は一気に100億元の大台を突破する108億8600万元に上っている。それ以降、2013年の摘発件数は2754件、2014年2115件で件数の減少傾向が見られる。また、2014年の侵害物品の時価総額は、692億4400万元となる。

(7)主なお問い合わせ先

台北地方検察署 電話 (02)2314-6871

台中地方検察署 電話 (04)2223-2311

高雄地方検察署 電話 (07)216-1468

6.知的財産刑事事件の審理

(1)知的財産刑事事件の範囲

審理法第 23 条により、知的財産刑事事件には次に掲げる案件が含まれる。

- ①刑法第 253 条の商標、商号を偽造又は模倣する罪、第 254 条の商標、商号を偽造又は模倣する貨物を販売、陳列、輸入する罪、第 255 条の商品に虚偽の標記をし、且つ該商品を販売、陳列、輸入する罪。
- ② 刑法第 317 条の業務上知り得た商工業上の秘密を漏洩する罪、第 318 条の公務員が職務上知り得た商工業上の秘密を漏洩する罪。
- ④ 商標法、著作権法の規定に違反して犯した罪。
- ④ 営業秘密法第 13 条の 1 から第 13 条の 4 に関する営業秘密侵害罪。

(2)技術審査官の設置

審理法第 4 条によると、訴訟過程において、裁判官が必要と認めるとき、案件に関する技術問題に協力するよう技術審査官に命じることができる。(技術審査官に関する説明は、三(三)7(2)参照)

(3)判決の基礎

審理法第 30 条により、第 8 条第 1 項の規定は(つまり裁判所がすでに知っている特別な専門知識は、当事者に弁論の機会を与えなければ、判決の基礎として採用することができない)、第 23 条の案件又はその附帯民事訴訟を審理するとき、これを準用する。(審理法第 8 条第 1 項に関する説明は、三(三)7(3)を参照)

(4)秘密保持命令

審理法第 24 条により、訴訟資料に営業秘密が含まれている場合、裁判所は申立てにより非公開で審理することができる。申立てにより又は職権で、ファイル内の文書又は証拠物の検閲、抄録又は撮影を制限することもできる。また、第 30 条により、第 11 条～第 15 条の規定(秘密保持命令に関する規定)は、第 23 条の案件又はその附帯民事訴訟を審理するとき、これを準用する。(秘密保持命令に関する説明は、三(三)7(5)を参照)

(5)権利の有効性の認定

知的財産刑事訴訟につき、審理法第 30 条には第 16 条第 1 項の規定が準用されることが明文化されており、商標権などの知的財産権を侵害していると訴えられた刑事被告も、当然、知的財産権の付与に瑕疵があることを以って、犯罪を否認することができ、刑事裁判所もその主張につき実質的な認定を行わなければならない、裁判を停止する裁定を下すことはできない。

7. 上訴、不起訴処分に対する不服

(1) 上訴

裁判を受けた者(被告、検察官)や被告の法定代理人、配偶者または原審の代理人や弁護士は上訴することができる。告訴人、被害者が原審の判決に対し不服する場合、上訴理由をもって検察官に上訴の提起を請求することができ、明らかに理由無しの場合を除き、検察官が告訴人、被害者の請求を拒絶することはできない(刑事訴訟法第 344、345、346 条)。

上訴期間は 10 日であり、判決書が送達されてから起算する(刑事訴訟法第 349 条)。上訴提起の手続きは、上訴書状を原審裁判所に提出しなければならない(刑事訴訟法第 350 条)。

審理法第 25 条第 1 項には、「少年刑事事件を除き、第 23 条に列举される知的財産犯罪について、地方裁判所が通常、簡易裁判又は協議手続きにより下した第一審判決を不服として上訴又は抗告する場合に、知財裁判所にてこれを為す」と定められている。したがって、知財裁判所は、少年刑事事件以外、地方法院が通常、簡易裁判又は協議手続きにより下した判決を不服として第二審に上訴又は抗告された知的財産刑事事件を管轄する。

また、審理法第 26 条により、知財裁判所が第 23 条の案件に関して行った裁判に対し、別に規定がある場合を除き、第三審裁判所に上訴又は抗告することができる。したがって、控訴審判決に対して上告する場合は最高裁判所に上告する。

(2) 不起訴処分に対する不服

告訴人が検察官の不起訴処分又は起訴猶予処分に不服する場合、同不起訴処分書又は起訴猶予処分書を受け取った日から 7 日以内に、原検察官を通じてその上級検察機関に再議の申立てをすることができる(刑事訴訟法第 256 条)。告訴人が上級検察機関の再議却下処分に対し不服する場合、再議却下処分書を受け取ってから 10 日以内に、弁護士を委任し理由状をもって、一審裁判所に交付審判を申請することができる(刑事訴訟法第 258-1 条)。

(3) 再審

有罪判決が確定した後、原判決が根拠にした証拠物は偽造又は変造によるものだと証明されたという原因などで、判決を受ける者の利益のため、再審を申し立てることができる(刑事訴訟法第 420 条)。有罪、無罪、免訴又は不受理の判決が確定した後、原判決が根拠にした証拠物は偽造又は変造によるものだと証明されたという原因などで、判決を受ける者の不利益のため、再審を申し立てることもできる(刑事訴訟法第 422 条)。

(五)警告状の発送

知的財産権の侵害事件において、権利侵害の成立要件の一つとして「故意」又は「過失」が要求されている。実務において、侵害者は「権利者の権利を侵害したことを知らなかったので、故意又は過失を備えない」との主張がよく見られる。それに対し、権利者が侵害者に対し、侵害停止を求める旨の警告状を送付し、侵害者が当該警告状を無視し、依然として侵害行為を続けた場合、侵害者が不法行為の「故意」を備えることを証明できる。ゆえに、立証責任軽減の観点から考えれば、警告状を送付することも一案である。

また、知的財産の権利者は、侵害者に対し、訴訟を提起して権利侵害に対抗することができるものの、訴訟の場合、訴訟費用を納める必要があるほか、判決が確定するまでにかかなりの時間が掛かる。警告状の送付を契機として、話し合いにより侵害行為をやめさせ、問題解決に至るケースもしばしば見られる。ゆえに、侵害問題解決に費やす時間及び費用の節約を図るのであれば、訴訟を起こす前に、警告状を送付することも一つの方法である。以下に、警告状発送の留意点について説明する。

1. 発送前の準備

(1)	侵害品、侵害資料の収集	<ul style="list-style-type: none">侵害事件への対応は、侵害事実を示す現物及びその他の証拠資料の収集から始まる。特に事件を訴訟に持ち込む場合、権利者には侵害事実の存在を示す物品、証拠を提出する義務があるので、警告状を発送する前に、必ず侵害事実を示す現物及びその他の証拠資料を入手しておく必要がある。権利者の関連企業又は取引先を通じて侵害事実を示す現物及びその他の証拠資料を収集することも可能であるが、台湾には権利侵害の実態調査及び侵害物品の収集を専門に扱っている調査会社があるので、侵害物品の入手又は侵害業者の摘発作業を調査会社に依頼するのも一つの方法である。侵害物品の入手後、専利権(特許権、実用新案権及び意匠権)侵害の場合、まず権利抵触の範囲を特定しなければならない。権利抵触範囲を特定するには、権利者自身が行う、又は専門鑑定機構、当該専利物品関連技術分野の専門家若しくは弁理士に依頼して、鑑定を行わせることが考えられる。
(2)	必要な書類の用意	<ul style="list-style-type: none">専利法第116条の規定により、実用新案権行使時には「実用新案技術報告」を提示しなければならない。よって、実用新案権に係わる権利侵害事件において、権利者は警告状の発送前に、智慧財産局に対し「実用新案技術報告」の発行を請求しておかなければならない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・登録証など権利を証明するための資料も、警告状の発送前に用意しておく必要がある。
(3)	保有している権利の有効性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・警告状発送後、相手からの反撃策として、権利者の権利の有効性を争うことが多々見られる。よって、警告状の発送前に、権利主張の根拠となる権利の有効性について検討しておく必要がある。すなわち、特許権、実用新案権及び意匠権に基づく場合は、それぞれの権利に無効事由があるか否かを、商標権に基づく場合は、登録商標に無効・取消事由があるか否かを検討しなければならない。特に不使用により、商標が取消されることを避けるため、商標の使用証拠を事前に確保する必要がある。
(4)	公平交易法に違反しないために必要な手続	<ul style="list-style-type: none"> ・警告状の送付対象については、権利侵害者の取引相手等、権利侵害者以外の者への送付は、一定の手続きが行われない場合、台湾公平交易法に違反する可能性がある。 ・公平交易委員会により公布された「行政院公平交易委員會對於事業發侵害著作權、商標權或專利權警告函案件之處理原則」(著作権、商標権又は専利権に基づいた警告状の送付に関する処理原則)に定められる手順で行わなければ、公平交易法(日本の独禁法と不競法の合体)違反として扱われる。同処理原則第3、4点によると、以下のいずれかに該当する場合、事業による警告状送付は、権利行使の正当行為であり、公平交易法に違反しないと認められる。 <ul style="list-style-type: none"> I 著作、商標及び専利権侵害につき既に裁判所に認められ、判決が下された場合。 II 著作権侵害につき「著作権審議及調解委員会」に認められた場合。 III 専利権侵害につき鑑定機構より、権利侵害を構成するとの鑑定報告を取得し、かつ、警告状を送付する前又は同時に、権利侵害をなしている製造メーカー、輸入会社又は代理店にも通知し、侵害の排除を請求した場合。ただし、製造メーカーなどへの通知が客観的に不可能、又はかかる権利侵害争議につき既に知っていることを証明できる証拠がある場合、製造メーカーへの事前通知は不要となる。 VI 警告状に、権利の内容、範囲又は権利侵害を示す具体的な事実(侵害物品を製造、使用若しくは輸入した時期、又は場所若しくは方法など)を明確に記載し、受領者に当該専利権の侵害事実を知らせる。

2. 警告状の形式及び発送方法

所定の書式はないものの、後日の証明に備え、内容証明郵便による送付が望ましい。

3. 警告状の内容

自ら警告状を送付するか、又は弁護士書簡を送付するかは、法律上の規制はなく、法的効果にも差はない。

また、権利侵害者への警告状の内容については、最低限、「主張する権利の内容、範囲、及び侵害を受けた具体的な事実」を記載する必要がある。侵害を受けた具体的な事実に関し、侵害物品の製造・使用・販売の期間、場所を記載する。

四、台湾における知的財産問題

(一)並行輸入

「並行輸入」とは、輸入者が国内の知的財産権者又はその許諾(ライセンス)を受けた者の同意を得ず、輸出国で適法に販売された知的財産権に係わる商品(台湾での俗称は「水貨」である)を第三者を介して輸入することであり、そしてそれによって輸入国の当該知的財産権の保持者又はその許諾を受けた輸入総代理店等と競争を行うような輸入のあり方である。「並行輸入」という名称は、台湾では法律用語として「平行輸入」と呼ばれている。

台湾における真正品の並行輸入に関する規制は明文化されており、著作権法上著作物真正品の並行輸入だけは例外的に禁止されているが、並行輸入は容認されている。以下に、専利権(特許権、実用新案権、意匠権)、商標権及び著作権について、真正品の並行輸入に関する規定につき説明する。

1.専利製品の並行輸入

専利法には、特許権消尽の原則(下記の(1)を参照)につき明文化されている。特許権、実用新案権及び意匠権については、専利法第 59 条及び第 120、142 条(第 59 条を準用)により、並行輸入を容認している。

(1)「権利の消尽」原則

並行輸入の行為は、私的利益と公的利益の衝突を引き起こす。つまり、真正品の並行輸入を認めると、知的財産権の権利者の利益(私的利益)が損害を受ける。逆に、並行輸入の行為は合法ではないと認めると、市場における商品の自由な流通(公的利益)を妨害する。このような私的利益と公的利益の衝突を解決するため、「権利の消尽」(Doctrine of exhaustion of Right)、又は「ファースト・セール・ドクトリン」(first sale doctrine)という原則が作られた。

「権利の消尽」原則は、「国内消尽原則」及び「国際消尽原則」に区分される。特許権を例として説明する。

「国内消尽原則」：台湾内において、特許権者が合法的に製品を販売(ファースト・セール)した後は、台湾内における他人による転売を禁止することができないことをいう。つまり、特許製品が、権利者により適法に市場に販売された時点で、特許権はその目的を達成し、その効力は台湾内で消耗し尽くされたことを意味する。「国内消尽原則」により、製品の販売権は台湾内においてのみ消尽したが、台湾外での権利は消尽しない。よって、権利者は依然として輸入権を有するので、権利者の同意を得ず

に他人が国外から輸入した真正品は、販売することができない。即ち、当該並行輸入は権利者の特許権侵害となる。台湾においては、著作権法がこの説を採用している。

「国際消尽原則」：台湾の専利権を有する者が世界のいずれかの国・地域で合法的に商品を販売(ファースト・セール)した後は、すべての他人による転売を禁止することができないことをいう。つまり、権利者はファースト・セール以降の販売に対して権利を有しないということである。権利の消尽の区域は全世界に及ぶものであり、特許権者は、自らが製造した物品及びその同意の下に製造された物品に対して、世界各地の何処で販売されたかにかかわらず、権利を主張することはできない。したがって、並行輸入された真正品は自由に販売することができる。ちなみに、専利法では国際消尽原則を採用している(専利法第 59 条第 1 項第 6 号参照)。

(2)特許権及び実用新案権の保護に関する規定

①特許権

特許権者の排他権及び輸入に関する規定は、専利法第 58 条、第 59 条に定められている。

第 58 条	<p>特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、該発明を実施することを排除する権利を専有する。</p> <p>物の発明の実施とは、該特許物品につき、製造、販売の申し出、販売、使用すること、又はこれらを目的として輸入することを指す。</p> <p>方法の発明の実施とは、次の各号の行為を指す。</p> <p>一、該方法を使用すること。</p> <p>二、該方法をもって直接製造した物品を使用、販売の申し出、販売すること、又はこれらを目的として輸入すること。</p> <p>特許権の範囲は、特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲の解釈時には、明細書及び図面を参酌することができる。</p> <p>要約を、特許請求の範囲の解釈に用いることはできない。</p>
第 59 条	<p>特許権の効力は、次の各号の事項には及ばない。</p> <p>一、商業目的ではない未公開の行為。</p> <p>二、研究又は実験を目的として発明を実施するのに必要な行為。</p> <p>三、出願前、既に国内で実施されていたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。但し、特許出</p>

	<p>願人よりその発明を知ってから六ヶ月未満で、並びに特許出願人がその特許権を留保する旨の表明をした場合は、この限りでない</p> <p>四、単に国境を通過するにすぎない交通手段又はその装置。</p> <p>五、特許出願権者ではない者が受けた特許権が、特許権者による無効審判請求のために取り消された場合、その実施権者が無効審判請求前に善意で国内で実施していたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。</p> <p>六、特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、該物品を使用する又は再販売する行為。前記の製造、販売行為は国内に限らない。</p> <p>七、特許権が第70条第1項第3号の規定により消滅した後、特許権者が第70条第2項により特許権の効力を回復し、その旨が公告されるまでの間に、善意で実施していたもの、又は必要な準備を既に完了していたもの。</p> <p>前項第三号、第五号及び第七号の実施者は、その原事業目的範囲内においてのみ継続して利用することができる。</p> <p>第一項第五号の実施権者は、該特許権が無効審判により無効とされた後も、依然として実施を継続する場合、特許権者による書面通知を受領した日から、特許権者に合理的な使用料を支払わなければならない。</p>
--	--

上記第 58 条の規定により、特許権者は輸入権を有する。しかし、第 59 条第 1 項第 6 号の規定によれば、特許権の効力が及ばないものとは、「専利権者が製造した専利製品又は特許権者の同意を得て製造した専利製品が販売された後、当該製品を使用又は再販売する行為をいう。前記の製造、販売行為は台湾国内に限らない。」と規定されている。第 59 条第 1 項第 6 号の規定は、権利消尽の原則を明文化したものであると言われている。専利権者又はその同意を得た者が製造したものを、第三者が専利権者の同意を得ずに台湾に輸入した場合、第 59 条第 1 項第 6 号の規定によって特許権の効力が及ばないので、特許権の侵害にはならず、したがってその輸入を差止めることができない。つまり、並行輸入が認められている。

②実用新案権

専利法では、120 条により第 59 条を準用し、実用新案の並行輸入を容認している。

③意匠権の保護に関する規定

意匠の並行輸入について、専利法では、第 142 条より第 59 条を準用し、これらは並行輸入を容認している。

④実例「徳霞貿易有限公司」vs「千松貿易股份有限公司」事件

「タイル切断機」は、石井明憲(日本人)により発明されたものである。「徳霞貿易有限公司」は、台湾の貿易会社である(以下「徳霞社」という)。1989 年に石井氏は台湾における実用新案権(第 13917 号)を台湾の徳霞社に譲渡した。徳霞社は台湾で「タイル切断機」を製造、販売する独占的権利を有することになった。被告「千松貿易股份有限公司」(以下「千松社」という)もまた台湾にある貿易会社である。上述の実用新案権の有効期間内に、千松社の取締役張氏は別の貿易会社を通じ、「シンガポールに輸出すること」を理由として、日本にある株式会社超硬工具製作所(以下「石井社」という)からタイル切断機を買い付け、台湾に輸入し、そして台湾で販売した。

本件は民事事件、刑事事件(当時専利法には刑罰の規定はあったが、現行法には刑罰の規定はない)の両方で訴訟が提起された。民事訴訟については、徳霞社から千松社に対し、民法により損害賠償を請求する件であったが、裁判所は並行輸入に係る行為が違法であるか否かの争点につき判断しなかつたので、本章では民事訴訟の判決内容を省略する。刑事訴訟については、最終的に、最高裁判所は「旧専利法第 43 条(現行専利法第 59 条)によって、並行輸入は特許権侵害の犯罪を構成しない」と判断した。

2.商標権に関する真正品の並行輸入

商標権は営業表示に関する権利であり、主として商品の出所表示機能を有する権利である。専利の保護は専利製品を製造し拡布すべき排他的権利として具体化するとともに、発明者に対し、資本回収と報酬の受け取りを可能とすることを意味する。さらに、これらの機能によって産業の発達に寄与するという意味も有することになる。したがって、商標と専利の保護は、性質上異なっている。台湾の商標実務界及び学界では、商標権に関する真正品の並行輸入は合法であるとの意見で一致している。

(1)商標権に関する真正品の並行輸入に関する規定

商標の並行輸入に係る条文は商標法第 36 条第 2 項である。

第 36 条 第 2 項	商標を付した商品が、商標権者又はその同意を得た者により国内外の市場で取引され流通する場合、或いは関連機関が法により競売又は処置する場合、商標権者は当該商品について商標権を主張することができない。但し、商品が市場で流通した後、商品の変質、毀損を防止するため、又はその他正当な事由がある場合はこの限りでない。
-----------------	--

以上の規定により、商標権真正品の並行輸入は容認されている。商標権者又はその使用権者は、商標を付した商品が市場で取引又は流通された後、当該商標権を再び主張することはできない。ただし、商品が市場で流通した後、商標の変質、毀損を防止するため、又はその他の正当な事由がある場合はこの限りでない。上記条文は並行輸入容認の法律上の根拠とされているが、同規定は権利の消尽原則に類似する理論に基づくものと言われている。

(2)実例：「台湾明治股份有限公司」 vs 「三邦貿易有限公司」 事件

「台湾明治股份有限公司」(以下「台湾明治社」という)は商標「CHELSEA & Logo」(指定商品：菓子類)の登録を受けている。「三邦貿易有限公司」(以下「三邦社」という)はインドネシアで製造され、シンガポールで販売されている「CHELSEA & Logo」商標を付したキャンディー等を輸入し、台湾で販売した。台湾明治社は三邦社に対し、その輸入・販売行為を停止するよう警告し、また裁判所に訴訟を提出した。最高裁判所は「①輸入された商品は真正品であり、その品質は商標権者又はライセンスを受けた使用者が製造したものと同等であり、かつ②輸入商品が権利者の商品であると消費者に誤認させないので、当該並行輸入は合法である(最高裁判所 81 年度台上字第 2444 号民事判決、1992 年)」とした。本件は最高裁判所の判決においてはじめて「真正品の並行輸入」という名称が使用され、最高裁判所で初めて並行輸入が認められた事件でもある。

3.著作物の並行輸入

(1)著作権法上著作物真正品の並行輸入に関する規定

著作物の並行輸入に係る条文には、著作権法第 28 条の 1、第 87 条第 4 号及び第 87 条の 1 がある。これらの中で、最も並行輸入と関係が深い条文は第 87 条第 4 号である。原則としては、著作物の並行輸入は禁止されており、例外的に、第 87 条の 1 に規定された事情がある場合は、並行輸入することを制限することはできない。

第 28 条の 1	著作権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、所有権移転の方式で、その著作物を頒布する権利を専有する。 実演家は録音著作に複製された実演について、所有権移転の方式で、その著作物を頒布する権利を専有する。
第 87 条第 4 号	次に掲げるいずれかに該当する場合は、本法に別段の定めがある場合を除き、著作権又は製版權を侵害するものとみなす。 ④著作財産権者又は製版權者の許諾なく複製された複製物又は製版物を輸入する場合。

<p>第 87 条の 1</p>	<p>次のいずれかに該当する場合は、前条第 4 号の規定を適用しない。</p> <p>①国又は地方公共団体の機関の利用に供するために輸入する場合。但し、視聴覚著作物のオリジナル又はその複製物を、学校又はその他教育施設の利用に供するために輸入する場合、又は資料保存以外の目的で輸入する場合は、この限りでない。</p> <p>②非営利の学術施設、教育施設又は宗教施設の資料保存に供する目的のために、視聴覚の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して第 48 条の規定に従い利用する場合、又は図書館が貸与又は資料保存の目的のために、視聴覚著作物以外の他の著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入して 48 条の規定に従い利用する場合。</p> <p>③頒布を目的としない輸入者の個人的使用に供するため、又は入国者の荷物の一部として、著作物のオリジナル又は一定数量の複製物を輸入する場合。</p> <p>④貨物、機器又は設備に包含された著作物のオリジナル又はその複製物が、当該貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合は、当該著作物のオリジナル又はその複製物を、貨物、機器又は設備を使用したり操作したりする際に複製してはならない。</p> <p>⑤貨物、機器又は設備に付属している取扱い説明書又はマニュアルが、貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴い輸入された場合。ただし、取扱い説明書又は操作マニュアルが主要な輸入物品である場合は、この限りでない。</p> <p>前項第 2 号及び第 3 号に規定する一定数量は、主務機関が別に定める。</p>
------------------	--

(2)実例

被告は漫画店を経営し、漫画本のリース業務を行なっている。1997 年の年末に不明のところから「H2」という漫画本の 21 巻を 2 冊、22 巻を 1 冊、及び「我們的足球场」という漫画本の 21 巻を 1 冊、22 巻を 1 冊購入した。上述の漫画本は、著作財産権者が香港の出版社にライセンスして出版されたものである。被告は著作財産権者又は台湾におけるライセンシーの同意を得ず、頒布の目的で香港から上記の漫画本を輸入し、当該漫画本を入手した後、漫画店に陳列し、不特定の顧客にリース業務を行なった。台湾高等裁判所はこの事件に対し、当該並行輸入は違法であるとし、「被告は著作財産権者の同意を得ずに、『著作物のオリジナル又はその複製物』を輸入した。この事件には著作権法第 87 条の 1 に規定している状況がなく、第 87 条第 4 号により著作権を侵害するものとみなす(台湾高裁 89 年上易字 3529 号判決)。」とした。

(二) 兩岸の知的財産権に関する保護及び協力

専利(特許、実用新案及び意匠)、商標、著作権及び植物品種権(植物新品種権)(以下、「品種権」という。)など台湾と中国における知的財産権保護に関する交流及び協力を強化し、関連問題を協議・解決するため、台湾の「財団法人海峡交流基金会」と中国の「海峡兩岸關係協會」は、2010年6月29日にそれぞれ台湾、中国を代表して「海峡兩岸智慧財産権保護合作協議」(以下、「本協議」)に調印し、2010年9月12日から発効した。本協議において定められた重要な事項は以下のとおりである。

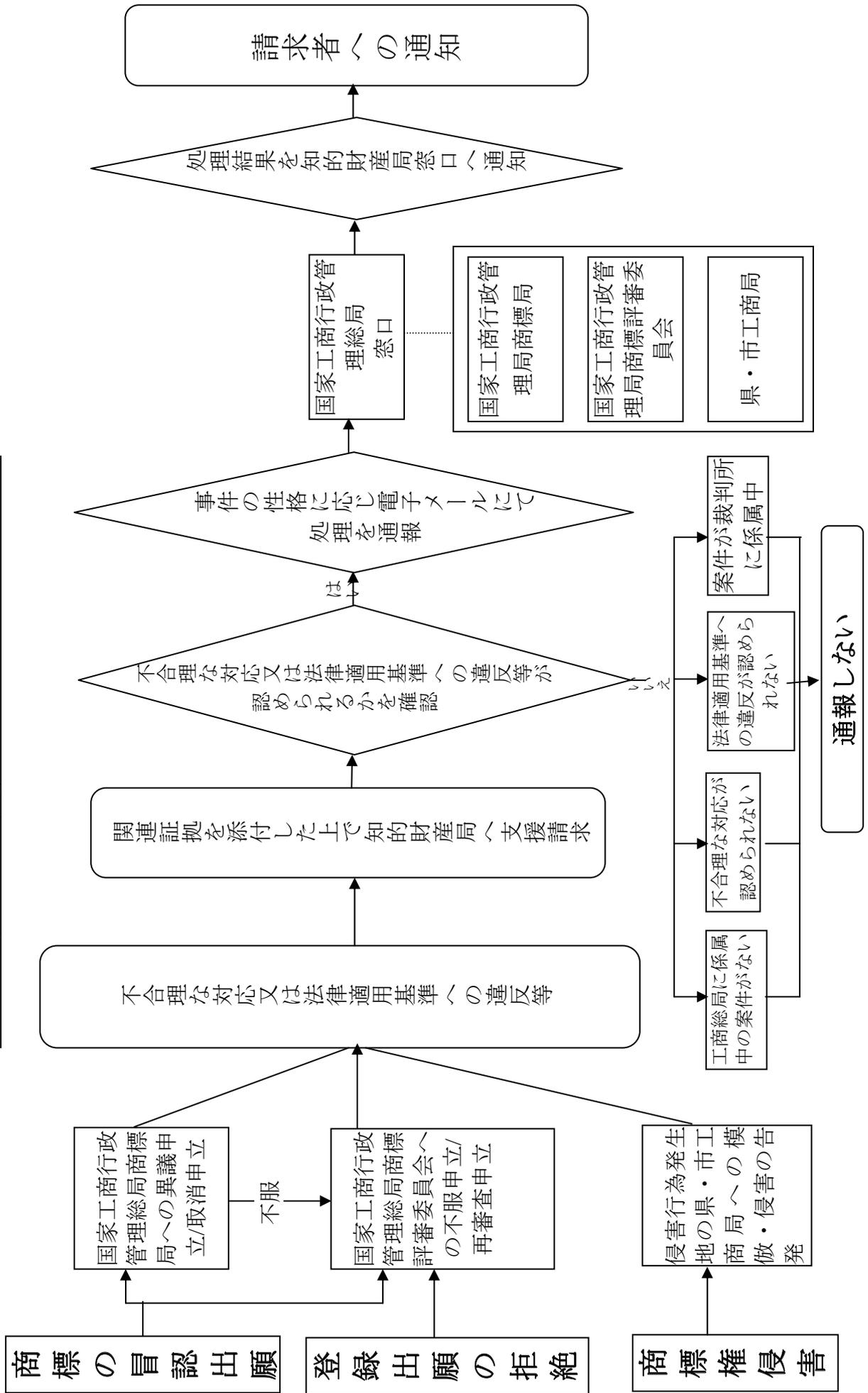
「海峡兩岸智慧財産権保護合作協議」の重要事項		
1	優先権	双方は、それぞれの規定により、他方の専利、商標及び品種権の最初の出願日の効力を確認し、並びに、積極的に相応の手配を推進して兩岸人民の優先権の權益を保障することに同意する。
2	品種保護	双方は、それぞれが公告した植物の種類の種類範囲内において、他方の品種権の出願を受理し、並びに、品種権を出願することのできる植物の種類の種類拡大について協議を行うことに同意する。
3	審査協力	双方は、専利検索・審査結果の相互利用、品種権審査と測定試験などの協力及び協議を推進することに同意する。
4	業界協力	双方は、兩岸の専利、商標等の業界の協力を推進し、有効で便利かつ迅速なサービスを提供することに同意する。
5	認証サービス	双方は、兩岸著作物にかかる貿易を促進するため、著作権認証協力メカニズムを構築し、一方の映像・音楽製品を他方で出版する際、当該一方の指定する関連協会又は団体が著作権を認証することができ、並びに、図書、コンピュータープログラム等その他の作品の制作、製品認証制度に関して意見交換することに同意する。
6	協議処理メカニズム	双方は、法執行について協議処理メカニズムを構築し、それぞれの規定により以下に挙げる知的財産権の保護事項について適切に処理することに同意する。 (1)違法コピー及び模倣品を取り締まり、特にインターネットを介して違法コピーの書籍、映像・音声、コンピュータープログラムなどを提供し、又は提供を幫助する権利侵害ウェブサイト、及び市場で流通している違法コピー及び模倣品についての調査・処理。 (2)著名商標、地理的表示又は著名産地名称を保護し、悪意に基づく商標先取り行為を共同で防止する。また、先取り登録された著名商標、地理的表示又は著名産地名称の取消を請求する権利

		<p>者の権利を行使することができるよう保障する。</p> <p>(3)果物及びその他農産品の産地虚偽表示につき、市場の管理・監督及び調査・処理の措置を強化する。</p> <p>(4)その他の知的財産権の保護事項。</p> <p>上述の権益保護事項の処理において、双方は互いに必要な情報を提供し、並びに処理結果を通知・報告することができる。</p>
7	業務交流	<p>双方は、以下のように、知的財産権業務の交流と協力事項を展開することに同意する。</p> <p>(1)業務主管部門担当者の作業会合、視察訪問、経験及び技術の交流、検討討論会の開催等の実施、関連業務の研修・訓練の実施を推進する。</p> <p>(2)制度・規範、データベース及びその他関連情報を交換する。</p> <p>(3)関連文書の電子交換協力を推進する。</p> <p>(4)著作権管理団体組織間の交流と協力を促進する。</p> <p>(5)関連企業、代理人及び公衆に対する宣伝活動を強化する。</p> <p>(6)双方が同意するその他の協力事項。</p>
8	作業計画	<p>双方は、専利、商標、著作権及び品種権などの作業チームをそれぞれ設置し、具体的な作業計画と方案を取り決める責任を負うことに同意する。</p>
9	秘密保持義務	<p>双方は、本協議に関連する活動の執行中に取得した情報について秘密を保持することに同意する。ただし、請求目的に従い使用する場合には、この限りではない。</p>
10	用途制限	<p>双方は、他方が提供した資料を請求目的のために使用する場合にはのみ同意する。ただし、双方が別途約定した場合には、この限りではない。</p>
11	争議の解決	<p>本協議の適用により発生した争議について、双方は速やかに協議を通して解決しなければならない。</p>

また、智慧財産局が 2013 年 12 月 30 日に提出した成果報告によると、2010 年 11 月 22 日から 2013 年第 3 四半期まで、中国において受理された台湾出願に基づく優先権主張に伴う出願の件数は、専利 14,260 件、商標 114 件、品種権 3 件であり、一方、台湾において受理された中国出願に基づく優先権主張に伴う出願の件数は専利 9,570 件、商標 281 件である。また、台湾及び中国が 2013 年 6 月 21 日に調印した「兩岸服務業貿易協議」(台湾の国会の承認を受けていないため、まだ発効していない)により、将来、台湾のサービス提供者が中国工商行政管理機構にて登記された場合、中国において、商標出願代行業務を営することができる。

また、協議処理メカニズムについては、2011年10月19日に、「兩岸商標協處作業要點（兩岸商標協議處理作業要點）」が公布され、以下のような協議処理メカニズムが設けられた。

台湾・中国間における商標共同処理作業のフローチャート



(三)職務発明・実用新案・意匠及び職務著作物

1.職務発明・実用新案・意匠

台湾の専利法では、従業員の発明、実用新案又は意匠の取扱いや対価支払いについて、次のように規定されている。

第7条

従業員が職務上完成した発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は使用者に帰属し、使用者は従業員に相当の報酬を支払わなければならない。但し、契約で別段の約定がある場合は、それに従う。

前項の職務上完成した発明、実用新案又は意匠とは、従業員が雇用関係下の業務で完成した発明、実用新案又は意匠を指す。

一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させる場合、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がない場合、発明者、実用新案考案者又は意匠創作者に帰属する。但し、出資者は、その発明、実用新案又は意匠を実施することができる。

第1項、前項の規定により、特許出願権及び特許権が雇用者又は出資者に帰属する場合、発明者、実用新案考案者又は意匠創作者は氏名表示権を享有する。

第8条

従業員が職務上完成したものではない発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は従業員に帰属する。但し、その発明、実用新案又は意匠が使用者の資源又は経験を利用したものである場合、使用者が従業員に相当の報酬を支払えば、該事業においてその発明、実用新案又は意匠を実施することができる。

従業員が職務外で発明、実用新案又は意匠を完成した場合は、ただちに書面をもって使用者に通知しなければならない。必要があれば、創作の過程についても告知しなければならない。

前項の書面通知送達後6ヶ月以内に、使用者が従業員に反対を唱えなければ、該発明、実用新案又は意匠が職務上の発明、実用新案又は意匠であると主張することができない。

第9条

前条の使用者と従業員の間で締結された契約で、従業員がその発明、実用新案又は意匠の権益を享受できないように定めるものは、無効とする。

第10条

使用者又は従業員は、第7条及び第8条で定める権利の帰属に関し紛争があり協議が成立した場合、証明書類を添付して、特許主務官庁に権利者の名義変更を申請することができる。特許主務官庁が必要と認めるときは、その他法令によって取得した調停、仲裁又は判決に関する書類を添付するよう当事者に通知することができる。

専利法の規定により、出願権及び特許権・実用新案権・意匠権の帰属は下表に示すとおりである。また、氏名表示権については、専利法の規定により出願権及び特許権・実用新案権・意匠権が使用者又は出資者に帰属するときは、発明者・考案者・創作者は氏名表示権を享有する。

雇用関係の下で完成した発明、実用新案又は意匠		出資して他人を招聘する関係の下で完成した発明、実用新案又は意匠
職務上のもの	職務外のもの	
<p>① 契約に約定がある場合は、約定により、権利の帰属を決定。</p> <p>② 契約に約定がない場合、使用者に帰属。ただし、使用者に適当な報酬の支払い義務有。</p>	<p>従業員に帰属。(契約によりこれを排除することは不可)</p> <p>ただし、発明、実用新案又は意匠が使用者の資源又は経験を利用したものである場合、使用者が従業員に相当の報酬を支払えた上で、当該発明、実用新案又は意匠を実施可。</p>	<p>① 契約に約定がある場合は、約定により権利の帰属を決定。</p> <p>② 約定のない場合は、発明者、実用新案考案者、意匠創作者に帰属。但し、出資者は、その発明、実用新案又は意匠を実施可。</p>

(1)雇用関係においては完成した発明、実用新案又は意匠

雇用関係においては完成した発明、実用新案又は意匠には、職務上のものと職務外のものに分けられる。職務上のものの帰属については、専利法第7条1項によると、契約で別段の約定がない限り、従業員が職務上完成した発明、実用新案又は意匠について、その出願権及び特許権・実用新案権・意匠権は使用者に帰属し、使用者は従業員に相当の報酬を支払わなければならない。また、職務外のものについては、専利法

第8条1項によると、出願権及び特許権・実用新案権・意匠権は従業員に帰属する。但し、その発明、実用新案又は意匠が使用者の資源又は経験を利用したものである場合、使用者が従業員に相当の報酬を支払えば、該事業者においてその発明、実用新案又は意匠を実施することができる。台湾高等裁判所97年度智上易字第3号の判決によると、「職務上のもの」は、従業員が雇用契約の約定に従って、使用者の製品の開発・生産に携わった成果のことを指す。また、創作又は発明の進行や完成した時間が勤務時間又は勤務時間外、場所がオフィス又は自宅であろうと、職務上のものであることに変わりない(『台湾における職務発明の規定 台湾における平行輸入品への法的手当』2011年3月財団法人交流協会より)。したがって、発明・考案・創作が「職務上のもの」に該当するか否かは雇用契約の内容に沿って解釈すべきものであり、雇用契約に定める目的又は従業員の職務の範囲内のものではないと認める場合、「職務外のもの」として扱われる。たとえば、研究開発又は生産技術の改良を目的として従業員を雇う場合、当該従業員が研究開発又は生産技術の改良のために完成した成果は「職務上のもの」に該当する。これに対し、研究開発又は生産技術の改良を雇用契約の内容としない従業員が行った発明又は創作は、雇用契約に定める職務の履行により得た成果ではないため、「職務外のもの」に該当する。

職務上完成した発明、実用新案又は意匠に関わる権利は使用者に帰属するものの、専利法では、「適当」な対価を支払わなければならないと定められている。どの程度の金額が「適当な対価」に該当するかについては明文な規定がなく、実務においても解釈例や判決例はない。一般的には、ケースバイケースで判断されることになる。一方、学者の見解によると、適当な対価については、職務発明が出願により権利化されたかどうか、使用者が当該職務発明に関わる権利を実施し、それ相当の利益を取得したかどうかを考量し、支払うべき対価を決めるという学説があるが、実務上職務発明の対価に関する紛争事件がなく、前述の学者の論説が裁判所に認められるかは明らかでない。紛争を避けるために、使用者が発明・実用新案・意匠の帰属及び報奨に関しては、事前に定めておく必要がある。

また、職務発明であるか否かについて、場合によっては判断することが難しく、職務発明に該当するか否かははっきりさせるためには、従業員に作業日報を書かせ、当該日報を根拠に職務発明に該当するか否かを判断することができる。

(2) 出資して他人を招聘する関係において完成した発明、実用新案又は意匠

出資して他人を招聘する関係として、請負、委任又はその他の類似の契約関係などが挙げられる。招聘関係の特徴は、被招聘者は、仕事の完成について、雇用関係のように出資者から一々の指示を受けながら仕事を進めるのではなく、相当高い自主性及び独立性を持っていることにある。専利法第7条3項の規定によると、一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させる場合、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がない場合、発明者、実用新案考案者又は意匠

創作者に帰属する。但し、出資者は、その発明、実用新案又は意匠を実施することができる。この規定によると、出資者の会社は、請負又は委任の関係において完成した発明、実用新案又は意匠の権利を取得したい場合、事前に、契約でそれを明らかにしておく必要がある。

2.職務上の著作物(法人著作)

台湾の著作権法では、職務上の著作物について、次のように規定されている。

第 11 条

従業員が職務上作成した著作物は、当該従業員を著作者とする。但し、契約に使用者を著作者とする旨の約定がある場合は、その約定に従う。

前項の規定により従業員を著作者とする場合、その著作財産権は使用者に帰属する。但し、契約にその著作財産権は従業員が享有する旨の規定がある場合は、その約定に従う。

前二項にいう従業員は、公務員を含む。

第 12 条

出資して他人を招聘して完成させた著作物は、前条の事由を除き、当該招聘を受けた者を著作者とする。但し、契約に出資者を著作者とする旨の約定がある場合は、その約定に従う。

前項の規定により招聘を受けた者を著作者とする場合、その著作財産権は契約の約定により、招聘を受けた者又は出資者が享有する。著作財産権の帰属について約定がない場合、その著作財産権は招聘を受けた者が享有する。

前項の規定により著作財産権が招聘を受けた者に帰属する場合、出資者は当該著作物を利用することができる。

職務上の著作物について、雇用関係において完成した著作物、及び出資して他人を招聘する関係において完成した著作物が分けられる。それぞれの権利の帰属は下表に示すとおりである。

雇用関係の下で完成した著作物	出資して他人を招聘する関係において完成した著作物
著作者及び著作財産権の帰属について ① 約定のある場合は、 約定により著作者及び著作財産権の	著作者及び著作財産権の帰属について ① 約定のある場合は、 約定により著作者及び著作財産権の

<p>帰属を決定。</p> <p>② 約定のない場合は、 著作者は従業員で、著作権は使用者に帰属。</p>	<p>帰属を決定。</p> <p>② 約定のない場合は、 招聘を受けた者は著作者でありながら、著作権を享受。</p> <p>また、著作権は招聘を受けた者に帰属する場合、出資者は著作物を利用可。</p>
---	--

(1)雇用関係において完成した著作物

著作権法第 11 条に、「従業員が職務上作成した著作物は、当該従業員を著作者とする。」との定めがある。「職務上作成した著作物」の認定について、従業員と使用者との間には雇用契約があるので、その認定は、著作物の作成の時間及び場所に基づくものではなく、契約に定める従業員の業務内容に基づき実質的な判断を行うべきである。雇用契約に明確な約定がない場合について、学者の中には、勤務時間や会社のリソースを利用したか否かを問わず、明らかに会社の上司の指示に基づき創作に従事した場合は、いずれも職務上完成した著作物であると認められるべきであるとする者もいる。例えば、オンラインゲームの開発に従事するエンジニアが上司の指示に従って、終業後に開発した新しいゲームソフトは、職務上完成した著作物に該当し、一方、当該エンジニアが個人のアルバイトとして、勤務時間以外に会社のリソースを利用して開発したソフトは職務著作に属しないと見る見解もある。

前記の規定によれば、従業員が職務において完成した著作物の権利帰属につき、取り決めがなければ、従業員が著作者として著作者人格権を有するが、当該著作物の著作権については、特別な約定のある場合を除き、使用者がそれを享有する。

(2)出資して他人を招聘する関係において完成した著作物

著作権法第 12 条に定めている、いわゆる「出資招聘」関係には、委任、請負などが含まれる。当該規定によると、出資者を著作者とする別段の約定がある場合を除き、原則として招聘を受けた者が著作者として著作者人格権を享有する。注意すべきは、約定を以って出資者を著作者とする場合、出資者の享有する著作者人格権は招聘を受けた者によって譲渡されたものではなく、最初から出資者が享有するものである、という点である。

知的財産権の享有について、出資人と招聘を受けた者の間に別に約定がある場合を除き、著作権は招聘を受けた者に帰属し、当該招聘を受けた者がこれを享有し、出資者は当該著作物を利用することができるだけである。但し、約定により出資者が享有する場合、招聘を受けた者は原則として、当該著作物を利用することはできない。

以上のように、著作権の権利帰属を明確にするため、やはり事前に契約をもってその帰属につき約定しておく必要があり、また職務上完成する著作であるか否かを判明するため、従業員に作業日報を作成してもらう必要もある。

(四)商号(会社名)の保護

1.商号(会社名)の登録手続き

台湾における商号との語は、独資若しくはパートナーにより設立された非法人組織の営利主体に用い、会社組織ではない。「商号」の日本語の意義を考案し、本文における商号は、会社名も指し、また、これに基づき以下の意見を提供する。

台湾においては、会社の設立に先立ち、商号及び営業項目の登録審査について、主務官庁である經濟部(日本の経済産業省相当)商業司に申請する必要がある。商号の登録申請の必要書類、処理時間及び費用は、以下のとおりである：

書類：(1) 商号と営業項目予備調査登録申請書

申請書には、希望の商号を5個まで、その優先順位に従い記入することができる。

(2) 委任状

他人に依頼し申請を提出する場合は、別途委任状の提出が必要である。また、受任者は会計士と弁護士に限る。

提出先：經濟部商業司

費用：NT300 元

所要日数：1～2 週間

商業司による会社名の審査は、基本的には「先願登録主義」原則、即ち、先に申請した者がその商号を取得できるという原則に基づき行われる。会社法第18条第1号前段により、会社名称の主要部分(会社の種類を表わす「股份有限公司」「有限公司」を除く部分)は他の会社のそれと同一の名称を使用することができない。また、同第18条後段及び会社名称と業務予備調査審理規則により、二会社の名称に異なる業務種類若しくは区別できる文字を標記する場合は、たとえ両者の主要部分が同じであっても、両者の会社名称は異なると見なすので、実務上、例えば「国巨機械股份有限公司」と「国巨電腦股份有限公司」が併存することが可能である。

また、予備調査申請し登録を受けた商号は、基本的に6ヶ月間留保される。上記の期間内に、引続き会社の設立手続きを行わなければ、留保された商号は取り下げられたものと見なされる。ちなみに、台湾での商号登録は、会社設立に先立つ手続きに過ぎず、商標のように登録して権利を受けるものではない。よって、台湾で実際に事業を行わず、会社を設立する意向がない場合は、商号を登録する必要はない。

なお、解散、登記取消し又は廃止とされた会社は、引き続き経営をしてはならないので、法により、清算すべきであるが、実務上、解散、登記取消し又は廃止とされた会社は殆ど清算を行わないままで、法人格が依然として存在しているため、会社名称に関する保護(他人が同一の名称を使ってはならない)を受け続けている。実際に経営していない会社の名称を保護し続けるという不合理な状況を解消するために、2009年7月の会社法改正案では第26条の2が制定された。かかる条文によると、解散、登記取消し又は廃止とされた会社は、解散、登記取消し又は廃止とされた日から10年間清算が完成しない場合、又は破産が登記された日から10年間、裁判所から破産終結の裁定を受けない場合、他の会社がその会社の名称を使うことができ、第18条の制限を受けない。当該法改正は既に2012年1月4日に公布された。

2.商号(会社名)に関する紛争

商号に関する紛争は、登録しようとする名称が他人により先に登録されてしまったこと、及び登録商号を他人により商標若しくは対外的表示として使用されることの二種類に分けることができる。前者については、経済部商業司が商号を審査する際は、主に「先願登録主義」原則に基づき行うので、登録しようとする名称を他人に先取り登録されてしまった場合、当該名称に対し、正当な権利を有する限り、商標法及び公平交易法にて対応することができる。つまり、他人に先取り登録された商号の主要部が、台湾において登録された商標と同一で、またその営業項目も登録商標の指定商品と同一、類似を構成する場合、商標法で対応することができる。また、台湾において商標を登録していない著名商標、若しくは商標権者の信用のただ乗りに該当する場合は、公平交易法で対応することもできる。

登録商号を他人により商標若しくは対外的表示として使用されることについては、前述のとおり、商号はあくまでも営業主体の区別標識であり、商標のように一旦登録して権利を受けるものではないが、登録商号が他人により無断で使用されたときは、場合により公平交易法で対応することができる。

(1)商号が先取り登録された場合

①商標法の規制

商標法第70条により、商標権者の同意を得ず、次の事由のいずれかに該当する場合は、商標権の侵害と見なす

- a. 他人の周知著名の登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用し、周知著名商標の識別性又は信用を損なうおそれがある場合。
- b. 他人の周知著名な登録商標であることを明らかに知りながら、該著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム若しくはその他営業主体を表彰する名

称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、又は該商標の識別性若しくは信用を損なうおそれがある場合。

ちなみに、台湾において、周知著名になっている登録商標を、他人が無断で商号として登録した結果、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合も、商標権の見なし侵害を構成する。また、今回の法改正により、実際に混同誤認が生じたことがなくても、誤認混同を生じさせるおそれさえあれば、見なし侵害を構成することとなる。

商標法第 70 条第 2 号にいう、商標中の「文字」を商号とする侵害形態は、現在の実務上の多くの見解によれば、商標中の文字と完全に同じであるものを指している。商標中の文字と類似する文字がこの中に含まれるか否かについては依然として定説がない。

注意に値するのは台北地方裁判所 2004 年度智字第 16 号民事判決で、該判決は「被告が『七星』又は『Seven Stars』と同一又は類似する文字を、会社の中国語名称、英語名称の主要部分に使用することを禁止する」と判示しており、「類似」も商標法第 62 条第 1 号及び第 2 号の会社名称侵害形態の制限範囲に属する、と認めている。また、台北地方裁判所 2006 年度智字第 17 号民事判決も同じ見解を採用し、「被告は『黄金猫』と同一又は類似する文字を、そのペット用品店名の主要部分に使用することはできない」と判示している。

③ 公平交易法の規制

他人が台湾に登録されていない商標を商号として先に登録した場合は、基本的に上記の商標法で適用する余地がない。この場合、仮に当該商標が台湾における著名商標であり、若しくは他人の先取り商号登録行為が他人の信用の不正ただ乗りに該当する場合、公平交易法第 212 条第 1 項若しくは第 25 条にて対応することが可能である。

③ 会社法の規制

台湾の改正会社法（2011 年 7 月 1 日施行）第 10 条第 3 号によりますと、他人の商標を会社名として使用し、商標権者から起訴され、改名するように確定判決が出ると、変更登記せずに当該名称を継続使用した場合、主務官庁が会社解散を命じる可能性があると考えられる。

最近、「香奈爾」（シャネルに近似）という社名で営業した質屋、及び施華洛（スワロフスキに近似）を社名として営業した写真館に対し、社名変更、損害賠償を命じる判決が示された。

(2)他人により、登録商号を商標若しくは対外的表示として使用されること

商標登録されていない著名な他人の商号と同一又は類似するものを同一又は類似する商品・役務に使用し、それをもって他人の商品、営業、役務の施設又は活動と混同を生じさせる場合、公平交易法第 22 条第 1 項第 1 号と第 2 号にて対応することができる。また、商標法第 30 条 1 項 14 号の規定により、周知著名になっている他人の法人名称を商標として登録出願し、誤認混同を生じさせるおそれがあれば、登録することはできないとされている。

3.救済手段

- (1) 商標法第 70 条に違反する行為に対しては、商標法により、民事救済の手段を通じ、差止め、損害賠償及び判決文を新聞紙に掲載することなどを請求することができる。
- (2) 公平交易法に違反する行為に対しては、公平交易法に基づき、場合によって民事救済又は行政救済を求めることができる。

商業司は、基本的に形式的な審査を行うのみで、実質的な審査は行わない。また、先取り登録された商号に関する争議については、同商業司に申立てを提起するのではなく、民事訴訟若しくは公平交易委員会に対する摘発により、判決若しくは処分書を取得してから、商号の廃止を同商業司に請求することになる。

(五)ドメインネームの保護

台湾のドメインネーム登録には「先願登録主義」(「先に申請したものが勝ち」という原則)が採用されているが、ドメインネームが他人の商標、標章、氏名、会社又は商号の名称と同一又は類似しているか否かについて、登録受理機関が審査を行うことはない。

1.ドメインネームの登録手続き

TWNIC(Taiwan Network Information Center、中国語名称:財團法人台湾網路資訊中心。ドメインネームの登録を主管する機関)はドメインネーム登録の権限を台湾内における中華電信(Hinet)、台湾固網など計 11 社、及び海外の登録受理機関に授けており、これらの機関がドメインネーム登録業務を行なっている。出願人は登録受理機関を自由に選択してドメインネーム登録を行うことができ、ドメインネーム登録システムにアクセスして、申請しようとするドメインネーム及び関連登録情報を入力し、ドメインネームの管理に係る費用(1 年目)が納付された後、ドメインネームの登録申請が完成する。

ドメインネームの登録手続きについては、台湾に支社や子会社を持たない外国企業であっても、台湾において<xxx.com.tw>又は<xxx.tw>の英文ドメインネーム、及びそれに対応する<xxx [Chinese Character(s)] .tw>の中国語ドメインネームの登録ができる[<xxx [Chinese Character(s)] .com.tw>の中国語ドメインネームはない]。ドメインネームの登録に要する費用については、設定登録料は要らない。ドメインネームの登録を維持する場合、年ごとに管理費用として NT\$800 又は NT\$900 [ドメインネームの類型(<xxx.com.tw>又は<xxx.tw>)により違う] を支払わなければならない。オンライン出願から登録まで約 7-10 営業日を要する。

2.ドメインネーム紛争に関する紛争

(1)ドメインネーム紛争の処理

他人の商標、標章又は会社名を先取りでドメインネームとして登録することは、最もよく見られるドメインネーム紛争タイプで、とりわけ、悪意によるドメインネームの登録は、他人の著名商標、標章又は会社名を先取りで登録することによって、商標権者の知名度にただ乗りすること、或いは本当の権利者への高額転売を目論む。

また、TWNIC の「ドメインネーム紛争の処理弁法」(中国語名称:「網域名稱爭議處理辦法」、以下「処理法」と略称。処理法の全文は http://www.twnic.net.tw/dn/dn_h_02.htm#1 からダウンロードできる)第 5 条の規定によれば、下記の3つの要件を満たして初めて処理法によって対応を求めることができる。

紛争申立人がドメインネームにつき以下の情況に該当することを発見したとき、申立てを提出することができる。

- ① ドメインネームと申立人の商標、標章、氏名、事業者名称又はその他の標識が同一又は類似しているため混同を生じる。
- ② ドメインネームの所有者がそのドメインネームについて、権利又は正当な利益がない。
- ③ ドメインネームの所有者が悪意でドメインネームを登録又は使用している。

前項各号の事由の存否を認定する前に、双方の当事者の提出する証拠及びその他すべての資料を参酌しなければならない。次に掲げる各号のいずれかの事情がある場合、ドメインネームの所有者は該ドメインネームに係る権利又は正当な利益を有すると認定することができる。

- ① ドメインネームの所有者が、該ドメインネームの紛争に関し第三者又は紛争処理機関からの通知を受け取る前に、該ドメインネーム又はそれと相当する名称を善意で使用していた、或いは使用する準備をしていたことを証明できる場合。
- ② ドメインネームの所有者が該ドメインネームを使用していることを、既に一般大衆が熟知している場合。
- ③ ドメインネームの所有者が合法的に、非営利目的で又は正当に使用し、且つ消費者を混同、誤導する、或いは商標、標章、氏名、事業者名称又はその他の標識を減損する方法を以ってではなく、商業上の利益を獲得する場合。

第1項第3号の「悪意によるドメインネーム登録又は使用」の認定は、次に掲げる各号の情況を参酌することができる。

- ① ドメインネームの所有者が該ドメインネームを登録又は取得する主な目的が、ドメインネームの売却、貸し出し又はその他の方法によって、申立人又はその競争者から該ドメインネーム登録に必要な関連費用を超える利益獲得することにある。
- ② ドメインネームの所有者が該ドメインネームを登録する目的が、申立人が該商標、標章、氏名、事業名称又はその他の標識をもってドメインネームを登録するのを妨害することにある。
- ③ ドメインネームの所有者が該ドメインネームを登録する主な目的が、競争者の商業活動を妨害することにある。
- ④ ドメインネームの所有者が営利目的のために、意図的に、申立人の商標、標章、氏

名、事業名称又はその他の標識と混同を生じさせ、ネットユーザーがドメインネームの所有者のウェブサイト又はその他の URL を閲覧するよう誘導、誤導する。

(2)ドメインネーム紛争の実例

TWNIC により認可を受け、ドメインネーム紛争処理機間の資格を有する資策會(資訊工業策進會、Institute for Information Industry)科技法律中心(科学技術法律センター)は、TWNIC が 2001 年に定めたドメインネーム紛争の処理弁法及び実施要点にもとづき、専門家チームは、ドメインネーム紛争処理案件に関する最初の判断(2001 年 8 月)を下した。申立人である米国企業 Mars Incorporated はドメインネーム <http://www.m-ms.com.tw> の使用权を取得した。

米国企業 Mars Incorporated はチョコレート製品につき <m&m's> の登録商標を所有している。Mars Incorporated は、<m&m's> は著名商標であり、ドメインネーム <http://www.m-ms.com.tw> の主要部分である <m-ms> と当該商標は類似しており、かつドメインネームの所有者には当該ドメインネームを登録する権利又は正当な利益がないと主張した。このほか申立人は、当該ドメインネームの所有者は使用者に Mars Incorporated の登録商標と混同を生じさせることによって使用者を誤誘導し、ドメインネームの所有者のホームページにアクセスさせることを意図していると認めている。ドメインネームの所有者は上記の指摘を否認し、並びにドメインネームの所有者が法に従って取得したドメインネーム登録であると主張し、かつドメインネームの所有者の会社営業項目と申立人の営業項目は異なるとして抗弁している。

本件において専門家チームは、主要部分の総体的な観察及び比較という原則にもとづいて、<m-ms> と <m&m's> 商標の主要文字部分は、称呼と外観が極めて類似していると認めた。また、ドメインネームの所有者が当該ドメインネーム使用に関して自らが有する権利又は正当な利益を積極的に証明しなかったこともあり、専門家チームは、<m&m's> は著名商標であり、ドメインネームの所有者はそれが他人の著名商標であることを明らかに知りながら申立人の著名商標に類似する主要文字部分をもって当該ドメインネームの登録を申請したものであり、こうした行為は申立人の著名商標が表彰する商品品質及び会社の商業上の信用に乗じる不当な便乗効果を生じるものであると認めた。

また、一般的なインターネット使用にもとづけば、通常、会社名称又は商標の主要部分をもって当該企業の登録するドメインネームとすることが期待される。属性型英文ドメイン(Attributed English domain)の使用可能な文字には“&”と“”の記号が含まれておらず、消費者が <m-ms> を <m&m's> と誤認し、かつ当該ホームページの内容が提供する商品及びサービスが申立人の提供するものであると誤認する可能性は極めて高い。したがって、本案件について、ドメインネームの所有者が登録した当該ドメインネームは、インターネット使用者を誘引又は誤誘導することによって当該ホーム

ページに目を通させる結果を招いているため、申立人に<m-ms>のドメインネームに関する権利を認めた。

3.救済手段

(1)紛争処理機関

ドメインネームの紛争は、①伝統的な訴訟手続きにより救済を提起し、又は②公平交易委員会に申立てを提出するほか、③処理法により TWNIC に申立てを提出することができる。①及び②については、前述した章節を参照されたい。本章においては、現行実務で最も採用されている方法の③を説明する。

処理法第5条第3項の規定によれば、申立人が登録済みのドメインネームに前述の状況があることを発見したとき、TWNIC が認可する紛争処理機関に訴え出ることができる。現在、認可を受けた紛争処理機関には「資訊工業策進會科技法律中心」(日本語訳：情報工業策進会科学技術法律センター)及び台北律師公會(日本語訳：台北弁護士会)がある。

(2)紛争手続き

申立人が紛争処理機関に紛争申立書を提出し、紛争処理機関がもし申立書の内容に規定に合致しない状況を見つけた場合、紛争処理機関は申立人に通知し並びに申立人に通知送達後5日以内に補正するよう命じなければならず、もし申立人が5日以内に補正しなかった場合、申立ては取下げられたと見なさなければならない。但し、申立人は依然として改めて申立てを提出することができる。

また、申立人は、紛争処理機関に申立書を提出した後、10日以内に紛争処理費用を納付しなければならず、期限内に費用を納付しなかった場合、申立ては取下げられたものと見なされる。

紛争処理機関は、申立てを受理した後、TWNIC にドメインネームに係る登録資料を問い合わせ、並びに申立書をドメインネームの所有者及び TWNIC に送付した後、紛争処理手続きを開始しなければならない。ドメインネームの所有者は手続き開始日後20日以内に、紛争処理機関に答弁書を提出することができ、紛争処理機関は答弁書受領後、すぐに答弁書を申立人に送付し、並びに5日以内に専門家チームを選定しなければならない。紛争処理機関は、ドメインネームの所有者、申立人及び TWNIC の専門家チームに名簿及び決定を作成する予定の期日を通知しなければならない。

専門家チームは双方の提出する申立書及び答弁書に基づいて書面審理を行い、14営業日以内に、決定を紛争処理機関に送付し、その後、紛争処理機関がドメインネームの所有者、申立人及び TWNIC に通知する。紛争処理機関は専門家チームの決定を受

領後 3 日以内に、決定全文を双方の当事者及び TWNIC に通知し、TWNIC は決定をウェブサイト上に公布しなければならない。TWNIC は専門家の決定結果により、ドメインネームの譲渡又は取消を行い、或いは申立人の申請を却下する。

処理法第 9 条の規定により、申立人が請求できる救済は、ドメインネームの所有者のドメインネームの取消、又は該ドメインネームの申立人への譲渡に限るものとする。

(六)インターネット上の権利侵害

1.よく見られるインターネット上の権利侵害行為

侵害種類	態様
商標権侵害	<ul style="list-style-type: none">・ 他人の登録商標を無断でウェブサイト又は同一の製品に使用し、インターネットでその製品を販売すること。・ 他人の登録商標と近似する商標をウェブサイト又は類似の製品に使用し、インターネットでその製品を販売すること。・ 他人の周知著名になっている商標を自社の企業名称に使用し、誤認混同を生じさせ、又は周知著名商標の識別力、信用を減損すること。
著作権侵害	<ul style="list-style-type: none">・ 著作権者の同意を取得せず、音楽、映画、漫画、コンピュータソフトなどの著作物を複製し、インターネットで広げる、又は販売すること。
専利権侵害	<ul style="list-style-type: none">・ インターネットで、他人の専利技術を無断で実施した製品を販売すること。
不正競争	<ul style="list-style-type: none">・ 他人のトレードドレス(例えば、包装)に類似する商品をインターネットで販売すること。・ 大手企業と提携しているなどの不実情報を広告やカタログに記載し、消費者に誤認させる宣伝をすること。

2. 台湾当局による知的財産権保護の取組み

(1)智慧財産権の保護を専門とする刑事警察大隊の設立

台湾での違法コピー・模倣品の取締活動については、1981年に設置された經濟部「模倣商品取締チーム」が中心となって、模倣品に関する通報の受付や取締活動を行ってきたが、内政部警政署は海賊版一掃計画を実施するため、行政院長(首相)の指示により、2003年1月1日に内政部警政署保安警察第二総隊内に「保護智慧財産権警察大隊」(通称「保智大隊」)を成立させ、同チームを廃止した。

その後、2014年1月1日からその名称を「刑事警察大隊」と変更し、台北、台中、高雄にそれぞれ分隊を配置させ、製造業者、中間卸商、小売店の三方面に綿密な捜査網を張り巡らして、海賊版ソフトや違法コピーの著作権侵害、偽ブランドの商標権侵害を効率的に取り締まっている。

保護智慧財産権警察大隊が 2014 年に発見した「インターネットによる模倣品の販売」又は「違法ダウンロードの提供」の事件統計表

種類 月	映像・音声違法ダウンロード			海賊版			模倣品		
	件数	人数	損害額(台湾元)	件数	人数	損害額(台湾元)	件数	人数	損害額(台湾元)
1月	0	0	0	6	6	1,591,000	7	7	2,836,4644
2月	1	1	225,312	12	13	1,531,000	26	29	1,155,702
3月	7	7	500,616,388	31	35	97,287,922	60	66	10,852,709
4月	6	6	307,437,146	5	6	32,608,000	56	68	18,943,813
5月	6	6	105,502,400	8	9	7,553,000	42	45	9,910,367
6月	13	13	1,156,332,512	20	21	51,906,179	186	198	167,276,901
7月	5	6	86,854,130	8	10	12,995,680	35	50	6,347,077
8月	3	3	42,931,440	5	5	534,500	34	37	7,442,990
9月	20	20	315,846,414	21	31	49,677,141,498	161	178	100,156,516
10月	6	6	41,080,824	19	19	10,717,450	29	31	23,733,209
11月	3	3	26,741,958	13	14	49,088,250	40	44	41,357,176
12月	6	66	11,158,201,210	21	24	294,769,167	267	279	71,832,317
合計	76	77	13,741,769,734	169	193	50,237,652,646	943	1,032	461,845,241

資料出所：<http://spsh.yamnet.com.tw/ezportal/homeweb/catalog.php?infoscetid=10>

(2)智慧財産法院(知財裁判所)の設立

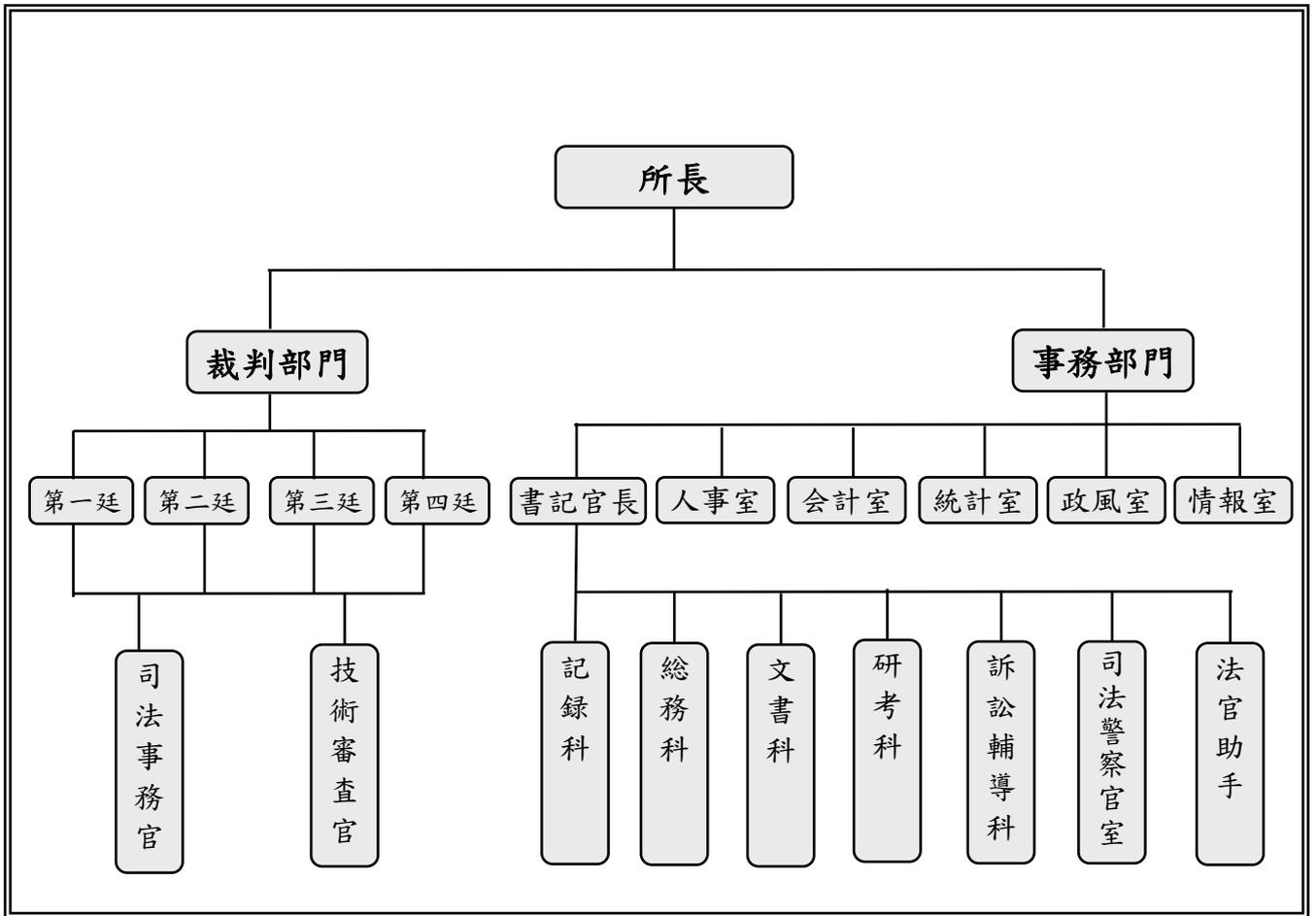
司法院は知的財産訴訟の遅延問題を改善するため、訴訟審理の効率化と裁判官の専門化に着手し、ようやく知的財産訴訟制度に関する二大法案である智慧財産法院組織法及び智慧財産案件審理法を制定、公布・施行した。

上述の法案により、2008年7月1日に知財裁判所が設立されて、知的財産に関する訴訟は全て同裁判所にて集中審理されるようになった。訴訟審理の効率化及び裁判官の専門化により、知的財産訴訟手続が改善され、有効な権利救済機能を発揮している。

智慧財産法院設立の目的

- ① 民事事件、刑事事件の訴訟遅延を避け、訴訟紛争を早期に解決する。(効率化)
- ② 知的財産案件の審理を専門化する。(専門化)
- ③ 国家経済発展を促進する。(経済繁栄)

智慧財產法院組織圖



組織圖內容說明	所長：	裁判部門：第一庭、第二庭、第三庭、第四庭；司法事務官、技術審查官
		事務部門：1.書記官長：記錄科、總務科、文書科、研考科、訴訟輔導科、司法警察官室、裁判官助手 2. 人事室 3. 會計室 4. 統計室 5. 政風室 6. 情報室

3. 権利侵害に対する救済

(1)権利者の民事請求権

	類型	権利
民事	商標権侵害	<ul style="list-style-type: none">・ 侵害の排除及び予防の請求権・ 損害賠償請求権・ 侵害品の廃棄請求権・ 税関における侵害品の差押請求権
	著作権侵害	<ul style="list-style-type: none">・ 侵害の排除及び予防の請求権・ 著作者人格権の侵害に対する損害賠償請求権・ 著作者財産権又は製版權の侵害に対する損害賠償請求権・ 侵害品の廃棄請求権・ 税関における侵害品の差押請求権
	特許(専利)権侵害	<ul style="list-style-type: none">・ 侵害の排除及び予防の請求権・ 損害賠償請求権・ 侵害品の廃棄請求権・ 信用回復請求権
	不正競争	<ul style="list-style-type: none">・ 侵害の排除及び予防の請求権・ 損害賠償請求権・ 適当な表示の請求権

①商標権侵害

- ・ 侵害の排除及び予防の請求権

商標権者は、その商標権を侵害した者に対し、その排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合は、侵害防止を請求することができる。(商標権法第69条1項)

- ・ 損害賠償請求権

商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害された場合、損害賠償を請求することができる。(商標権法第69条3項)

ただし、損害賠償請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったと

きから2年間行使しなければ消滅する。侵害行為があったときから10年を経過した場合も同様である。

- ・ 侵害品の廃棄請求権

商標権者は商標権侵害に係る物品及び侵害行為に利用される原料又は器具を廃棄するよう請求することができる。ただし、裁判所は侵害の程度及び第三者の利益を詳細に斟酌した後、その他の必要な処置を行うことができる。(商標権法第69条2項)

- ・ 税関における侵害品の差押請求権

商標権者は、輸入又は輸出する物品がその商標権を侵害するおそれがある場合、税関にひとまず侵害するおそれがある輸入品又は輸出品の差押を申請することができる。(商標権法第72条1項)

②著作権侵害

- ・ 侵害の排除及び予防の請求権

著作権者又は製版權者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。また、侵害するおそれがある場合には、その防止を請求することができる。(著作権法第84条)

- ・ 著作者人格権の侵害に対する損害賠償請求権

著作者人格権を侵害する者は、損害賠償の責任を負わなければならない。この場合、財産上の損害でなくても、被害者は相当の金額の賠償を請求することができる。(著作権法第85条1項)

- ・ 著作者財産権又は製版權の侵害に対する損害賠償請求権

故意又は過失により、他人の著作財産権又は製版權を不法に侵害する者は、損害賠償の責任を負う。複数の者が共同して不法侵害行為を行った場合は、連帯して賠償責任を負う。(著作権法第88条1項)

- ・ 侵害品の廃棄請求権

著作権者は、侵害の差止め又は損害賠償を請求する場合、侵害行為により作成されたもの又は主に侵害に用いられたものについて、焼却廃棄又はその他必要な措置を請求することができる。(著作権法第88条の1)

- ・ 税関における侵害品の差押請求権

著作権者又は製版權者は、税関に対し、その著作権又は製版權を侵害するおそれがある輸入品又は輸出品の差押を請求することができる。(著作権法第 90 条の 1)

③特許(専利)権侵害(実用新案及び意匠にも準用)

- ・ 侵害の排除及び予防の請求権

特許権者は、自己の特許権を侵害した者に対し、侵害行為の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合は、その防止を請求することができる。(専利法第 96 条 1 項)

- ・ 損害賠償請求権

特許権者は、故意又は過失によりその特許権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる。ただし、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったときから 2 年間行使しなければ消滅する。侵害行為があったときから 10 年を経過した場合も同様である。(専利法第 96 条 2 項)

- ・ 侵害品の廃棄請求権

特許権者が侵害の差止めの請求を行うとき、特許権侵害に係る物又は侵害行為に用いた原料若しくは設備について、廃棄処分又はその他の必要とする処置を請求することができる。(専利法第 96 条 3 項)

- ・ 信用回復請求権

発明者は氏名表示権が侵害された場合、発明者の氏名表示又はその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。ただし、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったときから 2 年間行使しなければ消滅する。侵害行為があったときから 10 年を経過した場合も同様である。(専利法第 96 条 5 項)

④不正競争

- ・ 侵害の排除及び予防の請求権

事業者が公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合も侵害の予防を請求することができる。(公平交易法第 29 条)

- ・ 損害賠償請求権

事業者が公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合、損害

賠償の責任を負う。ただし、請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったときから2年間行使しなければ消滅する。侵害行為があったときから10年を経過した場合も同様である。(公平交易法第30条)

・ 適当な表示の請求権

事業者は、他の事業者の公平交易法第22条第3項第2号又は第3号の行為により、自己の商品・役務と誤認混同を生じさせるおそれがある場合は、他の事業者に対し、適当な区別表示を付すよう請求することができる。(公平交易法第22条第4項)

(2)侵害者の刑事責任

商標法、著作権法及び公平交易法に違反した場合、刑事罰が科される。なお、2001年10月24日の専利法改正により、専利権侵害についての刑事罰が廃止された。

	根拠となる法律	行為
刑事責任	商標法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標権侵害罪 商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次に掲げる各号のいずれかの情況に該当する場合、3年以下の懲役刑、拘留若しくはNT\$200,000以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用する。 2. 類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。 3. 同一又は類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と類似の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。 (商標法第95条) ・ 証明標章侵害罪 証明標章権者の同意を得ずに、販売を目的として、同一又は類似の商品又は役務に、登録した証明標章と同一又は類似の標章を使用し、関連する消費者に誤認、誤信させるおそれがある場

		<p>合は、3 年以下の懲役刑、拘留若しくは NT\$200,000 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>前項の証明標章権侵害のおそれがあることを明らかに知りながら、他人が登録した証明標章と同一又は類似の標識を付したラベル、包装容器又はその他の物品を販売又は販売を意図して製造、所持、展示した場合も同様である。</p> <p>(商標法第 96 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 模倣品販売罪 侵害商品であることを明らかに知りながら販売し、又は販売を意図して所持、展示、輸出若しくは輸入した場合は、1 年以下の懲役刑、拘留若しくは NT\$50,000 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電子メディア又はネットワーク方式を通じて行った場合も同様である。 <p>(商標法第 97 条)</p>
	著作権法	<ul style="list-style-type: none"> 無断で複製する(著作権法第 91 条) 無断で頒布する(著作権法第 91 条の 1) 無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集又は貸与する(著作権法第 92 条) 強制使用許諾の許可を受けた音楽著作物の複製物を台湾管轄外区域において販売する(著作権法第 93 条) 製版權を侵害するものであると明らかに知りながら、それを頒布し、又は頒布する意図で展示若しくは所持する(著作権法第 93 条) 著作財産権者又は製版權者の許諾なく複製された複製物又は製版物を輸入する(著作権法第 93 条) コンピュータープログラムの著作財産権を侵害する複製物であることを明らかに知りながら、その複製物を使用して営業する。(著作権法第 93 条) 著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら、所有権移転若しくは貸与以外の方法で頒布し、又は著作財産権を侵害する物品であ

		<p>ることを明らかに知りながら頒布を意図して公開展示若しくは所持する(著作権法第 93 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権者の同意を得ずに翻訳物を複製する(著作権法第 95 条) ・ 合法的なコンピュータプログラム著作物の複製物の所有者は、滅失以外の事由により原複製物の所有権を失った場合、著作財産権者の同意を得ることなく、その修正又は複製したプログラムを廃棄せずに所持する(著作権法第 96 条) ・ 著作物を引用するとき、その所出を明示しない(著作権法第 96 条) ・ 著作権者が付した権利管理電子情報を削除又は改ざんする。また、著作権管理電子情報が不法に削除又は改ざんされたものであることを明らかに知りながら、当該著作物のオリジナル若しくはその複製物を頒布し、頒布を意図して輸入若しくは所持し、又は公開放送、公開実演若しくは公開伝送する。(著作権法第 96 条の 1) <p>(著作権法に違反する罪は、光ディスクに侵害内容を読み込む方法で著作権を侵害する場合を除き、すべて親告罪である。)</p>
	公平交易法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、競争の目的をもって、他人の営業上の信用に損害を与えるに足る不実な事柄を陳述又は流布した(公平交易法第 37 条)

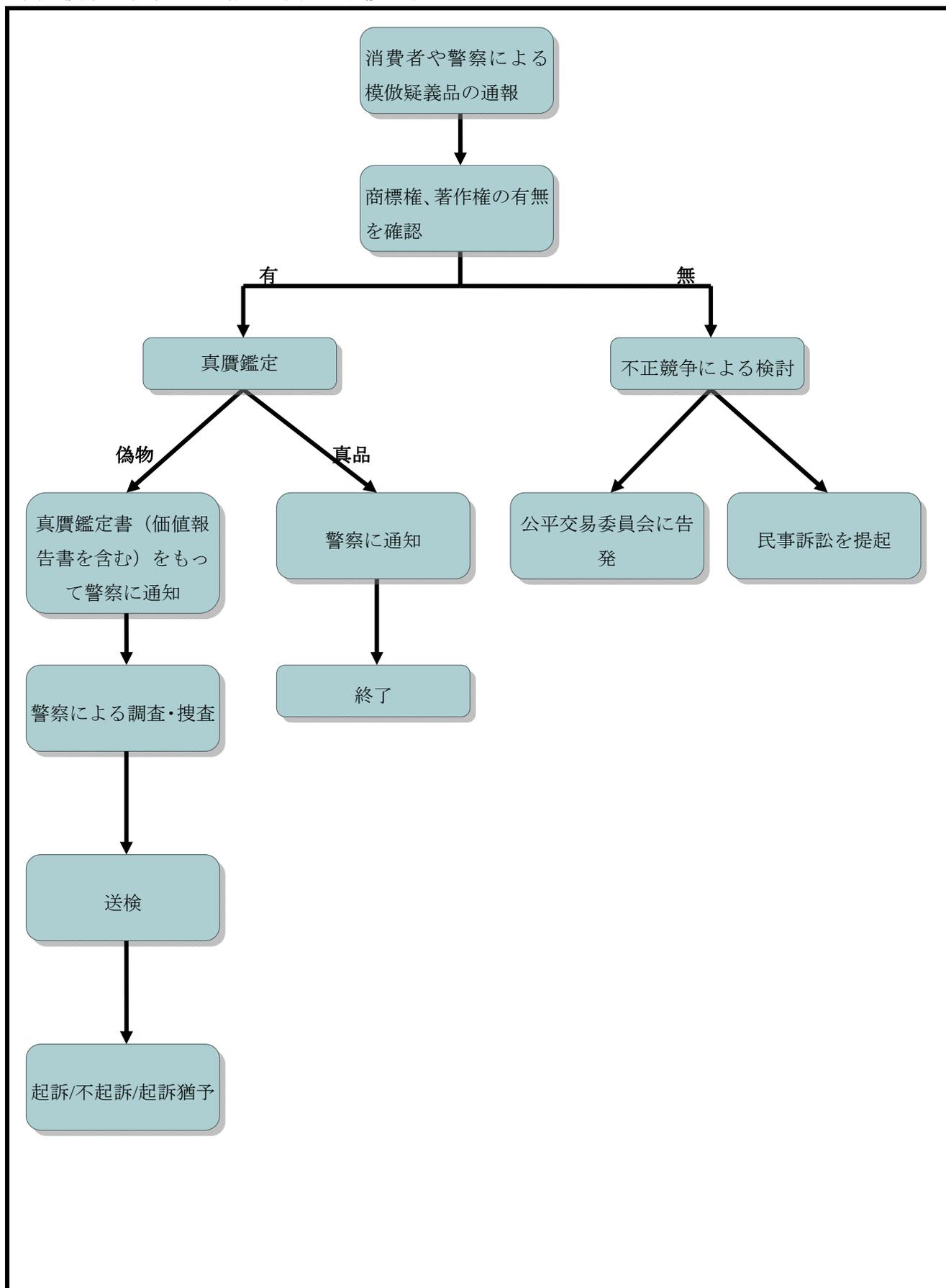
前述のとおり、商標権及び著作権が侵害された場合、侵害者の刑事責任を追及することができるが、専利権が侵害された場合、侵害者の刑事責任を追及することができない。この点は日本の法制度と異なるので、ご注意いただきたい。

(3)侵害者の行政責任

	根拠となる法律	罰則
行政責任	公平交易法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公平交易委員会は、本法の規定に違反する事業者に対して、期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じ、並びに 5 万台湾元以上 2500 万台湾元以下の過料に処すことができる。また、所定の期間内に、当該違反行為が

		<p>停止・改正されず又は必要な更正措置が採られない場合、公平交易委員会は引続き期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じ、並びに当該行為を停止、改正又は必要な更正措置が採られるまで、回数に照らして10万台湾元以上5000万台湾元以下の過料を連続して科すことができる。</p> <p>事業が第9条及び第15条に違反し、事情が重大であると中央主務官庁が認定した場合、前項の過料金額の制限を受けず、当該事業における前事業年度の売上金額の100分の10以下の過料に処することができる。</p>
--	--	--

(4) 模倣品発見の通報に対する取扱いの流れ



五、参考(契約おけるフォーマット等)

参考資料一 特許ライセンス契約見本

PATENT LICENSE AGREEMENT

This AGREEMENT is made between , a company organized under the laws of , having its head office at _____(hereinafter referred to as "the Licensor") and _____, a company organized under the laws of _____, having its head office at _____(hereinafter referred to as "the Licensee"):

WITNESSETH:

WHEREAS the Licensor is the proprietor of the ROC Patents shown in the attached schedule (hereinafter referred to as "the said Letters Patent").

WHEREAS the Licensor and the Licensee signed _____(hereinafter referred to as "Main Agreement"), based on which the Licensee has been granted a license to use certain patents owned by the Licensor pursuant to conditions and terms contained therein.

AND WHEREAS the Licensor and the Licensee hereby agree to sign this Patent License Agreement based on the Main Agreement for the sole purpose of recording the patent licensing arrangement between the Licensor and the Licensee with the Intellectual Property Office in accordance with the ROC Patent Law.

NOW, THEREFORE, in consideration of the foregoing and of the mutual covenants and agreements hereinafter set forth, the Licensor and the Licensee hereby agree as follows:

1. The Licensor hereby grants to the Licensee an (exclusive or non-exclusive) license to manufacture, (make, use and sell) the products covered in the Licensor's said Letters Patent in the Republic of China in accordance with terms and conditions set forth in the Main Agreement, for which the Licensee shall pay to the Licensor royalties at a specific amount set forth in the Main Agreement.
2. The licensing granted hereunder shall commence from _____ and remains in effect until _____, unless the Main Agreement is terminated in accordance with the clauses set forth in the Main Agreement. Upon termination of the Main Agreement, the Licensor will be entitled to take any necessary steps to cancel the recordation of the licensing arrangement between the Licensor and the Licensee with the Intellectual Property Office, and the Licensee agrees to take any necessary actions and cooperate with the Licensee with respect to the cancellation of the licensing recordation.
3. All the rights and obligations of the Licensor and the Licensee under the licensing arrangement shall be governed by the Main Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the Licensor and the Licensee have executed this Agreement on the dates mentioned below.

LICENSOR:

By _____

Date

Name (Print)

LICENSEE:

By _____

Date

Name (Print)

TRADEMARK LICENSE AGREEMENT

THIS AGREEMENT is made thisday of ____,2013, by and between a corporation organized and existing under the laws of_____ and having its principal place of business at_____ (the LICENSOR), and a corporation organized and existing under the laws of_____ and having its principal place of business at_____ (the LICENSEE).

RECITAL:

The LICENSOR is the owner of certain trademark(s) duly registered or filed for registration in the Republic of China, the particulars of which are set forth in the attached Schedule (the TRADEMARK(S)).

The LICENSOR desires to allow the LICENSEE to use the TRADEMARK(S) within the territory of the Republic of China in respect of the services as listed in the attached Schedule , and to enter the LICENSEE as a registered user of the TRADEMARK(S).

The parties agree as follows:

1. The LICENSOR hereby grants to the LICENSEE an (exclusive; or non-exclusive), royalty-free and non-transferable license without the right to sublicense, subject to the provisions of this Agreement and for so long as this Agreement remains in effect, to use the Licensed TRADEMARK(S) in the Territory in connection with the advertising, promotion, sale and supply of the Licensed Services .

2. The LICENSEE shall only use the TRADEMARK(S) on the SERVICES in accordance with the standards, specifications and instructions provided by the LICENSOR from time to time. The failure of the LICENSEE to comply with this clause will entitle the LICENSOR to terminate THIS AGREEMENT immediately and to take any and all necessary actions to cancel the registration of the LICENSEE as a licensed user.

3. The LICENSEE shall obtain the prior written consent of the LICENSOR for sublicensing theTRADEMARK(S) to any third party or parties.

4. The LICENSEE shall indicate the licensing of the TRADEMARK(S) in the course of provision of the SERVICES.

5. The LICENSOR (shall;or shall not) reserve the right to use the TRADEMARK(S) within the territory of the Republic of China.

6. THIS AGREEMENT shall take effect on the date first written above and shall continue in full force _____ years.

7. THIS AGREEMENT shall be terminated automatically in the event that the LICENSOR assigns the TRADEMARK(S) to a third party. If the LICENSEE has

sublicensed the TRADEMARK(S) to a third party, the LICENSEE shall have the sublicense terminated as well and take any and all necessary actions to cancel the registration of the sublicense.

8. Upon termination of THIS AGREEMENT, the LICENSOR or its assign may take any and all necessary actions forthwith to cancel the registration of the LICENSEE as a licensed user. The LICENSEE shall provide the LICENSOR, the LICENSOR's assign or designated agent with any and all necessary assistance for the cancellation of such registration.

The LICENSOR has authorized the undersigned to sign this instrument on its behalf this day of , 2013

By _____
Name:
Title:

The LICENSEE has authorized the undersigned to sign this instrument on its behalf this day of , 2013 .

By _____
Name:
Title:

SCHEDULE
OF
TRADEMARK REGISTRATION(S) AND
APPLICATION(S) COVERED BY
TRADEMARK LICENSE AGREEMENT

Reg. or Serial No.

Trademark

Class and Services

TECHNICAL COOPERATION AGREEMENT

This TECHNICAL COOPERATION AGREEMENT ("*Agreement*") is made and entered into by and between:

1. [Party A], a company organized and existing under the laws of the Japan, having its registered office at _____Tokyo, Japan (hereinafter referred to as "*Party A*"); and
2. [Party B], a company organized and existing under the laws of Republic of China ("*ROC*"), having its registered office at _____, Taiwan, ROC (hereinafter referred to as "*Party B*").

WITNESSETH

WHEREAS, Party A is a manufacturer and supplier of the Products (defined below) in Taiwan, having conducted the business of manufacturing and providing the Products and related services both for domestic and foreign industries;

WHEREAS, Party A possesses extensive Know-How (defined below) and experience in the manufacture of the Products;

WHEREAS, Party B desires to seek Party A's technical assistance for the production of the Products in ROC and exportation of the same to the countries within the territory agreed upon by the parties; and

WHEREAS, on the terms and conditions set forth herein, both parties agree to execute this Agreement to regulate their rights and obligations in carrying out the technical cooperation in the first phase described above.

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual covenants hereinafter set forth, Party A and Party B agree as follows:

Article 1 Definitions

As used herein, the following terms shall have the following meanings:

- (1) "Data" shall mean any data obtained from the optimized processing system.
- (2) "Know-How" shall mean (i) the Date; (ii) technology, manufacturing techniques and methods, know-how, quality standards, testing procedures and other technical information utilized in the production of the Products; (iii) any enhancements, modifications, updates and derivatives thereof or thereto; (iv) any information related to the Products, technology, business, financial or marketing plans, materials, drawings, tooling, molds, dies or samples furnished to or disclosed at any time by

Party A to Party B during the term of this Agreement; and (v) any document developed by Party A and/or Party B and which includes the functionality requirements of the Equipment or any component thereof.

(3) "Intellectual Property Rights" shall mean any intellectual property rights of any nature whatsoever existing in any part of the world including, without limitation, patents, trademarks, service marks, registered designs, applications for any of the foregoing, copyright, rights in the Know-How.

(4) "Products" shall mean AAA(製品名).

Article 2 Technical Assistance Services

Under the terms and conditions of this Agreement, Party A shall furnish Party B with the following technical assistance required for the production of the Products:

- (1) Providing the training services as detailed in Article 3 of this Agreement; and
- (2) Supplying technical personnel to assist in demonstrating testing process.

Article 3 Training Services

3.1 Party A shall provide or procure the provision of the Equipment operation training to Party B's staff or its other designated employees ("*Party B Representatives*"). The training shall enable Party B Representatives to run a test for the production of the Products under the assistance and instruction of Party A.

3.2 Party A shall train the Party B Representatives. The period of stay of the training personnel shall be agreed upon by a separate agreement between the parties.

3.3 All training shall be performed in the Japan and/or ROC at locations and times to be agreed upon by the parties.

3.4 Party B agrees to bear the expenses in connection with the travel and stay (full board and lodging) of the training personnel.

Article 4 Price and Term of Payment

4.1 In compensation for the Equipment and the services provided by Party A (other than the Materials) in accordance with Articles 2 and 3 of this Agreement, Party B shall pay to Party A a sum of USD.

4.2 All payments made by Party B under this Agreement shall be paid in US\$, without any deduction or withholding on account of any tax or other amount whether by way of set-off or otherwise. However, if Party B is required by ROC's law to deduct or withhold any amount (if any) on account of withholding tax from payments to Party A under this Agreement, it shall do so in accordance and to the extent required by applicable ROC's law and shall increase the amount of the relevant payment to Party A such that after all such deductions or withholdings, Party A receives the same amount it would have received but for those deductions or withholdings free of liability to any further such taxes. For the avoidance of doubt and without limiting the foregoing, the prices quoted in this Agreement do not include VAT, and the parties shall pay the VAT in accordance with applicable laws.

4.3 Payments shall be made by telegraphic transfer from a bank account in the name of _____ in a commercial bank located in _____ to a bank which shall be designated in writing by Party A, or by such other means as Party A may specify in writing from time to time.

4.4 Party B represents and warrants that (i) the technical cooperation project contemplated herein and the total price of USD for the services provided by Party A in accordance with Articles 2 and 3 of this Agreement have been approved by the government of ROC; and

(ii) the amounts will be released to Party B by the government of ROC within four to six weeks after Party B applies for the release of the amounts by providing the relevant invoices issued by Party A. Party B shall pay to Party A the amounts due for the services (other than the Materials) in four installments as follows:

- (1) USD_____ upon the execution of this Agreement; provided that Party A shall issue an invoice for the amount upon or prior to the execution of this Agreement; and
- (2) USD_____ within three (3) days after the release of the same by the government of ROC to Party B, which shall in no event be later than O X 20xx(日付) or any other date further agreed to in writing by the parties; provided that Party A shall issue an invoice for the amount upon or prior to the execution of this Agreement.

4.5 Party A shall (i) perform its obligations under this Agreement only if and after it receives the first installment payment stipulated in Section 4.4(1). Party B's delay in making any and all payments payable to Party A on the dates stipulated in Section 4.4 shall subject Party B to compensate Party A liquidated damages at % of the outstanding amount due for each day of delay.

Article 5 Obligations of Party B

Party B shall, at its own expense and risk, perform the following during the term of this Agreement:

- (1) To be ready to produce the Products with the assistance of Party A within the term of this Agreement;
- (2) To sign and deliver to Party A an acceptance certificate, in a form to be supplied by Party A; and
- (3) To make the payments due to Party A on the dates agreed upon.

Article 6 Intellectual Property Rights and Confidentiality

6.1 Save as expressly provided under this Agreement, Party B acknowledges that it shall have no right, title or interest in or to any Intellectual Property Rights relating to any of the Know-How or Party A's services provided hereunder. All Intellectual Property Rights whatsoever arising in relation thereto are and shall remain the sole property of Party A. No license of using the Intellectual Property Rights is granted to Party B hereunder during the term of this Agreement.

6.2 All information of a confidential nature including but not limited to the Know-How furnished, made available or approved by Party A, whether in written, oral or any other form or forms under this Agreement shall, during the term hereof, even after the termination of this Agreement, without limit in point of time, be kept strictly confidential by Party B and is for the sole use by Party B in connection with the performance of this Agreement. Party B shall not disclose any Know-How to any person except its employees and consultants to whom it is necessary to disclose it for such discussion and performance, and any such disclosure shall be under a written agreement with terms at least as restrictive as those specified herein. Any of the persons mentioned above who are given access to the Know-How shall be informed by Party B to Party A. The Party B shall protect the Know-How by using the same degree of care as Party A uses to protect the Know-How, but in any event no less than a reasonable degree of care.

Article 7 Exclusivity

Both parties agree not to, whether directly or indirectly, enter into, discuss or negotiate any transaction with any third party, which is related to the technical cooperation project contemplated hereunder or which may cause an adverse impact on the project, and shall not assign any rights or obligations of this Agreement to any third person.

Article 8 Indemnity

Party B shall indemnify and save and hold Party A harmless from and against any and all liabilities, claims, causes of action, suits, damages and expenses (including reasonable attorneys' fees and expenses), for which Party A or both parties becomes liable, or which either party may incur or be compelled to pay by reason of any acts, whether of omission or commission, which may be committed by Party B in connection with Party B's performance of this Agreement.

Article 9 Term and Termination

9.1 This Agreement shall be effective as of O X 20xx(日付) , and unless sooner terminated as provided herein, shall continue in effect until O X 20xx(日付) . Upon expiration of such term, the parties may agree in writing to renew this Agreement for additional 3 months.

9.2 Either party may terminate this Agreement by notice to the other party at any time after the occurrence of any of the following events with respect to the other party: (i) the filing of a petition in bankruptcy or for other relief under the bankruptcy laws; (ii) adjudication as a bankrupt; (iii) assignment, composition or similar agreement for the benefit of its creditors; (iv) failure to discharge within sixty (60) days after appointment a receiver appointed for all or substantially all of its business or property.

9.3 In addition to any other termination under this Agreement, in the event of a default or breach by either party of any of the terms, conditions or covenants of this Agreement, which are to be performed by the breaching party, the other party may, at its option, terminate this Agreement without prejudice to any of its other legal or equitable rights or remedies under this Agreement or otherwise, and notwithstanding any other provision hereof, by giving the breaching party at least thirty (30) days' prior written notice specifying the breach, unless such breach is remedied within such thirty (30) day period.

9.4 Upon termination of this Agreement for the cause attributable to Party B or expiration of the term of the Agreement, Party B shall refrain immediately from any use, in any manner whatsoever, of the Know-How and the Products.

Article 10 Relationship Between the Parties

Nothing herein contained shall be construed to constitute a partnership in a joint venture between the parties or constitute one party the agent of the other for any purpose.

Article 11 Representations and Warranties

Each party represents and warrants to the other party that the execution, delivery and performance of this Agreement by such party has been duly and validly authorized by it, that the person(s) who execute(s) this Agreement on its behalf is/are duly authorized to do so, and that the execution, delivery and performance of this Agreement by such party will not contravene the provisions of any Agreement, indenture or other instrument to which it is a party.

Article 12 Previous Agreements

Unless expressly stated herein, this Agreement supersedes all prior understandings, representations, warranties, indemnities or agreements with respect thereto.

Article 13 Amendments

This Agreement, including any Exhibits annexed hereto, may not be modified, amended or changed in any manner other than by written amendment specifically referring to this Agreement and signed by both parties.

Article 14 Waiver

The failure of either party to enforce any provisions hereof at any time or for any period of time shall not be construed to be a waiver of such provisions or of the right of such party thereafter to enforce each and every such provision.

Article 15 Notices

All notices hereunder shall be in writing and in the English language and shall be considered sufficiently given when received by Party A at _____, Tokyo , Japan , or when received by Party B at _____, Taipei, Taiwan, ROC., or at such other address as shall be specified by written notice to the other party. All such notices must be sent by registered or certified mail.

Article 16 Governing Law and Arbitration

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of the ROC. In the event of any dispute, controversy or claim arising out of or in connection with this Agreement (each, a "Dispute"), the parties shall use their reasonable efforts to resolve such Dispute within a period of 90 days commencing from any party's receipt of a notice from any other party indicating the existence of a Dispute (a "Dispute Notice"). In the event any such Dispute is not so resolved within 90 days after receipt of a Dispute Notice, any party may refer such Dispute to be resolved via arbitration conducted at the Arbitration Association of the ROC in Taipei in accordance with the Arbitration Act of the ROC and the Rules of the Arbitration Association of the ROC.

IN WITNESS WHEREOF, the parties have respectively cause their duly authorized representative to execute this Agreement in duplicates as of the day and year above written.

Party A

Party B

[Company Name]

[Company Name]

By By

Name:

Name:

Title:

Title:

ASSIGNMENT

WHEREAS, _____, a corporation organized under the laws of POLAND and having a place of business at _____ (hereinafter referred to as Assignor), is the proprietor of ROC (Taiwan) Patent No. _____ (hereinafter referred to as "Patent");

WHEREAS, _____, a corporation organized under the laws of _____ and having a place of business at _____ (hereinafter referred to as Assignee), is desirous of acquiring the right, title and interests of the Assignor with respect to the Patent;

NOW, THEREFORE, the Assignor hereby assigns to the Assignee all of the Assignor's right, title and interests with respect to the Patent, including but not limited to the right to claim damages and seek all other remedies against any third party's infringement of the Patent which occurred prior to the assignment of the Patent, the right and interest to claim priority related to the Patent as well as all other emoluments, interests, profits, and benefits arising therefrom. The Assignee agrees to receive the assignment of the Patent as stated above.

ASSIGNOR: _____

By _____

Date _____

Name (Print):

ASSIGNMENT

WHEREAS _____, a corporation organized and existing under the laws of _____, located at _____ (hereinafter called "the Assignor"), is the proprietor of the trademark(s) registered in the Republic of China as per the Schedule attached hereto (hereinafter called "the Trademark(s)");

WHEREAS _____, a corporation organized and existing under the laws of _____, located at _____ (hereinafter called "the Assignee"), is desirous of acquiring the right and interest to the Trademark(s) in the territory of the Republic of China.

NOW, THEREFORE, TO ALL WHOM IT MAY CONCERN, let it be known, that for and in consideration of the sum of One Dollar, the receipt of which is hereby acknowledged, and other good and valuable considerations, the Assignor has sold, assigned and transferred the entire right, title and, interest in and to the Trademark(s) in the territory of the Republic of China unto the Assignee, its successors and assigns.

IN WITNESS WHEREOF, the Assignor has hereunto authorized the undersigned to affix the corporate seal and sign this instrument on its behalf this day of _____ 201.

(CORPORATE SEAL)

By _____
Name: _____
Title: _____

IN WITNESS WHEREOF, the Assignee has hereunto authorized the undersigned to affix the corporate seal and sign this instrument on its behalf this day of _____ 201.

(CORPORATE SEAL)

By _____
Name: _____
Title: _____

Trademark

Reg. No.

Letter of Consent

We, _____, the owner of trademark “_____” Reg. No. _____ in Taiwan, hereby state as follows:

1. We consent to the use and registration in Taiwan by _____ having a principal place of business at _____, of the trademark application for “_____” under Serial No. _____ in respect of the goods “_____” in Class(es) . We will not oppose or make any objection to the above use and registration.
2. This letter is issued on the belief that trademarks “_____” Reg. No. _____ and “_____” Serial No. _____ are distinguishable from each other and will not cause any confusion to general consumers with regard to the source of the goods concerned, due to the fame and nature of business conducted by _____ under the mark “_____”.
3. When we issue this Consent, it is understood that if we desire to file any application to register a trademark identical or similar to trademark “_____” Serial No. _____ in the future, the application may not be granted unless consent from the owner of trademark “_____” Serial No. _____ is first obtained.

Signed this _____ day of _____, 201 .

By: _____

Name: _____

Title: _____

六、添付資料

添付資料一

【台湾特許・実用新案・意匠登録出願 政府手数料表】

(2016年1月現在、1件当たりの費用で)

出願	特許出願		NT\$3,500	
	実用新案登録出願		NT\$3,000	
	意匠／関連意匠登録出願		NT\$3,000	
	優先権主張の回復		NT\$2,000	
	早期公開の請求(特許出願のみ)		NT\$1,000	
	実体審査の請求(特許出願のみ)(注1)		NT\$7,000	
	早期審査の請求(注2)		NT\$4,000	
	誤訳の補正／訂正		NT\$2,000	
	面接及びその準備		NT\$1,000	
	現場検証		NT\$5,000	
	出願変更	特許出願		NT\$3,500
		実用新案		NT\$3,000
		意匠		NT\$3,000
	分割出願	特許出願		NT\$3,500
		実用新案		NT\$3,000
意匠		NT\$3,000		
再審査(特許出願及び意匠のみ)	特許出願(注3)		NT\$7,000	
	意匠		NT\$3,500	
登録	特許・実用新案・意匠証書料の納付		NT\$1,000	
年金	特許権	第1～3年目(毎年)	NT\$2,500	
		第4～6年目(毎年)	NT\$5,000	
		第7～9年目(毎年)	NT\$8,000	
		10年目以降(毎年)	NT\$16,000	
	実用新案登録	第1～3年目(毎年)	NT\$2,500	
		第4～6年目(毎年)	NT\$4,000	
第7～9年目(毎年)		NT\$8,000		

		10年目以降(毎年)	NT\$8,000
	意匠登録	第1～3年目(毎年)	NT\$800
		第4～6年目(毎年)	NT\$2,000
		第7～9年目(毎年)	NT\$3,000
		10年目以降(毎年)	NT\$3,000
その他	技術評価書の請求(実用新案のみ)(注4)		NT\$5,000
	強制実施の請求(特許のみ)		NT\$100,000
	強制実施権の取消請求(特許のみ)		NT\$100,000
	出願権又は特許・実用新案・意匠権の譲渡の登録		NT\$2,000
	実施権／再実施権の設定の登録		NT\$2,000
	実施権／再実施権の取消しの登録		NT\$2,000
	質権の設定の登録		NT\$2,000
	質権の取消しの登録		NT\$2,000
	質権に係る他の変更登録		NT\$300
	信託の設定の登録		NT\$2,000
	信託の設定の取消しの登録		NT\$2,000
	信託の設定の移転の登録		NT\$2,000
	信託の変更の登録		NT\$300
	出願人、発明者、考案者、創作者の氏名の変更		NT\$300
	代理人変更の登録		NT\$300
	特許庁公文書の再発行の請求		NT\$1,000
	登録証の再発行の請求		NT\$600
	優先権書類の取得		NT\$1,000
	英語登録証の取得		NT\$1,000
	特許権存続期間延長登録の請求		NT\$9,000
特許権存続期間延長の拒絶査定に対する不服申立		NT\$8,000	
特許権存続期間延長の拒絶査定に対する不服申立－補充理由書の提出		NT\$2,000	
無効審判	無効審判請求	特許(注5、6)	NT\$5,000
		実用新案(注5、6)	NT\$5,000

	意匠	NT\$8,000
	補充理由書／証拠の提出	NT\$2,000

注：

1. 2010年1月1日以降に出願された特許出願案件、及び2013年1月1日以降に実体審査を請求した特許出願案件については、請求項が10項以下の場合、政府手数料はNT\$7,000で、請求項が10項を超える場合は、1項増す毎にNT\$800が加算される。さらに、中国語明細書及び図面のページ数が計50ページを超える場合は、50ページごとにNT\$500を追加納付し、超えたページ数が50ページに満たない場合もNT\$500を追加納付する。
2. 業としてその実施が必要であるとの事由で早期審査を請求する場合の政府手数料である。
3. 2010年1月1日以降に出願された特許出願案件、及び2013年1月1日以降に再審査を請求した特許出願案件については、請求項が10項以下の場合、政府手数料はNT\$7,000で、請求項が10項を超える場合は、1項増す毎にNT\$800が加算される。さらに、中国語明細書及び図面のページ数が計50ページを超える場合は、50ページごとにNT\$500を追加納付し、超えたページ数が50ページに満たない場合もNT\$500を追加納付する。
4. 請求項が10項を超える場合は、1項増す毎にNT\$600が加算される。
5. 互惠原則の違反や出願権の瑕疵など特定の理由により無効審判を請求した場合、政府手数料は特許がNT\$10,000、実用新案がNT\$9,000である。
6. 政府手数料はNT\$5,000で、無効審判を請求した請求項毎にNT\$800が加算される。

POWER OF ATTORNEY

We hereby, in accordance with Article 11 of the Patent Act, appoint Dr. C. V. Chen (陳長文律師) and of LEE AND LI, Attorneys-at-Law, of 7th Floor, 201, Tun Hua North Road, Taipei, Taiwan, Republic of China, jointly or severally, to be our patent attorney/patent agent in Taiwan, Republic of China, in connection with patent applications and all other patent-related matters, including but not limited to the following activities that explicit appointment is required by Article 10 of the Implementation Rules of the Patent Act:

- (1) To appoint and discharge patent attorney/agent(s);
- (2) To withdraw patent applications;
- (3) To withdraw divisional applications;
- (4) To withdraw converted patent applications;
- (5) To withdraw re-examination petitions;
- (6) To withdraw applications for corrections;
- (7) To withdraw cancellation petitions; and
- (8) To abandon patent rights.

Dated:

Duly executed with authorization,

By _____
(Name in print)

*Legalization or notarization is not required.

添付資料三

【台湾商標登録出願 手数料表】
(2016年1月現在)

出願	商標又は団体商標	国際分類第1類～第34類商品を指定	同じ区分で商品が20個まで	区分ごとに NT3,000
			同じ区分で商品が20個を超えた場合	1個ごとに NT\$200
	国際分類第35類～第45類役務を指定	--		区分ごとに NT3,000
		第35類の特定商品の小売・卸売りを指定、5個を超えた場合		1個ごとに NT\$500
	団体標章又は証明標章			1件 NT\$5,000
登録	商標、団体商標、団体標章又は証明標章			区分ごとに NT2,500
更新登録	商標又は団体商標			区分ごとに NT4,000
	団体標章又は証明標章			1件につき NT\$4,000
分割	登録出願	---		分割後の件数により異なり、件数が1件増えた場合1件につき NT2,000
	商標権、証明標章権又は団体商標権	--		分割後の件数により異なり、件数が1件増えた場合1件につき NT2,000
		異議申立、無効審判或不使用取消審判が確定する前に		
その他	出願中又は登録後の変更	--		1件 NT\$500
	登録商標の指定商品又は役務の減縮			1件 NT\$500
	ライセンス又はサブライセンス	--		1件 NT2,000

ライセンス又はサブライセンスの廃止	1 件 NT1,000
譲渡	1 件 NT2,000
質権設定登録	1 件 NT2,000
質権消滅登録	1 件 NT1,000
異議申立	区分ごとに NT4,000
無効審判	区分ごとに NT7,000
不使用取消審判	区分ごとに NT7,000
異議申立、無効審判又は不使用取消審判への参加	1 件 NT2,000
証明書類の請求	1 件 NT500
包袋ファイルの閲覧	1 件 NT500
登録証書の再発行	1 件 NT500

POWER OF ATTORNEY

We, (a)
registered under the laws of (b)
having a principal place of business at (c)
hereby constitute and appoint (d)
at (e)
jointly and severally, to be our attorneys in connection with all matters concerning
trademark/certification mark/collective membership mark/collective trademark in the
Republic of China (Taiwan), with full power of substitution and revocation, to

- (1) Apply for new registrations;
- (2) Apply for renewal of registrations;
- (3) Apply for recordal of assignments;
- (4) Apply for change of name;
- (5) Apply for recordal of amendments;
- (6) Apply for restriction of designated goods or services;
- (7) Apply for dividing trademark applications/registrations;
- (8) Apply for recordal of pledge;
- (9) Apply for recordal of license and/or sublicense;
- (10) Apply for issuance of duplicate/certified documents;
- (11) Apply for change of attorney;
- (12) Institute and/or defend opposition proceedings;
- (13) Institute and/or defend invalidation proceedings;
- (14) Institute and/or defend revocation proceedings;
- (15) Take any and/or all other necessary action or actions to defend or voluntarily cancel or withdraw registrations, applications and/or proceedings as the case may be; and
- (16) Receive service of processes.

before the Intellectual Property Office, to institute and withdraw appeals before the
Ministry of Economic Affairs, and generally to represent us and to transact all business
on our behalf in the registration and protection of trademark/certification
mark/collective membership mark/collective trademark in the Republic of China
(Taiwan).

This POWER OF ATTORNEY is duly executed by our authorized representative on this
day of

(a)

By _____
(f)

(g) _____

Notes:

1. For blanks (a), (b), (c), (d), (e), (f) and (g), please insert:
 - (a) name of the applicant corporation;
 - (b) name of State and/or Country;
 - (c) full address;
 - (d) name of the agent;
 - (e) address of the agent;
 - (f) name of the executing officer; and
 - (g) title of the executing officer.
2. Neither legalization nor notarization is required

添付資料五

台湾の主要な法律事務所の紹介（データの出所：台北弁護士会、2015.9 時点）

名称（弁護士数降順）	弁護士数	日本語要員
理律法律事務所 LEE & LI ATTORNEYS AT LAW www.leeandli.com	147	いる
萬國法律事務所 FORMOSA TRANSNATIONAL ATTORNEYS AT LAW www.taiwanlaw.com	64	いる
国際通商法律事務所 BAKER & MCKENZIE www.bakernet.com	60	いる
寰瀛法律事務所 FORMOSAN BROTHERS ATTORNEYS AT LAW www.fblaw.com.tw	48	いる
建業法律事務所 CHIEN YEY LAW OFFICE www.chienyeh.com.tw	55	いる
常在国際法律事務所 TSAR & TSAI LAW FIRM www.tsartsai.com.tw	48	いる
協合国際法律事務所 LCS & PARTNERS www.lcs.com.tw/tw	38	いる
宏鑑法律事務所 CHEN & LIN ATTORNEYS AT LAW www.chenandlin.com	19	いる
衆達国際法律事務所 JONES DAY www.jonesday.com.tw	22	いる
台湾国際専利法律事務所 TAIWAN INTERNATIONAL PATENT & LAW OFFICE www.tiplo.com.tw	15	いる

LETTER OF CONSENT

We, the undersigned,,
representative of , having a principal office at

_____ ,
is the owner of the trademark "" registered in Taiwan under No. and do hereby
declare that we have no objection to the registration and use of the trademark ""
in Taiwan on behalf of in relation to
in International Class .

We understand that We may have to obtain the consent from the owner of
the trademark "" applied in Taiwan under No. if We intend to apply
for/register a mark the same or similar to the aforesaid mark in Taiwan.

Date:

By _____

Name:

Title:

産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、
公益財団法人交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp/

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル

平成28年3月 発行

発行者

舟町仁志

発行所

公益財団法人 交流協会

【禁無断転載】

東京都港区六本木3-16-33

青葉六本木ビル7階

印刷所

株式会社 丸井工文社

執筆協力：(理律法律事務所 (LEE AND LI Attorneys-at-Law))
(台北市敦化北路201号7階)
